

## 平成22年第2回志布志市議会定例会

### 目 次

第1号（6月7日）		頁
1. 議事日程	.....	10
2. 出席議員氏名	.....	11
3. 欠席議員氏名	.....	11
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	.....	11
5. 議会事務局職員出席者	.....	11
6. 開 会・開 議	.....	12
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	.....	12
8. 日程第2 会期の決定	.....	12
9. 日程第3 報告	.....	12
10. 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	.....	13
11. 日程第5 施政方針	.....	14
12. 日程第6 議案第38号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	34
13. 日程第7 議案第39号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	35
14. 日程第8 議案第40号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	.....	38
15. 日程第9 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	.....	58
16. 日程第10 議案第42号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	61
17. 日程第11 議案第43号 和解について	.....	63
18. 日程第12 議案第44号 財産の取得について	.....	64
19. 日程第13 議案第45号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	.....	69
20. 日程第14 議案第46号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	.....	88
21. 散 会	.....	90
第2号（6月14日）		
1. 議事日程	.....	91
2. 出席議員氏名	.....	92
3. 欠席議員氏名	.....	92
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	.....	92
5. 議会事務局職員出席者	.....	92

6. 開 議	93
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	93
8. 日程第2 一般質問	93
鬼塚 弘文	93
西江園 明	113
小野 広嗣	134
長岡 耕二	160
9. 散 会	168

### 第3号（6月15日）

1. 議事日程	169
2. 出席議員氏名	170
3. 欠席議員氏名	170
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	170
5. 議会事務局職員出席者	170
6. 開 議	171
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	171
8. 日程第2 一般質問	171
立平 利男	171
小園 義行	186
鶴迫 京子	212
9. 散 会	229

### 第4号（6月16日）

1. 議事日程	230
2. 出席議員氏名	231
3. 欠席議員氏名	231
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	231
5. 議会事務局職員出席者	231
6. 開 議	232
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	232
8. 日程第2 一般質問	232
金子 光博	232
福重 彰史	247
下平 晴行	269

9. 日程第3 報告	286
10. 散 会	287

## 第5号（6月29日）

1. 議事日程	288
2. 出席議員氏名	289
3. 欠席議員氏名	289
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	289
5. 議会事務局職員出席者	289
6. 開 議	290
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	290
8. 日程第2 議案第40号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	290
9. 日程第3 議案第42号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	293
10. 日程第4 議案第43号 和解について	294
11. 日程第5 議案第44号 財産の取得について	296
12. 日程第6 議案第45号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	298
13. 日程第7 議案第46号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	314
14. 日程第8 陳情第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見 書の採択について	316
15. 日程第9 議案第47号 財産の取得について	317
16. 日程第10 議案第48号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	325
17. 日程第11 発議第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意 見書の提出について	327
18. 日程第12 議員派遣の決定	328
19. 日程第13 閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長）	328
20. 日程第14 閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）	328
21. 閉 会	329

平成22年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月 7日	月	本会議	開会 会期の決定 施政方針 議案上程
8日	火	休 会	
9日	水	休 会	
10日	木	休 会	
11日	金	休 会	
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	本会議	一般質問
15日	火	本会議	一般質問
16日	水	本会議	一般質問
17日	木	委員会	
18日	金	委員会	
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	
22日	火	休 会	
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	
25日	金	休 会	
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	
29日	火	本会議	委員長報告・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
議案第38号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号	志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号	和解について
議案第44号	財産の取得について
議案第45号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
議案第46号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号	財産の取得について
議案第48号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
陳情第9号	志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書
陳情第10号	観光活性化に関する陳情書
陳情第11号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について
陳情第13号	自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書
発議第7号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長）	
閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	

### 3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 鬼塚 弘文	1 教育行政について	(1) 市立八野小学校の今後に関する陳情書が提出されているが、行政、教育委員会として今後どのような対応策を考えているか。 (2) 市立中学校の小規模校の正規教職員配置の実態はどうなっているか。	市長 教育委員長
	2 道路行政について	(1) 県道3号日南志布志線の局部改良の進捗状況について問う。 (2) 集落道路(森山地区)の改良要望が提出されているが、どのように対応されるのか。	市長
	3 国際バルク戦略港湾について	(1) 指定の可能性について問う。 (2) 地域経済への影響について問う。	市長
2 西江園 明	1 運動公園の管理について	(1) 志布志港新若浜地区の背後地にある緑地の管理について県との協議の経過を問う。 (2) 運動公園にシャワー施設の整備はできないか。	市長 教育委員長
	2 指定管理者制度について	(1) 制度導入のプロセスを問う。 (2) 公共施設管理公社等の協定の在り方について問う。 (3) 制度の今後の在り方についてどのように考えているか。	市長 教育委員長
	3 行政姿勢について	(1) 市長選における支持者に対する論功行賞はないか。	市長
3 小野 広嗣	1 行政サービスについて	(1) 施政方針には、「人事評価制度の取り組みを推進し職員の活性化に努める」とあるが、市民に行政サービスを提供する職員の資質向上へ向けた今後の具体的な取り組みについて示せ。	市長
	2 環境行政について	(1) 国は二酸化炭素削減の目標として「チャレンジ25」を掲げているが、本市のストップ・ザ・温暖化に対する決意と取り組みについて示せ。	市長
	3 IT施策について	(1) ITの活用は市の業務に必須であるが、一方ではその経費削減が大きな課題である。効率的な経費削減へ向けた取り組みについて示せ。 (2) 本市のイントラネットパソコンの配備台数と教育用パソコンの配備台数及びその調達方法を示せ。 (3) マイクロソフト社のオフィス製品に係る1台当たりの月額に換算した場合の費用について示せ。	市長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 小野 広嗣	3 IT施策について	(4) イントラネットパソコン、教育用パソコンにオープンオフィスの導入の考えはないか。また、ファイル形式の国際標準規格への考え方について示せ。	市長 教育委員長
	4 教育行政について	(1) 文部科学省の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を見ると、子どもの体力の低下傾向は深刻である。本市の子どもの体力向上を目指した小中学校の取り組みを示せ。	教育委員長
4 長岡 耕二	1 口蹄疫対策について	(1) 法定伝染病の予防対策は万全か。 (2) 予防対策・発生時の志布志市独自のマニュアル作成は考えられないか。	市長
	2 農産物の流通について	(1) 曾於地域公設地方卸売市場に農産物の貯蔵施設を設置する考えはないか。	市長
5 立平 利男	1 畑かん事業について	(1) お茶の防霜用として水が有効であるが、水不足の状況にある。今後の対策を問う。	市長
	2 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 整備後の利活用の方策をどのように進めていくのか。 (2) 有明町開発農業協同組合の有線放送事業は行政連絡やJAの情報の提供など広く活用されてきたが、今後の在り方をどのように考えているか。	市長
6 小園 義行	1 口蹄疫の対応について	(1) 本市経済への影響はどの程度か。 (2) 関係農家等への税の減免等は考えられないか。	市長
	2 国保税について	(1) 減免に関する規則の見直しはどうか。	市長
	3 いきいき・元気っ子・応援プランについて	(1) 現状と計画の進め方を問う。	教育委員長 市長
	4 健康増進法について	(1) 現状認識と取り組みを問う。	教育委員長 市長
	5 組織機構の再編について	(1) 本庁と支所の機能分担の見直しや適正な人員配置をどう考えているか。	市長 教育委員長
7 鶴迫 京子	1 子ども手当と給食費について	(1) 本市の子ども手当受給見込み世帯数と支給額はいくらになるか。状況、内容を。また、現在の申請率はどれくらいか。 (2) 子ども手当申請の準備作業での不備申請も含め、問題はなかったのか。これまでの取り組み状況と経過を。	市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 鶴迫 京子	1 子ども手当と給食費について	(3) 文部科学省が「子ども手当の支給と給食費の引き落とし口座を同じにするよう保護者に協力を求めて」と呼び掛ける通知を各都道府県に出した。このことを受けて市にも通達があったと思うが、内部での協議がなされたのか、その取り扱いについて。 (4) 本市の全小中学校における給食費の未納状況と、滞納を減らすための対応策は。 また、市長の現状認識は。 (5) 給食費の滞納者に支払い要請を促し、子ども手当受給と同一口座にして給食費を払ってもらえる仕組みを本市独自で作れないか。	市 長 教育委員長
8 平野 栄作	(取り下げ)		
	(取り下げ)		
9 金子 光博	1 施政方針について	(1) 各種「日本一」の本気度について問う。	市 長
10 福重 彰史	1 口蹄疫対策について	(1) 防疫対策の取り組みと農家支援について	市 長
	2 農業振興について	(1) 湿田解消に向けた対策を問う。	市 長
	3 ブランド推進課設置について	(1) 課設置の目的を問う。	市 長
	4 道路整備について	(1) 県道柿ノ木志布志線弓場ヶ尾地区の見通しを問う。	市 長
11 下平 晴行	1 財政健全化について	(1) 再建団体にならないために財政健全化に取り組んでいる先進地があるが、どうか。	市 長
	2 ふるさと納税制度の取り組みについて	(1) ふるさと納税のより一層の納税推進を図るため、市と民間が協力して取り組みをしている先進地があるが、どうか。	市 長
	3 各種使用料等の納付の取り扱いについて	(1) 各種使用料や奨学金等の滞納があるが、納付の在り方について問う。	市 長 教育委員長
	4 防犯灯の設置について	(1) 防犯灯の設置はどのような基準をもって取り組みがされているか。	市 長
	5 環境対策について	(1) 国指定の天然記念物のカワゴケソウ等がし尿や家庭雑排水等の水質汚染による環境変化に弱いため、生育が危ぐされることについて問う。	市 長 教育委員長



質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11下平 晴行	6道路の改良について	(1) 県道3号日南志布志線の改良の取り組みについて (2) 市道弓場ヶ尾・佐野原線の改良について	市長

## 平成22年第2回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成22年6月7日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 施政方針
- 日程第6 議案第38号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第40号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第43号 和解について
- 日程第12 議案第44号 財産の取得について
- 日程第13 議案第45号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第46号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

**出席議員氏名（24名）**

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成22年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、鶴迫京子君と藤後昇一君を指名いたします。

—————○—————

### 日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの23日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの23日間に決定しました。

—————○—————

### 日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。  
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第9号及び陳情第11号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。陳情第10号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成21年度事業報告及び決算書、平成22年度事業計画及び予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

また、議会運営委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

次に、第86回全国市議会議長会定期総会において、次の3名の方が表彰を受けられましたので報告いたします。

一般表彰、議員15年以上、野村公一君、谷口松生前議員。

一般表彰、議員10年以上、宮田慶一郎前議員。

以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時03分 休憩

午前10時08分 再開

○

#### 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 会議を再開します。

日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成21年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

一般会計の平成21年度から平成22年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので御報告申し上げます。

繰越明許費につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、公共投資臨時交付金など、国の補正予算に係る事業が主なもので、総額55億6,977万円の繰り越しでございます。

なお、進ちょく状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の1ページから3ページを御覧ください。

それでは、まず2款、総務費の移動通信用鉄塔施設整備事業1億6,124万1,000円、地域情報通信基盤整備推進交付金事業46億3,380万1,000円、志布志支所駐車場整備事業220万円。

3款、民生費の健康ふれあいプラザ改修事業497万3,000円、子ども手当事務取扱交付金事業299万2,500円。

4款、衛生費のインフルエンザ対策事業1,810万円。

6款、農林水産業費の地域情報通信技術利活用推進交付金事業3,700万円、家畜指導センター改修事業650万円、市単独土地改良事業6,060万円、林道整備であります機能回復整備事業2,125万5,000円、市単独林道舗装事業2,750万円。

これらにつきましては、国の補正予算に係る事業で年度内にその支出が終わらなかったため、それぞれ繰り越したものでございます。

次に、7款、商工費の地域振興券発行事業283万1,000円につきましては、その使用期限を発行の日から六月を経過した日の属する月の末日までと定めていることから、換金の一部を繰り越したものでございます。

7款、商工費の観光施設改修事業1,557万1,000円、8款、土木費の道路維持整備事業1億5,791万8,500円につきましては、国の補正予算に係る事業で年度内にその支出が終わらなかったため、それぞれ繰り越したものでございます。

8款、土木費の地域活力基盤創造交付金事業5,660万円、市単独道路改良事業2,500万円につきましては、用地交渉及び補償交渉並びに工事発注区間の計画調整に時間を要し、年度内に完成しなかったため繰り越したものでございます。

8款、土木費の市営住宅改修事業1,800万円。

9款、消防費の防災情報通信設備事業交付金事業670万9,000円。

10款、教育費の学校情報通信技術環境整備事業の小学校費5,466万4,000円、中学校費2,845万3,000円、地上デジタル受信設備改修事業の小学校費1,270万2,000円、中学校費630万1,000円、小学校施設改修事業1,400万円、中学校耐震補強事業1億8,990万円、中学校施設改修事業320万円、図書館歩廊設置事業175万8,000円につきましては、国の補正予算に係る事業で、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

以上が平成21年度志布志市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についての説明でございますが、繰越財源の内訳としまして、既収入特定財源が306万7,000円、このうち雑入が283万1,000円、市債が23万6,000円でございます。

また、未収入特定財源が55億1,764万3,500円、このうち分担金が78万9,000円、国庫支出金が47億9,537万500円、県支出金が3,193万6,000円、基金が434万8,000円、市債が6億8,520万円でございます。

また、一般財源が4,905万9,500円でございます。

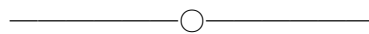
よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（上村 環君）** ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



## 日程第5 施政方針

**○議長（上村 環君）** 日程第5、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

**○市長（本田修一君）** 施政方針を述べる前に一言、先ほど表彰を受けられました野村議員ほか2名の皆様方、本当に長きにわたり旧町時代から、また新市になりましてさまざまな形で行政とともに、行政運営、市の振興のために尽くしていただき本当に感謝申し上げたいと思います。

そしてまた、このたびの表彰、誠におめでとうございます。

今後とも御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

施政方針。

本日ここに、平成22年第2回志布志市議会定例会の開会に当たりまして、平成22年度における市政運営に臨む所信を御説明申し上げます。

私は、先の定例会におきまして、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政」の信念の下、「志のあふれるまち」をまちづくりの基本理念として、共生・協働・自立の社会づくりに全力を傾注していくことを市民の皆様に約束し、今期の市政に対する所信を申し述べたところであります。

志布志市長として2期目の市政に臨むに当たり新たに、志布志市の発展に「夢」と「挑戦」を描き、その取り組みを市民一体の運動として、「ごみの資源化率日本一」、「健康づくり日本一」、さらに「日本一の情報技術(ICT)先進地」を目指して、これら三つの取り組みを基本に、さまざまな日本一づくりに取り組んでいくこと。また、地域の豊富な資源を生かし、市民の所得向上、観光客の誘客増、志布志市のイメージアップにつなげ、「住みたいまち」、「訪れたいまち」として選ばれるための取り組みの方策を探り、研究を行い、「志布志ブランド」の開発を行っていくことを述べたところであります。これらのことを積極的に推進していくために、「ブランド推進課」の設置を行います。

このことを基本にし、市民の皆様にお示ししました各種の事務事業につきまして、まちの指針である「第一次志布志市振興計画」の実現に向け、厳しい財政状況の中で、継続して努力すべきもの、新たな課題として取り上げるものといったように整理し、補正予算として編成に努めたところであります。

今日の国内外の経済は、一部では景気が上向き状態となってきたとの情報もありますが、依然として回復の兆しが見えない状況にあります。

このことは、いまだに本市の基幹産業の農・畜・林・水産業に大きな打撃を及ぼし、また市内の中小・零細企業等や商店街の活性化等にも多大な影響が出ており、本市において、市民の所得向上が喫緊の最重要課題であると認識しております。

このような状況にある中、4月に宮崎県で発生しました口てい疫は、その後も感染が広がり現在も収束に至ってない現状であります。このような状況等により、本年度のお釈迦まつりとその関連のイベント等がすべて中止となったところです。市内の畜産関係者等への影響等を察するに口てい疫の侵入防止のために、実行委員会におかれても苦渋の判断がなされたところであります。

市民の皆様方にはあらゆる方面で御理解をいただき、また、全面的な御協力をいただいているところでございます。今後もまだまだ予断は許されない状況でありますので、行政としましても十分な対応を行ってまいりたいと考えております。

私は、今回2期目の市政に臨むに当たり、初心に返り、市民の声を謙虚に受け止め、耳を傾け、足を運び、手を差し伸べ、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現のために誠心誠意、全力を傾注する覚悟であります。

これまで同様、議会をはじめ、市民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、志布志市振興計画の「七つのまちづくりの方針」に沿って御説明申し上げます。そして施政方針といたします。

まずはじめに、「郷と郷」、「人と人」、「物と物」のつながりがあるまちについてでございます。

志布志港の整備につきましては、5万トン級の大型コンテナ船が入港可能な岸壁と、コンテナ蔵置能力が12万TEUのコンテナヤード、そしてガントリークレーン2基を有する新若浜地区国際コンテナターミナルが昨年3月に供用開始され、利便性の向上が図られたところであります。

今後も、国際物流拠点港としての整備につきまして、引き続き、港湾施設利用者の意見が十分反映されるよう、志布志港湾振興協議会と連携を図りながら、港湾管理者である鹿児島県に働き掛けてまいります。

その港湾施設を有効に活用するためのポートセールス活動につきましては、志布志港における外貿コンテナ貨物の課題である輸出貨物の拡充に重点を置き、その活動に努め、平成21年の外貿コンテナ貨物取扱量は、速報値ではありますが、7万2,565TEUと過去最高を更新したところであります。

しかしながら、依然として南九州地域で製造された工業製品の多くが、北部九州港から輸出されているという状況であります。

そのようなことから、現在、志布志港を活用し輸出入されている貨物の維持・拡充に努めるとともに、志布志港から更なる新規輸出入貨物の確保を図る取り組みといたしまして、「志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」を新たに創設し、コンテナ貨物の増加対策に取り組んでまいります。

また、志布志港の後背地にある南九州地域の畜産地帯を支えている穀物など、バルク貨物の輸入につきましては、港湾関連事業所で構成している「志布志港湾振興協議会」内に、「国際バルク戦略港湾選定推進検討部会」を4月8日に立ち上げ、国が進めております「国際バルク戦略港湾」に志布志港が選定されるよう、施設を利用されている方々の要望を取りまとめているところであります。選定につきましては、8月3日の計画書締め切りで進められており、6月1日に公募が開始され、近々、港湾管理者等への説明会が開催される予定であります。

今後のスケジュールといたしましては、応募後、数回のプレゼンテーションを経て、その結果が年末に出るといったこととなります。

本市といたしましては、港湾利用者である民間事業所の要望等が反映された形で「国際バルク戦略港湾」に選定されるよう、今後、港湾管理者である鹿児島県、そして利用者である民間事業所と連携を図り、官民一体となった計画書作成、要望活動を展開し、その選定に向けて取り組んでまいります。

このように、志布志港の利用促進や整備拡充を図ることで、コンテナ貨物を取り扱う倉庫関連企業の増設や、輸出関連企業の進出、新若浜地区多目的国際ターミナルの第二期工事の早期着工、そして国際バルク戦略港湾選定に伴う既存の港湾関連事業の維持・継続、さらに新規公共事業の創設など、本地域における雇用の拡大にも寄与できるものと考えております。

また、食品関係の輸出促進事業として、一昨年度から取り組んできた「フード・タイペイ」への出展事業等については、平成23年度以降、大隅地域全体で取り組んでもらえるよう働き掛けて



おり、本年度の本市の取り組みといたしましては、市内事業所が食品輸出事業に取り組みやすい環境を整えるために、各種海外ミッション等への参加費の一部を助成する補助事業を新たに創設いたしました。

「さんふらわあ」志布志航路につきましては、市及び県がそれぞれ利用促進協議会を設立し、利用促進活動を展開しているところでございます。

本年度は、特に「マイカー利用者」増加対策に重点を置き、鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会や大隅総合開発期成会の協力を得て、その利用促進に努めております。

また、「さんふらわあ」の運航会社である「株式会社 フェリーさんふらわあ」においても、更に利用しやすい「船に泊まろう・マイカープラン」を企画されるなど、官民一体となって旅客の利用の掘り起こしに取り組み、同航路の維持・確保に努めているところであります。

市の協議会といたしましては、本年度も引き続き、団体・修学旅行による利用者への利用促進助成事業や、旅行エージェントとタイアップした企画ツアーなどを実施するとともに、各種関係機関・団体と連携を図りながら、旅客及び貨物の確保、そして志布志航路の更なる利用促進に努めてまいります。

道路関連では、東九州自動車道につきましては、既に志布志市内の用地説明会は終わり、安楽川及び菱田川に架かる橋りょう工事に続き、順次用地買収が進められています。

いまだ基本計画区間のままである日南～志布志間については、昨年6月に設立された「東九州自動車道日南～串間～志布志間建設促進協議会」を通して、両市と一緒に活動してまいります。

道路特定財源の一般財源化など厳しい状況下ではありますが、早期の工事完成へ向けて、引き続き関係団体と連携して、国・県に対して要望してまいります。

都城志布志道路ではありますが、現在、末吉～有明北間約8kmが供用開始されております。今後は、現在整備中の伊崎田字尾～安楽大迫間の早期完成と残りの区間の調査区間から整備区間への格上げ等について、関係機関に対し、引き続き強く要望してまいります。また、4月には、都城青年会議所と新大隅青年会議所による、都城志布志道路の早期完成を求める「5万人署名プロジェクト」の取り組みが開始されました。今後、地域住民と一体となった促進活動を展開してまいります。

国道220・269号線については、今日の高齢化社会に対応すべく、安心・安全な生活環境整備である歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。

県道の整備につきましては、志布志港を拠点とした幹線道路である柿ノ木志布志線・弓場ヶ尾地区や塗木大隅線・泰野地区、今別府串間線・立花迫地区の早期完成を引き続き推進するとともに、地域の要望を踏まえ、局部改良や離合帯設置など早期に整備効果を共有できる手法も取り入れながら、積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

市道の整備につきましては、活力ある地域づくりを推進するため、生活関連道路の整備を推進するとともに、国道、県道また高速道路へアクセスする基幹市道網の整備計画を策定し、補助事

業・単独事業を活用しながら計画路線の整備を図ってまいります。

また、地域情報化の整備、推進につきましては、本年、地域情報通信基盤整備推進事業を実施して、電子自治体の推進と高度情報化へ対応したまちづくり及び地方・都市間における情報通信格差是正を図り、行政サービスの充実、行政事務の効率化に努めてまいります。

また、市内にはいまだ高速な通信回線(ブロードバンド)が整備されていない地域、携帯電話の利用できない地区、地上デジタル放送難視聴地区が存在し、市街地と周辺地間で情報通信格差が生じており、その課題を解決してまいります。

光ファイバー回線による情報通信基盤を整備し、行政告知放送端末を全戸に設置して、市民の皆様が安心して生活できるシステムを構築します。そして、産業、教育、防災、行政等さまざまな分野において活用を進め、住民のだれもが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりと市民サービスの向上に努めてまいります。

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、まちとまちとが連携して取り組みを行う定住自立圏構想は、昨年度、中心市である鹿屋市及び都城市のそれぞれと協定を結び、大隅定住自立圏共生ビジョン及び大隅広域定住自立圏共生ビジョンが完成したところであります。中心市と周辺市町が抱える課題である医療や産業振興、交通、交流等さまざまな政策分野において具体的な取り組みに連携をし、それぞれの共生ビジョンの計画達成に向け努力してまいります。

以上、これらの施策により、市内の均衡ある発展を図り、都市基盤・交通基盤の整備を推進してまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

住まい・まちづくりにおける住環境の整備につきましては、公営住宅ストック活用計画に基づき、既存住宅の建て替え・改善・維持保全・用途廃止等の具体的活用手法の下、必要性の高い優先団地において、昨年度より建て替えと改善整備を行っております。

本年度におきましても同様に、高齢世帯・多子世帯・単身者等の多様なニーズに対応した公営住宅の建設整備に努めてまいります。

都市計画につきましては、農林漁業との健全な調和を図りながら、健康で文化的な生活及び機能的な都市活動を確保するため、土地の合理的な利用を図るべきことを定めている都市計画法の基本理念に基づき、地域の特性や土地利用の動向等を十分勘案しながら、秩序ある市街地の形成を図るため、昨年度までに都市計画区域の拡大見直しを図ってまいりました。

また、住環境の保護、商工業などの都市機能の維持増進、安心・安全で快適かつ効率的な都市環境の形成・保全と、市内の一体性と均衡を図るために、計画的なまちづくりを進めてまいります。

水道事業につきましては、合理的な運営体制を構築するとともに、水源の確保に努め、安定した水の供給を図ってまいります。

環境行政の推進につきましては、市環境基本条例の基本理念に基づき、昨年度作成しました環境基本計画に沿って行ってまいります。

現在「面倒くさいのススメ」と題して、市民の皆様理解と協力をいただきながら、分別収集を行い、ごみの資源化率の向上と80%以上の埋め立てごみの減量を行ってまいりまして、今年度も引き続き実践してまいります。

ごみの資源化につきましては、環境省が本年4月に発表した資料によりますと、本市の平成20年度の資源化率は74.9%でした。平成19年度に引き続きまして、平成20年度も全国第2位、市としては全国第1位の資源化率でありました。国全体の平均は20.3%ですので、志布志市の取り組みは、全国の市町村の模範となる取り組みを行っております。この市民一人ひとりの共生・協働・自立による取り組みは「志布志モデル」として国内外から評価され、改めて市民の皆様の協力のたまものと感謝する次第であります。

このような現状の中、埋め立て処分されているごみの中に「使用済紙オムツ」がありますが、生ごみバイオガスなどと組み合わせ再資源化を図る研究を行うなど、民間事業所と協働して利活用を図ってまいります。

生ごみは、現在分別収集を行い、たい肥を製造しておりますが、更なる「飼料化」も含め高度化利活用を図るため、研究を重ねてまいります。

また、ごみの発生そのものの量を減らすための取り組みとして、平成21年10月から市内一斉のレジ袋無料配布の中止を行いました。今後も小売店の協力をいただきながら、全店舗の参加を目指してこの運動を続けてまいります。

分別して埋め立てごみゼロを目指す「志布志モデル」、生ごみの高度な利活用、サンサンひまわりプランの推進、生ごみたい肥の利活用と地産地消の推進、地域通貨ひまわり券を利用した「マイロードクリーン大作戦」「おじゃったもんせクリーン作戦」などの市民一人ひとりの取り組みをまとめ、広く情報を発信してまいります。

昨年、鳩山内閣は、2020年までにCO<sub>2</sub>削減25%を図る「チャレンジ25」を掲げました。このことにつきましては、市としても、いかに二酸化炭素削減25%を達成するため、どのような施策が必要か、あらゆる方面からの研究・推進を図ってまいります。

本市では、平成20年6月に「普現堂の湧水源」が、平成の名水百選に選ばれ、市民の地下水保全に対する意識も高まっています。しかし、一方では、環境保全と産業経済の発展は持続的可能なものでなければなりません。そのための取り組みと市民の皆様への更なる意識の啓発を図ってまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き単独浄化槽及びくみ取り便槽を設置している方を対象に、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への転換を促すことを目的とした「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

環境政策は、市民一人ひとりの理解と取り組みによって進められています。地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる問題、課題等について環境学習会を開催し、市民・企業等との協働を図りながら「環境にやさしいか」を市民の皆様の行動の基準とし、「ものを大切に、人を大

切に」する各分野の「取り組み」がいっぱいあるまちを目指してまいります。そして、このことが「志ブランド」の確立にもつながると考えており、市民の皆様が共生・協働・自立の精神の下、自らの「取り組み」により、市の環境政策に「誇り」を感じていただき、日本一の循環型社会の形成を図れるように施策を展開してまいります。

安全で安心なまちづくりは、市民、行政及び関係団体等が一体となった取り組みが必要であることから、市民、事業者及び所有者の役割、市の役割を明らかにするとともに、基本理念を定め、市民の生命、身体もしくは財産に危害を及ぼす犯罪防止、交通事故防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進め、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

そこで、「自らの安全は自らが守る」という意識の高揚を図り、自主防災組織による活動を推進していくことが大切であることから、平成19年度から市内各校区公民館を対象に、NPO法人の協力により、地域の防災マップの作成や自主防災組織の育成強化に努めておりますが、今年度は、有明地区において、この取り組みを推進してまいります。

また、平成23年5月までに設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置につきましては、消防団や自治会と連携し、市民の皆様への啓発に努めながら設置を強力に推進してまいります。

消防・防災につきましては、消防の広域化が進められる中、大隅曾於地区消防組合総合整備計画に基づき、「(仮称)志布志消防署」の建設について、関係機関・団体と連携を図りながら実施してまいります。

併せて、消防団につきましても、初期消火が効率的に行えるように関係団体の意見を集約しながら、初動体制の強化や消防分団の区域を越えた連携を強化するため、市内17消防分団の再編を目指すと同時に、消防団員の確保と資質向上を図りながら、消防団の消防施設等の充実強化に努めてまいります。

また、今年度は、消防防災施設整備事業として耐震性貯水槽の設置と、消防車両等整備事業として小型動力ポンプ積載車の整備を図ることとしております。

自然災害等の対策につきましては、情報をいち早く伝達するための手段として、平成20年度から安全・安心メールの発信を行って情報の共有化を図り、災害発生時における迅速な対応や避難等の体制を構築してまいりましたが、警察や消防署等と連携を図り、なお一層の情報発信に努めてまいります。

行政情報や緊急防災情報等の提供を目的としたコミュニティFM放送につきましても、災害時の有効な伝達手段として活用し、災害時の防災情報の伝達に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察や防犯協会、地域の防犯ボランティア等と連携しながら、地域安全パトロールや声掛け・見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援するとともに広報紙やホームページ、防災行政無線等を活用した啓発活動に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者や児童生徒の交通事故防止、シートベルトの着用の徹底や飲酒運転の根絶を重点目標に、警察や交通安全協会と連携して、交通事故防止について啓発活動に努めるとともに、ロードミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安全・安心

のまちづくりを推進してまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

本市の畑地かんがい事業は東部地区が完全通水、南部地区でも約70%が通水となり、畑かんによる水を利用した畑作農業の持続的発展と、生産性向上に向けた取り組みを積極的に展開する時期に入っております。

畑かん営農の指針となる「志布志市畑地かんがい営農ビジョン」を念頭におきながら、生産者と関係機関・団体が一体となって畑かん営農を積極的に推進し、次世代につながる魅力ある農業の実現に向けて取り組んでまいります。

近年、世界人口の増加や中国等での所得水準の向上等による農産物の需要が増大する一方、地球温暖化や穀物単収の伸びの鈍化等により、世界的に農産物の供給面での懸念が生じております。

こうした情勢は食料の多くを輸入に依存している我が国にとって、食料の確保に不安を抱かざるを得ない状況をもたらしております。私たちは食料の安定供給を将来にわたって確保するという本来あるべき姿に向けて、本市の畑作農業を最大限に生かしてまいります。

そのような中で、本市の基幹作物であるいちご・ピーマン等の施設園芸につきましては、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」、「農業・農村活性化推進施設等整備事業」等の国・県の補助事業導入や市単独事業の農業生産対策事業等を充実させ、温暖な志布志市の地の利を生かし、更なる品質向上を図り、産地の維持拡大に努めてまいります。

特にピーマンにつきましては、栽培面積18ha、共販額10億円を達成し、鹿児島県のブランド指定を受け、今後ますます産地の拡大が期待されています。

お茶につきましては、県内第2位の大産地となっており、平成21年度全国・九州茶品評会や県茶業経営改善コンクールで上位に多数入賞し、銘柄確立に努めております。また、農林水産祭では内閣総理大臣賞を受賞するなど、全国でも有数の茶産地となっております。台風に強い防災作物として、立地条件と畑かんによる水利用を最大限に生かし、国際競争力のある作物として、茶工場と生葉生産農家が連携して、生産性の向上を図り、各種補助事業を活用し、「かごしま茶産地拡大チャレンジ事業」や、市単独事業の「低コスト茶産地育成事業」、「茶生産拡大推進事業」により、日本一の低コスト茶産地の実現を目指してまいります。

また、水田農業につきましては、食の安心・安全という視点から、ポジティブリスト制度に対応した環境づくりの一環として、引き続き「作物の団地化」を推進するとともに、耕畜連携等の取り組みにより、低コスト水田農業の確立に努めてまいります。また、国の米政策の見直しにより、平成22年度から新たに始まる戸別所得補償モデル対策を活用し、米生産農家の所得の確保と水田利活用自給力向上事業による国の戦略作物の一つである稲発酵粗飼料、水田裏作での飼料作物の更なる推進を図り、自給率の向上を目指してまいります。

畜産につきましては、生産費の大半を占める配合飼料価格が依然として高止まりの状況にあり、さらに長引く景気低迷の影響で、消費者の購買意欲が低下し、畜産物の需要は和牛を中心に停滞し、畜産価格は総じて低迷しており、畜産経営はかつてない局面を迎えております。新たに和牛

生産・肥育日本一を目指し、「安心・安全・本物」としての「志布志ブランド」の銘柄確立への取り組みを積極的に進めてまいります。

市の施策としまして、優良種畜保留導入事業、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金、乳用牛導入資金貸付金、肥育経営安定対策基金等による無利子貸し付けや優良種畜保留導入への支援を行い、素（もと）畜の資質改善の強化に努めてまいります。

畜産飼養環境の改善につきましては、市単独のパドック式牛舎等への設置補助により、環境保全やコスト削減、多頭化への誘導及び高齢者や後継者等への支援をしてまいります。また、県地域振興公社による畜産環境施設整備等の積極的事業推進を行い、規模拡大や飼養環境改善に向けた施設整備を推進することとしております。

家畜防疫対策としましては、鳥インフルエンザの防疫徹底を図るための防疫資材の導入支援、豚のオーエスキー病予防接種の支援によるオーエスキー病の清浄化に努めることとしております。

以上のほか、今年度の新たな施策として、肥育農家に肥育素（もと）畜として市内産子牛の導入を促進し、繁殖農家の子牛価格の買い支えも含めた支援として、地域内一貫経営対策事業の創設と、平成24年度に開催される全国共進会の強化対策費を計上いたしました。これは、志布志町で飼育されている雌牛の「鉄平号」が7区総合評価群の種雄牛に選定されたことを受け、優秀な産子の確保を図るため授精促進を行うものであります。

さらに、4月に宮崎県で発生しました口蹄疫の侵入防止につきましては、防疫対策の徹底を図るため、畜産農家に消毒液の緊急配布をはじめ、自主消毒ポイントによる消毒活動や子牛競り市の延期に伴う口蹄（てい）疫子牛緊急支援事業等により支援対策を講じたところであります。さらにこの関連対策につきましては、今後の動向を見極めながら対応を検討してまいりたいと考えております。

後継者育成につきましては、引き続き「農業農村家業再生支援事業」を推進し、また担い手の育成・確保につきましては、農業公社の研修制度を継続しながら、やる気のある農業後継者の育成に努めてまいります。

畑地かんがい事業につきましては、国営事業が完了し、県営事業においては東部地区が平成23年度、南部地区では平成24年度から26年度までに順次完了の見込みです。

ダム等の国営造成施設の維持管理は「基幹水利施設管理事業」を導入し、関係市町及び土地改良区が一体となって一元管理を行うことにより、安定的な水の供給を通して、生産性の高い農業構造の発展に寄与できるものと期待をしております。

また、水利用の推進につきましては、計画的な水利用による品質・収量など生産性の向上、作業の効率化や省力化、また高収益性作物の導入などによる農家所得の安定・向上等を目指して、関係機関等と連携を図りながら推進してまいりますとともに、畑地かんがい事業の円滑な推進と事業効果の早期発現に努めてまいります。

次に循環型農業の推進についてですが、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全を目的に、環境と調和のとれた農業の推進と、安心・安全な農産物を消費者に供給するため

に、市、県、JA、生産者等で構成する「志布志市循環型農業推進協議会」を設立し、環境にやさしい農業の推進を行っています。また、総合的病害虫管理による防除方法や栽培技術の普及・情報の発信等に努め、畜産部門との連携や未活用バイオマスを有効利用しながら、循環型農業に容易に取り組める循環の整備に努めてまいります。

ほ場整備につきましては、野井倉下段地区を平成21年度から工事に着手し、平成22年3月末で全体面積48haのうち約8haが完了しました。今後は、早期完成に向けて事業費の確保と事業の円滑な推進に努めてまいります。

また、昨年度まで2か年をかけて、関係農家などから意見の集約を行い「農村振興基本計画」の策定を行ったところです。今後は、この計画書に基づき、中山間地域総合整備事業の平成24年度採択実現を目指して、中山間地域の事業推進を図ってまいります。

「農地・水・環境保全向上対策支援事業」では、市内13地区の農地約980haを対象に取り組んでいただいているところですが、5年間の事業期間のうち3年が経過しました。この間、各地区では農道整備等をはじめ、コスモス祭りの開催や、地域通貨券の発行など独自の取り組みが行われ、活発な活動がなされてきております。これらの取り組みと併せ、残りの2日間も良好な農村環境の形成や地域活動を更に支援し、将来あるべき理想的な農村像を模索してまいります。

農道の整備につきましては、地域活性化臨時交付金事業等により多くの路線の舗装工事を行ってきたところですが、今後も緊急性や経済効果を考慮のうえ、国・県の交付金事業や補助事業を活用しながら、年次的に整備が図られるよう努力をしてまいります。

また、志布志町弓場ヶ尾地区には、平成8年度以降に農業公社が行っているピーマン研修制度等により、ハウス施設が数多く建設されました。これらにより、大雨時に下流域の災害発生が懸念されるなど、当地域の排水対策が大きな課題となってきています。このことから解決策を見出すために、当地域の総合的な構想設計を行います。

林業の振興につきましては、特用林産の奨励作目であるさかきやしきみ等は、全国的に需要が多く、高い所得が望める有望な作物であることから、「特用林産生産対策事業」等により、更なる面積拡大と生産組織の基盤確立を図り、ブランド化を進めてまいります。

また、本年度におきましては、優良品種である八丈島産の苗の導入を行い、ふるさと雇用再生特別基金事業の中で新たな雇用を創出するとともに、差し木による苗の増殖を行うことにより、市内林家の苗木導入経費の軽減を図ってまいります。

さらに、生産林家の経営安定化に向け、品質の向上を図るため、「活動火山周辺地域防災林業対策事業」で洗浄機の導入に取り組んでまいります。

市有林につきましては、適正な維持管理を行うために、国の事業であります「緑の雇用担い手対策事業」を活用するなどして整備を図ります。

民有林につきましては、「緊急間伐対策事業」等により除間伐や下刈り等を進めてまいります。

林道は、森林整備の推進や山村地域における生活関連道路として大きな役割を果たしており、年次的に整備を進めてまいります。

水産業の振興につきましては、志布志漁協大型製氷施設の老朽化による不具合等を解消し、安定的な氷の供給体制を維持するため、種子島周辺漁業対策事業を活用した整備に取り組んでまいります。

また、夏井漁港の施設整備事業としまして、消波ブロック設置による砂流入対策事業等を実施し、漁港機能の向上に努めてまいります。

我が国の経済は、世界的な不況の波に飲み込まれ、製造業を中心とした企業の収益悪化は、雇用環境の悪化を招き、さらに内需の縮小へと波及する悪循環から容易に抜け出せない深刻な状況となっております。

このような状況の中、本市の経済も依然として消費が冷え込み、中小企業者も厳しい経営状況が続いております。

商工業振興につきましては、商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進めるために、商工会が実施する商工業振興事業対策、小規模事業経営改善普及事業、地元購買促進対策事業、商店街活性化対策事業、農商工連携事業などの活動についても引き続き支援してまいります。

また、市独自の緊急経済対策事業として、緊急商工業資金利子補給金交付事業、プレミアム商品券発行事業についても、昨年に引き続き取り組んでまいります。

緊急商工業資金利子補給金交付事業は、市商工会に加入している商工業者が株式会社日本政策金融公庫などの制度資金を利用された融資のうち、1年間に支払った融資利率1%に相当する利子分を交付するもので、平成21年度は149件が利用されるなど、体質の強化や経営の安定化につながるものと考えているところであります。

プレミアム商品券発行事業は、市が2割のプレミアム、いわゆる割り増し金の付く商品券2億円分を発行し、市民の購買意欲、消費拡大を高め、地元商工業の活性化を図るものであります。

株式会社志布志まちづくり公社の経営改善の対策として、オラレ方式による競艇場外発売場の設置をし、新たな家賃収入を確保することを進めてまいりました。

このことにつきましては、議会議員の皆様のご多大な御理解と御協力により、志布志市オラレまちづくり基金条例を審議可決いただき、昨年4月24日の志布志の日に「オラレ志布志」としてオープンしたところであります。

本事業が市内、市外に定着し、売上高、利用者数が増大することにより、本市の商工業振興や教育振興を含め、志布志市のまちづくりのために、更に役立つものと考えております。本年度も引き続き関係機関との連携を密に行い、「オラレ志布志」のPRに取り組んでまいります。

本市では、まちづくり公社の最大の出資者でもありますので、今後も開設時借り入れた高度化資金の償還を念頭におき、経営改善を進めていくよう要請してまいります。

消費者行政につきましては、一昨年度から消費生活相談員を設置し、消費者からの商品、サービス等の購入・契約から発生する苦情や相談に応じ、問題解決を図ってまいりました。相談内容は、振り込め詐欺から多重債務など多岐にわたり、手口も巧妙になってきているため、相談から問題解決に要する時間も増大しているところです。



このため、消費生活相談員の増員及び全国消費生活情報ネットワークシステムの活用を図り、相談、啓発の充実に努めてまいります。

観光の振興につきましては、九州唯一の中核国際港湾である志布志港やJR志布志駅、現在整備が進みつつある都城志布志道路や東九州自動車道、今年度全線開通予定の九州新幹線などの交通基盤を効果的に活用し、自然、歴史、文化、農林水産資源を組み合わせた体験・交流型の観光を推進するとともに、日南大隅広域観光連絡協議会、大隅広域観光開発推進会議と連携いたしまして、広域的な観光ルートの作成や魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

具体的な取り組みとしまして、昨年度JR志布志駅に設置いたしました総合観光案内所をより効果的に活用し、観光案内や情報提供による観光客の利便性向上のみならず、観光情報の発信や観光ガイドを活用した歴史散策、駅前イベントの実施や、まちかど案内所との連携により、更なる観光客の増加を図ってまいります。さらに、今年度は全国都市緑化かごしまフェアも開催されることから、各種団体とも連携を図りつつ、花と緑でも観光客を「おもてなしをする」気風を高めてまいります。

また、民間主体の「志布志市スポーツ団体誘致推進協会」と連携を図り、スポーツ合宿への支援と誘致促進を官民一体となって積極的に取り組んでまいります。

定住交流の推進につきましては、各関係機関の方々に組織します「田舎暮らし推進協議会」を核として、自然豊かな志布志市に人が訪れ、交流して、「来てよかった、また行ってみたい、住んでみたい」と言ってもらえるような魅力を探り、定住対策に結び付くための取り組みを積極的に展開してまいります。

イベントにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間100万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつりIN有明」の四つのまつりを市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い、行政と協働して実施することで、より個性的で、より魅力あるイベントとなるよう強化するとともに、今後の取り組み方についても検討してまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実向上を期待しているところであります。

特産品の振興につきましては、昨年度より観光特産品協会に委託して実施した「特産品販売促進事業」を更に充実させ、ふるさと宅配便やインターネットを活用した販売システムの構築、特産品コンクール等の実施により、志布志市に内在する特産品や特産資源の掘り起こし、市民の皆様への周知、情報発信を行うとともに、商工会や特産品協会と連携し、関東や関西、海外での物産展を通じて、地場産品の販路拡大や、農・商・工連携による特産品の開発に努めてまいります。

雇用対策といたしまして、雇用対策や企業支援の措置により、地域経済及び市民生活の安定が図られるよう、適切な対策を講じるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、市独自の雇用対策事業と経済対策事業を実施いたします。

また、本年度も継続して、市道・農道等の維持管理作業員や新規事業に伴う事務補助員等の臨

時職員を募集してまいります。

企業立地につきましては、「地域経済の活性化」「就労の場の確保」という観点から、市の最重要課題として位置付けております。

新たな企業の立地につきましては、庁内関係課が連携し、地場企業の育成・農商工連携・港湾の活用を推進してまいります。

具体的には、本年度から企業誘致アドバイス事業としまして、専門家による企業誘致関連の情報収集や都市部の会社動向の調査を実施して企業誘致活動につなげてまいります。

特に、本市の特長である第1次産業を生かした農産加工業等の工場や新エネルギー産業を担う部材等業種の誘致を積極的に推進しまして、志布志港の活用にもつなげていきたいと考えています。

トップセールスにつきましても、これまで以上に積極的な企業訪問等を行い、港を持つ優位性をアピールしたポートセールスにより地元貢献できる優良な企業が立地できるよう努力してまいります。

既に立地されている企業につきましては、懇話会や企業訪問による情報交換を積極的に進め、増設等の更なる業務拡大を支援してまいります。

市が所有しております工業団地につきましても、企業立地促進の補助制度を活用し、誘致活動を進めてまいります。

なお、志布志港の新若浜地区につきましては、約11haの県の分譲地がございますので、今後、県と一体となった企業誘致セミナーを開催して、本地域経済発展の起爆剤となるような企業誘致へ向けて、全力を尽くしてまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

少子高齢化が更に進展する中で、保健・医療・福祉に対する需要は、ますます増大していくことが予想されます。

高齢者の福祉につきましては、援護が必要な高齢者や一人暮らしの生活を支援するとともに、社会参加や生きがいづくり・健康づくりに努めてまいります。

子育て支援策につきましては、少子化が進行する中、働きながら子供を産み育てる環境づくりが大きな課題とされており、仕事と家庭の両立のための事業の推進を図ってまいります。

具体的には、第3子以降の出産に対し支給しておりました出産祝金を、第1子、第2子の出産まで支給できるよう、制度を拡充いたしました。

乳幼児医療費助成については、中学校修了までの子供に医療費の一部助成ができるよう、子ども医療費助成制度に改め、また、中学校終了までの児童・生徒に子ども手当を支給してまいります。

さらに、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンター事業の充実を図るとともに、母子家庭への自立促進支援策として「自立支援教育訓練給付金事業」「高等技能訓練促進費事業」を継続実施してまいります。

児童虐待への対応につきましては、「要保護児童対策地域協議会」において、関係機関・団体の連携と情報の共有を図りながら、子供たちが健やかに育つ環境を整備するため、継続した取り組みをしてまいります。

保育行政につきましては、市民ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、学童保育や保育園施設整備への支援も行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、「志布志市障害者計画及び障害福祉計画」に基づき、自立支援給付事業の適正な支給に努めるとともに、本市の実情に応じて実施する地域生活支援事業の充実に取り組み、障がい者の自立・社会参加の促進を図ってまいります。

また、障がい者の「相談支援事業」につきましては、障害者相談支援センターの相談件数も増加しており、各種の相談に応じて、支援を強化するとともに、移動支援事業等の各種事業の充実に努めてまいります。

保健事業につきましては、健康なまちづくりの指針として策定いたしました健康増進計画「健康しぶし21」に基づいた各種事業を実施して、「すてきな笑顔あふれる仲間いっぱいのもち」を目指します。

中でも健康づくり事業につきましては、昨年からはじめました、市民一人ひとりの健康づくりを推進するための「元気はつらつ志民健康づくり事業」を引き続き展開してまいります。

具体的には、「介護予防教室」の充実や「ミニ健康づくり教室」の開催、「健康づくり推進員養成事業」、「健康づくり自主活動助成事業」、「健康ハイキング・ウォーキング事業」などに取り組み、健康に対する意識啓発を図るとともに、健康づくりに対し日ごろからの取り組みを実践してもらうため、運動と食育の促進に取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、乳幼児の健康の維持増進を図るため、乳児、1歳6か月、3歳児健診や各種相談等を行い、少子化対策として妊娠・出産に係る経済的不安を軽減するため、平成21年度に拡充しました妊婦健康診査の公費負担を継続して取り組んでまいります。

また、平成20年度から実施しました不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組むこととしておりまして、今後も少子化対策に努めてまいります。

乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」につきましては、継続して実施してまいります。

予防事業につきましては、小児用肺炎球菌予防接種費用の全額助成に取り組み、疾病予防、子育て支援に取り組んでまいります。

救急医療事業につきましては、曾於郡医師会によります在宅当番医制や夜間急病センター、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成の中で、休日や時間外医療の確保や、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療の確保のため、曾於郡医師会等と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。

介護保険事業につきましては、平成21年度から23年度までの計画である第4期高齢者保健福祉

計画及び介護保険事業計画に基づいて事業を展開してまいります。要支援・要介護認定者に対する介護サービスを確保するとともに、高齢者が要支援状態や要介護状態にならないために、一般高齢者、特定高齢者に対して、高齢者福祉事業、地域支援事業を実施し、地域包括支援センターを拠点とした介護予防施策や健康づくり事業を進めてまいります。

さらに、健康の維持増進に向けた介護予防対策の運動教室である「介護予防教室」や「サロン」の充実・拡大を図り、生きがいを持ち活躍できる生涯現役運動を展開してまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費適正化の推進、特定健診・特定保健指導を核とした保健事業の推進並びに保険税の収納率向上対策を推進し、事業の健全運営に努めてまいります。

これらの取り組みを通して、保健・福祉・医療が一体となった地域ケア体制の確立や子育てをサポートする運動を地域ぐるみで展開して、「高齢者が元気なまち」と「子育て日本一のまち」を目指してまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

また、教育行政全般において、本市まちづくりの基本理念である「志のあふれるまち」を目指して、本市三つの地域のよさを取り込んだ「きらり輝く三つのおしえ～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした「志を高める」教育を推進してまいります。

まず、学校教育につきましては、知育・徳育・体育の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成のために、本市の自然や伝統・文化・人材等の豊かな教育資源や教育力を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして確かな学力を身に付けるとともに、郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。その実現に向けて、まず学力の実態を各種調査等を基に年次的に把握し、基礎的・基本的な内容の定着を確実に身に付けさせるとともに、個性を生かす教育や少人数指導の充実、校内研修や各種研修会、小・中学校学力アップ事業など、具体的な取り組みを推進してまいります。

また、正しく美しい日本語を書くことや話すことが、人として踏み行う人間性のかん養に資するとともに、またそれは日本人としての原点であると位置付け、日本語教育の充実に努めてまいります。

次に、たくましい児童・生徒の育成を目指して、学校保健・体育・安全及び食育の充実に努めるとともに、新学習指導要領に対応した豊かな体験を通じた道徳教育や総合的な学習の時間、社会問題となっております携帯電話の扱いや不登校対応など、児童・生徒一人ひとりの心に届く生徒指導を推進してまいります。さらに、授業を通じた指導方法の改善や教職員研修を充実させ、教職員の資質の向上を図るとともに、新学習指導要領の移行措置の確実な実施に取り組んでまい

ります。

そして、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れ、特色ある教育活動を推進するとともに、学校関係者評価制度等を活用した開かれた学校づくりに努め、保護者や地域の人々の意見を生かした学校経営を進めてまいります。

国際化・情報化等の社会の変化に対応するため、外国語指導助手や地域人材の有効活用により平成23年度から完全実施となる小学校外国語活動の充実や、整備された電子黒板やICTを効果的に活用して、分かり・できる授業に取り組んでまいります。

小・中学校の在り方につきましては、平成18年度から「志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」を設置して、アンケート調査の結果や先進地研修等の結果を踏まえ協議・検討を重ねた結果、本市における少子化の進行と小・中学校の現状にかんがみ、適正規模の学校数の確保等教育環境の整備が必要であるとの結論に達したところであります。今後は、統廃合を含め、より具体的に協議する場を設け、教育環境の整備、学校規模の適正化等に取り組んでまいります。

小・中学校施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っております。このことから、昨年度は、最初の耐震化工事として、志布志中学校3階校舎を実施しました。また、今年度につきましては、松山中学校校舎の耐震補強工事を大規模改修と合わせて実施してまいります。さらには、昨年度までに小・中学校のすべての施設について耐震診断調査が完了しましたので、引き続き耐震化優先度の高い校舎等から順次、計画的に整備を行い、子供たちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

生涯学習のまちづくりを目指す「本市の生涯学習」につきましては、「まち全体を学び舎（まなびや）に」をスローガンに、市民が「学ぶ喜び」を感じ、そして生き生きと学んだことをまちづくりに還元できる生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習センターを中心に官民一体となった、学びの中に市民が輝く生涯学習講座の開設や市民総参加の生涯学習フェスティバルを引き続き開催してまいります。

また、開校7年目を迎えた創年市民大学は、「志を未来へつなぐ創年と子どもたち」をテーマに、全国の生涯学習まちづくりの第一人者の手法を学びながら、自主研究グループの自立した活動の促進や創年と子供のまちづくりを実践してまいります。

市内の条例公民館等については、各校区公民館長と協議しながら老朽化している施設や備品の整備を進めていき、利用者が安心して利用できる環境整備に努めることにより地域活動の活性化を図ってまいります。

「花いっぱいのもちづくり」を推進するために実施しております「花いっぱい運動」につきましては、各校区公民館等と連携を図りながら春・秋の年2回花の苗を配布することにより、花を育て花に親しむことを通して、環境美化や青少年健全育成、地域連帯感の醸成などの地域づくりに努めてまいります。

青少年の育成については、国内・国外の研修事業を引き続き実施することにより、ホームステ

イによる現地での生活体験や人々との交流を通じて広い視野を培い、新しい環境での仲間作りや新たな出会いを通して積極的に行動し、心身ともに力強い青少年の育成を推進するとともに、青少年育成市民会議を通して各校区公民館等によるさまざまな自然体験や地域行事の活動による異世代間交流を図ってまいります。

また、国際交流については、平成20年度に引き続きEU・ジャパンフェスト日本委員会からハンガリー国際音楽祭へ招へいされ、5月に志布志市の子供たちが参加いたしました。また、今回で第7回となる国際青少年音楽祭として、ヨーロッパから音楽家を招へいする計画となっており、広く市内の子供たちや地域住民の皆様が世界の文化を知る機会と、肌で感じる国際交流の支援をしてまいります。

校区公民館連絡協議会等の社会教育団体につきましては、組織の運営及び活動の支援を図るとともに、各団体の育成に努めてまいります。

生涯スポーツにつきましては、市民の体力の向上、健康の保持増進を図るため、各地域に整備されている運動施設の利活用を進め、だれもが主体的、継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことを目指して、県が提唱している「健やかスポーツ100日運動」を推進していくとともに、「総合型地域スポーツクラブ」の創設を推進してまいります。そのために、本年度城山総合公園のテニスコートをスポーツ振興くじ助成金を活用し、夜間照明施設を設置し、市民の皆様が使いやすい施設として整備を図ります。また、各種スポーツ教室を開催するほか、体育指導委員によるニュースポーツの普及・啓発・指導を行ってまいります。

なお、スポーツイベントとして定着している「しぶしポートマラソン大会」や「志布志ジョー一駅伝大会」や「さんふらわあ志布志交流全国グラウンド・ゴルフ大会」は、スポーツをすることの楽しさや喜びを味わい、子供から高齢者まで幅広い年齢層に参加していただき、市民の体力づくり・健康意識の向上に寄与していきます。

また、志布志港において、港湾施設である新若浜の緑地は、昨年度に名称を「しおかぜ公園」に決定し、整備の方も順調に進み、本年夏場からの一部供用開始ができるよう県と協議を進めております。できるだけ早く市民の皆様が憩いやスポーツの場として利用できるよう働き掛けてまいります。

文化振興につきましては、志布志市文化会館が築33年を過ぎており、全館的な施設のリニューアルが求められております。このことを踏まえ昨年度から、一時的に文化会館の施設の一部を休館して改修を実施しており、引き続き今年度は、ホール棟空調設備改修工事・トイレ改修工事を行ってまいります。

2010年は、国民読書年です。

「図書館へ行こう」をキャッチコピーに、赤ちゃんから高齢者まで、生涯学習の出会いと憩いの場として市民に親しまれている市立図書館は、広く市民に利活用されております。

既に図書館全体はオンライン化され、どこでも貸し出しと返却ができるサービス向上に努めるとともに、幼稚園や学校、ボランティアグループ等の関係機関とも連携を密にし、子育てを支援

する読み聞かせ会やブックスタート、移動図書館サービスなどの事業を展開しながら、図書館の利用促進を図ってまいります。

施設整備として、図書館本館の野外施設のテラス屋根葺（ふ）き改修を行い、緑陰読書や親子読書の推進を図ってまいります。また、有明農村環境改善センター内にある有明分館の図書室は、施設の機能と図書資料の充実を図られるよう整備を行ってまいります。

さらに本館では、本年度4月から平日の家族連れや勤め帰りの方々が利用しやすいよう、火曜日から金曜日まで開館時間を夕方の7時まで1時間延長し、図書館サービスを推進しております。

また、市内外から高い評価を受けております自主文化事業につきましては、アンケート等から集約した住民ニーズに基づいて、ミュージックコンサート・ミュージカル・寄席など幅広く実施し、充実を図ってまいります。

文化財の保護活用では、「志布志城史跡公園保存整備事業」を国の補助を受けながら、発掘調査を継続的に実施してまいります。

さらに、志布志城跡の公有化につきましては、これまでに全体の約7割が完了しており、現在、残る約3割の用地につきましても土地開発公社に先行取得を依頼しており、今後2か年で国の8割補助の事業を活用して公有化を進めてまいります。

「歴史の街づくり事業」につきましては、庁内で組織する「検討委員会」で検討した結果として、志布志市における総合的な「まちづくり」の形成においても重要な意味を持つ事業であるとの認識の上で、各種の法の範囲や財政計画など直近の課題に向けた議論をし、今後とも研究を行ってまいります。

「志布志麓庭園」は、年間千人ほどの見学者が訪れており、市も保護管理に努めているところですが、今年度は、今後の国庫補助による整備事業の導入に必要な「保存管理計画書」の策定を行い、併せて周辺の観光基盤整備を推進してまいります。

また今年度は、市制5周年を記念して、「第3回志布志市民俗芸能大会」も開催いたします。

学校給食につきましては、平成20年9月に新学校給食センターが稼働して以来、順調に運営がなされており、地元産の食材を多く取り入れながら安心・安全でおいしい給食を心掛け、児童・生徒から大変喜ばれているところであります。

本年度も、地産地消の推進を図りながら、「特産品活用学校給食補助事業」により市内の特産品である牛肉、黒豚、はも、いちご、メロン、米の6品目を提供する、志布志市キラリ輝く学校給食を引き続き実施してまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

「市民のために、市民に開かれた、市民の目線に立った行政」の信念に基づく、共生・協働・自立の社会づくりを実践することで、市民自らが地域のことを考え、計画・実践することが、市民が輝き地域が輝いていくことにつながります。そのために、本年度においても、市内のNPO団体等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や、「共生協働推進委員会」の活動内容の充実を図り、市民の皆様への啓発を行い、市民・行政・民間団体やNPOなどがそれぞれ創

意工夫に努め、連携し、お互いに支えあう共生・協働・自立の社会づくりに努めてまいります。

また、地域での取り組みとしましては、市内一部を除く全地区で実施されている「ふるさとづくり委員会事業」は、各地区の事業内容も充実しております。今後は、自立に向けた取り組みを推進してまいります。

まちづくりの基本理念であります「志のあふれるまちづくり」の推進につきましては、今年度は口でい疫の侵入防止のためやむなく中止いたしました。過去3回、4月24日のしぶしの日に志の記念講演を行うとともに、「志」のシンボルマークを広く活用し、地域、学校等を中心に「志のあふれるまち」の浸透を図ってまいりましたが、まだまだ市民の皆様の意識の中に浸透していない状況であります。今後、更に市民の皆様に意識していただけるような取り組みを続けてまいります。

また、ふるさと納税の事業定着はしてきたところですが、申込件数はまだまだ増加していく傾向ではないことの反省をし、申込件数の増加対策の展開を図り、志布志をふるさととして認識していただき、また志布志を応援していただく取り組みを行ってまいります。

みんなの市長室（市長オープントーク）“みんなで考える志布志”を実施いたします。これは、市内で活躍している団体・グループの皆さんを市長室にお迎えし、日ごろの活動やまちづくりへの御意見などについて、直接御意見を伺うものです。

また、ふれあい移動市長室につきましては、今後も引き続き、市内各地域を巡回して、市民の皆様から地域の課題や問題点、自治会の運営、行政に対する率直な御意見・提言などをいただきたいと考えております。

男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、平成19年度に策定しました「志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」に基づき、各種の事業の実施を行ってきたところでありますが、平成24年度を最終年次としており、今後も各課で数値目標を掲げ、事業を展開し、目標達成に向けて努力してまいります。

男女共同参画社会について市民の皆様により一層理解していただくために、昨年度は、市民の皆様が参加しての講演会や各分野で活躍されている方々を紹介するシンポジウムの開催や、まちづくり出前講座などの事業に重点を置いた事業展開を行ってまいりました。本年度におきましても引き続き、男女共同参画だよりやリーフレット等発行など、市民に分かりやすい情報の提供や事業実施に努めてまいります。

年々増加する女性からの相談の対応策としまして、女性専門相談員による相談室やフリーダイヤルによる電話相談の対応の充実に努め、女性の抱える悩みや問題の解決を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

行財政改革につきましては、行政評価制度の導入に併せて「志布志市集中改革プラン」の進捗管理に活用し、職員数の削減、組織の簡素合理化や事務事業の見直しなど、さまざまな行財政改革に取り組んできました。

行政評価制度を導入して3年目となり、事務事業評価の定着と職員のマネジメント能力の向上



に努め、市民の皆様に対する説明責任の実現と行政の透明性を高めてまいります。

今年度の行政評価では、補助金について市民参加型の検証を行い、いわゆる「事業仕分け」の手法を取り入れて、補助事業継続の要否や実施主体の在り方も含めた抜本的な見直しを行います。また、予算と評価の連動を更に進め、簡素で効率的、効果的な行財政システムの構築を目指します。

組織機構の再編につきましては、「志布志市組織機構再編計画」の最終目標が平成23年4月でありますので、「定員適正化計画」に基づき、更なる組織再編への取り組みを推進してまいります。特に、人員の削減による市民サービスの低下を招かないために、本庁と支所の機能分担の見直しや、集約できる部門については本庁へ機能を集約しつつ、市民に直接関係する窓口の充実を図り、市民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置に努めてまいります。

また、高度化する住民ニーズや行政課題に対応し、限られた人材でより質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るとともに、人事評価制度の取り組みを推進し、職員の活性化に努めてまいります。

さらに、平成18年度を起点に、平成27年度までの10年間の行財政改革の基本方針を定めた行政改革大綱も5年が経過し、また行政改革大綱推進計画（集中改革プラン）についても、5年間の前期計画が平成22年度で終了することから、新たな集中改革プランの策定に合わせて大綱の見直しにも着手し、多様化・高度化する市民ニーズや行政課題に対応できる行財政改革の推進に努めてまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と、振興計画に基づく各分野における方策について申し述べたところでございます。

厳しい財政状況の中、職員一丸となって知恵と汗を流しながら、限られた財源の下、計画実現に向けてまい進してまいります。

何とぞ、議会の御理解と御協力をいただくとともに、市民の皆様のお協力と市政への参画をいただき、市民とともに「志布志のまちづくり」を進めてまいりたい所存であります。

議員各位をはじめ、市民の皆様方の一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいま施政方針を述べましたが、間違えて発言したようでございますので訂正させていただきます。

10ページでございます。上から10行目、「都城区域」を「大隅広域」と申しましたが、正しくは「都城」ということでございます。

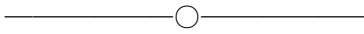
すみません。21ページでございます。下から2行目、種牛の鉄平号を「雌牛」というふうに読んだようでございます。正しくは「種牛」でございます。

23ページ、下から5行目でございます。「循環型農業に容易に取り組める環境の整備に努めて」と読むべきところを「循環」と読んだようでございます。正しくは、「環境」でございます。失礼いたしました。

24ページでございます。下から7行目、「残りの2年間」と読むべきところを「2日間」と読ん

だようでございます。「2年間」でございます。

誠に失礼いたしました。訂正させていただきます。

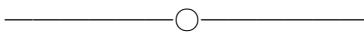


**○議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第6、議案第38号及び日程第7、議案第39号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び議案第39号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



**日程第6 議案第38号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第6、議案第38号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、地方公務員について、その配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業をすることができるようにする等の措置が講じられたため、育児を行う職員の早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の取り扱いを改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○総務課長（中崎秀博君）** 議案第38号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案と別にお配りしております説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明をいたします。4ページをお開きください。

まず、第10条は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務についての規定でございますが、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務の請求をすることができることとする改正となっております。

第2項は、第1項の改正に伴う読み替え規定の整理を行っております。

第11条は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についての規定でございますが、3歳に満たない子のある職員が子の養育のために請求した場合には、業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを新たに新設するものでございます。

第3項から第5項につきましては、第2項を新設したことに伴います項番号及び引用規定の整理を行っております。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

## 日程第7 議案第39号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第39号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、地方公務員について、その配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業をすることができるようにする等の措置が講じられたため、育児休業及び育児短時間勤務の取り扱いを改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（中崎秀博君） 議案第39号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができるようにすること、また子供の出生の日から一定の期間内に育児休業を取得した職員については、再度育児休業をすることができるようにするものであります。

議案と別にお配りしております説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明をいたします。

資料の6ページをお開きください。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定でございますが、職員の配偶者就業の有無や育児休業取得の有無等の状況にかかわらず育児休業をすることができることとする改正、並びに非常勤職員及び臨時的に任用された職員が育児休業をすることができないことが育児休業法に直接規定されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、第3条は、子の出生の日から一定の期間内に最初の育児休業を取得した職員は、特別の事情がない場合であっても再取得が可能としたことに伴い、その期間について条例で定める必要があることから新設したものでございます。

第4条は、再度の育児休業を認める場合の特別な事情に関する規定でございますが、第1号は第6条の改正に伴う規定の整理。第4号は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、最初の育児休業をした後、三月以上経過した場合に再取得可能とする改正。第5号は、子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得した職員は、特別な事情がない場合であっても育児休業の再取得ができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理でございます。

7ページをお開きください。

第6条は、育児休業の承認の取り消し事由に関する規定でございますが、職員以外の子の親がその子を養育可能となった場合でも育児休業の取り消し事由に該当しないこととする改正であります。

第11条は、育児短時間勤務をすることができない職員についての規定でございますが、第2条と同様の改正となっております。

8ページをお開きください。

第12条は、育児短時間勤務終了から1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情についての規定でございますが、第1号及び第4号は第15条の改正に伴う規定の整理。第5号は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、最初の育児短時間勤務をした後、三月以上経過した場合には、前回の育児短時間勤務終了の日から1年以内であっても育児短時間勤務を取得できることとする改正でございます。

次に、第15条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由についての規定でございますが、職員以外の子の親がその子を養育することができるようになった場合でも取り消し事由に当たらない

とする改正でございます。

9ページをお開きください。

第20条は、部分休業をすることができない職員についての規定でございますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は部分休業をすることができることとする改正、及び非常勤職員に関する規定の整理でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** まず1点目は、本市の職員の方々はこの育児休業というのをどれぐらい取っておられるのかというのが一つ目です。

二つ目に、この第2条の育児休業をすることができない職員ということで、今回これがなくなるわけですね、ここ棒線引いてある所がですね。本市の考え方として、これはあくまでも正規の職員等々の考え方が主に法として出ているわけですが、嘱託職員、これ5年間ほど契約を長期的に結んでいる嘱託職員、そうした方々がおられます。そういったものに対しての本市の考え方がどうなのかということをお願いをします。

そして、もう少しですね、こういった条例を補足説明ってやられる際には、平たく書いていただくと非常に分かりやすいわけですよ。例えば、57日は交互にやってるときとか、1回取って再度取るときは三月以上って、今言葉ではそういうことですよ。ただこれは、条例の条文をこのまま出して棒線ですてあるわけで、私なんかもらった時、どういうことなのかなというのが、最初これよく分からない部分があります。少しそちらで精査されて、これ市長がよく答弁をされますね。精査をしてということをよくおっしゃいます。ぜひそういうふうに精査して、私たちに分かりやすい資料として出していただけるように、これは質疑ではありませんけれども、お願いです。

もう1回、三月と57日のそこをもう1回少しお願いします。

**○総務課長（中崎秀博君）** 第1点の本市の育児休業等の取得状況は何人かということでございますが、現在、育児休業の取得者は現在3人でございます。この3人を含めまして、合併後から10名というふうになっております。男性の取得者はゼロでございます。

それと、第2条の関係でございますが、今回先ほど補足説明を申し上げましたとおり、第2条の育児休業をすることができない職員ということで、非常勤職員と臨時的に任用される職員につきましては、育児休業法の関係規定の改正によりまして、これらの職員が育児休業等をするということが育児休業の方で直接規定されたということで、削除いたしております。

それと、57日間はどういうことかということでございますが、育児休業法の第2条の第1項の但し書きの所が、「ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない」という但し書きがございます。

今回、育児休業法の第2条の1項の但し書きを人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間といたしまして、基準を57日間としたところでございます。これにつきましては、出産

後8週でございますので、出産日を入れて57日間とするものでございます。

○議長（上村 環君） 囑託の関係。囑託職員のことは。

○総務課長（中崎秀博君） 一応答弁はしてありますけど。

○議長（上村 環君） しましたっけ。

○総務課長（中崎秀博君） 大変申し訳ございません。

質問の中で三月以上という説明ということでございましたが、これまで再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の改正ということで、これまでは育児休業等計画書を提出して、夫婦が交互にそれぞれ三月以上育児休業をする場合には、再度の育児休業をすることができるというふうに規定されておりましたが、御提案申し上げます規定につきましては、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出した場合は、最初の育児休業をした後、三月以上経過した場合、つまり三月以上勤務した場合は再度育児休業を取得することができるという規定でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

—————○—————

## 日程第8 議案第40号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第40号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、主要プロジェクトの実現及び地域ブランドの確立に向け、ブランド推進課を設置するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○総務課長（中崎秀博君）** 議案第40号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを補足して御説明申し上げます。

本案は、各課の最重点施策の推進と地域ブランドの構築を図り、住みよいまちづくりを目指すために、新たにブランド推進課の設置及び事務分掌を定めることから、今回同条例の一部改正について御提案するものでございます。

付議案件説明資料の10ページ、11ページをお開きください。

条例改正の主なものといたしまして、第1条中、企画政策課の次にブランド推進課を置くものであります。

第2条の課の事務分掌に、企画政策課の項の次にブランド推進課の項の事務分掌として、第1号に「市長の特命に関すること」、第2号に「地域ブランドに関すること」を加えるものでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○24番（野村公一君）** もちろん施政方針の中にもこの趣旨のものは出ておりますが、本市のブランド商品としてどういうものを育てていこうとしておられるのか。今、市長の中にそのお考えがあればその点を教えていただきたいというのが一つ。

それから、ブランド商品に育て上げるには長い歴史も必要だろうというふうに思いますが、そういう商品に育てるまでにどういう過程を経ていこうとされておられるのか、まずそれが2点目です。

それから、当然それに卓越した職員も必要であろうというふうに思いますが、職員の配置をどのようにお考えになっておられるのか。まずはその3点をお伺いしておきます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このブランド推進課の設置につきましては、先ほど申しました施政方針の中にも盛り込んだ内容でございます。

そしてまた、3月の議会の折にも、所信表明の中でもこういったものを設置したいということのお話を申し上げたところでございます。

私、今回2期目の市長になるためにマニフェストなるものを作成いたしまして、そしてそのことでもって市民の方々にも、このブランド課の設置をしたい、そのことでもって本市の産業振興を果たしていきたいと。そしてまた、市全体としての地域ブランドをつくっていくことによりさまざまな商品のブランド化、差別化が図られ、その物が高く取り引きされる。そしてまた、その高く取り引きされるものがどういった所で作られているのか、どういった人たちが生産している

のか、どういった方法で作られているのかということ、その地に訪れる人が出てくるであろうというようなことで、そのような目的を達成するために新たにブランド推進課を設置していきながら、この地域の振興を図っていきたいということを述べてきたところでございます。

ということで、総体としてさまざまな私どもの地域では産品があるわけでもございまして、その産品につきまして、それぞれの物にブランド化が図られる取り組みがしてあるところでございます。そしてまた、それぞれの物を産出する、そしてまた販売する業界の方々もそれなりにブランド化を図るために懸命に努力をされているところでございます。

そのような中で、あらためてこうした形のものを私どもが市としてブランド化しようということにつきましては、現在取り組まれているものがそれぞれされておりますので、総合的にこのことを取り組むことでまた新たなパワーが出てくるのではないかなというようなふうにも考えているところでございます。

具体的にはブランド商品ということになるかというふうに思いますが、現在、私どものまちで一番ブランドとして対外的にこの地で作られているもの、またこの地にあるもので一番優れているものは何ですよといったことで外に胸を張って言えるものは多分、私ども市全体が、市民全体が取り組んでいただいているごみの分別収集についての結果、ごみの資源化率が市でいえばナンバーワンというものがまさしくこの市の誇れるもの、そしてブランドではなかろうかなというふうに思っています。

私自身はこれをまず核にして、そしてさまざまな分野のさまざまな商品で日本一を目指せるものについて、そのものを志布志ブランドとして、志布志の志ブランドとして位置付け、それを市全体として外に情報発信していきながら、このことでもって志布志ブランドの確立をしていこうというものでございます。

現在、商品としましては、例えばうなぎの生産が日本一でございます。このうなぎもそのブランド商品として持っていけるものになるのではなかろうかと。

そして、お茶につきましても、お茶は現在鹿児島県で2位、そしてまた九州でも2位という生産量ではございますが、ここ何年か品質の面で茶品評会で全国のレベルでさまざまな賞を受賞して、この地の産品として有名になってきており、そのものがブランド化していく方向になっていくのではなかろうかと、それを更に確実なものにしていきたいと。

そしてまた、その茶を生産する茶工場というのも流れがございしますが、これも和光園さんの方で日本一の茶工場というものを建てられて操業しておられます。これもまさしく日本一のものであると。

そしてまた、今年度から新たにリーフ茶を生産されます堀口園さんにしましても、現在の段階では西日本一という甜（てん）茶工場ではございますが、軌道に乗れば日本一の甜（てん）茶工場にされるということでございますので、このことでもって、生産量、また生産の過程で私どものこの地のお茶は日本一の産地、そしてまた生産工場があるまちというふうに位置付けられるのではないかなというふうに思うところでございます。



それから、これは日本一ではないわけですが、鹿児島県内でも有数の畜産地帯である、黒豚、黒牛というのがございます。そしてまた、園芸作物にしましてもいちご、ピーマンというものが県内でも有数の産地となっておりますので、これらのものをどんどん外に対して宣伝していき、この志布志のブランド商品の一環として取り組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

私自身は市長になり、1期目の時からさまざまな方々から、市長、何とかこの志布志市の産品をブランド化してくれというお話があったところでございます。しかし、その現状を見たときに、またブランド化をするということに對しまして、非常に難しいなあと、なかなか難しいですね、できないですよ、というお話をしてきたところでございますが、その中で先ほど申しましたように、私どものまちがごみの資源化率がナンバーワンと、環境に対してナンバーワンの取り組みをしているまちなんだということで、日本全国各地からこの取り組みについて勉強しに、研修に来られるようになったところであります。私は、このことにヒントを受け、このような分野を伸ばしていくことがブランド化にできるんじゃないかなと。

そして、時あたかも鳩山政権が誕生しまして、この環境に対して「チャレンジ25」というようなことで、すべての国内の自治体に対して「チャレンジ25」というような形で、それぞれの自治体が環境に対してCO<sub>2</sub>のマイナス25%削減に取り組むように、そしてそのような取り組みをする所については、特別に手当をしますというような方向性を出したところでございます。

私どもは、そのことを考えるとまさしく日本でも先進的に取り組んでいる地域なんだということであらためて気づいたところでございまして、このことが現在も着目されているそのような流れの中で、このことを切り口として、まさしく今現在74%を超える資源化率であります。これを100%というものにもっていけるとなれば、日本全国から注目される内容だと。そして、すべての産品について安心、安全、健康、有機、循環というようなキーワードで生産していただき、そしてすべてのものがそういった方向性に向いていて生産されるまちであるとなれば、このことは当然日本でも最先端のまちになっていくんじゃないかなということを考えてこのような形の御提案をするところとなったところでございます。

ブランドの確立については、かなり道厳しいものがあるかと思えます。高いハードルがあろうかというふうに思います。しかし、これは、そのような方向性を目指すのと目指さないのでは雲泥の差があるというふうに私自身は思うところであります。

そのようなことで、日本一というような掛け声、言葉をいつも言うところでございますが、日本一を目指していくのと、日本一を目指さないでただの産地化をしていくのと随分と差が出てくるのではないかなというふうに思うところであります。少し皆さんにとってそんなのは無理かもしれないなというようにお感じになられるかもしれませんが、私自身としましては、本市の市民はそのような目標を定めて、そしてそのことを取り組んでいただける、そのような志布志市の市民の風土、生き方があるんじゃないかなというふうに思ったところでございます。道は遠いとはいえ、必ずこのような方向を目指していけばいつかは達成できるというふうなふうに考えて、

ブランドを確立しましょうと、「志ブランド」を確立しましょうよと。そして、そのためにブランド課を設置するんですよというような御提案をいただいているというところでございます。

ということで、そのブランド課をいかにして成し遂げていくかということにつきましては、それぞれの品目があろうかと思えます。そしてまた、それぞれの業種があろうかというふうに思えます。それらにつきましては、この課の設置をした後に、ブランド推進の係、あるいは協議会というようなものと連携しながら、このことについては取り組みをしてみたいというふうに考えているところでございます。

そのようなことで、私どもはそのような新しい課の設置をするところでございますが、現在御承知のとおり、本市では行財政改革を一生懸命取り組んでおりまして、職員の適性化計画の中でその職員の配置をしているところでございます。そのような中で、新たな課の設置となれば、その職員の配置につきましては、慎重にしていかなければならないということでもありますので、この目的を達成するためにその職員を配置するためには、行財政改革推進委員会の意見もいただきながら、そしてその中でも十分協議しながら進めてきているところでございます。

来年の4月には、この行財政改革推進委員会での適正化計画の一次の最終年度になっております。それに向けて新しく課の設置あるいは統合というようなものについては、また議会にも御相談を申し上げながらするところでございますが、それらも含めて、今回このブランド推進課を立ち上げ、そしてその23年4月に向けてどのような形の課の設置、統合というものが必要かということについては、あらためて検討してみたいというふうなふうに考えているところでございます。

[野村公一君「3番目の職員の配置状況は、まだ決まってないんですかね」と呼ぶ]

**○市長（本田修一君）** 現在、ブランド推進課の職員の体制につきましては、1課2係を想定しているところでございます。この1課2係でございますが、その中で5人ほど、課長以下、職員を配置したいというふうに考えております。

このことにつきましては、先ほども申しましたように各課の事務分掌や事務事業評価のマネジメントシートを活用いたしまして、それぞれの課に支障がないような形での配置をしたいというふうに考えているところでございます。

**○24番（野村公一君）** 趣旨はよく分かりました。

ただ、課の削減だとかという条例の変更ならこれでも構わんだろうと私は思います。しかしながら、新たな課を設置をしていく、そういう、しかもこういう重要な事業に取り組んでいく課を設置をする時点で、議会に提案をされる提案方法としては大変お粗末だと。この2行ですね、新しい課を認めてくださいというのは、私はないと思いますよ。やっぱり具体的にこういう人事配置をして、こういう作業をさせていくんだと、そして目的を達成していくんだというやっぱり資料をですね、議会にも御提出をいただかないと、議会が関与できるのは今しかないんです。これを認めてしまうと、どういうものをつくられようと議会は関与できないわけですね、やっぱり今の時点でその資料の提出をされるのがよからうというふうに思います。そのことが1点。

それから、この推進課の中の条項の中に「市長の特命に関すること」という条文が入っておりますが、この特命に関することというのはどういうことを指しておられるのか。職員に仕事を命じられるのであれば、特別に特命でなくても仕事は命じられますね。特別にこの特命と入れられた理由をひとつ教えてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

資料の提供につきましては、不十分で誠に申し訳ございませんでした。

ただいまお話ししましたように、1課2係で5人ほどの職員の体制でいきたいということがございます。今後、十分議会の方々にも事前に御説明しながら進めてまいりたいと思います。

そして、特命に関する事項でございますが、私、平成20年の6月議会で国民健康保険税の改定に関する御提案を申し上げたところでした。しかしながらその時には、税率があまりにも高すぎるということで本議会で否決されまして、あらためて提案を臨時会で申し上げて、そのことについて御審議いただいたところでございます。

そして、その後直ちにこの健康増進に関するプロジェクトチームを全庁的に立ち上げまして取り組みをしたところでございますが、結果的に21年度の事業につきまして、それぞれの課で健康増進に関する事業を出すというような方向で取り組んだところでございますが、新しい形で直接的に出たのは保健課のみというようなことでございまして、なかなかそのような意味合いからすると、この事業については全庁的に取り組むべき内容なのに、それぞれの課においては従来の形でしか取り組めなかったという反省があったところでございます。

私としましては、今回このような形で特命ということにつきましては、多分従来の形での命令事項とも同じかもしれませんが、全庁的な形でまたがるものについて、このことを特命チームに命じて、そして全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、そしてそれぞれの担当する課でその事業について改めて事業化、予算化をしていただく、そしてプロジェクトチームで推進をしていくというようなふうに考えたところでございます。

そのようなことで、今回は新しく情報通信基盤整備事業について、全庁で取り組むべき内容として職員に事業の推進を求めているわけでございますが、現在の段階で情報管理課を中心にこの事業は推進されようとしております。しかしながら、この事業は多額に上がるため、また、そしてさまざまな分野に関する事業であるということから全庁的な取り組みをせよというような形でしているところでございますが、現実的には情報管理課の方でそれぞれの担当する課の方に依頼というような形でこの事業の推進がされるところでございます。そのようなものを市長の特命事項というような形で全庁的に推進しやすいような環境をつくるために、このような形の推進の課を設置したいということでございます。

特に、今申しました、とりあえずはその情報通信基盤整備事業の推進、そして健康増進運動の推進、それから本来のブランド推進に関する推進というようなものがとりあえずこの特命事項になってくるかと思いますが、それらのものが全庁的に動きやすい環境をつくるためにこのような課を設置し、係の中で動いていこうということでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長の方からいろいろありましたけれども、初めて何か質疑等々に対して自分の思いをこの4年ちょっとの間で語られたような気がします。ぜひそういう立場でこれからもそういう質疑や質問に対しては、そういう思いで語っていただきたいと思います。

そこで、今いろいろありました。今回、野村議員の方からもありましたように、ただブランド推進課を置くということで、ここに事務分掌等々もあるわけですが、この三つの夢、挑戦と。そういう中で、ごみの資源化日本一、健康づくり日本一、ICTの先進地日本一、これを目指してやるんだというそのことで、それぞれの各課の事務分掌として、そのことがこのブランド推進課を立ち上げることによって、どういった連携が取れていくのかなと。これは、私は来年の当初予算でこれが出されるならもっと良かったらうなという思いがします。

一次の組織機構改革のそういったものも当然12月議会に出てくると思うんですね。そういった中でやられるのが良かったのかなと思いますが、出てきてますので、そうした他の関係する課との連携というのは本当に今の市長の答弁でどう構築していけるのかなというふうに思います。これが1点目です。

そして、市長が考える日本一というのは、ただ単に日本一になるということなのか。先ほど志のことで少しお話がありましたが、あなたが目指している、今回のこのブランド推進課を立ち上げることによって日本一を目指すという、ここのですね、思いも少し、ちょっと話してみただけませんか。

日本一ということを考えると、全国に日本一を掲げている町はたくさんありまして、愛知県東浦とかこういう所もすごい日本一の政策を掲げておりますが、市長が考えておられる日本一ということについてのそこを再度お願いします。

併せて、その特命というのについては、今野村委員の方の質疑にもありました。そのことで少し分かりましたが、職員の人たちがこのことをどういうふうに受け止めるんでしょうかね。私たちは何々課です。特命を受けたブランド推進課の言うことを受けて、そのことをやっていかなければいけない。最初の質疑と同じようなことかもしれませんが、特命に関することだから聞きなさいという、それぞれの残りの課の方々が、その特命の受け方としてブランド推進課の課長のそれを受けて事業を、そのことに対してかわりをもっていくというふうになるのかですね。そこには、当然自分の所には課長がおられるわけで、そういったものの関係を、特命というこのとらえ方として、3点目をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このブランド推進課の設置につきましては、それこそ22年3月の定例議会で御提案したかったところですが、まだその中身について十分協議ができなかったということで、今回御提案するところでございます。

そしてまた、今お話がありましたように実際業務分担につきまして、そして各課との連携について、私どもは今後とりあえず申しました事業をやっていくことにより、新たなその内容について認識がお互いに深まり、そしてまたこのことについてはブランド推進で取り組むべき内容とい

うことになるということになれば、それらのものも新たにそのブランド推進の方で取り組むというようなことをしていきたいというふうに思っているところでございます。

そして、私自身「日本一」という言葉で市民の皆様方にも、そして職員の皆様方にも、もちろんこの議会でもお話するところでございますが、やはりその目標とするところは鹿児島県一でいいのかといったときに、鹿児島県一ということであれば少しインパクトが弱い。それでは、日本全国から人が来るのだろうかというふうに考えるところでございます。日本全国からいろんな人が訪れてきて、そのものが本当に日本一のものであるということであれば多分来ていただけるというようなことで、目標をまず日本一にもっていききたいというふうに思ったところでございます。

そして、まずはじめの切り口として環境というものがあるということでございます。資源化率日本一ということは、市民の方々があの28品目もものすごく面倒くさい大変なことに全面的に取り組んでいただいている共生・協働のまちがあるということでありまして、ここに住んでおられる方々はそういう意味で、日本一自治体とともに自分たちのまちを一生懸命よくしようとしている人たちですよということの評価ができるのではないかなというふうに思ったところであります。

この環境に対する日本一ということはもちろん一番大事なことでありますが、その他いろんな産品が、日本一が作られている、そしてその日本一の物が安心・安全、健康、うまい、本物、循環、有機というようなキーワードで作られているとすれば、今まさしく日本でもこのような物が求められている時代でありますので、それらの物を生産して、そして日本一というふうに評価されるとなれば、その生産される方々も十分誇りとできるものになっていくのではないかなと。その結果、私たちの住んでいるこのまちに対して、誇りと愛着が出てくるのではないかなというふうに思ったところでございます。そのような意味合いから、とりあえず日本一をみんな目指しましょうよと。そして、目指すために一緒にやっていただけませんかということをお話するところでございます。

特命に関することにつきましては、先ほどお話したところでございます。鹿児島県でも県知事が知事の特命に関する部署を設置したところでございます。これは、従来の組織ではなかなか対応しきれない、そしてまた従来の部署をまたがってしなければならない事業というものがいろんな形で出てきているというような中で、この特命チームで取り組みをしていきながら、新しい部署を設置していくというものになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

そのような意味合いから、23年の4月に新たな組織の再編、機構の改革というものを御提案しようというふうには思うところでございますが、そのためにまずブランド推進課で、立ち上げをしまして、その中で現在のこの目覚ましくへんぺんする時代に即応できるような組織体制というものを改めて考え、そして構築していくということが必要ではないかなというふうに思うところでございます。そのような内容を求めるとすれば、それは今回御提案するものはまだそれこそ途中かもしれません。常に組織については時代に合った形で編成していかなければならないと思いますが、そのような過程の中の取り組みだというふうに御理解していただければというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** これは、じゃあ条例の改正もなしに、例えばごみ日本一、これは市民環境課で十分対応はできるというふうにして、これまでもその方々が頑張ってきたから日本一というふうになったんですね。健康づくり日本一、ここもそれぞれ保健課、福祉課含めて、それぞれが頑張っている。ICT、ここについては、全庁的にうんぬんということでありましたが、条例の改正そういったものはなしでこれをやられるんですね、事務分掌も含めてですね。それを飛び越えて、まあそれはやっていいでしょう。でも、基本的には条例で、あなた方のところはこうですよ、ここをしっかりと議会なら議会に対して、そうしないと職員だってやりにくいじゃないですか。そういったものもきちんとやった後で僕はこれが提案されるんなら理解もしますけど。今回、併せてこのブランド推進課、後の議案で出てきますけど、予算のすべて、旅費だけですよ、事務費が若干ありますけど。こういったことで、今市長が述べられているようなそういった思いを職員全体が共有して、みんなで頑張っていこうというふうになり得るというふうには、僕は少し理解がいかないもんですから、そのことをお聞きをしているところです。

これ、条例改正をしないでこれをやるとしたときに、福祉課の方、農政課の方、それぞれどういった形でかかわっていいのかということが、事務分掌が明記してある以上、難しいじゃないですか、これ。そういったことについての考え方を再度お願いをします。

そして、情報基盤のこのICT、これも後の議案で出てきますけど、分からないから、専門家、それに精通した人を臨時雇用して対応しなきゃいけないと。そういったことまであなた方がきちんと精査した上で私たちに提案しているというふうには思えないんですよ、これ。

情報通信基盤も後の予算で出てきますけど、分からないから、ちゃんとそういった専門家を臨時的に雇用する、そうして説明をいろいろしてもらいながら事業を進めていくということがうたってありますよね。

そういったことを含めて、このブランド推進課というのは少し早かったのではないのかというのが、僕は少し、来年の4月までこれ延ばしてですよ、やるんだったら何か少し分からんでもないけれども、組織の機構改革、見直しをする段階での問題として、民主党のやり方と一緒にじゃないですか。マニフェストどおりやろうとしたら失敗しちゃうでしょ。ゆっくり4年かけてやればいいんじゃないですか、市長。

そういった意味で、再度、僕が今言ったことについてお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ごみの分別収集につきましては、市民環境課の方で一生懸命取り組んできて、そのような成果が出てきたところでございます。そしてそのことで、私どものまちは今回「チャレンジ25」というものを目指そうということで、そのことでもって環境省の方に応募をしているところでございます。そのことを成し遂げるとなれば、さまざまな部署の協力、そして推進がなければそのことについては成し得ないということでございまして、環境に対して先進的に取り組んでいるまちということは、もちろんごみの分別収集がその切り口ではございますが、総体的にそういった取り組みをしているということを今後示していきたいというふうなふうに考えるところでござい

ます。

そして、健康増進につきましても、もちろん保健課、そして福祉課が一生懸命になって健康増進に取り組んでおります。そして、その健康増進というのは何かというふうに考えたときに、やはりそれは高齢者の方々にとっては、生きがいをもって生きていくということも健康増進の一つになるかというふうに思います。その生きがいをつくっていくために、例えば生涯学習とか生涯スポーツとか、あるいは地域づくりとか青少年健全育成に積極的に参加していただくということも生きがいの一つになってくるのではないかと。そしてまた、少し余裕があれば生産活動もしていただく、その生産活動においては有機の、循環のものを作っていただいて、それらのものを束ねて外に発信できるようなものにできれば、更にそれが生きがいになっていくのではないかと。そのようなものを合わせて健康増進運動にしていきたいというようなふうにと考えるとございます。

そのような意味合いから、現在日本一を目指すまちをすとなれば、いわゆる所管の課だけではなかなかそこが実現は難しいのではないかと。そのようなことで、このブランド推進課を中心としてそのことをやっていこうということをございます。当然、それぞれの担当課は、従来行っている業務につきまして、その目的を達成するために自分の担当するところでは何が必要かということを協議し、そしてまた事業化し、予算化していくというものになるかというふうに思います。

そのようなことで、今回あらためてブランド推進課の設置をしながら、この日本一のまちづくりを目指していきたいというふうにと考えるとございます。

**○19番（小園義行君）** 最後、教えてください。

企画政策課との関係では、このブランド推進課というのはどういうふうになるんですかね。もう企画政策課はお役御免ですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

企画政策課については、振興計画等、本市の長期的な政策推進をするためにどのような形で進むべきかということと広く市民の方々も交えながら、方向性を定めていくという部署であるかというふうに思います。そしてまた、そのことを推進するためには、じゃあとりあえずこのことについては、早めに、あるいは総合的にしなければならぬということ、このブランド推進課の方でしていこうと。また別な意味で言えば、先ほどからお話しますように私自身がマニフェストで掲げた項目につきまして、この振興計画に沿った形ですとなれば、企画課と調整を図りながら、ブランド推進課で事業を推進していくということになるかというふうに思います。

**○2番（下平晴行君）** 3点ほどお聞きしたいと思います。

話は出ているわけでありますが、この課の編成、いわゆる集中改革プランでは職員数の削減、それから組織の簡素合理化とともに事務事業見直しをしていくということであるわけです。

現在恐らく34課があるのを、これを28の課にしていくというような考え方というか、プランの中に入っているわけでありますが、ブランド推進課ができて、そういうプランに基づいた課の設

置をしていく考え方なのかですね、1点はそういうこと。

2点目では、今話が出ております、特命に関する事項ということであります。

やはり私は、市長が課の調整ということであれば、企画政策課に課の調整係というのがあるわけですので、私は十分それで対応できるんじゃないかなというふうに思っているわけです。再度、そこら辺をもう1回お願いしたいと思います。

それから、地域ブランドということでちょっとインターネットを引いてみますと、市長がおっしゃいますようにあらゆるものが、例えば観光、文化財、あるいは温泉とか、それから農産物も含めてですが、いろんなものが地域ブランドと言われているわけですね。そのことをおっしゃっていると思うんです。先ほど話が出ましたけれども、この予算が30万円、その中で旅費がほとんどだということでもあります。であればですね、私は課を設置する前にそれぞれの課で、課にあるもの、これをどんなものがブランド化なのか、ブランドなのかというものを拾い上げて、そして1年あるいは2年、そのことを考えながら次の時点で課の設置をしていくという考え方が、私は普通は妥当だろうと。市長は県がしているからと、恐らく県のまねをされてこの取り組みをされたというふうに思う。これはいいですよ、まねしようが何をしようが。いいと思ってされたというふうに思うんですけれども、ただそういう全体的な考え方からしますと、やはりあまり拙速すぎるのかなと。もうちょっと具体的に、どういうものを使ってこのブランド推進課を設置するんだというものが見えないんですよ。その3点をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

職員の定員適正化に向けて、来年度までに職員の削減というような方向で、集中改革プランに基づいてやっているところでございます。その中で課の整理統合というような方向できていたところでございます。

私自身、この職員適正化計画に基づくそのような組織の見直しということにつきましては、いわゆる管理職の割合を減らすべき内容ではないかなというふうにとらえてきていたところでございます。そのような意味合いから、このことにつきましては、積極的に取り組みをしてきておまして、そしてそのことで課の削減がなされてきたと。いわゆる実働部隊が増えるような形の組織体制というものが求められているというようなふうに理解するところでございます。

そのようなことで、今回また新たに課を設置するということで管理職が増えるというような形にはなるところでございますが、これは今その身分にあるものを充てながらやっていきたいということございまして、またさらに来年度におきましては、新たにその組織の見直しをしながら提案をしていきたいということでございます。

そしてまた、企画調整との兼ね合いでございますが、私自身先ほども申しましたように、どうしても横断的に何かするとなれば、お互い遠慮し合うと言うとおかしいんでしょうけど、そのようなことで、なかなか他の部署にその協力を得るものが弱くなっていくというようなことが現にあったということでございます。そのような意味合いからこのことにつきましては、特に市長の特命ということで優先して取り組むべき事業、内容ということで、それぞれの担当の方でそのこ



とについて予算化、事業化というものを取り組んでもらうということにしたいということですので、現在の企画の方では少しなし得ないんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

それと、ちょっと早すぎるというふうなお話でございます。実際、このブランド推進課を立ち上げるときに、室あるいはそのための準備室というふうなことも考えたところでございますが、このブランド推進課を立ち上げるということによりまして、さまざまな形でそのような方向性が全市的に見えてくるんじゃないかなと。そしてまた、市民の方々もそのことについて、御提言がどんどんどんどんできてくるんじゃないかなというふうに思うところでございます。現実的には今申しました三つの大きな事業について、この課を中心にして推進していこうということですので、その取り組みをする中で、またあらためて23年4月に向けて組織の再編等をお願いしながら、この課の内容について、御理解いただくようなやり方にしていきたいというふうに考えるところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 流れ、市長、先ほどからですね、市長の考え方はよく分かるんですよ。でも、私が1番目に聞いたのは、4月から28の課に、その範囲内でやるかということ聞いてるんですよ。

それと、地域ブランドというものの考え方が未知数というか、全然見えませんよね。さっきからも出ていますけど、何をやるのかというのは見えてないです。今、市長の答弁でも全然見えてない。その中で1年間、もう6月ですよ、もう。その中で、旅費を組んで、仮称、政策推進・ブランド推進協議会、そういうものを立ち上げて先進地研修をされるということで、旅費が主な歳出のお金だろうというふうに思うわけでありましてけれども、そういうのであれば、もう本当に、いやもうここで議論する必要はないんですけど、どうも私理解できないんです、ここがですね。あまりにも本当に、ブランド推進課を設置するとマニフェストあるいは選挙中に市長が言われたから、このことをどうしても設置せんないかんというふうな考え方でされてるのであれば、これは大きな誤算じゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、私はもうちょっとじっくりですよ、室長、室なりそういうものをもって対応していくというのが本来、本当に真剣にやるのであればですよ。何か上辺で動いてるような気がしてなりません。

それから、課長については、管理職については、今の管理職、恐らく監という人が、監という職があるからそこを持ってくるというふうな考え方だろうと思うんですけども、この28課にするのは間違いないということですね。2点ほど。

**○市長（本田修一君）** このブランド推進課の立ち上げにつきましては、本当はもっと早く、自分自身はもっと早くやりたかったということでありまして、十分このことについては場内で協議を進めながら、今回御提案するというところになったところでございます。

私どもの町は本当に鹿児島県の中で、日本の中で本当にいい町ですよ、素晴らしい町ですよ、日本一の町ですよというふうに誇りを持って言えるためにはどういったものが必要なんだろう、

どういったふうにしたらできるんだろうというふうに考えたときに、本当に私どもの町は環境に対して一生懸命取り組みをしていって、そしてその結果、日本で一位の町になっているということであったということでございます。

このことは、本当に今、日本全体が、世界全体が地球温暖化に関して一生懸命環境というものを考え、そして温暖化というものを真剣にとらえ、そのCO2の削減について、取り組みを全世界でしようとしている中で、私どもの町は本当にそのことについて先進的に一生懸命取り組んでいる町だということを感じさせられたということでもあります。

そのようなことから、このことをまずブランド推進の第一番目の切り口にしたいということで、さらに100%に持っていきたいということで、そのことは本当にそのようなふうになっていくとなれば、まさしくこの志布志市は環境に対して日本で一番取り組んでいるまちですよ、ということになるかというふうに思います。

そして、当然そのまちで産出される農・畜・水産物については、すべてそのように地球に優しい、環境に優しいという農・畜・水産物であるべきだというようなふうを考えまして、そのような方向性を全市で持ったまちづくりをするために、それぞれの品目が日本一というふうになるとなれば、まさしくこのまちは日本で一番誇りある、そしてだれもが住みたいと思えるような町になっていくのではなかろうかというふうに考えたところであります。

そして、それをするために今とりあえずできることは、情報通信基盤整備事業、それから健康増進運動、そしてごみの資源化率日本一、そのようなものをきちんとその日本一のものにつくっていくということが必要ではないかと。それらを推進するためにさまざまな担当部署がございますので、それらのものと一緒になって、連携していって、連絡を密に取り合っけてしていくことが必要ではないかなということでブランド推進課の設置をお願いするところでございます。

そのようなことで、決して早すぎるというようなことではないということでございます。

現在お願いしようとしている予算案につきましても、さまざまな分野の専門の方々もまたお願いしていき、その方々の旅費等も支出していきながらブランド推進、あるいは政策推進にしていきたいということでございます。

**○17番（岩根賢二君）** ブランド、これの議案の提出の仕方について、1点だけお聞きしたいと思いますが、第1条中の「企画政策課」を「企画政策課 ブランド推進課」に改めると、こういうふうに記載してあるんですよ。

私は、これは非常に誤解を招くんじゃないかなと、この議案を見た時に思ったんですね。これの提案をするのであれば、今までのいろんな説明等を聞いておきますと、この第2条の企画政策課の項の次に次のように加えるとしてブランド推進課と書いた方がよかったのではないかなと思うんですが、その提案の仕方の理由についてお尋ねいたします。

それと、市長の今までの質疑に対する答弁をいろいろお聞きしておりますと、市長はブランドと日本一を混同されているんじゃないかなと思います。日本一、イコールブランドだと思っておられるのか。私はブランドというのは、自分がこれはブランドですよというのではなくて、第三

者から見て、おお確かに志布志はこうだな、ということで認めていただくのがブランドだと思っております。そういう意味で、そこの説明をお願いしたいと思います。

それとですね、施政方針の中で市長が「ブランド」という言葉を使って説明をしておられるのは、二つしかないんですね。日本一についてはいろいろありますよ。ブランドについては、和牛に関してと、今日市長が施政方針のほかには一言も触れておられない特用林産物もブランド化したいとおっしゃってる。そのことについては一言も触れておられない。そのようなことで本当のブランド推進ができるんですか。そのこともお聞きしたいと思います。

それと、環境ということで、私は補正予算の質疑の中でお聞きしようと思っておりましたが、先ほど市長が言われた資源化率日本一という町で、どんな町だろうか、行ってみようかということで訪れる人が増えるという話がありました。確かにそうかも分かりませんが、じゃあ志布志市にその方が来られたときに、道路端にポイ捨てのポリ袋がたくさん落ちている、あちこちでは家庭でプラスチック製品を燃やしている、そのような姿を見たときに志布志のブランドが確立できますか。そのことについて、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

条例改正案の表示ということで、一定のルールがあるということにつきましては、議員の皆さん方御承知のとおりでございます。

今回の改正につきましては、表の一部を改正する場合ということで、その改正部分が項または欄でとらえられない場合の改正方法に該当するため、このような表示になったということでございます。

それから、日本一というのとブランドと混同しているんじゃないかと。

まさしく日本一とブランドとは全然違うもの。全然違うことはないでしょうけど、日本一となればブランド化が図られやすいというのは当たり前だというふうに思います。

ブランドというのは、質あるいは量で他と圧倒的に差があるというものがブランドになっていく。そしてまた、肝心なことですが、いくらいい物を作っても、いくら量がたくさんあってもそれはブランドとならないわけでございます。そのことを消費者の方から、別な市民の方から認めてもらうということがあってからこそ初めてブランド化ができるということになるかというふうに思います。いくら本当にこの物はすごいんだよ、優れたものだよというようなふうに、自分自身がそんなふうに言ったとしても、相手が認めなければ到底ブランド化は図れないということでございます。いかにせんそのような物が多々あるというようなふうを感じるところでございます。そのような物を本当にじゃあ優れたもんですよと、優れた量なんですよということを志布志というくくりで併せて紹介していけば、ああそういうことなんだなというようなことで、その物がブランドになっていくのではないかなと。そして、それが日本一というものであれば、ブランドという形で認定していただける早道ではないかなというふうに思うところでございます。

和牛や、それから特用林産物につきましても、現在の段階ではとても日本一というものを標榜することができる内容でないところでございます。しかしながら、今後このものについては目指すところ

は日本一なんですよということを今旗印に、関係者の方々にお話を申し上げているところでございます。それはなぜかという、そのものが日本一にできるというふうに私自身は思うからでございます。

そのようなことで、肉用牛の生産についても本当に、そのようなことができる土地になるんじゃないかなと。そしてまた、品評会においても全国の品評会で輝かしい成績を収められる土壌があるからこそ、このことについては「可能性があるからそのことを目指しましょうよ」と言っているところでございます。

それから、特産品につきましたは、本当にまだ今生産が始まったばかりでございます。まだまだ微々たるものではございますが、この分野の将来性を考えたときに、この地域に最もふさわしいそのような産物になるのではないかなというように期待を込めて、このものにつきましたも日本一の産地を目指しましょうというようにお話を申し上げているところでございます。

そのようなことで、さまざまなものをこれから発掘していきたいと、そしてまた現に取り組んでおられるものについてもそのことを補強して、そのものが本当に日本一だというような形の評価を受けられるような取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

私自身、先ほどうなぎの生産量が日本一というふうに言いましたが、その生産量のみならず皆様方御承知のとおり、この地は世界初のうなぎの人工養殖に成功した町でございます。

そしてまた、うなぎの養殖に関して言えば、稚魚から成鰻（せいまん）までまったく薬を使わない形で生産される、養殖される業者がこの地にはいらっしゃるということで、そのことにつきましたは先日テレビでも紹介されましたが、そのこともまさしく日本一の内容ではないかなというふうに思っています。

それらのように、まだまだ私も自身がそのことについては日本一なんだよということを知らないものが多いのではないかなと。そのことをお互いに認識を共有しながら、それらのものを合わせて日本全国に発信して行って、そしてそれらのものが生産されるのは志布志なんです、それらがあるのが志布志なんですよということを認識してもらおうということでブランド化が図られていくというように思うところでございます。

しかしながら、今お話がありましたように、資源化率ナンバーワンの町でもポイ捨てごみが目立っております、あります。しかし、私自身はこのことにつきましたは、市長就任以来、共生・協働のまちづくりということで市民の方々に、一緒になってごみ拾いをしましょうよということのお話をしまして、お願いをしまして、取り組みを重ねてきたところでございます。市民の方から本当に、各界、各層の方々から、志布志はきれいになってきたよねというお褒めの言葉を頂いているところでございます。しかしながら、現実的にはまだまだポイ捨てごみがありますので、更にこのポイ捨てごみがゼロになるようなまちは当然目指していかなければならないというふうに思うところでございます。そのことがなされなければ、多分環境に対して、循環に対して本当に真から取り組んでいる町とは言えないよねというふうに来られた方が感じられるというふうに思います。

ということで、今市民環境課を中心に、このことにつきましては一生懸命取り組みをしておりますので、今後更に取り組みを強化してまいりたいというふうに思いますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

**○17番（岩根賢二君）** 最後の部分ですけども、市長自らごみ拾いをやっているということも承知をしておりますが、依然としてなくなる。それを更に強化していくつもりでありますとお答えになりましたけれども、具体的にじゃあポイ捨てゼロにするにはどういうことができるかなと、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** はい、お答えいたします。

このことにつきましては、市民の方々のモラルというか、意識、そしてまた市民だけでなく外から来られる方々の意識の問題かなというふうに思っているところでございます。この地が環境に対して、循環に対して、また美化に関して本当に一生懸命取り組んでいる町なんだと、そしてそのような市民の方々が本当に着実に増えているということを認識していただくようになれば、本当にあっという間にごみがゼロの町になっていくのではないかなというように思っておりますが、なかなかその意識の改革につきましては難しいところがございますので、今回設置しようとしております情報通信基盤整備事業に基づきまして、次年度あたりにそのような形で、不法投棄ないしは子供の安心・安全の見守りというような観点からの情報通信基盤のソフト事業も取り組みをしていきたいというふうに考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ただいままでの質疑をずっと聞いておまして、市長の思いというものも届いてはおりますが、日本一を目指す、ブランド化を図って日本一を目指すということで何回となく言われたわけですが、これまでも同僚議員の中からも日本一という言葉の使い方に対してあまり軽々に使ってほしくないという議論もなされたところでありますが、それはさておきまして市長が日本一を目指していきたいというその意気込み、思いはですね、理解をするところでございますが、その思いが結果的に空回りになってしまっただけでは何にもならないなという思いがいたしております。

現在、職員適正化計画を進めていく中で、職員の削減がそこにある。一方で、ブランド課を立ち上げてさまざまなブランド化に対して、また政策に関して仕事をさせていく、こういう状況になりますね。

これまでの市長の質疑に対する答弁を聞いておますと、思いと、そしてその思いの実現のためにこうやりたいということをお聞きするにつれ、これは大変な仕事をこのブランド課というのは負うことになるなど、人的配置も大変な数が必要になるんじゃないかと、そういった思いがしてならないんですね。だから、各課が今までやっている仕事と、そしてブランド課がやる仕事との兼ね合い、決して切れてるわけじゃないですね。

市長のブランド化の中には、産品というか、物品といいますかね、商品化されていくものの延長線がありますね。今聞いているだけでも、いわゆる特用林だ、うなぎだ、そしてお茶だ、そしてここで挙げられているごみの資源化日本一、健康増進、そしてICTの先進地自治体、こういっ

たものがある。ほかに子育て日本一ということも言われている。もうこれだけで日本一が七つ、八つですよ。

こういったもののほかに、物品以外に今後も日本一を目指そうとしたら、政策で日本一を目指すということもあるわけですね。政策のブランド化ということも考えなきゃいけないと思うんですが、市長のブランド化の中には政策的な観点というのはあるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

かなり難しい御質問だというふう感じたところでございます。

政策日本一ということにつきましては、私自身は市長という立場でございますので、本市の福祉を最大のものにする、そして本市の市民が最大の幸福を得られるような町にするということが私自身の使命かというふうに思います。そのためにはここに住んでおられる方が、本当にいい町に住んでるよね、そして、また子供たちもこの町に住ませたいね、というような誇り得る町にしていけることが私の使命。また、別な言い方をすれば、ほかの町の方々が見られたときに、志布志はすごいよね、志布志に住んでみたいよね、志布志に行ってみみたいよね、というような町にするのが私の使命かというふうに思います。

そのような町にするためにそれではどういった政策が必要かといったときに、さまざまな政策が行われるわけでございますが、そのことにつきまして、市民がそのような思いを持っていただくためには、市民の方々が誇りを持っていただけるような町にするのがまず第一なのかなというふうに思うところでございます。

私どもの志布志市の市民の方々は、先ほどもお話しましたように本当に面倒くさいですね、ごみの分別収集28品目に黙って一生懸命取り組んでいただいているんです。これはすごいことだと思います。私、市長になって、このことについては本当知らなかったんですが、アピアの前で第1と第3土曜日に市民の方々、この市民の方々というのは、自治会に入らっしゃらない市民の方々がごみの分別収集をされる、資源ごみの収集をされるということで、次から次へと持ってこられる光景を見まして、本当に胸が打たれたところでした。こんな市民がおられる所は絶対いい町になるんだというふうに思ったところでございます。

そのようなことから、共生・協働・自立のまちをつくりましょうよ、一緒にいいまちをつくりましょうよというお話を申し上げてきているところでございまして、この日本一のまちづくりというのは本当にハードルが高いと、大変なことだというふうには自覚するところでございますが、この志布志市民の一緒に取り組んでいただける姿勢があるとなれば、必ず実現できる内容だというふうに思うところでございます。

先ほどもさまざまな日本一の具体的な取り組みは何をするということをお話したんですが、少し忘れておりました、多分、生涯学習の方々のあの取り組みというのは日本一じゃないかなというふうに思ってます。そしてまた、青パト隊の皆さん方の安心・安全のまちづくりについても日本一じゃないかなというふうに思います。

そのようなふうに現に市民活動としてもさまざまな分野でも日本一がなされているということ

を多分その方々御自身が気付いていらっしやらない、知らないということであろうかというふうに思います。

そのことをまずみんなに知っていただいて、そして自信を持ってもらって、そして誇りを持ってもらって更に次のステップに進んでいくということがこのまちのブランド推進に、すべてのものがブランド推進につながっていくものになろうかというふうに思うところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 遠い道のりかもしれないけれども挑戦をしていきたいというようなことを当初述べられていましたね。その市長の市民と協働でそういったものを目指していきたいという思いというのは分かりますが、その思いがそのまま実現できるのかどうかということは、これからの課題であろうというふうに思うんですね。

ブランド推進課をしっかりと立ち上げて、日本一を目指していくんだということですが、この施政方針を読んでいきますと市民の所得向上という言葉を入れていらっしやいますね。そして、あとは観光客の増、そして志布志市のイメージアップにつなげて行って住みたいまち、訪れたいまちとして選ばれたいんだと。

僕は思うんですが、この訪れたいまちというのと住みたいまちというのは、僕は決して同義語ではないと思っています。目玉があって、ブランド化されたものがあるところに行く、そしてPRによってそこに行くけれども、1回行ったらもうそれでいいよねっていう所もあるでしょう。何回となく行きたいということもあるでしょう、そのブランドによっては、目玉によってはですね。でも、住みたいとなってくるとまた別次元ですよ、これは。

例えば、先ほどごみの資源化日本一ということをおっしゃってました。これを機に、日本一を目指していくものがほかにもないのかなというふうに思う契機になったっておっしゃってましたね。で、これはこれですばらしい。あの面倒くさい運動じゃないですが、みんなが多少我慢しながらもやっている、そしてごみの資源化がなってきたということですね。だけれども、実態を見ていくと本当に苦しんで分別をされている人たちもいっぱいいらっしやいますよ。その人たちから見て住みよいまちとは言えない。もうノイローゼになりたいというような人たちもいるんですよ。だから、ごみの資源化率日本一、イコール住みたいまちではないと僕は思いますね。

そういった観点から考えていったときに、市民の所得の向上も含めてこのブランド課は目指していくとなると、仕事量というか、その責任というのはすごく重い。だから、先ほどからも出てますけども、司令塔はどうなるのかと。日本一を目指す項目が増えていけば増えていくほど司令塔はどうなるのかとか、そういう問題が出てきますね。特命がありましたけれども、特命の域を脱してやらなきゃいけないことがいっぱい出てくると思うんですよ。そこらに対しての整理はしっかりできているんですか、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本当に、訪れたいまちが住みたいまちになるということではないということは、本当にそうだと思います。

しかし、訪れたいまちというのは風光明媚とか、ゆっくりいやしができるまちとか、観光地

であるとか、そういったふうになろうかというふうに思いますが、私どもの町は残念ながら全国的なレベルのそういった地ではないということでございます。ということで、じゃあ何をもって訪れるのといったときに、そこに住んでいる人たちの生き方だと思います。その人たちがどういった生き方をしているか。そして、どういった形でその地で物を作っているのか、どういった心でもって作ろうとしているのか、どういった家庭で作っているのかということを見に来られるということでありまして、その生き方が多分共鳴していただけるまちになっていけるんじゃないかなど。

ごみの分別収集については、多分一生懸命取り組んでいただいている方が大多数、ほとんどでございます。もちろん大変だという思いを持っていらっしゃる方がおられるということについても十分認識しているところでございますので、この方々につきましては、別途何らかの対応が必要ということで担当の方ではやっているということでございます。しかしながら、このことで来られた方々が、じゃあそういった人もいるからちょっと住みにくいよねというようなふうに思うか思われぬか、それはまた別物ではなかろうかというふうに思うところでございます。

そして、ここに訪れた、それらのものを見に来たい、勉強してみたいというふうに訪れられる方は、いいまちだねというようなふうに評価がいただけるものになっていくのではないかなど。そしてまた、共生・協働・自立ということで本当に地域の方々が一生懸命地域のために取り組んでいるという光景を見るということになれば、そのことについても評価がいただけるということにはなろうかというふうに思います。

ということで、最終的に住んでみたいということについては多分、さまざまな政策を盛り込んで、少子化についていろんな取り組みをしております。そのことに魅力を感じて、この土地に住んでこられる、住まわれる方が出てくるというようなふうには思うところでございます。ということで、このナンバーワンを目指す政策を掲げることで、将来的には住んでみたいまちになってはくるのではないかなどというふうに思うところでございます。

それから、特命事項でございますので、本当にまだどういった形で整理して、そして推進していけばいいかということにつきましては、非常に難しいところがあるかというふうに思います。

しかし、私自身市長になってからいくつかのプロジェクトチームを立ち上げながら、それらについて共通テーマを持って協議を重ねてもらってきたところでございました。それらのものが担当の課の方に集約されまして、今までは事業化というような形になってきたところではございますが、今後そのものが先ほどからお話しますように、それぞれの担当の部署で予算化、事業化というような方向性がなされるというようなふうに考えるところでございます。

今後取り組みにつきましては、具体的に今回取り組むものを十分精査しながら、評価しながら、新たな形での取り組みの参考にしていきたいというふうに思うところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** いろいろ考え方でしょうが、住みたいまちという観点から見たときに、そうやって他市町からですね、志布志市に入り込んでいただけるようなまちにしていくということを考えていったときに、ここに所得向上を目指すという、はっきり出ていますが、いわゆるそ



この市民の所得が高いということは一つの魅力になるでしょう。ただここを目指すというのは至難の業ですね。無理とは言ってません。目指していくことは大事です。当然大事ですが、いわゆる住みたいまちという方向付けで考えたときに、一方でブランドというのがあると思うんですが、引き付ける魅力があるわけですが、いわゆる住みたいというまちでいったときには、こういったように市民所得が高いとか、あるいは子育て日本一を目指している最中にはありますが、少しずつ施策が充実して拡充してますね。そういったことで、経済的支援がしっかりなされているということがあって住みたいまちになるというのがほとんどだろうと思います。

今回も東京の日の出町でしたかね、いわゆる子育て、クーポン券ですね、発行していると。いわゆる子育て支援に限って使えるというクーポン券を発行して、いわゆるその分は保育料にも充てられるということで、結果的には保育料が無料と一緒にだとか言われて、毎年100人以上の方々が人口増になっているんですよ。すごいですよ。まさしくこの件に関してはそちらが日本一を走っているなという、テレビを見ていて気がしてなんののですが、やはり住みよいまちづくりを目指すということもこのブランド課をつくる流れの中に含んでいるとするならば、この課がやるべき責任というのはすごく重いです。

そのためには、そういったことが空回りしないように、今いろいろと難しい問題を抱えておりますけれどって市長は答弁されましたね。であればもうちょっと場内で精査をして、先ほど小園議員からも出ていましたけれども、実際は来年の当初ですね、出してくるべきではなかったのかなという気がして僕もなりません。そういったことに関して、最後、答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

何回もお答えしましたように、私自身としてはもっと早く御提案したかったということでございますが、まだ場内で整理をしながらやってきて、そして今回の提案になったということでございます。

別に急いでいるということではないわけですが、とにかくそのことをさまざまな市民の方々から取り組みをしてほしいと、早くしてほしいというようなこともあったのは事実でございます。

そしてまた、そのことを立ち上げるということによって、また別な方面からいろんな形で御協力、そして御提言があるのではなかろうかというふうに思うところでございます。今回、政策の推進、あるいはブランド推進の協議会なるものを立ち上げるところでございますが、その方々によって新たな具体的な御提案もいただけるというふうに感じるところでございます。そのことが23年の4月には、また明確な形でお示しできるということになるかというふうに思います。

今回、私どもは、とにかく情報通信基盤整備事業についても全庁的な形で取り組みをしていかなければならないということでもあります。そしてまた、健康増進につきましても、一日も早い形で市民の方々の意識の統一を図って、一緒になって取り組んでいただけるという風土を、環境をつくっていかなければならないかというふうに思うところでございます。そして、ごみにつきましても、先程来話がありますようにポイ捨てごみがないようなまちにしていくことで、このブラ

ンド化が図られていくというふうになるかというふうに思います。

そのようなことで、ブランド化がなされれば、当然その物は質、量で優れているということで高い評価がされていくということで、高く取り引きがされるということになるかというふうに思います。さまざまな政策で住みやすいまちというのをつくるのもそうですが、ブランド化を図るということによりまして、それらの産物が高く取り引きされることによりまして所得が増大していくというようなことになっていくというふうに私自身は考えるということで、所得の向上というような観点からもお話をしているところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第9、議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

### **日程第9 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第9、議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、法人の住民税に係る清算所得課税の廃止、個人の住民税に係る扶養控除の見直し並びに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税、たばこ税の税率の引き上げ及び手持ち品課税の実施等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○税務課長（外山文弘君）** 議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

それでは、改正の主なものを付議案件説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。資料の12ページをお開きください。

第19条の改正の理由でございますが、今回の地方税法の改正で、完全支配関係がある法人の間の取り引きに係る税制及び資本に係る取り引き等に係る税制について、所要の措置が講じられたところでございます。地方税法第321条の8は、法人の市町村民税の申告納付に関する規定ですが、今回、清算所得課税の廃止、合併類似適格分割型分割の廃止に伴い、第321条の8第5項の削除のほか、関係条項が5項削除となったため、同法同条の引用部分の条項を5項ずつ繰り上げる改正と字句の整理でございます。

第31条の改正でございますが、法人の均等割の税率に関する規定です。第31条で引用しております地方税法第312条第3項第2号が削られるなど号の改正が行われたため、所要の改正をするものでございます。

第36条の3の次に2条追加する改正でございますが、第36条の3の2は給与所得者の扶養親族申告書に関する規定、第36条の3の3が公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定であります。いずれも、今回の地方税法の一部改正で15歳までの年少扶養控除の廃止、16歳以上19歳未満までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止後も、市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにするための措置として設けるものであります。従来は所得税法の方で規定をされたものを、地方税の根拠ということで、今回この2条を追加しております。

第48条の4項までの改正、次のページでございますが、15ページでございます。

第48条の4項までの改正及び第50条第2項の改正につきましても、第19条の改正理由と同様に、引用しております地方税法第321条の8中の第5項の廃止や項の繰り上げ等の改正に伴います所要の改正でございます。

第95条の改正でございますが、本年度の税制改正の目玉ともいえるたばこ税の税率改正であります。旧3級品以外のたばこ税について、1,000本につき現行3,298円を4,618円に改めるものであります。1本当たり1.32円の引き上げとなります。

附則の方で、附則第16条の2第1項中1,564円を2,190円に改める改正は、わかば、エコー、ゴールデンバットなどの旧3級品と言われる紙巻きたばこの1,000本当たりの税率の改正を行う部分でございます。1本当たり0.626円の引き上げでございます。

附則第19条の3の改正でございますが、平成16年度から適用されてきました上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る市民税の課税の特例が平成21年度までで廃止となり、新たに少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が設けられたことによる改正であります。

内容でございますが、金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人投資家の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせて、平成24年から平成26年までの間に税務署長に届け出た口座、いわゆる非課税口座内の配当所得及び譲渡所得については、開設した年の1月1日から10年以内に限り非課税とするものであります。なお、一人で1年に100万円、3年間で300万円以内の取得額が対象となっております。

議案書の方にお戻りいただきたいと思っております。

議案書の附則の部分でございます。終わりの方でございます。

附則の第1条でございますが、施行期日に関する規定であります。第36条の3の次に2条を加える改正規定、申告書の関係ですが、改正規定及び関連する次条第1項から第3項までの規定は平成23年1月1日から施行するとするものであります。附則第19条の3の改正規定及び次条第4項の規定は、平成25年1月1日からとするものであります。

附則の第2条は、市民税に関する経過措置についての規定であります。

第1項及び第2項は、扶養親族に関する状況把握のための申告に関する規定の適用を平成23年1月1日以後に提出する申告書からとするものであります。

第4項ですが、附則第19条の3の適用を平成25年度以後の個人市民税から適用するとするものであります。

附則の第3条ですが、今回のたばこ税の税率引き上げを本年10月1日からとする規定と、税率引き上げに伴います営業所及び小売店における手持ち品課税に関する規定であります。これまでたばこ税の税率引き上げの際には、このように手持ち品課税を行っておりますが、本年10月1日において製造たばこを販売するため所持している者に対して、新税率と旧税率の差額分について不当に利得することのないよう11月1日までに申告しなければならないとする規定等であります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑に入ります。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** 今回この条例を改正することによって、本市のたばこ税等々含めて年少扶養控除、そういったものもあるわけですが、影響がどういうふうに出てくるのかですね、少しお願いします。

**○税務課長（外山文弘君）** 年少扶養関係につきましては、平成24年度からの実施となります。所得税につきましては、23年からということで、実質的に22年の税額には影響のないところでございます。

今おっしゃったように、たばこ税につきましては、10月1日からの引き上げでございます。現在平成21年度のたばこ税に関する本数等を試算いたしますと、月平均大体600万本程度の売り上げということで報告が来ております。それで試算いたしますと、旧3級品、それから旧3級品以外あるわけですが、合わせて4,000万円程度という試算をしているところでございます。

今回の税制改正の影響は、この4,000万円ということでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○

**日程第10 議案第42号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第10、議案第42号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、子供に係る医療費の負担軽減を図るため、助成対象者を就学前の者を現に監護している者から中学校卒業前の者を現に監護している者に拡充することに伴い、子供の定義を規定するとともに、乳幼児の字句を整理するものであります。

内容につきましては、第2条第1項に規定する「乳幼児」の定義を「子ども」の定義に改め、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とし、第4条第2項に小中学生の「子ども」に係る助成金の額の規定を加え、一部負担金の支払い額の毎月分から3,000円を控除した額とし、その他、「乳幼児」の字句を「子ども」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成22年10月1日以降の診療分から適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** 所管のところですが、少しお願いします。

今回、二つに分けられたんですね。拡大されるものと併せて、就学前の子供とそれ以後の子供を監護している人たちの3,000円分を残したという、ここはどのような過程でこういうふうになったのかですね、お願いします。

**○福祉課長（山下修一君）** ただいまの御質問でございますけれども、たしかに今御指摘がありましたように、現在就学前の方につきましては、全額助成を行っております。

ところが、今回の拡充する部分につきましては、一応市の財政等を考慮した中で、助成対象者にも相応の負担をしていただきたいということで、市町村民税の課税世帯に対しては一部負担金の額から3,000円を控除した額を助成したいということで提案をしているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 答弁になってないわけですけど、今回その二つにしたというのは、ただ財政上の問題があってそういうことにしたのかということを知っているわけですが、市長が選挙中こういったものをマニフェストに掲げてやられたというところからしたときに、こういう形に二つになぜそういうことだったのかということを知っているわけですよ。そこらについて、再度お願いをします。

一部負担金をお願いすると。応分の負担ということであれば、当然すべての方が応分の負担をするというのが基本であります。今の答弁からしたときに、この二つになぜそうしたのかということを知りたいとお願いをします。

**○福祉課長（山下修一君）** 正直なところを申し上げまして、助成金の額がどの程度になるかという部分が非常に不明確でございます。

ですから、当面一部負担金をしていただいた中で、1年、2年経過するうちに助成金の額というのがある程度見えてくるだろうというふうに考えております。その中で市の財政等を考えたときに全額助成が可能であるかどうかという部分について判断していきたいということで、当面この形で出させていたただいたところでございます。

**○19番（小園義行君）** 答弁に正直もうそもないわけですし、正直な答弁でないといかんでしょう。1回目は正直じゃなかったんですか。正直なところって、答弁はいつも正直じゃないといかんですよ。

これ市長に聞かないといかんです。答弁はうそと正直があるんですかね。

そのことと併せて、これ言葉じりをとらえるわけじゃないですよ。なぜそういう二つに分けたのかと、そのことを知っているんです。財政が厳しいからおっしゃればそれで済むんですよ。その理由を明確に話をされたらいいじゃないですか。

今回、もう1回聞きますね。二つに分けられたこと、そしてこれは一般質問等でも何回もやりまして、約4,000万円程度かかるということですね、市長も答弁をされています。そして、そのことも含めて精査した上で、いわゆる年齢のそういったもの等々を含めて御提案をしたいというのが、この本会議場で市長が責任ある答弁としてされているところです。

そういったことを踏まえてですね、今回こういう二つにしたということの意味ですね、そのことを正直な答弁をしてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

答弁は当然、正直というか、偽りのない、うそのない形で答弁しなきゃならないというのが当たり前だというふうなところから考えているところからでございます。そのような形で、私も含めて職員もそのような形の答弁をしているというふうに思うところからでございますので御理解ください。

今回の議案42号の御提案に申し上げますと、課長も申しましたように財政的な観点から少しその内容について実態を把握して取り組みをしたいということで、このような形の御提案をしたところからでございます。

今後、その推移を見ながら、この枠につきましては、変更が可能となればそのような形を取り

組んでいきたいというふうにと考えるとございます。

○福祉課長（山下修一君） 非常に不適切な発言をいたしまして申し訳ございませんでした。以後、気を付けさせていただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

### 日程第11 議案第43号 和解について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第43号、和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、和解について説明を申し上げます。

本案は、市が他者に貸し付けた財産の滅失について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市は訪問介護事業の用に供する目的で社会福祉法人志布志市社会福祉協議会に軽貨物車を無償で貸し付けておりますが、平成22年4月8日午前8時ごろ、関屋口交差点付近で、同社会福祉協議会の臨時職員が市から貸し付けを受けた軽貨物車で事故を起こし、当該軽貨物車を破損したものであります。当該軽貨物車は、破損の程度が大きく、かつ平成7年3月に登録されたもので、老朽化しているため、原形復旧せずに廃車とすることとし、当該軽貨物車の評価額及び廃車に要する費用の総額15万5,000円を同社会福祉協議会が市に支払い、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

これ原形をとどめないほど厳しい事故だったということですが、この当の職員の方にはそういう人身的な被害とかですね、そういったものはなかったんですか。まったく報告がありませんけれども、いかがですか。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問ですが、停車中の車にぶつかったということで、車の方は大破に近い形でございましたが、運転手の方についてのけがはなかったという報告でございました。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 停車中の何にぶつかったんですか。車ですか、相手の。それであつたらそちらとの損害賠償とかいろんな問題があるはずですけど、もう少し詳しくお願いします。

○保健課長（木佐貫一也君） 停車中のトラックにぶつかったという事故でございます。当然ぶ

つかった車、相手方と、これ社協の方に車は貸与している分でございますが、当然その当事者間での協議、損害賠償という話の協議はしたわけでございます。

市につきましては、その貸与車両の所有者ということで、社協と貸している市との和解協議ということで協議をしたところでございます。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、3時15分まで休憩いたします。



午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開



## 日程第12 議案第44号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第44号、財産の取得についてを議題とします。

議案第44号は、志布志市土地開発公社からの財産の取得の議案であります。志布志市土地開発公社の理事及び監事は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となります。

私も志布志市土地開発公社の理事でありますので、これより退場します。

議長の職務を林副議長をお願いいたします。

（上村 環君・西江園 明君・鶴迫京子君・毛野 了君・丸崎幹男君 退場）

○副議長（林 勇作君） 地方自治法第160条第1項の規定により、議長の職務を行います。

議案第44号について、提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、市営松波住宅建て替え用地を買収するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字水溜190番39、190番118及び190番120、並びに志布志市志布志町安楽字外間瀬215番1の一部、宅地、計5,806.79㎡を市営松波住宅建て替え用地として随意契約により、5,458万円で志布志市土地開発公社から買収するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（林 勇作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（立山静幸君） 3点ほど質疑をしてみたいと思いますが、この土地につきまして、公営



住宅ストック活用計画にあったものかですね、お伺いをしたいと思います。

それと、この現在建っている公営住宅の跡地利用ですね、これはどのような考えを持っておられるのか、またそこに公営住宅を建てられる計画なのかですね。

それから、隣に若潮酒造さんがありますが、合併直後、工場の増設ということで払い下げがなされた経緯がございますが、若潮酒造については、今後この土地の規模拡大のためにですね、利用計画はなかったものかですね、3点ほどお伺いいたします。

**○建設課長（中迫哲郎君）** はい、ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、ストック計画がなかったかどうかという点でございますが、住宅の一応ストック計画の中におきましては、優先的に建て替えをするということで、昨年より松波住宅、通山住宅、肆部合住宅、それからこの松波住宅ということで、ストック計画の中で年次的に建て替えを行うということで位置付けております。ということで、ストック計画ということで建て替えなんです、この松波の住宅につきましては、政策空き家及び建て替え用地としての確保の状況、及び長屋等が多いため空き家解体が進まず、現地での建て替えが非常に厳しいと。建て替えを行うのに、現在住んでいる人の移し替えに伴う仮住居やらそういうのも発生するような状況のローリングの計画が非常に厳しいということで、新たに近くにある土地を求めて建て替えをするということで計画しているところでございます。

それから、2番目の跡地利用につきましては、松波住宅の位置が志布志の運動公園の隣接地でもあるということですので、スポーツ公園ゾーンとして運動公園との一体としての土地の跡地利用ということを考えているところでございます。

それから、若潮の工場の跡地ということでございますが、付議案件説明資料の21ページに今回新たに求める土地を図示しているところでございますが、この面積5,806.79平米という色が塗ってある隣の細長い土地がございます。約10m弱の幅の土地でございますが、この分については、若潮さんの方から工場の増設をしたいということで買い取りの申し出がありましたので、この分を若潮さんの方へ売却ということで、残りの土地を住宅用地ということで今回提案しているところでございます。

以上です。

**○12番（立山静幸君）** 今、よく分かりましたけれども、私が考えるのは、5,400なにがしの土地をですね、購入してまでも、この志布志の地に建てなければならないのかですね。

今年の当初予算で、通山と志布志のこの近くの建設された住宅も見ました。施政方針にもありますとおり、老人の住宅、それから子供のいる住宅、そして夫婦の住宅と、この三つに分けた建て替えがなされているわけですね。非常に利用者からすれば、また入らせる市からすればですね、非常に区分けができていいようですね、非常にぜいたくな建て替えになっているようでございます。陳情でも八野の閉校の問題もありますが、できればですね、この5,000万円もかけた土地を買わなくてもですね、山重なりいろんな所にですね、住宅が建てられるんじゃないか、このように思って質疑をしているところでございます。

住宅のこのストック活用については、我々も議決をした経緯があるわけですが、もう少し真剣にですね、その時点で検討をすればよかったなど、今思っているところですが、これも計画でありましてですね、見直しもできるはずです。

志布志におきましては、非常にマンションが多く、通山もですが、マンションが多く建っているわけですね。マンション経営者を圧迫するんじゃないかと、私はこう思うわけです。できれば、均衡ある人口の配分ですかね、発展のためにですね、できるだけ公営住宅はいろんな校区ごとに長期的な計画を、再度ですね、練り直す考えはないか、市長にお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

住宅の設置についての要望というのはいろんな地区で、各地区であるところがございます。そのような中で私どもとしましては、ストック計画に基づきまして、特にこのような形で今回も御提案するという事で、若浜、それから松波、肆部合というようなことで、既存の住宅がかなり古くなり、老朽化して危険度が増してきていると。そしてまた、景観上も好ましくないということで、これらの住宅については、年次的に更新していこうというようなことで、12年間ぐらいかけて全棟建て替えを目指していきたいというような計画になっているところがございます。

ということで、やはり危険度が高いというようなこともございますので、このことについては順次計画どおり進めていくべき内容かというふうには思っております。

しかしながら、今ほどお話がありました他地区の整備につきましては、今後全体の住宅政策の見直しというような形で取り組むということになるわけですが、現在のところそのような段階でないということでございまして、この空き家対策、あるいは老朽化住宅対策のみになっているということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 先ほど建設課長から答弁を受けたわけですが、旧町時代から懸案事項になっていた案件であります。

確認をしたいんですが、現在この松波住宅に住まわれている世帯、そして、今回住宅の建て替え用地として買収をされて、その用地に今後何戸のいわゆる住宅を建設予定なのか。

そして、今回のこの買収の価格ですが、5,400万円ほどですが、これが妥当なものであるのかどうか、そこらの建設課としての判断。

そして、この松波住宅に現在お住まいの方々のこのことに関する周知といいますか、説明等がなされているのかお示しをください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 松波住宅の建て替えにつきましては、市長が先ほど答弁いたしましたとおり、大体6棟の30戸程度の計画をしているところがございます。

ちょっと、現在住まわれている世帯につきましては、ちょっと後もって調査しましてから回答をいたしますけど、説明会につきましては、建て替えが昨年度から始まりましたが、その前の計画を立てる段階で地元の方に赴きまして、各説明会を開いたところがございます。

それから、価格につきましては、この土地の1画地といたしましての鑑定評価を取っているところがございます。また、先ほども説明の中でもありましたとおり、隣の若潮酒造さんにも売却

をしておりますので、その価格などを参考にいたしまして鑑定評価を取りまして、1画地として5,458万円の価格評価をしたところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** おおむね理解をしましたが、6棟30戸を建設する予定であるということであれば、現在松波住宅に住まわれている方が最優先になるわけですね。

そして、その場合、今世帯数がちょっと分からないということなんですが、それはしっかり、今住まわれている方がその30戸に収まる形で進んでいるという理解でいいんですか。

**○建設課長（中迫哲郎君）** ちょっと資料が古くなりますが、ストック計画の中での調査の中では、77世帯が住んでおられまして、70戸を松波の住宅全体としては建て替えの計画でございましたが、今回この土地につきましては6棟30戸を建て替えるということで、当然30戸でありますので、今現在住んでいる方が最優先ということの移し替えということで考えております。

申し訳ございません。松波住宅は、73戸の方が住んでおられるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** じゃあ6棟30戸ですから、建設予定が。推移はあるでしょうね。この数年の間に73戸がどうなるかという問題もありますが、半分以下、現在のところでは半分以下の方が、いわゆる新しい市営住宅が出来上がった時に移られると。そうでない方はその後もそこに残られるわけですね、そこはどうなんですか。残られるのか、新たに市営住宅が空いた所に移ってもらうとかいうふうに建設課として進めていくのか。そこらを少しはつきりさせておいてください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 松波住宅につきましては、ストック計画で、先ほどお話をしました70戸というのを目標にはしております。その中で、70戸を確保ということでの建て替えの計画の中では、反対側にあります、道路を挟みまして、志布志生コン、カイコーさんの横の敷地が開発公社のまた土地でございますので、将来そこも見据えたところですね、全体的な松波住宅の建て替えの計画をしているところでございます。

**○副議長（林 勇作君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 今回ですよ、ストックしておいて10年ぐらいかけてやるということで、市長の方、先ほど答弁があったんですが、若浜住宅等についてもですね、なかなか住民との合意が得られないという状況の中で、今のあの状況が続いているわけですね。

先ほど小野議員の方からもありましたように、現在住んでおられる方々のそういった同意、また建て替えて新しいものにしてちょうだいというそういったものがあつた中でこれが進められているのか。それとも、そのストック計画、ここに基づいて先行取得していくんだということになっているのかですね。家賃等々の関係も含めて、これ所得に応じていろいろあるわけですが、そこらについての考え方というか、今回提案されるに当たっての当局の議論の進め方等を含めて、併せて答弁を求めます。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 建て替えにつきましては、松波の町営住宅の住民の方が同意があつたかということですが、説明会を行った時点では、なかなか家賃の方も当然上がるような形になりますけど、スライド制ということで6年間スライドして新たな家賃に変わるわけござ

いますが、そういうのも十分説明をしながら行ってきているところでございます。

その中で、ある一部の方は確かにもう新しい所には行けないよなというようなことの話もありますが、この計画の中が若干長期的な計画の中で進んでいるところでありまして、ここ一、二年で全部というのじゃなくて、長い目でいきますと20年近くをかけて全体を建て替えを行っていくような中で、推移を見ながらですね、移転の希望者を募りながらですね、進めていきたいということで考えております。

**○19番（小園義行君）** この松波住宅には、県営住宅というのが現在も既存の施設としてあるんですかね。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 松波につきましては、県営住宅は今のところありません。もう既に寿住宅への建て替えを終えているところでございます。

それからちょっと、先ほどの答弁の中で現在住んでいる戸数が「73戸」ということで答弁いたしました。現在入居されている方は「58戸」ということで、訂正を願います。

**○19番（小園義行君）** 分かりました。

最後です。

ここにですね、4筆ほどあるわけですが、これを取得された時の原価といえますか、それは幾らであったのかちょっとお示しをしてください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 申し訳ございません。

取得した原価というのはですね、ちょっとここに資料を持ち合わせておりません。先ほど説明した鑑定のしか持ち合わせておりませんので、必要ということであれば、後もってですね、お示ししたいと思います。

[小園義行君「議長、今日ですね、僕たち、これ議案の中で入ってたんですよ。・・・そういったものが、原価の基準表ということに基づいて、13筆で三千幾らというこういうものも頂いたりしてるもんですから、そのことで、これがどれだけで取得して、今回市に買い戻すという形の中でね、そこらのことを後でまた、資料としてあれば、議長、お願いします」と呼ぶ]

**○副議長（林 勇作君）** 課長、後で資料を提出できますか。

[中迫哲郎君「はい」と呼ぶ]

**○副議長（林 勇作君）** ほかに質疑はございませんか。

**○24番（野村公一君）** 志布志町時代に土地公社がこの土地を購入をして長くたっておるわけですが、今この土地が住宅建設用地に当たるのかどうか。手短に土地があつて、しかも近くにあつてということでここを建て替え用地として取得をしていこうということだろうと思うんですが、本市の都市計画上、ここが本当に将来住宅用地に適しているのかどうか。そのことを場内でしっかり議論がされたかどうか、そこをちょっと教えてください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 今回の計画の建て替えの中では、現在の松波住宅の跡地の利用の方もちょっと考慮して、先ほど説明いたしました、運動公園の隣接ということで以前から、旧町時代もあそこにスポーツ施設をですね、拡充をというような話もありましたので、そういう観点か

らですね、建て替えをするのでというところの計画を上げたところでございます。

ちょっとこれはどうか分かりませんが、今回土地を購入するにあたりましては、国の方から40%の補助も頂くということになっております。そして、家賃対策補助ということで、土地代につきましても大体20年間で土地代以上の、同等ぐらゐの家賃収入もあるというような有利なところも考えまして、土地の選定を行ったところでございます。

それから、先ほど申しました、対面（トイメン）側にもまだ空き地があるというようなことや、若葉団地という県営住宅の隣の土地というようなことで総合的に判断しながらこの土地を選んだところでございます。

**○24番（野村公一君）** 決して悪いという考えはないんですね。ただししっかりと、本市の例えば10年後、20年後先を見据えたときに、本市の人口、特に旧志布志町のあの地域の都市の流れ、人口の流れがどうなっていくかということを考えたときに、私は決してここは適切じゃないなど。人口一つをとってもですね、香月校区は特に人口が増えていっている、反対に志布志区、東区というのは非常に人口が老人化して児童が少ないと。そういう意味では、これからの住宅建設地というのはしっかりそこら辺を見据えて建設をすべきだろうというふうに思いますので、この地は適切でないなど私は非常に苦心をしておるわけですが、志布志町のそういう先を見据えた都市計画をどこのどういう人たちが決定をされたのか、ちょっと教えてください。建設課だけがこれをトップと相談をして決定をしていかれるのか、あるいは企画調整なり、そういうところが入って決定をされていったのか。そこをもうちょっと教えてください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 議員が今御指摘になったとおり、当然計画をする段階では長期計画に基づきまして、企画なり財政課と協議をしながら進めているところでございます。

**○副議長（林 勇作君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（林 勇作君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

地方自治法第117条の規定により議長が除斥の対象となった議案第44号が終わりましたので、これで上村議長と交代をいたします。

（上村 環君・西江園 明君・鶴迫京子君・毛野 了君・丸崎幹男君 入場）



### 日程第13 議案第45号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

**○議長（上村 環君）** 日程第13、議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、公営住宅ストック活用事業、文

化会館リニューアル事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○財務課長（溝口 猛君）** それでは、議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、15億8,453万5,000円追加し、予算の総額を178億1,321万9,000円とするものでございます。

本予算は、肉付け予算として位置付け、政策的予算や普通建設事業等を主に計上しております。

詳細な内容につきましては、お手元にお配りしております補正予算説明資料を御参照ください。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は、公営住宅ストック活用事業に伴い、公営住宅建設事業を1億3,360万円、治山事業の実施に伴い、一般単独事業の防災対策事業を300万円計上し、総額で1億3,660万円追加しております。

変更は、一般単独事業で町原弓場ヶ尾線の事業費変更に伴い、地方道路等整備事業を900万円増額、文化会館リニューアル整備事業に伴い、合併特例事業を1億7,040万円増額しております。

過疎対策事業につきましては、吉村山ノロ1号線道路改良事業等に伴い、市道整備事業を1億3,350万円増額、耐震性貯水槽設置事業に伴い、消防防災施設等整備事業を720万円増額しております。

また、臨時財政対策債を今回1億円増額し、総額で4億2,010万円増額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、歳入の10款、地方交付税は、普通交付税を2億3,000万円、特別交付税を2億735万2,000円、総額で4億3,735万2,000円増額しております。

11ページでございます。

12款、分担金及び負担金は、治山事業に係る受益者分担金を160万円計上しております。

12ページでございます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、地方改善施設整備事業を1,500万円、橋りょうの長寿命化補助事業を181万9,000円計上。国からの内示によりまして、社会資本整備総合交付金を780万円減額、市営住宅の建て替え等に伴う地域住宅交付金を9,200万円、支所庁舎の耐震診断に伴う住宅建築物安全ストック形成事業を200万円計上しております。

5目、消防費国庫補助金は、消防防災施設等整備費補助事業を800万円計上しております。

13ページでございます。

13ページの15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、市町村合併特例交付金交付事業を358万5,000円増額。電源立地地域対策交付金事業を450万円計上しております。

2目でございますが、民生費県補助金は、小規模多機能型居宅介護事業所の開設経費に係る施設開設準備経費助成特別対策事業を480万円、ひばり保育所の建て替えに伴う安心子ども基金総合対策事業を6,731万円計上しております。

4目でございます。農林水産業費県補助金は、配水施設の整備に伴う農業・農村活性化推進施設等整備事業を1,485万円、県費単独補助治山事業を1,120万円、大型製氷機整備に伴う種子島周辺漁業対策事業を4,819万5,000円計上しております。

7目、消防費県補助金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金を570万円計上しております。

10目でございますが、商工費県補助金は、ふるさと雇用再生特別基金事業を414万5,000円、高所伐採委託事業等に伴う緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を1,687万7,000円増額。地方消費者行政活性化基金事業を255万4,000円計上しております。

14ページでございますが、3項、県委託金、5目、教育費県委託金は、県からの内示によりまして、遺跡発掘調査委託金を1,049万6,000円増額しております。

15ページでございます。

15ページの16款、財産収入は、松山尾野見工業団地内の土地売却収入を717万5,000円、国道歩道拡幅に伴う香月小学校用地の土地売却収入を460万9,000円計上しております。

16ページでございます。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、小・中学校の耐震補強事業に伴い、施設整備事業基金繰入金を710万2,000円、志布志漁協大型製氷機整備事業に伴い、漁業振興基金繰入金を1,417万円増額。商工振興対策事業に伴い、オラレまちづくり基金繰入金を1,200万円、図書館のテラス屋根改修費及びしおかぜ公園の備品購入に伴い、ふるさと志基金繰入金を440万円計上しております。

17ページでございます。

17ページの20款、諸収入、5項、雑入、2目、弁償費は、議案第43号に係る和解の相手方からの弁償金を15万5,000円計上しております。

4目、雑入は、文化会館自主事業公演入場料を450万円、県地域振興公社営事業参加者負担金を929万8,000円、国道歩道拡幅に伴う香月小学校の工作物補償費を598万5,000円、城山公園テニスコート夜間照明施設設置に伴うスポーツ振興くじ助成金を1,102万5,000円、プレミアム商品券売上金を2億円計上しております。

18ページでございますが、21款、市債は、総額で5億5,670万円増額し、総額19億5,580万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、人件費でございますが、今回共済費の負担利率の改定等に伴いまして、一般職分を総額で1,136万円増額しております。

人件費以外の主な予算でございますが、20ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、事務事業の外部評価事業、いわゆる事業仕分けに要する経費を委託料等110万円計上しております。

3目、財産管理費は、庁舎のトイレ改修及び二酸化炭素削減への取り組みとしての庁舎内誘導灯LED化経費として工事請負費を382万円計上。

4目、企画費は、ブランド推進事業に要する経費を301万1,000円計上。

21ページでございますが、6目、情報管理費は、賃金など地域情報通信基盤整備推進事業に要する経費を688万8,000円計上しております。

7目でございますが、自治振興費は、自治会運営助成金を8,450万円、自治会集会施設整備事業を400万円計上しております。

27ページをお開きください。

27ページでございますが、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、国保被保険者の負担軽減を図るため、今回国民健康保険特別会計への法定外繰出金を5,000万円計上しております。

4目、老人福祉費は、小規模多機能型居宅介護事業所の開設に係る準備経費を480万円計上しております。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、従来就学前までを対象としていた医療費助成制度を中学校卒業前までに拡充する子ども医療助成事業を扶助費等1,713万円、有明児童クラブ及び蓬原児童クラブの新設に伴うプレハブ借上料を217万4,000円、志布志児童クラブの利用者増加に伴うエアコン設置費を151万4,000円計上しております。

4目、保育所費は、ひばり保育所の建て替えに伴う、保育所緊急整備事業を1億96万5,000円計上しております。

30ページでございます。

30ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、新規事業であります、肺炎球菌からの抵抗力の弱い乳幼児の健康を守るため、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業を354万円計上しております。

4目でございます。環境衛生費は、「チャレンジ25」の施策を協議し、普及啓発を図る「緑の分権改革」推進事業に要する経費を需用費など285万4,000円、「チャレンジ25」の取り組みの一環として太陽光発電システム設置事業を360万円計上しております。

続いて、33ページでございます。

33ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、新規就農者支援事業として経営体育成交付金事業を358万3,000円計上。

4目でございますが、園芸振興費は、天敵昆虫を導入し、農薬の使用低減、農薬散布の省力化を図る環境にやさしい農業推進事業を500万円計上。

5目におきましては、茶業振興費でございますが、農薬代替技術の実証に取り組む茶総合的病害管理推進事業を52万7,000円計上しております。

6目、畜産業費は、県地域振興公社営事業を929万8,000円増額。優良種畜保留導入事業は、繁殖素(もと)牛として優秀と認められる子牛を新たに対象とする拡充分を600万円増額。肥育素(も



と)牛の購入支援及び子牛価格の引き上げを図るため、地域内一貫生産対策事業を2,000万円計上。本市の種雄牛である鉄平号による優秀な雌子牛を生産するための授精促進対策である全共出品強化対策事業を400万円計上。6月の子牛競り市延期に伴う飼養管理費の増加に対して、その2分の1相当額を助成する口蹄(てい)疫子牛緊急支援事業を1,416万円増額しております。

8目でございます。農地整備費は、草野地区の排水施設を整備する農業・農村活性化推進施設等整備事業を3,300万円、弓場ヶ尾地区の排水対策構想設計書作成事業を500万円、中山間地域の事業採択に向けた総合整備実施計画書作成事業を1,700万円計上しております。

35ページでございます。

35ページの2項、林業費、2目、林業振興費は、特用林産の生産拡大及び産地化を図る特用林産面積拡大推進事業を458万7,000円、活動火山周辺地域防災林業対策事業を191万8,000円計上しております。

4目、治山費でございますが、蕨野地区、山ノ前地区の県費単独補助治山事業及び山重柳谷地区の県営治山事業を合計で1,696万円計上しております。

36ページの3項、水産業費、1目、水産業総務費は、夏井漁港内への砂の流入防止等を図る夏井漁港整備事業を1,700万円計上しております。

2目、水産業振興費は、漁業者への安定的な氷の供給体制を整備し、漁業者の安定操業を図る志布志漁協大型製氷機整備事業を6,236万5,000円計上しております。

37ページでございます。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、商工業者の経営強化及び安定を図る緊急商工業資金利子補給金交付事業を1,100万円、本市への工場立地を促進し、本市産業の振興と安定的な雇用機会の拡大を図る企業立地促進事業を1,383万6,000円、市民の購買意欲を高め、地元商工業の活性化を図るプレミアム商品券発行事業を補助金など2億4,394万2,000円、志布志まちづくり公社の施設管理に係る経費を助成する商工業振興対策事業を1,000万円計上しております。

38ページでございます。

38ページの3目、観光費は、観光や文化振興等に役立てるため、種田山頭火句碑等制作事業を235万円計上。

4目、港湾振興費は、輸出入コンテナへの新たな助成制度によりコンテナターミナルの利用促進を図る志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業を4,500万円計上しております。

40ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、電源立地対策交付金を活用した宮内線舗装修繕工事を工事請負費等704万円、緊急雇用対策として道路沿いの樹木を伐採する高所伐採委託事業を1,085万円。

3目でございますが、道路新設改良費は、地方改善施設整備事業、橋梁長寿化修繕計画策定事業のほか、水ヶ迫線、吉村山ノ口1号線、中段太田尾段線等の事業費を1億9,720万円計上してお

ります。

42ページでございます。

5項、都市計画費、1項、都市計画総務費は、景観及び住環境の向上並びに市民の安心・安全を図る危険廃屋解体撤去事業を600万円計上しております。

43ページでございます。

43ページの6項、住宅費、1項、住宅管理費は、耐震改修促進計画に基づき、災害対策拠点施設のうち旧耐震基準建物である志布志支所及び松山支所の庁舎の耐震診断業務委託を600万円計上しております。

3項、住宅建設費は、市営住宅の建て替えなど公営住宅ストック活用事業を2億4,050万円計上しております。

45ページでございます。

9款、消防費、2目、非常備消防費は、消防団員の弔慰救済基金負担金を433万3,000円計上しております。

3目、消防施設費は、耐震性貯水槽及び消防車両等整備に要する経費を2,944万円計上しております。

47ページをお開きください。

教育費でございますが、小・中学校の耐震補強計画・実施設計業務委託経費として、10款、教育費、2項、小学校費に520万8,000円。

48ページでございますが、同じく3項、中学校費に189万4,000円計上しております。

50ページでございます。

5項、社会教育費、5目、文化振興費は、自主文化事業に要する経費を1,082万円増額しております。

51ページの7目、文化会館費は、ホール棟の空調設備及びトイレ改修を行う文化会館リニューアル事業を1億2,841万2,000円計上しております。

52ページでございます。

8目、図書館費は、故崎田三男氏の親族による図書購入寄附金に対し、今回崎田三男文庫を設置することとし、その経費として100万円計上。それから、緑陰読書や親子読書等の啓発のため図書館のテラス屋根改修費を200万円計上しております。

53ページの6項、保健体育費、2目、体育施設費は、本年8月からしおかせ公園が県から市に管理委託されるため、その管理経費として委託料を540万円、またそれに係る備品購入費を1,550万円計上しております。

志布志運動公園内の屋内温水プールの改修計画に伴う設計業務を200万円計上しております。

それから、城山総合公園テニスコートの夜間照明施設設置事業を1,653万7,000円。

3目、学校給食センター費は、旧志布志学校給食センターの解体経費として1,030万円計上しております。

56ページでございます。

最後に、14款、予備費でございますが、口蹄（てい）疫緊急防疫対策事業等に既に一部充用しているため、今後の災害等を勘案して1,500万円、今回増額しております。

以上が補正第2号の主な内容でございます。

よろしく願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○17番（岩根賢二君）** 通告をいたしていただきました内容に従って質疑をしてみたいと思います。

まず1点目に、予算書の21ページ、説明資料の7ページですが、地域情報通信基盤整備推進事業ということで説明資料ということが記されているわけですが、この事業についての住民への説明はどのように実施する考えか。

それと、この予算書を見る限りでは印刷物を印刷して配付するだけかなとしか読み取れないんですが、内容について説明をお願いいたします。

それと、有明町にあります開発農協、ここの開発農協がこの新しい事業が始まることによって業務がほとんどもう重なるということで、言葉は適切かどうか分かりませんが、解散をしなければならないような状態になるのではないかと考えておりますが、そのことについて開発農協との協議は順調に進んでいるのか、その点をお聞きいたします。

2点目といたしまして、予算書28ページ、説明資料の14ページ、ここに児童クラブ関係の予算が出ておりますが、プレハブを使うということのようですが、この児童クラブの施設整備費には、安心子ども基金は活用はできないのか。ひばり保育園の建て替えにつきましては、この安心子ども基金を活用するというようなことも出ているようですが、児童クラブ設備にも充当できるのではないかなと考えるんですが、それはできないのか。

それと、このプレハブの使用を説明では23年の3月一杯となっておりますけれども、では23年4月以降はどのようにする考えなのかお聞きをしたいと思います。

それと、予算書53ページ、説明資料の35ページですが、ここにしおかぜ公園のことについて、予算が計上してあります。このしおかぜ公園の施設の管理委託先はどこが行うのか。また、このしおかぜ公園というのは、サッカーを主にするというふうなことで聞いておりますけれども、大会等を開催する場合にはやはり放送施設が必要ではないかなと思っているわけですが、そのことについては整備をされているのか、また計画があるのかお聞きをしたいと思います。

それと、最後の質疑は、通告はしておりませんでしたけれども、同じく予算書の53ページでございます。

学校給食センターについての説明がございましたが、説明資料によりますと、また先ほどの財務課長の説明にも志布志の給食センターと、その解体費用が1,000万円ということで説明がございましたが、今朝ほど全員協議会の中では有明もそれに、この施設として利用するためのその予算

も入っているというふうな説明がありましたが、我々が頂いた資料ではそこは判断はできないわけですけども、その審議のほどはどのような形になっているのかお伺いをいたします。

質疑の通告をしておりました環境政策については、先ほど市長に質疑をいたしましたので、割愛をいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まず、はじめに地域情報通信基盤整備推進事業についてのお尋ねでございます。

住民への説明会はどのような形であるのかということですが、現在事業中であります情報通信基盤整備事業は、光ファイバー回線による情報通信基盤を整備し、産業、教育、防災、行政等さまざまな分野において活用を進め、住民のだれもが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりを目指すものであります。また、行政告知放送端末を全戸に設置して、市民の皆様が安心して生活できるシステムを構築することとしております。このために、全市民の皆様には事業の説明を行う必要があると考えております。

現在、市報しぶしで毎月「ICT志布志」のタイトルで広報を行っております。

住民説明会の開催につきましては、各自治会の担当職員を活用しまして、自治会単位で5月24日～6月10日ごろまでに開催する予定でありましたが、口てい疫被害拡大防止のため、現在説明会を延期しているところでございます。今後、口てい疫の状況を見ながら速やかに開催してまいりたいと考えております。

今回の住民説明会は、およそ390の自治会が対象となります。担当課だけでは対応できないということですので、全職員で実施することとしております。既に職員向けの説明会については済ませているところでございます。

このほか、自治会未加入世帯や説明会に欠席された人を対象に別途校区単位での説明会も開催する予定であります。

この事業が円滑に推進できますよう、市民の皆様に対する周知、広報に努めてまいりたいと思っております。

それから、開発農協との協議は順調に進んでいるのかということでございます。

開発農協とは情報通信基盤整備事業との連携を模索してきたところでございます。現在までに、市が告知放送の業務を開発農協に委託することはできないか、また施設の維持管理を開発農協に委託できないか等、協議を重ねてまいりました。

九州総合通信局との協議で、IRUの運営事業者から光ファイバーの帯域を借りて公設公営の告知放送を行いたいと可能か聞いたところ、IRU契約は芯（しん）線貸しのために省令により許可できないと回答されております。現状では、開発農協に告知放送を委託することが不可能な状況でございます。

施設の維持管理につきましても、ケーブルテレビや放送業務は24時間態勢、3交代で行う必要があることから、現開発農協の体制では困難ではないかなということでもあります。

このようなことから、情報通信基盤整備事業と開発農協と連携するという分については、現在

のところ見いだせない状況となっております。このことにつきましては、4月に開催されました開発農協の理事会の席上でもお伝えしてきているところでございます。

開発農協につきましては、5月に決算期を迎えるということでもあります。決算総会でもって具体的に開発農協の方針を打ち出すというふうにお聞きしているところでございます。

ということで、現在開発農協とは随時協議を進めながら、情報通信基盤整備事業の進捗よくと、そして開発農協の今後取るべき内容につきまして、協議をしているところでございます。

次に、児童クラブの施設整備について、安心子ども基金の活用はできないかということについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

安心子ども基金を活用した事業メニューに保育所等整備事業があります。この事業の中に放課後児童クラブ設置促進事業があり、事業内容が、空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修及び倉庫設備の設置を行うための補助となっております。

今回のプレハブ借りに係る費用であります。空き教室等の改修に該当しないところでございます。また、補助の対象となるために恒久的な建物であることとなっております。今回有明、蓬原のプレハブは簡易的なプレハブをレンタルで毎月使用料として支払う形態でありまして、補助対象にはならないということでございます。

そして、次のお尋ねで、将来的にもプレハブの使用を続けるのかということでもあります。

基本的な考え方としまして、放課後児童クラブの実施につきましては、学校の空き教室での実施を考えております。今回も教育委員会、学校と協議した結果、有明、蓬原の両小学校とも現在は空き教室がないということございました。

今後は、毎年新学期前に学校と教育委員会を交え、利用状況等も考慮しながら、実施方法はその都度協議してまいりたいと思っております。その段階で空き教室があれば空き教室での実施に切り替えたいと考えておりますので、今回のプレハブ措置はあくまでも一時的なものであるということでございます。

続きまして、新若浜のしおかぜ公園についてのお尋ねでございます。

しおかぜ公園の管理はどこが行うかということで、しおかぜ公園は志布志港の港湾施設という位置付けでありますので、県の財産となっております。しおかぜ公園の管理につきましては、鹿児島県が本市へ管理を委託する形になる予定でございます。その委託契約の内容については、鋭意県と協議を行っているところであります。しおかぜ公園はスポーツもできる多目的広場としての活用を行うことから、芝の管理や予約の受け付け等、利用調整を行うため志布志運動公園と一体的に管理をすることが効率的であると考え、教育委員会で管理をすることとしたところでございます。

それから、放送施設が必要ではないかというようなお尋ねでございます。お答えいたします。

現在、みなと振興交付金事業を活用しまして、緑地の整備を行っておりますが、県が行っている基幹事業、そして本市が行っている提案事業のいずれにも放送施設の整備計画は今のところないところです。今後、施設の利用状況を見ながら県と協議を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** 最後にお尋ねの旧有明学校給食センターの整備ですけれども、予算書の51ページをお開きいただきたいと思います。

51ページの文化財保護費の中で、賃金16万5,000円、原材料費56万2,000円がございます。これにつきましては、整理棚を作成するための賃金と原材料ということで、ここに計上してございます。

以上であります。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 地域情報通信基盤整備推進事業の中身につきまして説明を申し上げます。

7ページでございますが、この事業につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業を活用するものでございます。

まず、内容の1番でございますが、情報通信技術支援の中身につきましては、嘱託職員の9か月分の報酬でございます。162万8,000円でございます。

それから、②告知放送申込書の整理及び管理台帳作成に係る事務につきましては、臨時職員3名の賃金でございます。355万1,000円でございます。

それから、③事業説明用散らし作成及びれから、③事業説明用散らし48万1,000円でございます。散らしにつきましては、1万7,000枚作成をする予定でございます。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** この情報基盤につきましては、これからやっていくということでお聞きしました。十分な説明をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

それと、この開発農協関係ですけれども、ちょっと言葉は忘れましたが、開発農協との何というんですか、共通点は見いだせなかったと、継続していくためのそういう点は見いだせなかったというふうに今お聞きしましたけれども、それはもう先ほど申されましたように、いろんな法的なことがあってできないということで理解はいたしますけれども、あと最初にも触れましたように解散をするということになりますと、いろいろな解散に要する経費というのもあるかと思いますが、それらのことについては何も相談はなかったものか。それと、現在働いておられる職員の皆さんの処遇というものについては、何も開発農協の方からは相談はなかったものかお伺いをいたしたいと思います。

児童クラブの件につきましては、理解をいたしました。ただこれを来年度からもどうするかということについては、その年その年で検討をするということでございますけれども、児童の入学数というのは、もうそれこそ五、六年先までは分かっているはずですよ。児童数がどのように推移していくと、そうすると例えばAという小学校については23年度から空き教室が一つであるよというふうなことは、予測はつくと思うんですが、そういうこともしないで、次の年度が始まる時にやっと相談をするんですか。そのようなことではちょっとまずいんじゃないかなと思いますが、その点についてお答えください。

それと、しおかぜ公園のことについては、理解はいたしましたけれども、県から市に委託になっているということで、市は体育施設と一体化した方がよかろうということで、教育委員会にということだったようですが、じゃあその教育委員会はどこに委託をするのかということをお尋ねをいたします。

それと、放送施設については、また県と随時協議をしていただいて、なるべく早期に設置ができるようお願いをしたいと思います。

この給食センターについては、私も議案をそこまで読み取ることができなかったわけですが、議案書をですね。でも、説明あるいは、その今朝ほどの全協での説明については、あれそうなのかなということちょっと疑問を持ったものですから、説明される際には誤解を生じないようにひとつお願いをしたいと思います。その点についてお答えをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この地域情報通信基盤整備事業につきましては、この事業の認可をいただいた時点から、もちろんこの事業の導入を図ろうとする時点から開発農協とは協議をしてきているところでございます。

それで、その法に沿った形ですとなれば、委託ということについては、でき得ないという結論になっているところでございます。しからば、開発農協の存続ということについては、いかにすべきかということについても、さまざまな課題があるということで私どもの方に相談はいただいているところでございます。

しかしながら、本来これは開発農協という組合のことでございますので、組合の方で結論を出していただく内容になるところでございますが、このことにつきましては、本市で進めようとする地域情報通信基盤整備事業の導入によりそのような方向性になるということをかんがみまして、十分開発農協の御希望等をお聞きしながら対応していきたいということを考えているところでございます。

また、そのような方向性が要望があったとすれば、また私どもとしましてある一定の方向性を取るというふうに考えるとなれば、議会の方にも十分御相談を申し上げながら進めていきたいというふうに考えております。

ということで、その中の職員の待遇につきましても、協議の内容としては出てきているところでございます。

児童クラブのことについてでございますが、御指摘のとおり、当然その児童クラブに入所しそうな子供の推計はできるところでございますが、先ほど申しましたように前提として学校施設を活用した形で、利用した形でこの事業については取り組みたいということがございますので、毎年度その状況について確認しながら取り組みをさせていただきたいということでございます。

現在提案しておりますプレハブにつきましても、いわゆるプレハブということではなくて、児童クラブが適切に運営できるようなプレハブ施設ということでございますので、施設自体については、極端な話で言えば学校の教室にそんな色ない形での施設になり得るんじゃないかなというふ

うには考えるところでございます。

それから、しおかぜ公園の放送設備につきましては、今年の8月以降、一部供用開始ということで、本市で委託を受けて管理をするということになるわけでございますが、その利用状況等を十分見させていただきながら放送施設の整備については考えていきたいというふうに思っているところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** まずはじめに、今朝私が説明いたしました分の説明不足をおわび申し上げますが、あの説明では志布志の旧給食センターが、以前9月議会で答弁いたしましたとおり使用できなくなったということに私は焦点をおいておりましたものですから、先ほどありましたように、この51ページにあるこのこと、それから予算説明書にあります旧志布志センターの解体等につきましては、私の方で十分に説明ができなかったことをおわび申し上げます。

それから、児童施設、先ほど市長の方から説明がありましたが、私どもは約10年ぐらい後まで児童生徒の数は把握しております。しかしながら、現在、教育の中で大きな焦点となっております特別支援学級設置ということがあるものですから、一人でも二人でも特別支援学級をつくる必要が年度内に分かってまいりますと、今は空いてるけども来年はそのために1学級、学級を設置しなきゃならんということ等が出てまいるものですから、早々に前年度にですね、空いてますよということが言えないという実態があるわけでございます。

それと、学校によっては習熟度別授業というのを展開しております。それは理解の比較的遅い子供と、比較的早い子供と1学級分けて、2学級で授業をしたりして学力向上に努めているという場合等もあるものですから、どうしても前年度のうちに空いてます、使えますということと言えないという苦しいところがあるものですから、今回もこのプレハブでということは何回も打診がございましたが、学校長と話しましたところ、そういうことで今年度はどうしても使用に堪えられないということでございましたので、こういうプレハブ住宅ということになっております。

ですから、これは1年間ということは、今申しましたように来年になりまして空き教室が出れば、それはどうぞお使いくださいということになろうかと思っています。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** あと1点だけ確認をしたいと思いますが、児童クラブで空き教室を利用する場合は、それに関する経費というのはどこが負担をしているのか。学校側が負担しているのか、保育園が負担をしているのか、その点を確認をさせていただきます。

**○福祉課長（山下修一君）** 学校を利用される場合につきましては、電気料等につきましては学校でございます。

施設の費用の話ですか。

[岩根賢二君「例えば、光熱費とかありますよね」と呼ぶ]

**○福祉課長（山下修一君）** その部分については、学校を利用する部分につきましては、学校で負担という形になっております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。



**○12番（立山静幸君）** 21ページの7目の自治振興費の自治会集会施設の整備事業が400万円計上してありますが、この件数と事業内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、27ページの4目、19節の施設開設準備経費助成金が480万円計上してありますが、この場所はどこなのか。

それから、38ページ、4目の19節、大口荷主の2社はどこどこなのか。それと、小口の荷主、これは1,000TEUとありますが、何社あるのかですね。何社にこの1,000TEUが賄われて、何社に支払うのかですね、お伺いいたします。

それと、53ページ、3目の15節、1,000万円ほど解体工事が計上してありますが、2棟分が鉄骨造りというようなことであるようですが、鉄骨の残存価格も計上してあるのか。また、廃品業者には見積もりはしなかったものかですね、以上についてお伺いいたします。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 自治会集会施設の関係でございますが、今回400万円の補正をお願いしているところでございます。

当初320万円の予算を計上しておりましたが、これにつきましては、伊崎田中野の方から申請がもうあるということでございまして、今後お願いする中で、元平山自治会が新築予定でございませう。

橋之口自治会がかわらのふき替え、飯山自治会が屋根かわらふき替え等がございませう。

そして、そのほかの改修見込みも含めまして400万円お願いしたところでございませう。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 予算の説明資料の11ページでございませうが、輸入・輸出貨物の大口の荷主はどこかというようなことのお尋ねでございませうけれども、いずれも現在私どもが交渉というか、セールスを掛けておりますのは、宮崎にある企業でございまして、1社につきましては都城市の住友ゴム工業でございませう。

それから、もう1社につきましては、宮崎市にございませうソーラーフロンティア株式会社。4月に改名いたしまして、以前は昭和シェルソーラーというふうに呼んでおりましたが、現在ソーラーフロンティア株式会社ということで、その2社を大口の荷主というふうなことで想定しながらセールスを進めているところでございませう。

それから、小口の荷主でございませうが、小口の荷主につきましては、現在志布志港を利用されている荷主につきましては、輸入で約200社を超える荷主の方、それから輸出で約40社程度の荷主の方がいらっしゃいますので、これらの荷主の方で今回のこの促進事業に合致するものにつきましてこの支援をしていこうというような、そういう予定でございませう。

**○保健課長（木佐貫一也君）** 先ほど御質問の施設開設準備経費助成特別対策事業に係る場所はどこかという御質問でしたが、志布志駅と健康ふれあいプラザの間に道がございませう。そこを西方に向かって数百メートルの所が施設のある所でございませう。

以上です。

**○教育総務課長（五代豊一君）** 給食センターの解体に伴います予算についてのお尋ねでございませうが、まず鉄骨等の有価物につきまして計上されているかということではございませうが、これに

つきましては積算をいたしまして、相殺するという形で計上いたしております。したがって、別項目での計上はいたしておりませんが、設計の中で相殺という形を取っております。

それから、業者からの見積もり等については取ったかということでございますが、参考としてしておりますが、基本的には施設係の方で積算をして予算をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** お願いします。

今回、財務課等々含めてですね、公用車の購入計画というのがあるんですね。これ何台もあるわけですけど、こういったものが今後の見通しとして、それぞれの課であるわけですが、毎年毎年こういう形で出ているわけですけど、今後の見通し、どれぐらいこの4年間ぐらいであるのかをお願いします。

そして、次に説明資料の7ページですけど、情報通信の関係ですけど、情報通信技術経験者というふうにあるわけですが、こういった方をこれされるのかというのが1点であります。

そして、職員がですね、住民からのいわゆる質疑、質問等々に十分答えられるだけの力量を持っているのかと。今だれかに僕が聞いてもいいですけど、あなた答えられますかということで、住民説明会をやると、当然自治会ごとにやると詳しい質問なりそういったことが出るわけですね。それが十分ここにおられる方々も含めて、対応可能な状況、そういったものになっているのかという、その2点をお願いをします。

次に、説明書の8ページです。

この消費生活相談員というのが一昨年から配置されてるわけですが、今回新たに1名の増員ということですが、これ私もサラ金とかいろんなものを相談を受けて、自己破産とかいろんなことをやるんですね。これ簡単にいかないですよ。1年1年でこの職員の方を、お願いした人を交代というふうにならんとするんです。これ長い経験とそういう知識を持ってないと簡単にいかないわけですし、この消費生活相談員に対しての基本的な考え方と、採用されて研修とかされますね。どれぐらいのスパンでこの人を雇って育てていこうとしているのか。

そして、併せて、税務課、福祉課との連携がこの2年間で十分にされたのかということをお願ひします。

次に、10ページです。

予算書では38ページですが、種田山頭火の句碑ですね。これ、私なんかも志布志町の時代からこれやってるわけですが、今後もですね、これ46句詠んだということでしてますが、ここにおられる方々、種田山頭火がどこの出身で、こういったものをうたってるのかということをお存じのない方が大半だろうと思うんですけど、この種田山頭火のこの句碑は、今後もそういう形で、今年はこの当初予算を含めてあるわけですけど、これに対する考え方。

そして、志布志市には藤後左右という全国的に有名な俳人もおられるわけですが、そうした方

に対しての、この地元出身のそういう方に対しての考え方はどういうふうに考えておるのかお願いをします。

そして、13ページです。説明資料ですね。

太陽光発電、これ、これまで設置されている方々に対しての考え方。そ及、ここ1年、2年とかいろいろあるわけですが、そこに対してはまったくしないというふうに考えていいのかお願いをします。

それから、17ページです。

今回、肺炎球菌ワクチン接種、大変いいことだと思います。これ、それぞれいろいろある、1回したら、それぞれの月齢であるわけですが、この2か月齢以上から7か月齢未満というのは、毎年これ出てくるわけですね。こういった方に対しては、その後の方々はもう1回すればいいわけですからね。ここに対しては、これから先もずっとやっていくというふうに理解をしていいのかお願いします。

そして、最後に33ページです。

理科支援員の実践研究事業ですが、これ申請をした後に原則として2年連続での同一校への事業採択は認めないことになったということですが、もしですね、せっかくこの当初予算等で付けられたんであれば、香月小学校への2年連続してのものが駄目ということで、これ減額になっているんですが、これやる気がなかったんじゃないのと。たったそういうことの原因で、本当にこのことをやるという意識があるんだったら、例えば志布志小学校なりですね、そういった所に可能でなかったのか、その変更がですね。そこらについて、減額、認められなかった、まあそういうことになったから減額でございます。これ本当に当初の段階でやる気があったのかねっていうことになるわけですが、そこらについての変更は認めないというふうに国や県の方がなったのかですね。

もしそれが可能であった場合には、早急にですね、やるということになるのかどうか、教育委員会としての考え方をお願いをしたいと思います。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 質問にお答えいたします。

資料の7ページでございますが、嘱託職員についてはどのような方かという御質問でございますけれども、情報通信分野の仕事を経験された方を嘱託職員として雇用しまして、現在進めております情報通信基盤整備推進事業全般にわたって技術的支援をしていただきたいというふうに考えております。

それから、職員の住民説明会でございますが、今回の説明会につきましては、既に職員への説明会を終わっているところでございます。

自治会説明につきましては、事前に口述書を作成をしております、それをもって説明をしていくように考えております。それから、Q&Aの方も準備いたしまして、質問がありましたら、このQ&Aの範囲で答えていただくということ。それから、当日回答できない質問については、いったん持ち帰って情報管理課であらためて回答するという形を取りたいというふうに現在計画しております。

以上でございます。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** まず、説明資料の8ページでございます。消費生活相談員設置事業でございます。

これにつきましては、下の方の星印で書いておりますように、今回、現在お願いしている方のほかに1名増加ということでお願いをしているところでございます。

議員がおっしゃいましたように私ども、消費生活相談員につきましては、訪問販売、それから多重債務と非常に多岐にわたりますので、専門的な知識等が必要になりますので、私どもとしましては、その経験を生かしていただいでできるだけ長くお勤めしていただきたいというような、そういう基本的な考えでいるところでございます。

ただ、今回増員いたしますのは、相談内容が多岐にわたりますので、なおかつ、いろんな上部機関等へ相談なり、問い合わせなりしながら処理をしておりますけれども、件数も増える中で、更に増員をしながら市民の方の期待にこたえたいというようなことで、今回県の基金を使いまして1名増加の形をお願いをするところでございます。

それから、説明資料の10ページでございますが、種田山頭火の句碑の設置、制作事業でございます。この事業につきましては、その説明資料の中に掲げておりますように、平成16年に旧志布志町で設置されました句碑検討委員会等で現在9基設置されておまして、残り四つの句碑が残っているというような状況でございます。毎年これまでは1基ずつのお願いというようなことで参加しておりました。

なお、港湾商工課の方で担当しておりますのは、最初この句碑が設置されたのが、観光の振興に役立てたいということでボルベリアダグリに建てられたのが最初だということで、それ以降私ども港湾商工課の方でこの事業を取り組んでいるところでございます。

今回、あと残りの、当初予算に1基計上しておりますので、今回3基、合わせて4基分を今回設置したいということでお願いしたのは、これは先の4月24日、しぶしの日でございますが、志布志ロータリークラブの方から結成30周年記念事業としまして、全国に数多くいらっしゃる種田山頭火ファンが志布志市を訪れ、市が目標とするそういう観光客等に少しでも貢献できるようにということで、JR志布志駅の一角に種田山頭火の句碑案内版を設置、寄贈していただいたところでございます。

このような経緯もございますので、市としましてはこの機会に、検討委員会等で今後設置が予

定されております、検討されております残りの句碑並びに説明板を設置しまして、観光PRに活用すると同時に、教育、文化振興をはじめ観光ボランティア等と連携し、句碑巡りの観光コース等ができるように取り組んでいきたいというようなことで、今回このような看板等も頂きましたので、現在検討されている残りの句碑等についても、今回お願いして、製作をしたいというようなことでの予算計上でございます。

**○保健課長（木佐貫一也君）** 説明資料の17ページの小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用助成につきまして、継続していくかという御質問でございましたが、この肺炎球菌のワクチンにつきましては、感染症の予防だけでなく間接的な効果としまして、高齢者の感染症予防にも効果があることが分かっております。そのために世界保健機構におきましても、子供のワクチン接種率を上げること及び定期接種化することを推奨しているところでございます。

したがいまして、毎年こういう形での提案を申し上げて継続していきたいということで考えておるところです。

以上でございます。

**○財務課長（溝口 猛君）** 公用車の更新についてでございますが、本年度、一般会計の方で3台、それから特別会計の方で1台、合わせて4台更新の予算を上げているところでございます。

一応更新につきましては、基準を設けておりまして、目安としまして15年経過のもの。それから、軽自動車におきましては10万km、普通車におきましては15万kmということを一応目安としております。

これらに該当する部分としまして、今後5年間で大体30台程度、年5台平均ぐらいの更新となる見込みでございます。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 太陽光発電システムについてのお尋ねでございます。

基本的に、国の定める交付申請を行いまして、国の交付決定通知及び交付確定通知が7月1日以降のものを考えております。市への申請日、設置業者等からの届け出日につきましても、7月1日以降ということになるようでございます。

現在、市衛生自治会において助成をいたしております。6月30日までは衛生自治会の方で対応いたしまして、7月からは、この新しい補助金要綱に基づきまして交付をいたしたいと考えております。

**○学校教育課長（金久三男君）** 理科の支援員等実践研究事業についてお答えいたします。

小学校五、六年の理科の授業において、外部の人材を派遣する事業であり、観察・実験等の活動の充実を図るために行われたものであり、昨年度は志布志小学校と香月小学校に1名が配置されたところであります。学校教育課としてもその成果を認め、平成22年度においても、平成21年度中に県に申請したところであり、県の方から3月議会をもって、同一校が2年連続での申請は認められないということで内定結果をもらったところであります。それによる減額であります。

他の学校につきましては、学級数の問題で、今回できなかったということでもあります。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○13番（小野広嗣君）** 所管外1点だけお聞かせください。

保育所の緊急整備事業ということで、安心子ども基金総合対策事業を使って取り組まれる予定であるようであります。県が2分の1、市が4分の1、そして事業者が4分の1ということですが、これは民間移管を市になってやるということで、その際こういった議論をした経緯がありますね。市長の方に私の方で、民間移管がなかなか進まない。そういう状況の中には、老朽化している施設、これを移管を受けた後もしばらくたつていくと建て替えという問題も出てくるんじゃないかと、そこに対してなかなか踏み込めないから手を挙げられない方々もいらっしゃるんじゃないのかと、そういったところへしっかりした助成ができないものかという議論をしましたね。

その時に市長は、いわゆる協議をするときにそういったことも含めて検討し、協議をしたいという話が出たわけですが、その際同僚議員の方からも、いわゆる建物の無償譲渡を行って民間移管をするわけであるから、そういった助成というのはいわゆる民間移管の趣旨に沿わないのではないかという議論もまた出ました。

そういった背景を含めて、今回こういった形で議案が上がってきているわけですが、予算措置されていくわけですが、そこに対する基本的な考え方。いわゆるそしてこういった予算を組む方向付けとして、市の方が公的責任を果たす観点からこういった予算付けの進行を図ったのか。あるいは事業者の方から、この社会福祉法人愛泉福祉会の方からこういった事業に乗かって助成をしてほしいという方向であったのか、そこをお示しをください。

**○福祉課長（山下修一君）** 今回の保育所緊急整備事業につきましては、事業者の方からの申し出により実施をしているところでございます。

なお、今後の計画につきましては、事業者とその都度相談をしながら、計画的に話し合いを持ちながらやっていきたいというふうには考えております。

**○13番（小野広嗣君）** そういった問題というのは市長が答えるべきじゃないですか、今後の問題も含めて。

民間移管の際に、この件はさまざま、けんけんがくがく議論をした経緯がありますよね。

そして、今後、今まで志布志市が移管した、民間移管した施設があります。そして、今後も民間移管をする可能性の施設も2か所ありますね。そういったことを進めていくときに、いわゆる老朽化した施設、そして今回上がっているように増員をしなければいけないという理由が挙げられたときに、しっかりこういった事業に乗せて市も助成をしますよと、そういう方向性でいいんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回のひばり保育園につきましては、保育園の側からこういった形で、建物を更新ということで事業申請があったところでございます。そのようなことで、本来市としましても保育事業につきましては、その地域の保育を受ける者、園の方々が平等な形でこの事業について受益されるべきというふうには考えるところでございますので、そのような事業の展開があるとすれば、市と

しても積極的に対応すべき内容だというふうには認識しているところでございます。

ただいまありましたように、この事業が今後民間移管されたものにつきまして、また民間の方々からそのような形で出るとなれば、十分協議は尽くしていきたいというふうに思います。

**○13番（小野広嗣君）**　すごく難しい問題をはらんでますよ、こうやって出していっちゃうわけですからね。今後協議をしていくと。いわゆるそういった要請があったときに、述べるときと述べないときがあると。予算の額にもよるでしょうね。そして、老朽化の状態、そしてどういう計画性なのかとか、増員計画、そういうのを含めて議論をしていかなきゃいけない。

しかし、これを認めるのがどうだこうだと僕は議論しているのではなくて、ここが進んでいくと、そういう要請があったときに断る理由はないということですよ、今後は。そこが民間移管の時の議論になったわけですよ。

僕は、確かにそういったことも含めて市長の方に、いわゆる建て替え等の時の助成措置もないと、なかなか今の民間の方々も手を挙げづらんじゃないかというふうに僕は市長に申し上げました。

そしたら市長もそのことに対して、助成も考えていかないと進まないと思いますから、協議をしっかりと検討していきたいという答弁でありました。

しかし一方で、無償で譲渡したそういった建物に対して、民間移管、土地は貸し付けですが、無償譲渡して以降も、その後もいわゆる建て替えの時にまで助成するのはいかながなものかという議論も一方ではあったわけですね。それに対して、それもまたそうだという考え方を示されましたよ。

それが今回こうやって上がってきている。そこらのその後の経緯はどうだったのか、そして今後はどうなのかと、明確に答弁しとってください。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

今回、このひばり保育園につきましては、老朽化しているというようなこと。また、今後定員の増員があるということで、このような形で申請、そしてまた申し出があったところでございます。

私どもとしましては、当然その地域の保育状況というのを考えたときに、このことにつきましては応ずべき内容というようなことで対応しているところでございます。

今後につきましても、その地域の状況等がございますので、その地域の状況等を考えながら、事業者がこのような形で申請をしてきたら協議をさせていただきたいというようなこととお話したところでございます。

**○議長（上村 環君）**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



#### 日程第14 議案第46号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第46号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、介護納付金、老人保健医療費拠出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第46号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,013万円を増額し、総額をそれぞれ47億8,300万9,000円にしようとするものでございます。

説明資料は39ページから41ページでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫負担金の療養給付費等負担金は、前期高齢者交付金、老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の額が確定したことに伴い、9,317万4,000円を増額するものです。

8ページをお開きください。

国庫補助金の財政調整交付金は、老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の額の確定により、財政調整交付金を348万1,000円減額し、新たに特定健診等の二次審査受診勧奨事業を実施することで、特別財政調整交付金482万6,000円を計上し、合わせて134万5,000円を増額するものです。

次に、9ページでございます。

療養給付費等交付金は、決定通知に基づき、退職者医療療養給付費等交付金を1,443万3,000円減額するものでございます。

10ページをお開きください。

前期高齢者交付金は、交付額の確定により3億911万5,000円を減額するものです。

次に、11ページでございます。

県補助金の財政調整交付金は、前期高齢者交付金、老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の額の確定により、1,915万9,000円を増額するものです。

12ページをお開きください。



一般会計繰入金として、5,000万円を計上しております。この繰り入れは、今回の予算編成で前期高齢者交付金等の減額分や不確定要素の大きい医療費に対する予備費確保のため、基金取り崩しや繰越金の増額等で調整することにしてはありますが、それでも財源不足が生じることから、昨今の不況による市民所得の落ち込みを考慮し、一般会計からの繰り入れでこの不足を補うこととしたものでございます。

次に、13ページでございます。

国民健康保険基金繰入金は、繰入金として5,000万円を計上したところです。

14ページをお開きください。

繰越金につきましては、平成21年度の決算剰余金を見込み、1億3,000万円を増額したところでございます。

次に歳出でございます。

15ページでございます。

一般管理費は、嘱託の重複頻回訪問指導員を兼務で特定健診等未受診者受診勧奨に当たらせるため、業務増により時間外勤務報酬を計上するものです。

16ページをお開きください。

16ページ、賦課徴収費は、徴収対策用公用車としての軽乗用車購入費と自動車損害保険料を計上しております。

17ページから19ページまでの保険給付費につきましては、国庫負担金、国庫補助金、交付金、県補助金等の補正に伴う財源振替でございます。

20ページをお開きください。

20ページの後期高齢者支援金、21ページの前期高齢者納付金、22ページの老人保健医療費拠出金、23ページの介護納付金につきましては、平成20年度の確定額及び22年の概算通知による補正でございます。

24ページをお開きください。

特定健康診査等事業費は、特定健診等未受診者対策として、戸別訪問等による受診勧奨を行うための嘱託看護師一人分の報酬であります。なお、国の保健事業として実施し、全額が特別調整交付金の補助対象となる予定でございます。

次に、25ページでございます。

疾病予防費は、国庫負担金、国庫補助金、県補助金等の補正に伴う財源振替でございます。

26ページをお開きください。

予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため5,730万6,000円を増額いたしまして、6,538万9,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から13日までは、休会とします。

14日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後5時11分 散会

平成22年第2回志布志市議会定例会（第2号）

期日：平成22年6月14日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鬼塚弘文

西江園明

小野広嗣

長岡耕二

**出席議員氏名（23名）**

2番 下平晴行	3番 西江園 明
4番 丸山 一	5番 玉垣 大二郎
6番 坂元 修一郎	7番 鶴迫 京子
8番 藤後 昇 一	9番 毛野 了
10番 立平 利 男	11番 本田 孝 志
12番 立山 静 幸	13番 小野 広 嗣
14番 長岡 耕 二	15番 金子 光 博
16番 林 勇 作	17番 岩根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小園 義 行
20番 上村 環	21番 鬼塚 弘 文
22番 丸崎 幹 男	23番 福重 彰 史
24番 野村 公 一	

**欠席議員氏名（1名）**

1番 平野 栄 作

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長 本田 修 一	副市長 井手 南海男
教育長 坪田 勝 秀	総務課長 中崎 秀 博
情報管理課長 徳満 裕 幸	企画政策課長 溝口 敏 久
財務課長 溝口 猛	港湾商工課長 萩本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税務課長 外山 文 弘
福祉課長 山下 修 一	保健課長 木佐貫 一 也
農政課長 上原 登	耕地林務水産課長 立山 広 幸
畜産課長 中崎 章 文	建設課長 中迫 哲 郎
松山支所長 白坂 照 雄	志布志支所長 小辻 一 海
水道局長 井手 佐喜雄	会計管理者 楠川 昭 博
農業委員会事務局長 堀苑 智 之	教育総務課長 五代 豊 一
学校教育課長 金久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

**議会議務局職員出席者**

事務局長 今井 善 文	次長兼議事係長 徳田 弘 美
調査管理係長 坂元 正 知	議事係 武田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、鶴迫京子君と藤後昇一君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、21番、鬼塚弘文君の一般質問を許可します。

○21番（鬼塚弘文君） おはようございます。

一般質問の通告をしておきましたので、通告に従って質問を申し上げてみたいと思います。

質問に入る前に、口てい疫の関係で大変衝撃を多くの市民が受けておるようであります。行政当局におかれましても、夜も眠れない状況が続いているんだらうというふうに思います。

私も議会も議長を先頭に、港の方で、ポイントでボランティアをさせていただいたところがあります。また、建設の業界と申しますか、ふるさと協議会でしょうか、その方々もポイントポイントで、会社から二人ぐらいつつ毎日出て奉仕をしておられるようであります。

また、今日の新聞を見ても、都城地域ではいろんな、図書館まで閉鎖といったようなことで、大変な騒ぎになっておるようであります。

いつときも早い終息をお互いに知恵を出しながら頑張っていかなばならんというふうに思いますので、当局におかれましても更なる努力をしていただきたいというふうに御要望を申し上げておきたいと思います。

さて、通告に従って御質問申し上げますけれども、まずは教育行政ということで通告をさせていただきました。

私の母校であります市立八野小学校の今後に関する陳情書が提出をされているが、行政、教育委員会として今後どのような対応策を考えているかということでございます。

まずもってですね、市長、教育長、4月27日にこの陳情書は出されております。昨日、おとついでたものではないということをお前提に質問を申し上げます。

この間いろいろと内部でも、議論があったらうというふうに思います。そのことを前提に質問をさせていただきます。

さらに、この案件は、文教厚生常任委員会に付託をされております。17、18でしょうか、委員会で慎重な審議がされますので、その前に質問をするのは大変担当委員会に申し訳ないと思えますけれども、会期の日程上やむを得ないということでお許しをいただきながら、質問をすることをお許しいただきたいと思えます。

かみ合わないといけませんので、この陳情書のポイントだけをちょっと読ませていただきたいと思ひます。とにかく4月27日に受け付けがされた。市長、そして議会議長に提出がされておるようであります。提出者は、校区公民館長、PTA会長という方の名前で出ておるものであります。

本校は、明治7年以来、地域住民の心のよりどころとなり輝かしい歴史を刻んでまいりました。その間、1,284名の卒業生を輩出している。しかしながら、近年少子高齢化により児童数が減少し、学校の存続に危機感を感じるようになりました。

平成13年から八野小学校の今後を考える会というのを発足し、会合を重ねてまいりました。その結果、特認校制の導入、PTAの先進地研修等努力をしてきましたが、どうも若者の地域離れがあり、規模の大きい隣接校若しくは1クラス二、三十名の学校に入学をさせたいという声があり、農業後継者もおられますけれども、通勤農業をされているのが現状であります。

平成22年度の入学時点で児童数が10名、そしてこれの内訳でありますけれども、地元のお子様が1名、教頭先生の子供さんが2名、特認校として校区外から7名、計10名で今年が始まったということであります。

そこで、校区の有志、今日は傍聴に来ておられるようでありますけれども、有志の方々が、現職の歴代公民館長、OB、さらにはPTA会長、敬老会、婦人会などの皆さんで八野小学校の今後についていろいろと話し合いを重ねてきました。

22年度八野校区公民館総会において、今後の八野小学校の入学児童数の推移を踏まえ、校区民の意見を尊重し、慎重な協議を重ねた結果、誠に残念でありませんが、子供たちの教育環境を最優先に今年度を最後に八野小学校は閉校することが望ましいという結論に達しましたと。

つきましては、八野校区の新たな出発のためにも、八野再生のためにも、高齢化率の進む当校区の現状等に配慮をしていただき、市当局においても校区民の気持ちをくみ取りいただき力添えを賜りたいということで、校区の90%を超す署名をもって陳情をされております。

その中の一つとして、当小学校は22年度をもって閉校していただきたい。

二つ目に、当校区内に居住する児童の通学手段の安全確保を願いたい。

三つ目が、八野校区再生築のために当校区唯一の公共施設である学校跡地(校舎、グラウンド、体育館、プール、校長・教頭住宅)の有効活用は不可欠でありますので、校区民の思いをくんでいただきたいといったような陳情であります。

このような陳情が4月24日に市長室、議長室で渡されたわけであります。

今までの流れは、先ほどのこの文面にもありますように、平成13年あたりから年に2回ぐらいつ会合を重ねられ、私もオブザーバー的な立場で呼ばれていろいろと意見を申し上げた背景があります。

市長、私はですね、市長は今回の選挙で再度当選をされて、志布志市の市民があなたに市の司令塔を再度お願いしたいということで当選をされた。よって、本市が合併して8年間、本田市長に市民はゆだねたわけであります。

そこで、ある本を私は読んでみましたけれども、「リーダー」という本でした。その中に、こういう話がありました。世の人々は、二、三年先はどうなるかだれも読めないと言うが、真のリーダーというのは二、三年先も、5年、10年先も見る眼力があると、視力がある人が真のリーダーだという本でありました。なるほどそうだなあと私も思うことです。日々私どもは、明日のことは分からなくてやねえと言いますけれども、真のリーダーはそういうところを読む力があるんだそうです。

そういうことを前提に伺ってみたいというふうに思います。

まず、質問の1番目です。

この陳情を4月27日に受けられたわけでありますが、どのような思いで受けられたのか。今日のこの日までですね、どういう思いでこのことを受けて、多分今日この議場に入る時、私も足ががくがくしておりますけれども、教育長、市長、当然そうだろうと思います。その思いをですね、今ひとつ、市民に語っていただきたい。

市長、教育長、お願いします。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

ただいまの鬼塚議員の御質問にお答えいたします。

その前に、鬼塚議員の方からありましたように口でい疫対策につきまして、ただいま全市を挙げて、そして全市市内を挙げて取り組んでいるところでございます。そのような取り組みにつきまして、議員諸氏におかれても志布志港における消毒ポイントにつきまして、消毒態勢についてボランティアとして取り組んでいただいていることにつきまして感謝申し上げたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お答えいたします。

八野小学校の陳情に関してどのようなふうにご受け止めたか。また、今後どのような対策を考えているかということについてでございます。

まず、地域の方々には、校区の中心としての八野小学校を物心両面から長年にわたり支えていただいておりますことにつきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

今回、地元民の総意としてこのような陳情が提出されましたことにつきましては、地域の方々にとりましては、苦渋の選択であったということにつきましては察するに余りあるものがあります。

明治7年創立以来、多くの卒業生を輩出し、136年という長い歴史と伝統を誇り、長年地域の核として地域住民の心のよりどころであった八野小学校が少子化による児童数の減少で閉校という陳情書を提出しなければならなかったことは、時代の流れとはいえ、誠に残念に思うところであります。

学校の活性化、地域活性化のために地域の方々がこれまでいろいろと努力されてきたことを見聞きしておりましたので、なお一層残念に思うところであります。

今回の陳情が採択された場合、今後は地域の活性化のために行政でやらなければならないこと、

地域でできることなどを協議しながら、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

県内多くの市町村で学校再編、統廃合問題が論議されております。幾つかの市町村では統廃合が実施された所もあるようでありますが、その跡地の利活用については課題も多かろうと思いますが、既に閉校措置をとって利活用計画が進められている市町村もありますので、そういった先進の市町村の様子を参考にするとともに、今後の八野地区活性化のために地域の方々の御意見を賜りながら、一体となって進めてまいりたいと考えております。

**○教育長（坪田勝秀君）** 本議会におきましても、教育委員長の委任を受けましたので答弁をさせていただきます。

ただいま市長も答弁いたしましたように、明治7年創立以来多くの卒業生を輩出し、136年という長い歴史と伝統を誇り、長年地域の核として地域住民の心のよりどころだった八野小学校が少子化による児童数の減少で閉校を余儀なくされたことは、住民ニーズの変化あるいは時代の流れとはいえ、学校教育を預かる教育委員会といたしましても、誠に残念に思うところでございます。

今回陳情書を提出されるに当たりましては、これまでも、先ほど鬼塚議員からありましたように八野小学校の今後を考える会などを立ち上げられまして、校区内で真剣に議論もあったことはお聞きしておりますが、校区内の子供たちのため、ひいては校区民の将来のために苦渋の選択であり、重たい決断をされたことに敬意を表するものであります。

学校をよりどころとして、老人会や校区の運動会など、公民館活動も積極的に活動されていたところではありますが、学校を閉校するとなると、それらの活動が停滞するのではないかと不安もあるかと思えます。地域活動は何といても地域の方々が主役であります。教育委員会といたしましても、地域活動が停滞することのないように、関係部局とも十分連携を図りながら支援してまいりたいと、かように考えております。

以上であります。

**○21番（鬼塚弘文君）** 副市長、通告には書いておりませんでしたけれども、あなたが旧志布志町の役所の官僚として一番年配であり、本田市長のサポート役ということで副市長という立場であります。市長におかれては、元々を言うと有明の町長さんでありました。そしてまた、教育長におかれては県内の教育機関をずっと回ってこられた方であられまして、八野の実情を一番存じておられるのはあなたであろうと思えますが、あなたはどのようなふうにご陳情を受けて思われましたか。あなたの感想も聞かせてください。

**○副市長（井手南海男君）** お答えいたします。

旧志布志町出身ということで、その職歴が長いということでの私への質問であろうかと思いません。

結論から申し上げますと、八野地域の方々がこのような決断をされたということは、先ほどからありますように、まさに苦渋の選択であったろうというふうに思います。そしてまた、このことは守りから前進への転換ということでもあろうかと思っております。

八野小学校といいますが、私が役場に入ったころ、約40年前になりますが、子供の声がこだま



する山村の学び舎といったような思いといいますか、イメージがございます。

その後、畜産基地等の建設で道路等も整備され、より身近な地域として存在していったかのよう  
に思っております。

このように、当地域と街部との距離感は解消されてきたわけですがけれども、少子高齢化とい  
ったような時代の波は特に過疎地において顕著となりまして、地域の中核的施設であります学校の  
存亡は、まさに危機的な状況となりまして、この状態をいかにして打破するかということは、ま  
さに旧町時代からの大きな懸案、課題となっていたところでございます。

このような中、地域の声が、地域自らの声として、このような形で廃校という英断をもって提  
言されたという現実は、まさに尊重すべきものであらうと思っております。

そのようなことから、先ほどから市長も申し上げますように、行政としても八野地域の皆さん  
とともに共生・協働の理念で、将来におきましてあの時の決断は正しかったんだと、そのように  
言えるような活力ある八野地域の再生に向けて、前向きな今後の取り組み、模索が必要であらう  
かと思うところであります。

以上でございます。

**〇21番（鬼塚弘文君）** 急きょ申し上げて恐縮しましたけれども、あなたの答弁がよく分かりや  
すかった。

本当に目に涙してこの決断をされたわけでありまして、守りから前進への転換といったような  
表現をされました。まったくそういうふう思うことであります。

どうか、三役の方々ひっくるめて、そのような思いで地域の方が大きな決断をされたので、  
お力添えを賜りたいというふうに思います。

更に次から次に出てくるような気がするんです。小規模校があります。そのためにもですね、  
何とか阻止するためにも、行政としてじゃあ何をすればいいかということだろうと思うんです。  
何もなかったかというところじゃない。あの地域に児童生徒を増やそうということで、畜産基地  
も旧志布志町時代に造りました。多分10農場あると思います。一時は、そこの子供さんでにぎわ  
ったこともありました。

さらに、私が議員の走りのころ、なぜ志布志町は住宅を街ん中ばっかい造っとやろかいと、農  
村地域になぜ造らないんだらうという提言も何回も何回もしてきましたけれども、時の町長さん、  
今の名誉市民の黒木町長でありましたけれども、八野地域の若い連中に聞いてみたと。そうした  
ら、すぐ隣に潤ヶ野小学校があるもんですから、できたら子供の多い所に出したいと、住みたい  
というのがその当時からあったわけでありまして。

しかし、何とかこれを食い止めようということで山村留学、これにも行きました。そして、特  
認校制の導入もあったわけでありまして。ところが、現状の状況を生んでしまいました。大変残念  
でたまりませんけれども、仕方のないことでありますが、そこで、二つ目の質問。

教育長、この陳情書にもありますが、やがての日に、この当校区内に居住する児童生徒の通学  
の手段。今はそうだけれども、やっぱり八野がよかった、ところが学校は閉まってたと。そのと

きの子供たちの通学手段、このことをあなたはどうか考えておられますか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

仮定のことについては、あんまり先走って、こうであろうということは申し上げられませんが、現実にもそういう場面が出てきた場合にですね、子どもといたしましては、八野小学校はもうないわけですから、今度は潤ヶ野小学校に通いたいと、八野からですね。そういうような状況が出てきた場合につきましては、議会の皆様方にも相談し、そしてまた教育委員会内でも十分話し合いを詰めまして、そのお子さんが十分学校教育を満足できるような支援体制というものをつくっていかなければならないだろうと考えております。

**○21番（鬼塚弘文君）** ぜひともですね、それも不安の一つみたいです。

今4歳、5歳の赤ちゃんを抱えて通勤農業で行っておられる方が、やがての日はやっぱしふるさどが良かったという可能性もあるかもしれない。

今、子どもが聞いているところではですね、ほかの地域でもそうだろうと思いますが、あの地域に住みたいんだけど、住めばあそこの学校に子供を出さなきゃいかんと。だからあの多い所がいいということで、通勤をしている若い層がおられます。そういうところもありますので、議事録にしっかりと残るはずでありますから、そういう手段を委員会としても、ぜひとも考えていただきたいというふうに強く要望をしておきます。

三つ目の質問。

先ほど申し上げましたが、10名のこの児童生徒の中に、7名の特認校生がおられます。街部から通って来られるわけでありますが、特認校の導入についてはいろんな手順があらうと思う。体験入学をしたり、そういうことで最終的に決められる。いつの時期に特認校生というのを決定されるのかですね。さらに、その手続きとして教職員の関係もあらうと思います。そこら辺りの手順というのはどうなんでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

特認校に関する規定に関しましては今更申し上げませんが、これは、志布志市におきましては、平成15年に旧志布志町で制定されたと、そしてまた合併後も現在まで続いている制度だということでございますし、現在休校中の四浦小学校、八野小学校、出水中学校に限って、香月小学校、安楽小学校、それから志布志小学校の子供たちが通えると、こういう制度、正式には小規模校特別認可制度と、こういうふうに申しておりますが。これがあるわけでございますが、八野の場合で申しますと、例えば八野の場合、八野の豊かな自然と地域住民の温かいまなざしの中で、さまざまな体験活動と少人数のきめ細やかな学習指導を受けさせ、そして子供の心と体をのびのびと育てたいと、そう希望される市民のための制度と、こういうふうに子どもは理解しております。

さらにその制度には、市は補助金を交付までして援助しておられるようでございます。それが現在まで続いております。

今、子供たちはいつごろその特認校を決めるのかということでございますが、特認校生の募集は各学期ごとに1年中、早く申しますと1年中やっております、募集は。そして、最後の2月ご

ろになった時に、体験入学というのを行っております。そして、体験入学を行って、こんな勉強をするんだよと、こういう環境の所なんだよということを知っていただかないと、実際に入学ということになりますと、また齟齬（そご）が生じるといけませんので、2月の体験入学を機といたしまして、それから決定すれば3月に入ると。

ただ、この特認校制度というのは1年ずつ更新する制度でありますので、1年、今年入った子供がまた来年、再来年とずっと続いて、その特認校制度を利用するかどうかは分からないわけですね。ですから、非常に子供たちの数は不安定だというのが実情にあるわけでございます。

以上でございます。

**○21番（鬼塚弘文君）** なるほど。そうすると、今7名のお子さんが特認校生ということで八野で学んでおられるわけですが、このお子さんに対して今年の2月ごろに、最終的にそうなんでしょう。その時にこの7名の子供さんに対しての説明、この学校は今後どうかといったような思いは伝えてあるのかないのかですね。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今年には校長が変わっておるわけですが、前の校長の話によりますと、こういう状況、つまり母体となるべき地元の子供が一人になるということですね。やはり、この特認校制度、先ほど申し上げればよかったんですが、どこの特認校制度の学校を見ましても、地元の子供が6割、7割、8割いて、そしてそこに特認校の制度を利用して子供が来ると、こういう形でないと、地元に着して、そして地元の中で十分な教育活動を展開するという事はどこの市町村でも難しいようであります。

先日、南日本新聞に南種子の宇宙留学のことが詳しく出ておりましたので、私も取材してみましたが、やっぱり聞くところによると小さな学校でも地元の子供が8人、そして特認校が5人とかですね、12人の地元の子供のところには6人とか、こういう形で特認校制度を活用させておるようでございます。

そういうことで、この八野の場合もですね、先ほど申しましたように1年更新になっておりますので、校長といたしましては、あなた方は希望していただきまして大変有り難いんだけど、ひょっとしたら来年、再来年に本校が地元の子供がいなくて、閉校ということになるかもしれませんが、それでも学校がある限り八野で勉強したいということとして理解してよろしいですねということ、特認校を希望する保護者の方々には校長は語っているようでございます。

これは、当然分かってもらってかないとですね、教員配置、後でまた申し上げますが、教員配置の問題が生じてまいりますので、校長としては、当然そういうことを特認校を希望される方々に申し上げたんだろうと思っております。

特に、前校長は前任校で3月のもう終わりに近くなってから、自分が勤務している学校が急に子供がいなくなりまして、転勤をしなきゃならないという経験をした校長でありましたので、やはりこの心配がですね、よぎったのではないかと私は感じます。ですから、八野の小学校がそういう状況に陥ることも視野に入れておるんですよということを、入れておいていただきたいとい

うことを特認校の保護者の方々に語られたのは、これは責任者として当然のことではなかったかなと思っているところでございます。

以上でございます。

**○21番（鬼塚弘文君）** はい、分かりました。

前任の校長先生、女性校長先生であられて、本当に一生懸命地域の方々とひざを交えながら、一生懸命頑張っておられたその先生がもういないもんですから、この7名のお子さん、親御さんの不安が多少あるんじゃないかなと思っておりましたが、安心しました。

そこで、市長、急にじゃあだからこうしたいと、あの学校跡地をこうしたいという具体的なものは持ち合わせはないと思いますけれども、以前は学校の跡地にはよく企業が張り付いたりしたものでありました。もう今の時代はそういう時代じゃないというふうに思いますけれども、聞いてみないと分かりませんが、例えば企業の誘致だとか、老人福祉施設の誘致とか、さらには青少年の田舎体験宿泊学習みたいな、グリーンツーリズムでしょうか、こういったような問題をいろいろ雑誌で見たり、テレビでたまには放映されたりするわけですが、今の段階ですよ、こんなものがあるんじゃないかなという思いはございませんか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

八野小学校の閉校につきましては、いろいろな形で御相談を賜ってきたところでございます。

そして、一番の懸案事項というのは、今後この跡地について、校区の地域活性化の柱としての位置付けのできるのであれば、そのような方向性をぜひとってほしいというような要望が重ねてされているところでございます。

現段階では、まだこのことについては正式に閉校というような方向性が出されていないところでございますので、答えにくいところでございますが、私自身としましては、この八野小学校の事例というものにつきまして非常に本市の行政、そしてまた教育行政ともに有り難く、重く受け止めさせていただいているところでございます。

少子高齢化に伴いまして、学校の統廃合ということにつきましては、本市の発足以来、最重要課題といたしまして、学校の統廃合に関する委員会というものを教育委員会の方に設置していただきまして、長い期間討議を重ねていただいているところでございます。そして、21年度にそのことについて答申が出され、今後は統廃合も含めた協議をするというような答申が出されておりますので、このような形の本市としての学校施設の在り方についての方向性を示す段階になったものというふうに思います。

そのような流れの中で、行政の方で、この学校については統合してほしい、廃止してほしいという方向性を出すとなれば、かなりその段階で地域の方々の思いというものが出て、この学校についてはまだ在校生がいるんじゃないか、一人でもいる限りは絶対廃校させないというような形の住民運動があがるのが常ではなかろうかというふうに思います。

そのような地域の中心の施設である学校というものに対しましては、どの地域の方々も熱い思いを持っておられる中で、こうして八野校区の方々が前向きにこの学校の施設利用について、地

域の活性化のために、振興のために役立つという方向性が取られるとなれば、そのような方向でぜひ前向きに進めていきたいというような方向性を出されたということにつきまして、本当に有り難いなというふうに思うところでございます。

そのような意味合いから、私自身としましては、ぜひこのケースをモデルとして私どもとしてはとらえさせていただきまして、行政と、そして教育委員会と、そして地域の方々と綿密に連絡を取り合いながら、連携をしながら、この学校の跡地活用について取り組みをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

**〇21番（鬼塚弘文君）** ぜひともですね、もう後は質問をせんでもいいんじゃないかと思うぐらい私は思っておりますけれども、モデルとしてぜひとらえて、教育委員会、地元の方々と探っていきたいということの御答弁をいただきましたので、ぜひともですね、そういうとらえ方をさせていただきたい。そういうふうに思います。

先程来いろいろと思いが答弁の中でありましたけれども、この校区の中にですよ、公共施設としても唯一なんですね。ほかに文化的に何かお宮があるとか、そんなものもないし、この地域においては八野小学校というこの大きな柱を失うわけです。地域に必ず先生という人がおられます。それは校長先生であり、教頭先生、昔は若い先生方も地域に住んでおられましたけれども、今はほとんど地域に住んでももらえない。そういう先生という人がいなくなるということは、もう一抹の寂しさどころじゃないんですよ。よって、そういう意味で今、モデルというケースでひとつ対応してみたいというお答えをいただきました。

そこで、この地域において、どの地域でもそうでしょうが、特に小学校を核とした当校区の公民館活動、PTA、老人会、婦人会、村づくり委員会、農地・水、さらに消防等々の活動においては、どうしてもですね、私どもいつも行くんですけども、校長、教頭先生が御来賓としていつも顔を出していただく。そして、何か印刷物が必要であれば教頭さんがすぐ走ってですね、ちょっと何枚かコピーしてきもんでなど、こんな状況。こういう方もいらっしやらなくなるということですよ。

よって、この八野の方々がゼロになったときにこういう決断はせずに、地元のお一人の方のお子さんがPTA会長です。今の段階でこの判断をされたということでもあります。大変重いと思うんです。

副市長もさっき言っていただきましたが、どうかですね、教育長、市長、副市長だけでなくして、すべての関係の幹部の課長さん方、この思いをしっかりと受け止めておっていただきたい。次から次に出てきますよ、今の状況でいくと。だってそうでしょう、あの地域にもあの地域にも、住宅をぼんぼんぼん造っていきますか。

若い子供、私の子供の例を申し上げておきたいと思います。私は男の子が二人おりますが、二人とも、私は今潤ヶ野に住んでますけれども、街に家を造ってしまいました。ある日、「おやじ相談がある」と夫婦で来ましたので、何かच्छゅうと家を造りたいと。お父さんが議員をしているからできたら潤ヶ野地域に造りたいんだけど、子供のことを言うわけですよ、仕事のことを

言うわけですよ。駄目だとおやじとして言えませんでした。そして、1年後にはまた次男坊から言われました。私の家でもそういうことが起きているわけです。私も元々は八野の生まれであります。仕事上、潤ヶ野で商売をするために潤ヶ野に来ましたが、私の子供が潤ヶ野にとまらないうです。本当に残念でたまりませんけれども、これが流れかなと思います。市長、やはり私があえて市長に言うまでもありませんけれども、政治は、日の当たらない所に日を当てるとというのが原点だろうと思います。だからあなたは選挙に強かったと、こう思いますよ。だって、有明のべぶんこ村の村長さんから、市長2期当選でしょう。だから、特質なものを持っておられると思う。そのものをですね、モデルとして、ぜひとも八野地域で展開をしていただきたいというふうに思います。

生涯学習課長もおられますが、課長、非常に公民館活動が困ると思うんですよ。今はまだそう感じておられない。元々学校のなかった地域はですね、ある程度訓練ができています。しかし、学校に頼って頼ってきた地域は、柱がなくなるわけですから、そういう面もですね、十分に配慮をして、教育長、総務課長等とも御相談を申し上げながら地域のことを考えていただきたい。あと1年ありますからよ、23年の3月いっぱい八野小学校はしっかりと生きていくわけですから、その間いろんな先進地の事例等を調べて、地域のために知恵を出していただきたいというふうに御要望をしておきたいと思います。

さて、次でございますが、市長、あのですね、この地域は、先ほどおっしゃったように、私も冒頭に申し上げましたが、文教厚生委員会でこの陳情の慎重審議があります。そして最終本会議、今月の29日に答えが出るはずであります。それを見らずに質問するのは申し訳ないということ。冒頭に申し上げましたけれども、地域においては90%を超す方々の真（しん）から血のこもった署名が90%以上、あと残った方はどうなのかなと聞いてみますと、入院しておられたり、よそに行っておられたり、そういう方なんだそうあります。そして、校長、教頭も署名はしていません。こういうことで90%を超しているのかなというふうに思います。

よって、公民館長の主導の下で、校区公民館の役員以外にですね、二つ委員会を立ち上げておられます。それは、閉校委員会、かたや八野再生委員会ということなんだそうです。歴代の公民館長経験者がその頭に就かれて、校区で、よし何とかこれではくたばらんぞという思いで立ち上げておられますが、この委員会に対してですよ、行政として支援が必要だろうと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話申し上げましたように、本当に校区の方々の苦渋の決断により、このような結論を出されたということにつきましては、有り難く、重く受け止めているところでございます。

そのようなことで、今後この地域の活性化を維持するために、あるいは更に活性化を図るためには、学校の跡地の利用というものが大きなポイントになるというふうには十分承知しているところでございます。

そのようなことで、地域の方々が改めて学校跡地利用のための再生委員会というものについて

取り組みをされるということになるとなれば、私どもとしましてもこの委員会と共々一緒になって、跡地利用についてさまざまな模索を重ねていくための措置は十分講じてまいりたいと考えます。

**○21番（鬼塚弘文君）** はい、分かりました。

それですよ、どうしても自分の目で確認しないと、その思いは私は分からないと思うんです、地域の方々が。役所の担当が「どっか薩摩郡によか所があつて、そこを見いけ行たつみろかい」と、それで地域の方に説明しても、それは分からない。やはり、そこらあたりの手当てでもですね、ぜひとも、県内の学校の跡地等々においては坪田教育長が知らない所はないはずですから、そういう所をぜひですね、地域の方々にも見せていただきたい。

そして、私は今朝の今朝確認しましたけれども、八野の、今上におられますけれども、「役所ばっかい銭ぬ出せ、何をせえと言うんじゃ駄目ですよ」と、地域の方もあるものは出していただきたいと、知恵も出していただきたいということをお願いしました。そうしたところ、「おいどんも考げちょらい」と、「役所ばっかい頼まんど」と、それが本当の自立であろうと思います。

市長、問題は時期ですよ。もう6月、次の議会は9月ですよ。よって、もう今年末、年度末あたりに研修したって何にもならない。できたら早い時期にですね、1か所でも2か所でも研修をさせてみてくださいよ。これを10月だの12月だの、役所はよくあるじゃないですか。ずれずれ、明けて1月か2月、下手すると3月ごろ研修に行く団体があるじゃないですか。そういうことでは私は効果は出ないと思います。その時期的にはどうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 私の方でお答えいたします。

今、御指摘がありましたことと関連するかと思いますが、今まで学校において教頭先生を中心として、いろいろな施設・設備を学校教育活動に支障のない範囲において、活用しておられたんじゃないかと思いますが、今後もまた、そういう手立ては十分できると思いますので、何か委員会等を開かれる場合に印刷とか、あるいは机、いす等々を必要とされる場合は私どもが、もし教育委員会の手を離れるということになりましても、そのことにつきましては関係部局にちゃんと伝えて、生涯学習講座等も希望があれば開けるように手当てをしたいと、このように考えております。

それから、今御指摘のこと、確におっしゃるとおりでございます。今、10月じゃあ、1月じゃあというところで研修などをしていただいても、あまり効果はないということでありますので、後ほどこの農繁期が終わって、あるいはまた口てい疫の問題もありますので、そういうところが沈静化した暁にはできるだけ早い時期に、市長部局にも相談いたしまして研修先を決めて、二、三か所でもぜひ見ていただきたいと、このように考えております。

[鬼塚弘文君「閉校を決めちゃったの」と呼ぶ]

[坪田勝秀君「いえいえ、まだ決まってませんよ」と呼ぶ]

**○21番（鬼塚弘文君）** ぜひともですね、今議会でそれなりの方向性が出てきた暁の話ですからね、ない方がいいわけですがけれども、そういうことでひとつ考えていただきたいと思います。

さて、農村地域の小規模校はどこもそうだろうと私は思うんですよ。ここの関係を聞いてみますとですね、PTA会員が月当たり1,000円。PTA会費が1,000円、これを12か月分、1万2,000円のPTA会費。そして、準会員として校区の方々が、70歳以下の子供さんも孫もだれもいない方々までが月々、年に1,000円ですか、お支払いをしておられます。

そしてですね、70歳以上、それでも、いや八野小学校の子供たちのために金を出そうということで数名の方が出しておられるみたいですね。こういうふうにして八野の子供たちをみんな守ってきました。今後もこの子供たちはしっかりと施設の中で、環境の中で教育を受ける権利があるわけですから、そういうことで、この八野の学校のPTA新聞、こういうものもお年寄りまで1軒1軒くまなく配っておられるようであります。「それが楽しみやがよ」というお年寄りもいっぱいおられます。そういう一抹の寂しさがありますので、何とかですね、そこらあたりの対応もしっかりと考えていただきたいというふうに思うことでもあります。

さて、最後になりますけど、教育長、これもあなたの方が詳しいと思いますが、八野小学校の周りに桜が植えてあります。その後ろに民間の方の杉林があるんですよ。そして、最近大きな杉山が伐採をされて、かなり明るくなりましたけれども、学校の校庭を杉林がもう囲ってるんですね。そして、例の杉の花粉等々で、校長先生も今年来られましたが、聞いてみると、できたらなあど、市の方であの杉を二、三列、校庭の周りを刈ってもらおうと有り難いんだけどなという話をしておられますけれども、地域の方に相談してみますと、もし行政がそういうことで明るくしてあげようと言うのであれば、地域の役員の方が、地権者は分かっているから、元役場のOBの方もおられますので、そういう所に相談に行ってみたいと。明るい環境で、杉の花粉の心配も少ない所で教育を受けさせたいという思いがありますが、いかがですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、もしそういうことをですね、地元の方々が献身的に、そしてまたボランティア精神をもってやっていただけるということであれば、私どもとしてはもう大賛成でありますし、教育委員会が直接その環境整備で立ち入るのかどうか、それとも他の部局が入るのかどうか、ちょっとまだ分かりませんが、していただけるのであれば、私どもも側面から協力し、ぜひお願いしたいという気持ちでございます。

**○21番（鬼塚弘文君）** ぜひともですね、そういう環境の中でしっかりと教育を受けていただきたいという思いがあるようでもありますので、お願いをしておきたいと思います。

八野の件については以上のようなことでございます。

二つ目に、市立中学校の小規模校の正規教職員の配置の実態はどうなっているかということでもあります。と申しますのは、私が聞いているところ、特に小規模校には教員の免許は持っているけど、それぞれ専門の教科の資格を持っていない先生の配置があるということも聞いておりますが、そこらあたりの実態はどうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

市立中学校の小規模校の正規教員の配置の実態についてということでございますが、小・中学



校の教員配置ということにつきましては、県において各学校の学級数によって配置基準が定められておりまして、中学校におきましては学校全体で2学級には5人、3学級には7人、4学級には8人、5学級には9人、6学級には10人、7学級には12人と、こういうふうに順次増えていくわけでございます。本市中学校の小規模校の実態であります、松山中学校は、4学級ではありますけれども、昨年度と比べて学級数が急に減少いたしましたために、その措置として今年度限り10人。田之浦中学校は4学級8人、出水中学校は4学級8人、伊崎田中学校は3学級8人となっているところでございます。

御案内のとおり中学校は、教科数が国語、社会、数学、理科、音楽、美術、技術、家庭、保健体育、外国語の10の教科がありまして、先ほど申し上げましたように配置基準により、松山、田之浦、出水、伊崎田のそれぞれの中学校には、すべての教科で正規の教員が配置されておられません。それが実情でございます。

小学校というところは、御案内のとおり免許証があれば、そういう人はすべての教科を授業するわけですね、小学校の先生は。しかし、中学校は教科担任制でありますので、それぞれの教科の免許証を所有していなければ授業ができないというのが原則であります。そこで、小規模校では配置された教員が臨時免許状を取得したり、あるいは免許教科外教科担任許可の申請をしたり、あるいは近隣の中学校との連携による教員の兼務の申請、あるいは非常勤講師を配置等により対応しているのが実情でございます。

高等学校の場合もそういうことがあるわけございまして、私もかつて正規教員のいない高等学校の校長をした経験がございますが、やはりそういうすべての教科で免許状を所有した教員が配置されるためにも適正な規模、少なくとも学年2学級以上が必要となるわけでございます。県教育委員会におきましても免許外教員の解消に努めておりますけれども、本市におきましても、今後とも臨時的任用教員の研修会、あるいは研究授業の機会などを通して、免許教科外教員の指導力を高めて生徒の学力向上に努めてまいりたいと、こういうことでございます。

以上でございます。

**〇21番（鬼塚弘文君）** 今、説明がありましたけれども、そういう弊害があるわけですね。地域で言ってますがよ、「こまんか学校な、免許を持たん先生が来ちよいやっど」と。やはりですよ、こういう格差ですね。県がすることでありましようけれども、何とかですね、こういう壁を取っ払っていかないと、本当に日の当たるお子さんと、そうでない子供さんが地域においては起きてしまうと。この無念さですよ。だから、そういうところもぜひともですね、本腰を上げて対応をしていただきたいなというふうに要望しておきたいと思えます。

次に、道路行政について伺ってみたいと思えます。

県道3号線、日南志布志線の局部改良の進ちょく状況について問うということで、以前私はこの関係で、この3号線は今、志布志小学校から潤ヶ野を抜けて八野に行って、串間まで行く道路ですね。ところが、部分的には非常に立派になっているけれども、全然手の掛かっている所があるということです。

いわゆる先ほど議論しました八野小学校の問題も、私は因果関係としてこれもあると思うんです。「県道も扱ってくれんがね、そんなまやらよ」と、「だから若い人が住むもんか」と、こういうことだろうと思うんです。だから、旧志布志町時代からずっとこのことは議論しましたけれども、相手のあることで土地買収がうまくいかなかったり、いろいろしてきたわけですね。そして、副市長の方でも先ほど申された、当地域には畜産基地もあります。今はその畜産基地に、家畜用の飼料運搬車がどこを通るか。森山から入ってるんですよ。危なくてしょうがない。よって、福島渡周辺、出水中学校の周り、そのままです。何が原因なのか。

今、側溝の布設替えの工事をしておりますね。今朝もその関係の方と話をしましたけれども、「県はなあ、要望をすつ所しかせんち。もう昔のごちゃじゃねげなど」と、若い人が私に、その工員の方がお話をされました。「だれが言うたかよ」、「県の担当の職員が言わっど」と、「じゃあこの3号線な地域から要望がないのか」と言いたくなるわけですよ。なぜ、あの局部にメスが入らないのか。一向に話も出てこない。今、トラフの布設替えをしていただいていることに対して嫌だと私は言いません。優先順位からみると、そのことよりもあの狭いあそこだろうと思うんですが、なぜ進まないのか、その現況をひとつ説明してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県道3号日南志布志線につきましては、志布志港を起点に潤ヶ野、八野校区を経て、串間、日南市を結ぶ主要幹線道路であります。

地域住民の方々にとりましては、生活道路や農林畜産業をはじめとし、産業振興の基盤として大切な道路であるということでもあります。

しかし、市内約14kmのうち改良済み区間が約5km、改良率37%に満たない現状であります。私もこの路線を通るたびに整備の必要性を実感しているところであります。

改良につきましては、八野校区や潤ヶ野校区から早期工事着工の陳情がなされておりますが、厳しい財政状況の下、なかなか整備率が上がらない状況です。

志布志地区東部の道路整備につきましては、現在、県において今別府串間線の立花迫工区、市では同地区への道路網強化として、市道弓場ヶ尾佐野原線を国庫補助事業で整備促進しております。

御質問の局部改良の進ちょく状況ということでございますが、平成21年度は今お話にありましたように旧J A支所前の側溝新設、それと局部除去を実施したところでございます。また、出水中学校下の区間につきましては、関係地権者の協力も了解していただき、突角除去など具体的な要望も展開しているところであります。福島渡の区間につきましては、地形など考慮して効果的な線形を県と協議し、地元関係者の協力をまとめて要望していきたいと考えております。

市の取り組みとしましては、平成21年10月には、平成22年度県単道路整備事業要望において福島渡、八郎ヶ野工区の局部改良について要望を行っております。また、平成21年11月に曾於地区土木協会主催の土木事業に関する要望説明会にて、県土木部次長ほか県庁関係課長へ早期事業採択を直接要望したところであります。今後も地元の要望を少しでもくんでいただきますよう、各

関係機関へ働き掛け、局部改良実施並びに道路改良事業採択へ向けて鋭意努力してまいります。

**○21番（鬼塚弘文君）** 努力はしておられるということですが、ちょうど狭い所はですよ、地元の小学校の教頭先生は、たまには朝、子供たちが事故をしてはいけないということで立ってますよ、あの狭い部所にですよ。

教育長、あなたは教育長ですが、地元の出水中、八野小学校、潤ヶ野小学校の学校関係者からも危ないという意見を聞いておられるはずですが、あなたはどうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

出水中学校区内の道路事情につきまして、登下校の指導の際に極めて危険な箇所があるということを経長は常々会議があるたびに私にも申しております。私自身もまた、運動会とかあるいは学校訪問等で当地を訪問いたしました時に、登下校の安全確保はやはりこの校区内の大変大事な課題の一つであろうというふうに認識しております。

近くに先ほどありましたように大型畜産基地もあるわけですし、また串間市へつながる基幹道路でもありますことから、今後は、交通量は増えることはあっても減ることはないのではないかと、かように考えますので、教育委員会の立場からといたしましても、早期整備が図られることは極めて望ましいことだと考えております。

以上であります。

**○21番（鬼塚弘文君）** ぜひともですね、教育行政の方からもしりをたたいてみてくださいよ。でないと、そらあっちもだ、こっちもだ、いっぱいあるわけですから。よく言うじゃないですか、道路行政は人が事故をして、大けがをせんしないと。それじゃ困るでしょ。これほど問題提起をしているわけですから、何とかですね、対応していただきたいと、そう思っております。

この3号線もですね、かなりの交通量ですよ。今、口てい疫の消毒ポイントが八郎ヶ野地域にもあります。柳井谷地域でもありますが、その交通量、畜産課長、分かったら参考に教えてください。

**○畜産課長（中崎章文君）** お答えをいたします。

八郎ヶ野のポイントで消毒をいたしておりますが、このポイントにつきましては、串間から志布志方向のみの通行台数、平均145台となっております。したがって、志布志から串間方向に抜ける台数を加味しますとおおむね300台程度じゃないかというふうに受け止めております。

[鬼塚弘文君「今別府串間線は」と呼ぶ]

**○畜産課長（中崎章文君）** 今別府串間線の柳井谷につきましては、一日63台の平均台数です。したがって、串間、志布志両方向の台数見込みは百二、三十台程度というふうに見込んでおります。

**○21番（鬼塚弘文君）** これは課長、時間は何時から何時までの話ですか。

**○畜産課長（中崎章文君）** 大変失礼しました。

現在消毒ポイントの運用時間は、朝8時から夕方5時で運用しております。その時間帯に限っての台数ということでございます。

**○21番（鬼塚弘文君）** どうもすみません、急ぎよ。

市長、300台、八郎ヶ野を行ったり来たりすつとが300ですよ。そして、8時前はどうか、夕方の5時以降もかなりの車ですよ。それが、その道路が全然進まんわけですからね。串間市の話、今朝も聞きましたけれども、串間も市長選がありますね。「どしてんここん道路をば、志布志のやっどんと一緒にしてどうかしてくれ」と。八郎ヶ野に来て、森山に行って都城方面に行く方がたくさんいるわけですよ。経済活動、例えば芋を作ったり、生産物の出荷に行かれたり、そういう状況でかなりの台数です。ここが放置してあるわけですからね。だから、真剣にですね、このことを考えていただきたい。

それで、これは提案ですけれども、潤ヶ野地域は、この3号線においては特に、特に進んでない所が、福島渡のあの付近と中学校の下。それから、片野の小岩屋モータースからずつと行って倉園、八郎ヶ野に行くわけですけれども、あそこから八野に行く農免道路ですよ。あの広大な農地に畑かんが来ている。畜産基地は張り付いている。その中にしっかりと農免道路がありますが、あれを県道に格上げをして、八郎ヶ野のあの線につなぐという方法が一番金がかからないし、手っ取り早いじゃないかという専門家の意見があるんです。

このことで地域住民の方々もあの広大な農地を生かしたいと、「やっぱい道路がよくなけりゃ学校ずいねごっないがね」ということですから、そこら辺りを市長、地元の方々、地元の県会議員の先生、ひっくるめてですね、県の土木事務所あたりとしっかりと語りをしてみたいという気持ちはございませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話になられた路線につきましては、私自身も八野に行くときに通るところでございます。

ということで、従来の県道についてはかなり利用率がまた低いのではなかろうかなというふうには考えているところでございます。そしてまた、この畑地帯を通る路線につきましては、道路がまっすぐになっておりますので、この路線を改良するという事になれば利用率は高くなるのではないかなというふうには考えられます。

しかしながら、ここは基盤整備事業でなされた道路であるということでもあります。そしてまた、現段階では県の道路につきましても、市道の方に委譲というような流れの中でのお話でございますので、そのことにつきましては、十分関係機関と調整をとりながら話はさせていただきたいというふうに思うところでございます。

**○21番（鬼塚弘文君）** ぜひともですね、そういう法的な問題もあろうと思いますので、上々と十分協議を重ねていただいでですね。とにかく私はスピードだと思っておりますよ。金があればすぐできるんでしょうけれども、そう金がやたらにあるわけでないからよく分かりますけれども、私が言わんとしているのは、人がけがをしてからやるのかということですよ。それじゃ困ると。よって、宮崎県ではあんなに高速道路みたいにできてですよ、志布志市は何もしてないわけだから。おかしいでしょう。「だから学校も閉まっとよ」と、みんな言うじゃないですか。

よってですよ、若い時から志布志町の議会にいてですね、もう本当に責任の重さをこれほど感づいていることはないんです。何とかですね、皆さんに明るいニュースをひとつ出していただきたい、そう思っております。

以前申し上げましたが、県の土木事務所の所長が現地に見えて語った話ですよ、「志布志の道路つくいはおかしい、背骨はつくらじわきっ腹からつくっちょい」と。だから、まずは背骨をびしっと入れて、それからやらにゃいかんと。いわゆる地域住民の声がそこに反映をしてくるわけですね。だから、そういう面で、できた所はいいけども、地域からそういうアクションを起こすのが非常に下手な地域はそのままうちよかるいわけですがね。ぜひともですね、どの道がいいか私は分かりません。できたら早い時期に答えを出していただくようなですね、地元の方とひざを交えて語ってみるとかですよ、何かやっていただきたい。あの道路が終わるまで10年も20年もかかっですよ。志布志の田舎には人はおらんごっなっですよ。

どうかですね、そこらあたりを真剣に考えていただきたいなということで、御要望を申し上げておきます。

二つ目の集落道路森山地区、ここからも改良の要望が提出されております。途中までできて、その区間だけが軽トラックも通らない、介護の送迎用の車も来ない、周りには密集をしている、家が。その地域から要望書が出されてますよね。

これは、公民館長を代表として小学校のPTA会長、そして地権者代表ということでこう書いてありますよ。子供の通学、路線安全確保。二つ目に福祉バスの運行ができない。3番目に軽トラックの離合もできない。早急に改良していただきたい。旧志布志町時代をお願いしたけれどもできなかった、よって合併効果として何とか期待したいと。関係者の土地は無償で提供します。ただでやりますよと、7名の地権者の署名が入ってますね。

これに対して、これが提出されたのが4月12日、4月の12日ですよ、どうですか。お答えをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御質問の森山地区集落道につきましては、平成22年4月12日に森山校区公民館から集落内生活道路の早期改良についての要望書で御要望いただいたところでございます。

本地区では、今回要望いただきました路線のほかにこの路線に隣接する集落道におきましても、平成19年度の志布志市集落道等整備事業において申請があり、現地調査及び事業実施検討会を実施したところであります。

その際、地元の方々には当時耕地課で進めておりました中山間事業での対応を検討したいとの回答をしていたところですが、残念ながら本地区については事業地区に取り組むことができなかったところでございます。

このことにつきましては、地元にもお伝えしていたところでございますが、市としましても集落道等整備事業で対応できればと考え、地元の方々とも調整しながら、再度平成21年度の志布志市集落道等整備事業で申請をいただいたところであります。

このことを受け、現在測量を終えて計画図面を作成中でありまして、近日中にはこの図面が完成しますので、地元の方々に見ていただきながら、用地の協力など同意がいただけるようでありましたら事業を実施してまいりたいと考えております。

以上のことから、今回整備の要望を受けた集落内道路については、先ほど申しましたように路線について計画中でございまして、まずこの路線の整備を優先的にやりたいと。そして、新たに要望をいただいた路線につきましては、集落道等整備事業に該当する路線として取り扱いをしてまいりたいと考えております。

集落道等整備事業につきましては、事業申請書に事業実施同意書、用地などの無償提供同意書を添えて申請していただくことになっておりますが、今回は既に要望書をいただいておりますので、これに用地の無償提供同意書を提出していただくようお願いしまして、近日中に自治会あてに発送を予定しております志布志市集落道等整備事業申請書で申請していただくと思われまほかの集落道と併せまして、現地調査、事業実施検討など、集落道等整備事業の一連の段階を踏まえ、実施の有無について地元の方々にお知らせしたいと考えております。

私も現地は確認しておりまして、整備の必要性につきましては十分認識しておりますので、地元の方々と協議を重ねながら、また条件の整備を図りながら、整備が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

**○21番（鬼塚弘文君）** ぜひともですね、そういうふうに進めていただきたい。

旧志布志町時代から再三お願いしたけどもできなかったと。今回は自分なりに文章を作られて、印かんを一人ずつもろっせえですよ、無償でやいもんでしてくださいと。こういうやつですから、今市長の答弁のとおりで、ひとつ課長、進めてくださいよ。

最後に、国際バルク戦略港湾についてという通告をしてございました。

先の議会でも同僚議員からよりこまめな質問のやり取りがあったわけではありますが、今回の議会だよりもしっかりと載っておるようであります。

このいわゆるハブ港、この思いをですよ、市長、どういうことなのか。もともとどっから始まってきたのか、そのプロセス、経緯をちょっと説明をしてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在志布志港につきましては、中核国際港湾として、新若浜港の開港とともに新たな展開が始まろうとしております。

このような流れの中ではございますが、今回民主党政権が誕生いたしまして、国の方で新たに選択と集中という形で公共事業についての方針が示されたところでございます。その中で、港湾整備事業につきましても、従来の重点港湾から今後重点港に指定をし直すということで、この地方港の整備につきましても選択と集中で、国内40港ほどの重点港に整備をするということで、この重点港の整備を、指定を受けた港のみ新たな整備の事業が始まるというような方向性がされたところでございます。

そして、もう一方、国際バルク戦略港ということで、今回私どもは県とともにこの指定を受け

ようとするところでございますが、国内で新たに2014年にパナマ運河が拡張工事が完了するという事で、国際港湾の業界が一変するというふうに言われております。2014年にパナマ運河が新たに開港しますと、従来、5万t級の船が往来していた運河が今後10万t級の船が往来できる運河となるということで、日本に到来する穀物が現在はアメリカ西海岸から、あるいはニューオーリンズから5万t級の船という形で到来しているところでございますが、今後はこの新たなパナマ運河を通りまして、ニューオーリンズに穀物が集荷され、そこから10万t級の船で日本に到来する海運業界になるというふうに言われております。

そのような将来的な港湾の変化に合わせて、日本の国内でもこの飼料を受け入れる港を整備しなければならないということで、国の方でこの穀物につきましては、国内で2港ないしは3港、まだその数についてははっきりしないところでございますが、そのような対応できる港を整備するという方向性が打ち出されたところでございます。

それに伴いまして、今年6月にその要項等について発表があったところでございます。その要項に基づき、年内中にその港の指定が受けられるというような方向性になっておりますので、志布志市としましては志布志港湾の利用の関係者の皆様方とともに、このことについて十分説明を重ねながら、県に志布志港について国際バルク戦略港に指定されるよう要望を重ね、共に行動をするということをお願いしているところでございます。

現段階ではこの港につきましては、国内で7港ほど候補地として手が挙がっているというようなことでございますので、条件的にはかなり厳しいものになるかというふうに思いますが、積極的にこのことにつきましては、誘致の活動を努めてまいりたいと考えております。

**○21番（鬼塚弘文君）** はい、よく分かりました。

市長の先の3月の所信表明でも詳しく示されております。そして今回の施政方針にもしっかりと出してありますが、ただですね、思うんですけれども、冒頭に申し上げましたが、この地域は口てい疫の関係で非常に今暗いです。本当、畜産農家はなお大変、そして商売人、トラック協会、ありとあらゆる各階層の方がもう本当困ったもんだと、何とか早く終息してくれと、神にも祈るような思いでいつもテレビを見たりしておられますが、今回出たこの関係は、志布志市が中心となってやるわけじゃないんですよね。よって、何とかですね、こういう明るいニュースをしっかりとつかんでいただきたい。伊藤知事とマンツーマンでやれる仕事なんでしょう。七つ指定に手を挙げておる港があるということでありましたけれども、ぜひともですね、勝ち取って、さすがだねと。都城の市長も言いますがね。私は前も言いましたが、どこでも合併を市町村ができるのであれば、都城はぜひ志布志、港のある志布志と合併したいということをいつも言っておられました。鹿屋市長もそういうことですよ。

よって、光の部分と暗い部分がありますけれども、こういう時にこそ、こういう大きなテーマをしっかりとつかんでいただきたい。その可能性、先ほどはちょっと触れられましたが、どうですか。市長の今の思いですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この構想が発表された当初には、志布志港というものは極めてこの国際バルク戦略港に指定を受けられる可能性は高いというふうに信じていたところでございます。実際、この飼料取り扱いにつきましては、国内では鹿島港に次いで2位の地位を占めておりますので、そしてまた、日本の食料基地としまして、鹿児島、宮崎というものは肉の生産につきましては、牛、豚、ブロイラー、そしてレイヤーと、2県でともに全国1、2位の地位を占めている地域でございまして、まさしく日本の食料供給基地というところではなかろうかというふうに自負しているところでございます。

そのようなことで、この指定の獲得につきましては、かなり高いというふうに考えていたところでございますが、残念ながら現在口てい疫が発生しておりまして、宮崎県の畜産が川南、都農を中心に壊滅的状況になっております。ということで、現在宮崎県の穀物の飼料が、25%ほど、4分の1ほど減っているというふうにも言われております。

そのようなことで、現況については極めて憂うべき状況であるんじゃないかなと。そしてまた、この状況を国がどういったふうに勘案するかということについても懸念するところでございます。

しかしながら、この口てい疫が終息しましたならば、宮崎県は再び畜産王国として一丸となって再構築を目指していくというふうに私は信じているところでございます。期間はかかるとはいえ、現在の生産量というものが再び確保されるのではなかろうかというふうに思うところでございます。

そのようなことから、現在のこの飼料の消費量についても、従前と変わらない形で、そして更に国内ではウエイトが高くなるというような形で志布志港の活用が進むというようなふうに信じているところでございます。

そのようなことも併せもって、国に対しましては、当地の状況についてお話を申し上げながら要望活動を重ねてまいりたいと思います。

**〇21番（鬼塚弘文君）** ぜひともひとつ頑張っていたきたいと。国としてもかなり重要政策として、この宮崎の口てい疫、このことの終息に命がけではまっておるわけでありまして、なおさらですね、その地域にこういう大きな戦略構想を持って来て地域の皆さん方にお返しをするというひとつの考え方もそこには発生するんじゃないかなと、素人でありながら思うことであります。よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

これが、通告にも書いておりましたけれども、地域に対しての経済効果、影響が果たしてどのくらいあるのかということで、所信表明でしたか、出しておられましたね。年間100億、そういう話があったようでありますけれども、これもまったく想定の中での議論であります。地域に対して経済効果、影響といったようなものはどういうことを想定されるか、それまでひとつお聞かせをいただきたいと思います。

**〇市長（本田修一君）** お答えいたします。

国際バルク戦略港湾選定に伴う地域経済への影響でございまして、この政策は先ほども申し上げましたとおり、輸送対象船舶の大型化に伴う対象物資の安価かつ安定的な輸送の実現というこ



とになります。

具体的に申し上げますと、国が定めたバルク貨物の品目、穀物、石炭、鉄鉱石のうち、志布志港の対象品目はとうもろこしでございますので、現在志布志港で輸入されたとうもろこしを使用しまして配合飼料を製造しまして、このものでもって南九州地域の畜産農家へ供給がされているということでございます。

今回、国際バルク戦略港湾に指定されますと、スーパーパナマックス船、大型船で大量のとうもろこしが一括輸入されるということになりまして、そのことに伴いまして、当然安価での輸入が実現されることになりまして、最終的には飼料を購入する南九州地域の畜産農家の経費節減につながっていくというふうになるかと思います。この節減に伴いまして、更に南九州地域の畜産地帯の維持、そしてまた、更なる拡充が進むのではないかなというふうに思います。

そして、大型船によりまして、大量一括輸送については国内の他の港と、あるいは各企業間の連携が必要になっていくということになるかというふうに思います。

そのようなことで、志布志港が国際バルク戦略港湾に指定されますと、ファーストポート、第1番目の輸入港となると。そして、この第1番目の港から2番目の港、3番目の港へ内航船輸送になるということで、一時保管や内航船配船の業務の増加に伴う雇用の拡大にもつながってくるというふうに考えられます。そしてまた、企業の取り組みによりましては、他地域とのサイロの統合というものも考えられるということでございます。

そして、この港の選定をされますと、当然船が大型化されるということでございますので、港の再整備が必要になるということでございます。このことは先ほどもお話しましたように、民主党政権におかれましては、不要な公共事業は行わないという中で新たな公共事業がきちり確保できるということになりまして、この事業に伴いまして、雇用の拡大も期待できるということでございます。およそこの港湾整備につきましては、500億円ほどかかるのではないかなというふうに言われております。

そして、当然この港が国際バルク戦略港に指定されますと、この港の利活用を更に高めなければならないということで、この港に至る高速道路の整備についても、きちり促進がされるというふうなふうに考えております。東九州自動車道、都城志布志道路についても、予定どおりの事業の進捗がよくが図られるというふうに期待するところでございます。

**○21番（鬼塚弘文君）** ひとつ頑張っていたきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

**○議長（上村 環君）** 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

**○3番（西江園 明君）** 6月を迎えまして、本田市が3月の骨格予算から今回の本予算で、本格的に2期目のスタートをすることになります。

過去4年間の市政運営の在り方や、選挙運動の中で感じたことを、そして過去4年間の間に一般質問を何回か行いました。それを含め、本田市長の考え方を質問してまいりたいと思いますの

で、明快な答弁を期待いたします。

先ほど鬼塚議員の方からもありましたけど、口でい疫発生という大災害で職員の皆さんは、通常勤務のかたわら、日夜御苦勞されていることについては、感謝申し上げます。せっかく収まりかけたと思いながら、先般拡大し、残念であります。今の見込みでは当分続くのではないかと見込まれておりますので、体調に気をつけて、市民の先頭に立って、そして負託にこたえていただければと思います。

では、通告に従いまして、質問をしてみたいです。

まず、公園の管理について伺います。

志布志港の後背地に新しく、新若浜地区であります。念願でありました緑地公園が名目上は多目的広場として、大きなグラウンドが整備されました。サッカーの盛んな我が志布志市には、大きな経済効果が期待されます。

また、最近小学生向けに多くコートを取るために、一部何か変更もあったというふうにも聞いておりますが、今後この管理はどうなっているのか、まず聞きたいと思っております。

県も、造るのはいいが、管理が当初からネックになっており、市民にアンケート調査までありました。今のさんふらわあ岸壁の前にあります立派なグラウンドも雑草が生い茂り、とてもじゃないが使用できる状況ではありません。県も管理できない状況なんです。

そこで、今回の補正予算で、しおかぜ公園管理業務事業として計上されているようです。教育委員会の所管ですので、私が所属している委員会に付託されますから、そこで詳しいことは聞くことにして、大まかなことについて聞いてまいりますが、まずこの予算の、提案されました予算の財源を見ますと、全部、ほとんどが一般財源ですが、県からの拠出金は全然無いんですか。

それと、市で管理するようになった経緯を伺います。

**○市長（本田修一君）** 西江園議員の御質問にお答えいたします。

しおかぜ公園の管理についてでございますが、志布志港新若浜地区の緑地については、旧志布志町時代の平成17年9月1日に志布志運動公園施設促進協議会から志布志運動公園の整備に関する陳情書が町へ提出され、その陳情を受けて県知事へ新若浜緑地2の整備に関する要望書を志布志町長名で提出し、運動公園と一体化した芝生広場等の整備をお願いしております。

その後、18年2月に鹿児島県から要望に対する照会があり、その中でサッカーコート3面の確保と芝生広場の管理について、市でも検討すると回答をしております。県側としては、志布志市の要望にこたえる形で、単なる緩衝緑地の整備からスポーツもできる多目的広場の整備へ見直しをしていただいたところであります。

そして、みなと振興交付金事業で整備をする方針とし、申請手続きに必要な緑地利活用検討ワークショップや緑地整備検討委員会を開催し、公民館やNPO、PTA等さまざまな団体の方々から意見をお聞きしております。その当時の資料を見ますと、「管理主体については今後協議するが、主な利用場所については、市管理を基本とする」とまとめられております。

したがって、みなと振興交付金事業では、市が管理することを条件に申請がなされてお

ますことも市が維持管理を引き受ける大きな要因となっています。

そのような経緯の中で、平成20年4月1日にみなと振興交付金振興事業の認定を受け、庁内においても、平成20年7月2日にみなと振興交付金事業検討会を立ち上げ、整備実施についての協議を行ってまいりました。

整備については順調に進み、一部供用開始に伴う維持管理の方法について、県との協議を平成21年1月21日から始めております。

市からは、財源確保の理由等から市が管理条例を作って管理をしたいと提案をしましたが、緑地は県の港湾施設としての位置付けであり、切り離すことはできないとのことで、その提案はかなわなかったところであります。

現在では、志布志市まちづくり委員会からの意見等も受け、市が運動公園と一体的に管理することが住民にとって利用しやすいことや、現在の志布志港湾内の公園の管理状況を見たときに、市が管理をした方が適正な管理ができると判断しているところであります。したがって、委託契約という形で今は県と協議を行っているところです。

現在の課題としましては、光熱費や修繕費用の扱いなどがあり、細かな点について詰めている段階ではありますが、8月1日から一部供用開始する予定でありますので、それまでには委託契約を締結しなければならない状況であります。

委託契約が締結に至りますと、教育委員会の生涯学習課を所管といたしまして、利用の受け付け及び芝の管理等を行う予定であります。

**○3番（西江園 明君）** 8月1日にはもう供用開始になるという今の市長の答弁でありますけれども、これだけの大きな施設になりますと、かなりの人が集まると考えられます。それなりの施設の整備は当然、今後要望されて必要になってくると考えられます。

先日の議会、議案上程の時も質疑がありましたが、放送施設などのうんぬんということも出ました。とりあえず早急に整備の必要がある施設は、トイレと水道施設ではないかと思えます。今、市の、あります、温水プールの、港が隣にありますふれあい広場でさえ、トイレは体育館を入ると3か所もあります。今現在、志布志港の所は1か所、今工事中でありますけれども、ふれあい広場の方は電源も確保されております。この8月1日に供用開始されるこのしおかぜ公園は、今後、今述べましたようなトイレ、水道施設というのも市が整備しなければいけないんですか。まずその点をお尋ねします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

管理につきましては市の方ですということになりますが、管理の費用につきまして、光熱費、水道料につきましては、ただいま県の方と協議中でございます。

そして、この件につきましては、基本的には県の施設であるということでございますので、県の方で負担をお願いしたいというような形で要望を重ねているところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 市長、私が聞いているのは、光熱費、水道料ち言えばしれたこっですがね、ハード面の整備ですよ。結局、トイレを造るとうん千万単位の金がこれも出てくるわけで、

そういう整備も市でせんないかん。光熱費、水道料ち言えばもう月に何万の話ですので、そういうのも今後協議をしてということに理解する。

それとも、そういうハード面の整備は、管理団体である市がするというふうに理解していいんですか。どっちなんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

維持費につきましては、そのようなことをお願いするということですが、新たな施設の整備につきましては、このことは当然県の土地でございますので、県有地でございますので、県の方に施設整備についてはお願いするということになるかと思えます。

**○3番（西江園 明君）** 県がするという事ですので、安心をしました。ただ、トイレの整備等ちゅうのはすごく急がれると思えます。はたして県が先ほどの県道改良じゃないけれども、対応してくれるかというのは懸念を持っております。

これだけのハード面の整備が出てくる施設をいきなり全額市で管理するというのはですね、ハード面は、今、今後県の方でということをおっしゃいましたけども、芝の管理というのは、これかなりの費用が、負担が生じると思えますけども、今後、伺いますけど、港の安楽川沿い、西側の方に小高い丘を造成して、緑地を今後も整備していきますけども、その公園も市が管理するようになるんですか。その計画はどうなんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁漏れがございましたので、追加いたしたいと思えます。

トイレの整備につきましては、現在このしおかぜ公園の基本的な設計の中にトイレの設置が入っておりますので、現在建設中でございます。仮にこれが足りないということになった場合、新たな施設の造成をするということになれば、当然また県にお願いしながら、施設の整備については取り組んでいかなければならないということになるかと思えます。

そして、現在この県と協議中の内容につきましては、しおかぜ公園の部分でございまして、港の直接海に接している部分の緑地につきましては、県の管理となるところでございます。

**○3番（西江園 明君）** じゃあ安楽川の下流の方は県が管理していくということですね。

私が言いたいのは、先ほど市長もるる申し上げましたけど、旧志布志町時代は今の港の後背地に県が公園を整備して、管理も当初は県が行ってました。その後、やっぱり県もだんだん負担になってきまして、町で管理するようになりましてけど、その協議の中で県から年間に数百万円、1,000万円まではいかなかったと思えますけども、どういう形で来ていたか分かりませんが、助成とかうんぬんありまして、補助金があつて町で管理を行ってました。

その後、今度はその公園を無償譲渡という形になりまして、全面的に町で行うようになったと思っております。あれだけの広い土地を無償譲渡を受けましたので、市街地の1等地でしたので、公園としての規制はいろいろありましたけれども、可能な限り大きな施設を市街地の中に造ることができました。用地費なんて出てこないわけですから。

それに比べると今回の港の背後地の公園の場合は、いくら地元が要望したからといって、全額

市で行うのは、正しい姿なのかという疑問を感じます。県側とこの件についてですね、今市長も最初ありましたけど、何回ぐらいこんなやり取りをして、こうしたら県の財産、県の施設だからできませんというふうに、県の施設だからやりません、できませんと言いながら、一方じゃ管理は市でしてくださいというふうに最終的になっているわけですけど、この経緯は担当の方でも結構ですから、もうちょっと詳しくですね、市が管理せざるを得ないようになったというふうに私は理解しますが、その経緯をもう少し教えてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、平成17年9月1日に志布志運動公園施設促進協議会が、志布志運動公園の整備に関する陳情書を出された。そのことを受けまして、県に対しまして要望が志布志町長名で出されております。

その後、18年2月に県からこのことについて問い合わせがございまして、私どもとしましては先ほど議員の方のお話もありましたように、県の管理する公園については極めて管理状況が不備であるというふうに十分考えていたところでございます。仮にこの地が県の管理する土地になるとなれば、全面的に管理する土地となれば、いわゆる常日ごろから十分な手入れがされない管理の状況になるというふうに予測されたところでございます。

県自身もこの地にしましては、新若浜港の周辺緑地整備に関する事業ということでございまして、公園整備という観点は全然なかったところございまして、緑地の整備ということになれば土盛りをしまして、適当に植栽しまして、そして後は放置していくということで、極めてこの公園、新しい新若浜港ができるにはもったいない内容であるというふうに考えまして、この要望書に基づいて私どもも新たに地域の方々を交えまして、ワークショップを重ねまして、市民が利用できる、憩える公園の整備をお願いしたいということの要望を重ねながら、このような形になったところでございます。

そして、結果的にみなと振興交付金事業というものが活用できるということになりまして、このことに基づいて現在整備がされているところでございますが、この交付金事業から漏れるところにつきましては、県が従来からやっているような港周辺緑地の整備というような形でなされるということでございますので、当然そこは単なる緑地ということで公園的なものは、状況は出現されないというふうなふうに思うところでございます。

私どもとしましては、中核国際港湾志布志港の新若浜港が開港する、そしてまた折から私どもの地域ではサッカーフェスティバルが長年、市民の方々の手づくりによりまして、今や一大大会になっているというようなことも併せもってかんがみまして、ぜひとも将来的にこのサッカーフェスティバルを中心としてサッカーイベントの盛んな地域にしていきたいというふうな思いもございまして、この地に私どもの意向を入れた形でサッカー場が3面取れる多目的グラウンドの整備のみなと振興交付金事業となったところでございます。

そのような経緯から県としましては、市でこのことについては事業完了後は管理をお願いしたいというふうなことで来たところでございます。

実際、今回この芝生の管理、公園の管理につきましては、今回予算を計上するところでございますが、10.4haにつきまして800万円、1年間にしますと1,000万円くらいかかるかというふうに思います。

しかし、今ほど議員の方からお話がありました大浜緑地公園につきまして、面積で13.4ha、ざっとこの地につきましても1,000万円程度、公園維持の管理がかかっております。

そのような意味合いから、今回も市民が憩える、そしてまた市のスポーツ振興のためのグラウンドの維持管理ということになるとなれば、やむを得ない予算の措置になるのではないかというふうに考えるところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 市長は、やむを得ないというふうに理解を。では市長にちょっと聞きますけど、そういう担当の方でこの公園の管理についてはいろいろ県と協議をしてきたと思えます。この報告を、その担当の方から市長は報告を受けて、それについてどう感じたのか。「よお、全然県は出さんのか」、市長自ら県に乗り込んで行って交渉しようという気持ちにはならなかったか。

あるいは、役所という所はですよ、交渉次第なんです。市長が県庁まで乗り込んで行って交渉をすれば、県の方もせつかく市長が見えたんだから、手ぶらで戻らすわけにはいかんが、額は別としてですね、何らかの融通は利かしたと思うんですが、この協議というのは出先機関とずっと協議をしてきたんですか。このことについて、市長が県の方と、本課の方と協議したかということと、このここままでにたつ経緯というのは、出先事務所との協議だったのですか。そこをちょっとお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この事業につきましては、みなと振興交付金の活用ということで、私自身も県の方、そしてまた国の方に相談をしながら進めてきた事業でございます。

そしてまた、当然その細部については担当の方が、また県の担当レベルと交渉を重ねてきているところでございますが、この公園の維持管理につきましては、当初県の方もこの何倍もの形の維持管理というような予算を考えた事業計画を示してきたところでございます。

しかしながら私どもとしましては、そのような内容についてはとても市として維持管理できないということで、再三再四にわたってこの訂正を求め、現在御提案申し上げているような内容のレベルに落ち着いてきているところでございます。

私自身もこれは、県有地、県の土地でございますので、県が当然管理・維持すべき土地であるというふうには認識するところではございますが、県が仮にするとすると公園というような形の維持管理ということではなく、志布志港、新若浜港の周辺緑地の整備の土地というような管理になろうかというふうに考えるところでございます。

そのようなことから、極めてその土地の管理につきましては、いわゆる、極端に言えば野放しみたいな形になるというふうに予測されるところでありましたので、それでは本当にもったいないということで、市としてこのような措置を取らせていただいたところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 担当の方がどこと協議したかはですね、答弁にありませんでしたけれども、私は県が管理する、先ほども言いましたようにさんふらわあの前の岸壁の所なんかもう県に任しておけば使いがならんような整備になるから、市が管理するということには賛成なんですよ。やっぱり常に使うところが管理すべきだなというのは私も思います。ただ、全額市でせんないかんかったのかというのを聞いてるわけです。ですから、先ほども言いました、そこで冒頭、プロセス、その過程を聞いたとこです。

ですから、市長が今やむを得ないということで、こういう形になったということですので、それは理解するといたしまして、今後また当然、先ほど言いましたトイレとかうんぬんちゅうのも出てくると思います。

市長は先ほど、10haでうんぬん、緑地公園は13haでうんぬんといったりおっしゃいましたけれども、その13haの中にトイレは幾つありますか。この10haの所にもしグラウンドゴルフでも人が集まったら、とてもじゃないけど、今道路沿いにトイレを整備していますけど、足らんです。これから夏になって・・・（聴取不能）とですね。そういう整備が今後当然必要だと出てくるから、そういう面は今後どうするんですかということも聞いているわけです。

ここが整備されたことによりまして、市長は今申し上げました、全国から夏休みになりますと集まって、サッカーフェスティバルが盛んになると思いますが、この夏休みに行われるサッカーフェスティバルでは、市内のホテル、旅館に相当の選手や随行の皆さんが宿泊されたり、あるいは途中でまた弁当をとられたりとか、かなりの経済効果があると思われませんが、今このサッカーフェスティバルの位置、どの程度の経済効果があるというふうに考えているか、あるいは計算されているか、担当課の方で結構ですので、もし分かれば教えてください。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** サッカーフェスティバルにつきましては、毎年、例年8月1日から12日まで行われているところでございますが、昨年度の実績で申し上げますと、86校の参加がございまして、うち県外から44校の参加があったところでございます。

経済効果につきましては、今御指摘がございましたように、宿泊代、弁当代等が主になりますが、昨年度で合計しまして、3,488万円ほどの経済効果があったのではないかとというふうに推測をしているところでございます。昨年、一昨年以来同じような形での経済効果があったというふうに現在把握しているところでございます。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○3番（西江園 明君）** 引き続き一般質問を続行したいと思います。

先ほど課長の方から、サッカーフェスティバルに伴います経済効果は約3,500万円弱という報告

をいただきましたが、このサッカーというのは1年間を通じて競技されており、雨が降っても行きます。野球などは中止になりますけども、サッカーはほとんど中止になりません。雨が降ると試合が終わってからが大変なんです。着替える所がないのです。

以前、志布志町時代にも運動公園にシャワー施設の整備を要望されたようですが、設置には至ってないようです。以前要望した人も、サッカーが以前より盛んになり、県外から来る人が一気に増えておりますが、選手は試合終了後、バスに乗るにも雨の日が一番気を遣っているようです。メイングラウンドの運動公園ですね、メイングラウンドの本部席の一部を改築してでもシャワー施設の整備をすべきだと思います。

市長が施政方針の中でも述べております、「訪れたいまち」としての取り組みをしたいというふうにあります。まさに志布志市のPRになり、イメージアップになるのがここだと思います。このようなスポーツ競技が一番手っ取り早く、簡単に志布志市をPRする機会でもあります。そうでしょう、先般も水泳で全国大会に決勝進出してテレビ放映がされていましたが、観覧席には応援の人たちが掲げる横断幕に志布志市の名前があるし、放送はされるし、町のPR効果は計り知れないものと思います。

こういう選手を応援し、環境を整備することが、これからの子供たちの大きな励みになると考えます。その一環として今言いましたように、「訪れたいまち」にするために運動公園にシャワー施設を整備する気はないか伺います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

現在、教育委員会が所管いたします市内の各運動施設におけるシャワー施設は、松山の城山総合公園のプール、有明のB&Gプール並びに志布志運動公園の温水プール・相撲場の、合計4か所にシャワーが設置されております。

サッカーフェスティバル等におけるシャワー利用につきましては、今まで主催者側や参加者から直接要望はお聞きしておりませんが、志布志運動公園では参加者から要望があった場合は、温水プールに設置してあるシャワーを解放しております。

教育委員会といたしましては、運動公園内に新たにシャワー施設を整備することは、シャワー施設の設備や維持管理並びに安全面、衛生面からも困難ではないかなと考えているところでございます。

したがって、これまで同様、参加者から要望があった場合は温水プールの利用者への配慮をしながら、シャワーを解放いたしますとともに、選手が利用する宿泊施設などの御理解、御協力をいただきたいと思いますと考えております。

また、相撲場にありますシャワー室も求めに応じて解放していきたいと考えております。

以上でございます。

**○3番（西江園 明君）** 今、ほかの施設のシャワー施設を開放するという答弁をいただきました。それであれば、それなのですね、やっぱりPR。やっぱりこの運動公園の整備ということは、今回また、先ほども出ました、志布志港の後背地にできる緑地、芝のサッカー場ができると



いうことは、このPR効果というのは計り知れないものと思います。先ほども言いましたように志布志市の名前をPRしてくれると思いますので、このフェスティバル、全国から来た選手や随行の人たちが地元に戻ったら、鹿児島県の志布志市という所に行ったら、グラウンドは芝で、シャワーはあって、気持ちがよかったです。そこではじめて市長が言っている「訪れたいまち」になると思います。

施政方針を忘れず、運動公園の整備、今教育長がシャワー施設については温水プール等を開放すると、隣接していますからね。その辺のところも十分PRしてないからこそ活用がなくて、こういう声も出るんだと思います。市長は施政方針の1ページに書いてありますからですね、「訪れたいまち」ということを踏まえて、こういう運動公園の環境整備ということについては努めていただきたいと思います。

先ほど市長は、後背地の運動緑地公園については、県の財産であるからうんぬんというふうな答弁があったんですけども、結局、ちょっとそこで質問すればよかったんですけど、県の財産だから、県の財産のままだけでも管理は志布志市が行うと。そこに一部国の土地も入ってるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** ただいまの質問でございますが、しおかぜ公園の10.4haの中には国有地が入っております。これは海浜植生地でございます、実際自然環境として手をつけられない場所です。それが国有地になります。そして、もともと安楽川が入り込んでいた所、そこに今回多目的広場を整備するということになりましたが、そこは県有地になる所でございます。

**○3番（西江園 明君）** 今、その緑地の中には国有地は、今の説明ではない、手はつけられないというふうに理解していいんですか。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** その10.4haの中に、約4割ほどが国有地ということでございます。あと残り6割程度が今回整備する地域でございます、そこについては整備もできるし、そしてまた今、みなと振興交付金で整備を進めているということでございます。

**○3番（西江園 明君）** この土地の財産譲渡ということについては、一切協議はしてないんですかね。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 先程来市長の方からも答弁がございましたが、実際このみなと振興交付金の事業になりましてからも13回程度の協議をいたしております。その中で、その県の土地について譲渡していただけないかということについても協議をいたしました、それについてはこの事業採択上できないということでございました。

そして、実際この土地が交付金もないということで、条例化もできないということでございましたので、何らかの形でこれを都市公園的なものに位置付けできないかという協議もいたしたところでございます。

しかし、港湾施設であるということで、先ほどありました大浜緑地につきましては、都市公園の一角でございます、無償譲渡で譲っていただいて、都市公園の位置付けで交付金の対象にもなっているわけでございます。

しかし、今回のこの施設はあくまでも港湾施設であると。現在みなと振興交付金事業でやっているということで、現段階では譲渡というのはできないと。そしてまた、公園という位置付けもできないということで、その財源が生めないという状況でございます。

**○3番（西江園 明君）** 大きな負担になる場所でもありますから、今後また周りも整備されますからですね、その中で今含めたことをですね。当然ああいう大きな、県も施設を造るのであれば、その何割かは緑地にせんないかんという法的な規制もあるわけです。そして、国も下手に今財産を持っていてですね、あの松林一帯も、もう国有地を手放したいんですよ。結局利用されない国有地を持っていればということで、そういうところもいろいろ詰めていただいてですね、今後志布志市、少しでも持ち出しがないような整備をとっていただければと思います。

次に移ります。指定管理者制度についてであります。

市長は、合併したら直ちにこの事業に着手されました。その結果が良い方に出ているとは私は思えません。

松山町の道の駅にしろ、ボルベリアダグリの件にしろ、結果が良かったと思っている市民が果たしてどのくらいいるのでしょうか。市長も選挙運動の中で、市役所の本庁の位置の問題と同様、この対策に苦労したと思いますよ。

まず冒頭にお尋ねしますが、指定管理者制度を導入し数年が経過しますが、今この結果を市長はどのように感じていらっしゃるか、まずお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

指定管理者の導入につきましては、地方自治法の改正によりまして、平成18年9月以降、指定管理者制度へ移行しなければならなくなったところでございます。これに合わせまして市のすべての施設について実態調査をした上で指定管理者制度検討委員会の設置の下に、指定管理者制度に係る指針を18年3月に策定しまして、そしてまた計画を5月に策定したところでございます。この計画に基づき、さまざまな施設の指定管理者制度の導入をしてきたところでございます。

現在、この施設につきましては、1回目の契約期間が終了しまして、本年3月に新たに2回目の契約期間が開始される施設についての指定管理者制度についても御議論いただいたところでございます。

おおむねこの施設の維持につきましては、指定管理者制度の導入以降、さまざまな形でその制度の意義ということについて理解が得られなかった面もあったところでございますが、3年等を過ぎまして、このことについては十分理解されて、この制度については着実に根付いていっているというふうに考えるところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 自分が導入した制度ですからですね、まあ理解を得ているというふうに答弁せざるを得ないと思いますけど、今市長は国の法の改正でうんぬんと申しましたけど、私はこの制度の導入は基本的には、このような地方の自治体にはなじまない制度であるとの考えから、以前もこの件については質問いたしました。

その時も言いましたが、この制度に疑問を持ったので霧島市や都城市に研修に行きました。今、

志布志の支所長をしている小蓬課長も教育委員会時代に一緒に行きました。私が一人聞いているんじゃないんです。その時、都城市の職員が、この制度ほど首長、市長の人気を落とす政策はないので、導入する気はさらさらありませんと職員は明言されました。私はこの自信を持って話すこの職員の言葉を聞いて感心しました。と同時に、都城の市長もこの制度に理解をしたからこそ職員はこのような答弁し、方針になったと感じました。果たして志布志市の場合、過去を振り返ってみて、さまざまな事業が展開されてきましたが、スタートするまでにどのようなプロセスを踏んでいるのか疑問を持たざるを得ません。

先の3月議会で私は反対討論を行いました、情報基盤整備事業にしても、職員間でどのような議論があったのか疑問でした。国が新しい制度を打ち出したから、補助率がよいからといって飛び付いているのでは、というふうに思えて仕方がないんです。

そこでお尋ねしますが、この指定管理者制度を導入する時、市長が決定を下すまでですね、どのような議論がなされたのか。その経過、プロセスをお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

基本的には、先ほど申しましたように国の法律の改正に基づきまして、この制度の導入をしなければならなかったと。そしてまた、本市ではこのことに基づいて、指針を策定し、そして計画を策定しながら取り組みをしたということでございます。

これにつきましては、公募する施設につきまして、その施設の中身を詰めまして公募、あるいは非公募というようなものをまず決定する。そしてまた公募する施設につきましては、公募の時期等を公表しながら募集の開始をしていくと。そして募集の開始の後に説明会、そして施設の見学会、それから申請書の受け付けというものを経まして、募集の締め切りをした後、選定委員会の開催をいたしまして、選定委員会で書類審査ないしはプレゼンテーションを受けまして、その結果、選定委員会での決定をいただくということになるわけでございます。その後、その決定に基づきまして、議案を上程いたしまして、審議をいただいた上で指定をしていくということでございます。

このような流れをとりながら、指定管理者の制度の導入をしているところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 市長の今の答弁を聞いていると、応募者、受託者に対しての説明。私は1回目の運動公園の管理についてもですけど、今回一般質問は、プロセスを聞いている、庁舎内のですよね。これを市長が決定を下す、ゴーサインを出すまで庁舎内でどういう話し合いがあって、いよいよ、それなりのそれぞれメリット、デメリットがあると思います、制度の発足には。それに対して、どういう経過措置で市長はゴーサインを出したのかというプロセスを聞いているんです。その流れを、その応募する、非公募、公募、うんぬん、そうじゃなくて、受託者に対しての説明とかうんぬんじゃなくて、職員会でいろんな事業を決定するまでにいろんな、職員間でも、庁舎間でも協議が出されるはずですよ。いきなりこういうのがありましたからと市長の所に来て、「もうほんなら、じゃが、じゃあやれやれ」というふうに、そんな単純なものじゃないと思います。

だから、そういう職員間でどういう経過、どういう吟味、検討がなされてきたかを聞いているんです。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

庁内では、先ほどもお話しましたように指定管理者制度の導入に向けて指定管理者制度検討委員会を設置しまして、本市の基本的な考え方を協議してきているところでございます。その中で、当然公募すべきもの、あるいは当面公募せずに選定する施設というものについて、その委員会で検討を重ねながら、随時私の方に報告があり、この委員会が進められてきたところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 検討委員会が開かれたということで、いろいろその中で吟味して公募、非公募というふうなのを決めて事業の実施に至ったという市長の答弁ですけど、はたしてこの委員会もですね、どの程度、どういう慎重な討議がなされたのか。というのは、途中で公募の予定が非公募になってますよね、途中で変わってますよね。そういうのがやっぱりいろいろ問題があったからこそ、ここではもう言いませんけども、だからそういう慎重な検討がされたのか、形ばっかしのありきの委員会ではなかったかというふうに思えてならないんです。

私は、一般質問の中でも何回か、市長に「市長は裸の王様になってるんじゃないですか」とただしたことがあります。職員間で市長に意見を言っても無駄だという雰囲気があるのではないかと思えたからです。市役所の本庁の位置の問題をただした時も、市長は私のところにはそのような声はありませんと何回か答弁をされております。でも、いざ選挙になった時は、大きな争点になって市長も声を張り上げておっしゃってました。選挙の時に急に市長の耳に大きな問題として届いたんだろうなというふうに私は理解した。

私も自分の選挙で伊崎田の人の所に行きました。最初は私の議会だよりを見て庁舎問題を取り上げ、すごいけんまくでしたが、いろいろ話をしましたら「そげな問題があつとや、そいなら何とかせんないかんないな」というふうに理解を示されました。今回は庁舎のことは通告しておりませんのでですね。

この指定管理者制度について私が疑問を持つかと言えばですね、私が公民館長をしている時に有明地区の公民館長さんたちに、青少年館を契約をした時に、「皆さんはよう契約をしきったなあ」ちゅっせえ尋ねたことがありました。すると、「いや、今までと同じだから」ということだったです。だから何も考えずにそのまま受けたと。「じゃばってん責任ばかり増えっせえ、メリットは一つもねとお」というふうにおっしゃってました。それはそうでしょう、今まではかぎの管理が主なものだったのが、もし事故が発生したら、当初は公民館長が対応し、一定額の金銭的責任も伴う契約になっていると私は理解して、委員会の中でもただしたことがあります。青少年館の管理委託料は1件が数十万円単位の話ですから、人件費も伴いませんから大きな問題にはならないと思いますが、ほとんど人件費が占める公共施設管理公社とか、あるいはシルバーとの契約のことについてお尋ねをいたします。

この公共施設管理公社は、運動公園の施設や電話交換手なんかも含まれてはいますが、主な仕事であります。当然、指定管理者制度というのは3年間の契約です。今市長もおっしゃいまし

たちょうど今年が改定期、今年がその時期で、その議案が先の昨年の12月議会に提案され、委員会で審議しました。再度、今まで管理を行っていた同じ管理公社が引き続き管理者となるもので、それは別に問題にはならなかったんですけども、契約額の内容、内訳を聞いてびっくりしたんです。

まず、冒頭お尋ねしますが、今ここで働いている人は何人いるんですか。担当の方でも結構です。

**○総務課長（中崎秀博君）** 施設管理公社の職員の数でございますが、現在、先ほど申されました電話交換手を含めまして職員が5名、それと臨時職員が5名、それとパート職員が4名となっております。

**○3番（西江園 明君）** 計14名、それだけの人がここで働いて生活をしているんです。ここに座っている課長さん方もまず聞いてみてください、考えてみてください。

今自分が働いている職場が、あるいは自分の家族がというふうに置き換えても結構です。3年たっただけなくなるかもしれないんです。先の12月議会で提案された内容は、この管理公社は引き続き指定管理者になるために自分たちの給料、人件費を約2割落として入札しているんです。給料が高かったら仕方がないですよ。今総務課長が言いましたように、嘱託職員並みの、あるいはパート並みの給料ですよ。それなのに受注するために、自分たちの職場を確保するために給料を削り、何とか契約できたとしても、その仕事は3年間しかないんです。こんな職場がどこの世界にありますか。それを市が行っているんですよ。昨年の委員会で慌てて市長に出席を求めたところ、人件費に影響はないというような答弁をいただきましたので可決したという経緯があります。

市長は、引き続きこの管理公社も今の制度のまま進めていくつもりか、先ほどの答弁ではそういうふうに理解したんですけども、再度お伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

指定管理者制度につきましては、行財政改革の中で取り組んできた内容ということでありまして。この行財政改革につきましては御承知のとおり、小泉内閣の成立以来、この地方行政において極めて経営的に厳しい環境におかれるということがなされた中で、この公が運営している、維持している施設について、民間にゆだねる方が適当なものについては民間にゆだねるというような形の流れの中で、指定管理者制度が行われ、そして実施してきたという経緯がございます。

そのような中で、私どもの地域にとりまして、指定管理者ですべきもの、指定管理者ですが非公募によるものというような区分けをしながらしてきたところがございますが、御承知のとおり、例えばダグリにつきましても、観光公社で維持してきたものを解散というようなことをしながら指定管理者制度の導入をしてきたところがございます。

そして、今回、今年になりまして新たに蓬の郷につきましても、そのような指定管理者制度の導入の中で管理組合が指定を受けていたものを、今回改めて従業員の方々に会社を設立していただき、指定管理者として経営をゆだねていく方向をとってきたところがございます。

そしてまた、やっちくふるさと村につきましては、残念ながら現在1回、2回というような形で経営を中断せざるを得なくなったところでございますが、これも同じように指定管理者制度の導入を図りながら、この経営の維持に努めているということでございますが、本来公で経営をするよりも民間に経営を任した方がいいという内容について、行財政改革の中で取り組んできている内容だということをまず御理解いただければというふうに思います。

そのような流れの中で、この公共施設管理公社につきましても現在指定管理者制度に基づきまして、経営をゆだねているということになるところでございますが、今後このことにつきましても改めて3年間の期限をいただきましたので、この3年後にふさわしい形の在り方というものを模索してまいりたいというふうに考えるところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 先ほども言いましたけど、給料というのは通常は年が経過することによって少しずつは上がっていくわけで、今公務員の場合は給料カットとかうんぬんというのはありますけど、定昇分はとかいうのもあるわけですから、2段階になっていますからですね。ただし、今言いましたように、ここは3年ごとに給料を下げざるを得ないという実態なんです。ここがこの制度の最大の問題なんです。

今市長がおっしゃいましたように、営利を目的として利益を生むのであれば、役所も民間への指定管理者制度というのは、市長が言っていますように、今小泉改革のことをおっしゃいましたけども、民間ができるものは民間でというのは理解できるんです。しかし、施設の管理、維持管理をこの制度で行うのには疑問を持ちます。利益は生まんわけです。そうでしょ、経費の節減と今おっしゃいました、行革の中で、そういう大義名分の下に、そこで働いている人の生活を脅かしているんです。

私は先ほどプロセスの中でも、当初スタートまでの事業の中でも聞きましたけども、この制度のことについては盛んに当初から問題点が指摘されました。その中でも雇用と労働条件で大きな問題を出すというふうに、このことについてはいろいろと言われてました。例えばですね、ここに、現在受託している、受けている機関ですね、が指定管理者に指定されなければ、直ちに臨時、非常勤、パートを含めた職員の雇用問題が発生します。まさにさっき総務課長が言った人たちですよ。「指定管理者の指定に当たっては、これまでの実績を評価させ、公募なしに同じ公的セクターなどの選定で雇用の継続を図る必要があります」というふうに当初から指摘されてました。だから、どういう検討委員会の中でどういう検討がされた、当初のプロセスを聞いたかったのはそこなんです。ただありきで、ただ公募、非公募を施設ごとに検討した、じゃなくて、この事業のスタートまでにどういう経過が、審議がされたかというのを私は聞いているんです。

市長は今回の施政方針の中でも、市民の所得向上が喫緊の課題であると、これは2ページに書いてあります。市民の所得向上が喫緊の最重要課題であると述べていらっしゃいます。1週間前のことですからまだ市長は覚えちゃあっと思いますが、施政方針というのは市長がよくいうマニフェストであるとも私は思います。市民の生活を脅かすような、市民の所得向上を最重要課題と市長は掲げておきながら、それが見込みないこの制度というのについてどう思われますか。

施政方針との整合性。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、この指定管理者制度につきましては、行財政改革の中で取り組んできている事業でございます。公でできるものは公で、民間に任せるものは民間でということでサービスの維持を市民に対して提供しているということでございます。基本的には私どもは、この行財政改革の中で、財政が縮減するという流れの中で、市民に対するサービスの維持、ないしは向上までいけばよろしいんですが、向上を図るといようなことをするためには、いかなる財政改革が必要かということでありまして、そのような意味合いからさまざまな改革に取り組んできているところでございます。

その改革の中で、先ほども議員がお話になりましたように、人件費の削減ということは当然大きな項目になっておりますので、定員適正化計画に基づきまして、このことについては積極的に取り組んできているところでございます。そのような流れの中でこのような指定管理者制度を導入してきているということでございますので、十分そこについては、御理解がいただけるというふうに思います。

私どもがサービスを提供しようとするのは、市民であるということございまして、市民の方々のサービスが低下しないために、私ども公務員はいかにあるべきかということをも十分審議しながら、そして慎重にこのことに取り組みながらしてきているということを御理解いただければというふうに思います。

この指定管理者制度に基づく公共施設管理公社の在り方につきましては、先ほども申しましたように3年間という時間をいただいておりますので、この中で十分検討をさせていただきながら取り組みをしていきたいということでございます。

**○3番（西江園 明君）** 市長は、行財政改革の中で人件費を削りながらというふうな一言もありましたけども、ここに勤めてる人がそんな給料が高かったらですよ、皆さん並みに高いんだったらそれは分かりますよ。今、総務課長が言って、どひこ平均でもらっているかというぐらいの安い給料の人たちをまだ節減せんないかんとか。市長が言っている、施政方針の中に「市民の所得向上が喫緊の最重要課題であると認識しております」ちっせえ明言してあるとと、今おっしゃっていることは矛盾していると私は思うんです。でも、今3年間という言葉いただきましたので、それを信用したいと思います。

昨年には、どこまで定かであるか分かりませんが、シルバー人材センターの人が来年からは今この管理公社が行っている運動公園の管理もするんだという予定だとおっしゃってまして、びっくりしました。去年のうち、入札もねえうち来年の予定まで分かっているのかと私は思いました。市長が進めているわけではないと思いますが、現に今年度から、今管理公社が行っている業務にシルバーも応募しております。公募ですから、それはできないことはない。

昨年の委員会の中でも指摘しましたが、松山町の運動公園の管理の問題や、プールで、大事故には至りませんでしたけども、2件事故が発生し、市長も陳謝に行ってらっしゃいますよね。こ

れは管理面に、私は全面的に過失があったとは思いません。来る方にも問題があったというふうには私は理解します。最近そういう問題があったのか知りませんが、シルバーの会員の人から「もう松山のプールは今年からしないようになった」というふうに聞いたんですが、どうなんですか。そういう事実があるんですか。

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後 1 時 45 分 休憩

午後 1 時 47 分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** シルバー人材センターの方で、運動公園の一環ということで指定管理を受けることになっております。ただ、その中でどのような形で運営するかということについては、私どももまだはっきりとお聞きはしていないところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 契約額を決めて事業はスタートしているわけですから、ちょっとあいまいな答弁ですけども。この制度、私が言いたいのは、もしせんとであれば当然契約額は減らないかんわけですからね。これからというのは、ちょっと事業の契約以前の問題だというふうには思うんですけども。

この制度というのは、できないところは丸投げするといつて、再委託というのは可能なんですよ。ここがこの制度の大きな問題なんです。

そしてですよ、この管理公社の場合、シルバーもですけど、1年間事業を行って、清算して剰余金が出た場合は市に返還するようになっています、協定書上ですね。昨年でどのくらいの返還があったのですか。松山町の運動公園のシルバーと、この公社の分だけで結構ですので、総体の協定額とその返還額を教えてください。

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** 松山の城山運動公園の経費としましては、1,443万円となっております。そのうち、20万円程度の返還だったということでございます。

[西江園明君「公社は」と呼ぶ]

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** それから、コミュニティセンターの文化会館でございますが、21年度で145万7,000円。運動公園の運動施設につきましては、52万8,000円程度の清算額ということでございます。

**○3番（西江園 明君）** 先ほども言いましたように、そこに座っている課長さん方、聞いてくださいよ。この制度はさっきも言いましたように、この職場というのは3年間しかなくて、その職場を確保するために給料を下げても応募してですね、そして、一生懸命頑張って経費の節減に努力しました。その結果、お金がまわりました。通常、民間で言えば利潤ですよ。それが自分たちの努力の成果として自分たちに還元されるのであれば、まあやりがいも出てくるでしょう。違うんですよ、この契約は残ったら市に返還するんですよ。こんな契約で皆さんやる気が出てき



ますか。これが志布志市が進めている管理者制度なんです。

市民に直結した施設というのは、やっぱり行政の責任で、直営で私はやるべきだと思います。盛んに国が、先ほど市長が国のうんぬんおっしゃいましたけど、国が大きな箱物を造り、その管理を市に、民間に任せることにより、国は自分たちの負担を軽くしようという発想を地方に押し付けているだけなんです。我が志布志市みたいに地方にある自治体にはなじまない制度なんです。直営方式にして安心な職場としてする気はないか伺ってみたいと思います。

政策というのはですね、スタートしてみたら大きくずれが出ることは多々あると、方向転換もやむなしと思います。今の国がそうでしょう。やっぱり市民が喜ぶんであればそっちにかじを切るのが、市長、あなたのリーダーシップだと思うんです。市長はここ3年間の間に模索してというふうに、検討したいということですけど、今私が言いましたように、いろんなやる気がない職場、聞いたばっかいで思うでしょ、皆さん。3年間しかねえ不安な、こんな不安な職場。そして職場を確保するために給料は削る。そして利益が出たら自分たちにそれが少しでも還元されるんじゃない、それは市に戻さんないかんわけですよ。何も今聞いたばっかいでよかところはないですがね。こんな制度をはたして市が、市長が言っている、所得の向上が最重要課題と言っているのと、私は相矛盾すると思います。

市長の本音をですね、聞いて、ですから市長が12月議会で人件費には変更が生じないように講じると、先ほども言いましたように、そういうふうに変更したんでしょう。ですからやっぱり、何らかのやっぱり見直しは必要というふうには私は理解し、市長の3年間の間にいい方に見直しをするというふうには理解をしていますけど、この直営方式とする気はないかということを含めて、再度お伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来お話しするように、私ども市といたしまして、市民に対するサービスの低下を来さない形の事業運営をしていかなければいけないということでございます。そのような中で、財政縮減というものがあつた中で厳しい選択が迫られてきていたということでございます。今後また更に厳しい形での財政縮減というものがあつたならば、まだまだ今よりも公務員の市役所職員の数も減らしていかなきゃならなくなるということもあろうかというふうには思います。

そのような流れの中で、この指定管理者制度につきましても取り組みをしなきゃならないということにつきましては、私自身も非常に苦渋の選択になろうかというふうには思います。

しかし、何回も申しますように私どもの仕事は、市民へのサービスが低下しない、福祉の向上を目指すという立場であるということでございますので、おのずからそのことにつきまして真しに取り組むとなれば、答えは出てくるのではないかなというふうに考えるところであります。

**○3番（西江園 明君）** 市長が市民のサービスというふういろいろおっしゃいますけど、そのことを言えばですね、ちょっと話が飛びますからもう言いませんけど。

私は、以前の一般質問の中でもっと現場の声をですね、聞いて行政運営をすべきじゃないかというふうにただしたことがあります。この制度だってスタートしてからどのくらい現場の声が反

映されているのか、聞いているのか。聞いていればですね、この3年の間にとってもじゃないがこんな契約は発生しないんじゃないかと私は思います。

さっきも言いました、この契約というのは職員が一生懸命頑張って、剰余金が出たらそれは利益として自分たちに還元されるのではなく、市に剰余金として返還しなければなりません。先ほど実績額についてはお聞きしました。約200万円ぐらい3公社で返しておりますけれども、じゃあ各公民館が青少年館の管理を契約していますけど、この青少年館の協定書には剰余金の返還の状況はありませんが、この違いをちょっとお聞かせください。

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** 先ほど答弁しました城山運動公園の体育館、これにつきまして返納したというような感じで申し上げましたけど、これは残金ということで御理解いただきたいと思えます。

それから、青少年館の方につきましては、返納はないと。

管理公社につきましては、公社の規約の中の第8条で剰余金の返還という項目が入っております、「剰余金が出た場合は市に返納するものとする」という項目がありますので、それに基づいて返納をいただいているというところでございます。

**○3番（西江園 明君）** これが、先ほど市長が言いましたように蓬の郷とかダグリとか、利益を生むんであればそれは分かるんですよ、その企業努力うんぬんが見られないというんだったら。全然シルバーにしる管理公社にしる、利益は生まんわけですから、そういうところも同等の考え方に立ってこの制度を導入すべきかということについて私はただしているわけです。

この制度の欠陥には、先ほども言いました、いろいろ言われています。指定期間の満了後、同じ団体が管理者として継続して指定を受けられる保証はまったくなく、選考に漏れるなどによって管理者が変更した場合、ほとんどのそこで働いている職員ちゅうのは入れ替わってしまうことも考えられます。指定期間が3年と短期間であれば、正規職員を雇用して配置することが困難になることなど、人材育成は極めて困難になり、職員自身にも、公共施設職員としての自覚や専門性が身に付かなくなるというふうには指摘されています。だから、先ほど市長が言ったように、市民のサービスの低下にどうつながるのかなというふうに思います。

そしてまた、医療、教育、文化など、本来なら行政が直接その公的責任を負わなければならない施設までが、この制度の対象になっています。いろいろ当初から問題が指摘されました。制度の導入までにこのような検討がされたのかということから、私は一番最初に制度の導入、今回は一般質問のメインをプロセスというふうに掲げましたけども、そこで私はどういう検討がなされたのか、その制度導入までのプロセスを尋ねたところです。

そこで伺いますけど、以前図書館のことをお聞きしましたら、教育長はこのような施設は指定管理者制度にはなじまないと思っていると答弁されていますが、今でもそれは同じですか。伺います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

図書館は御案内のとおり、教育と文化の高揚を図りますために、生涯学習及び文化の発信拠点

施設として、多様化する市民の要望にこたえられるよう図書館資料等の整備充実に努めながら、自主活動を行い、市民に親しまれる開かれた施設を目指している施設でございます。

また、社会教育法及び図書館法に基づきまして、住民の教育と文化の発展に寄与するために設置され、教育機関としての位置付けがなされております。

図書館の指定管理者制度導入につきましては、鹿屋市、曾於市等県内でも実施している自治体もありますが、聞いてみますと、まだ導入から日も浅くメリット、デメリットが見えてきていないようでございますので、今後の状況を見極めながら我々も勉強をいたしまして判断していきたいと考えておりますが、今のところは早急に導入するとかいうことは考えてはおりません。

**○3番（西江園 明君）** 前は教育長は、こういうのは指定管理者制度になじまないからやる気はありませんというふうに答弁されてますけど、今の答弁は、いろいろ勉強してよければ導入すると、少しは制度導入の方に向いているというふうに理解していいんですか。確認します。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

前回答弁いたしましてから、その後あちこちがやってるものですから、私もそのころはあまりなじまないだろうし、私も個人的にはなじまないものと認識しておりましたので、でありましたんですけども、その後教育委員会等で会いますと、「まあいいところもあるよ」というようなことを言ったりするものですから、「ああそうね」ということで話をしておるものですから、今すぐ、なじまないと当時は申しましたが、今のところはもしいいところがあるとなれば、それは導入できるものがあればしてもいいかなとは思っておりますが、まだまだ今早々に導入するという気はございません。

**○3番（西江園 明君）** はい、分かりました。

次にですね、この制度による受託者、まあ言うなら受けてる人ですね、の契約の在り方についてお尋ねします。

これは、予算の委託費で計上してありまして、契約は協定書という形になっております。これは問題ないと思いますが、私も今回一般質問をするに当たり、この資料を見せてもらいました。青少年館と管理公社の契約書が、協定書ですね、ここにありますが、公社の分については2万円の印紙がはってありますが、青少年館との契約書には印紙はありませんけども、金額が小さいから必要ないというふうに理解していいんですか。その辺はどうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

ただいま御指摘の印紙のちょうふにつきましてですが、印紙税法の中で、請負に関する契約書に該当する課税文書を作成した場合に納税義務が発生するというところでございます。指定管理者制度が開始された当初、平成15年は、国税庁による明確な見解が示されていなかったこともございまして、それぞれの施設を所管する課で情報収集や税務署等への問い合わせを行ったことから、印紙のちょうふの有りが発生いたしまして現在に至っている状況でございます。

今回、改めて大隅税務署に指定管理者との協定における印紙のちょうふにつきまして確認をいたしましたところ、協定書の内容が請負であるか、はたまた委任であるかにより判断することで

あり、公共施設等管理公社との協定書につきましては、今回請負に関する契約書に該当しないとの大隅税務署の指導がございましたので、公共施設等管理公社には大隅税務署に対し、印紙税の還付申請を行うよう適切な指導をしてみたいと考えております。

なお、やっちくふれあいセンター、城山運動公園の運動施設に係る指定管理の協定書においても印紙のちょうふを確認いたしましたので、大隅税務署の指導を受けながら印紙税の還付申請等適切な指導をしてみたいと、このように考えております。

**○3番（西江園 明君）** そうでしょ。だから私も今回はじめて契約書を見せてもらって、私の理解ではこの制度というのは、管理権限の委任と見なし、指定管理者の指定は契約でなく、公の施設を管理する権限自体は指定という自体で事足りるといふ、ですから市と管理者の間は取り引き関係には当たらないといふふうに理解され、すなわち契約を結ぶことは不要でありますけれども、管理の内容、金額等など詳細な事項は両方で協議、定める、すなわち協定書。ですから、私はこの委任という、管理権限の委任という方式に変更したわけですから、印紙は要らないといふふうに理解していたら印紙ははってあったもんですから、あえて一般質問の中でですね、質問をしたところですよ。

そうしたら教育長が今、印紙は不要、還付を請求するといふふうに答弁をされました。

だから、私が先ほどから言っております、制度の導入をするまでに当初どういう経緯、検討がされてきたのか。されてないから、何も分からんうちにそんな普通の契約みたいにしてこういうことをしているから、印紙を今まで何年間もはってるわけでしょ、ずっと。ですから尋ねた、当初どういう経過が、プロセスがあって事業のスタートになったか。今回質問がなければ、ずっとやっぱり印紙をはっちゃったですよ。このまま動いてたと思うんですよ。私も今回初めて契約書を見て気が付いたから、あえて一般質問をしたところです。

先ほど、ちょっと教育長は答弁がありませんでしたけども、青少年館なんかのやつにははってありませんけど、もう当初からこれは要らんといふふうに理解したということですか。

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** おっしゃるとおりです。

**○3番（西江園 明君）** じゃあちょっとついでにお聞きしますけど、消費税はどうなっている。通常は、これは委託料で計上してありますよね。委託料で計上していれば、通常100万円のとやれば、それに消費税を5%上積みして契約といふふうになるんですけども、建設課長、通常建設課なんかが発注する委託なんかの場合は、その消費税というのは上積みしてるんですかね、ちょっと教えてください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 通常、委託の契約書には消費税が加算されております。

**○3番（西江園 明君）** この協定書の場合はどうなんですか。

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** この年度協定書の中にも含むということで協定を結んでおります。

**○3番（西江園 明君）** じゃあ消費税は加算されているといふふうに理解していいんですね。はい、分かりました。

いろんな事業をこれからも、市長も、私は情報基盤のことも先ほども言いましたけども、いろんな大きな事業をされていくと思います。その中で、いろんな庁舎内で検討をされて、その結果ゴーサインを市長は出されると思います。その事前の段階でいろいろ問題点を協議されれば、今いろいろ指摘しましたことも出てこないと思うんです。拙速すぎるからこそ出たのではないかというふうに私は思います。

市長は先ほど3年間の間に見直すという言葉いただきましたので、このことについてはそれを期待して、指定管理者制度のことについては終わりたいと思います。

次にですね、最後です。

通告書に何と書けばいいのか私も迷ったんです。論功という表現がしてありましたので、職員の皆さんには人事異動のこっじゃろかいと、いらん心配を掛けたかもしれません。そんなことではありませんで、今回行われました市長選挙を振り返ってのことです。

本田市長の当選で支持者の皆さんは、先ほども鬼塚議員もおっしゃいましたけども、相当な喜び、支持していた人は当然のことです。喜ばれたと思います。純粋な支持者というのは見返りも求めず、本田市長に期待して素直に見返りも求めず喜んだものと思いますが、通常はそういうふうに思うんですけど、どっこい本田市長の支持者がすべてそんな純粋な人ばかりではなかったようです。

ある建設業者が市が発注した工事で、はっきり言いまして有明町の業者が志布志地区で発注された工事において、「おはんさあたちは選挙に負けたとやじ、こん仕事はおいによこせ、おいにやれ」って、選挙に負けたんだからこの仕事は、この工事は俺によこせとはっきり言ったんです。考えられない私は言葉でした、こんなことがまかり通るのかち。今まで有明地区ではこんなことが通用したとやろかいと、疑念をもらいました。これは建設業者から聞いたんじゃないで、一般の人から聞いたもんですから、私も確認の意味で何人か建設業者の人に聞いてみましたら、「はい、そうでした」ち、「びっくりしました」ち、選挙の論功を仕事に要求することがあるのかなと、その私が聞いた建設業者も驚いていました。

ある人なんか、「私がだれに投票したか見ちゃったとやろかい」ちとも言っていました。選挙ってだれに投票しようとする勝手なんですから、あなたを支持した人にはこのようなのもしたということをお私に言いたいんです。ですから、極端に言えばこの仕事を私によこせと、談合の強制じゃありませんか。

市長は、このことについてどういうふうに思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

競争入札に関しましては、指名選考や入札の際に業者の皆さん方に対しまして、あくまでも公平・公正であるべきという原則に基づきまして、理念に基づきまして、現在も執行しております。また、今後もそのことにつきましては変えないということでございます。

皆様方の御協力と御理解をいただきながら、昨年8月導入いたしました一般競争入札をはじめとする入札制度改革を行っているところでございますが、平成17年4月より施行されました公共

工事の品質確保の促進に関する法律、品確法におきましても、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されております。これを受けまして、国はもとより各地方自治体におきましても、総合評価方式による入札を試行実施などのさまざまな形で導入し、その成果を上げているようでございます。

本市におきましても導入の検討を指示しているわけですが、その場合における評価項目としまして、市の契約相手方として市政のみならず市民、地域への貢献、またその確かな技術力などが評価・反映されるべきものでありまして、そのことは私個人だけでなく市全体、あるいは市民の皆様方の利益と考えるところでございます。

というようなことで、公平・公正というような形での競争入札というようなことになろうというふうに思いますので、ただいまお話があったような件につきまして、もしあったということになれば非常に残念だというふうに考えます。

**○3番（西江園 明君）** 市長としてはですね、そういうふうには言わざるを得んし、期待どおりの答弁でございました。

こういうことを言う業者もいるから、こういう業者がいるからですね、せっかく、先ほど鬼塚議員もおっしゃいました、口でい疫対策等もいろいろやっています。こういうことを含めて大きな災害なんかが出たときには一番活躍している業者の組織が、がたがたなり、分裂したとも聞いております。選挙の結果にこだわらず、色分けすることなく、ないよう、市長のですね、指導力を期待します。

どうですか市長、その辺のところの業界のそういうがたがたに対して市長の指導力を発揮する気があるか、最後にお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話にありましたように、業界の方々ががたがたしているということについては、認識はしていないところでございまして、ただ別な形で今回グループを結成されて、市のボランティア活動に貢献したいという申し出がございまして、活動が始まったということについては認識しているところでございます。

私どもとしましてはいろんな場面で、その業界の方々の御助力も必要になるという場面も多々ございますので、今後全市を挙げて取り組むような形で対応をお願いしたいということについては、申し上げたところでございます。

私自身も一緒になった形での取り組みが望ましいというふうに考えますので、今後改めてその方々にもお話を申し上げながら、市の事業の推進について御協力をいただきたいと考えております。

**○3番（西江園 明君）** 終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

**○13番（小野広嗣君）** 本日3番目の一般質問になりますが、口てい疫の件に関していろいろと出ております。

実は、私も昨日、口てい疫被害から守る県民の会というものを関係団体で立ち上げておりました、その関係でほとんど鹿児島県一斉にですね、緊急に街頭募金活動を行ったところであります。私の関係で言えば、鹿屋のダイワ前と、そして志布志のニシムタさんの前で街頭募金を時間をずらしてさせていただいたところがございます。本当に多くの方々に御協力をいただきまして、多くの寄附をいただくことができました。なかんずく特にこの志布志のニシムタさんの前でやらせていただいた時に、金額にしていわゆる鹿屋市とほとんど変わらないそういった寄附をいただきました。いかに都城また曾於市と隣接する関係もあって市民の皆さんが心を痛めながら注視されているのか、そういったことを本当に肌で実感した次第でございました。

そういった観点からも、議会も消毒活動にボランティアとして接しました。そして、市民の皆さんは本当に3交代体制で取り組んでいらっしゃる。市長と話をした時にも、できれば4交代制でやりたかった、その方が少しでも職員の負担を軽減できるんだというようなことでしたが、人的体制を壊さないためにも3交代で今やっているんだと。そういった中で職員の皆さんがしっかり市長以下、頑張っていることに敬意を表しながらも、一日も早く終息宣言が発表されることを祈りながら、今回は質問に立たせていただきたいと思っております。

それでは早速、質問通告に従い、順次質問を行ってまいります。

はじめに、行政サービスの観点から質問をいたします。

市長は施政方針で、高度化する住民ニーズや行政課題に対応し、限られた人材でより質の高い行政サービスを提供できるよう職員の資質向上を図るとともに、人事評価制度の取り組みを推進し職員の活性化に努めると述べられております。

そこで、職員の資質向上へ向けた今後の具体的な取り組みについて伺いたいと思っております。

次に、環境行政の観点から質問をいたします。

国は二酸化炭素の削減目標として「チャレンジ25」を掲げています。市長も施政方針の中で、二酸化炭素削減25%を達成するため、どのような施策が必要かあらゆる方面からの研究、推進を図ると述べられております。

そこで、本市の「ストップ・ザ・温暖化」に対する決意と具体的な取り組みについて伺ってまいります。

次に、IT施策の観点から質問をいたします。

市役所には、職員の皆さんが使用するイントラネットパソコンが数多く配備されております。市民サービスの提供において、パソコンはなくてはならないツールとなっているわけですが、その利便性を享受している一方で、多額の予算を必要とし、情報化のコスト増が大きな負担になっていることも否めません。ITの活用は、市の業務にひっすである一方で、その経費削減が大きな課題であると思っております。

そこで、効率的な経費削減へ向けた本市の取り組みについて伺いたいと思っております。

また、経費削減へ向けた観点から具体的に、以下の3点について伺います。

本市のイントラネットパソコンの配備台数と教育用パソコンの配備台数、及びその調達方法について伺います。

そして、そのパソコンに導入されていますマイクロソフト社のオフィス製品に係る1台当たりの月額に換算した場合の費用についても伺います。

さらに、情報化のコスト増に対処するためにも、イントラネットパソコン、教育用パソコンにオープンオフィスの導入の考えはないか。また併せて、ファイル形式の国際標準規格への考え方について伺います。

次に、教育行政の観点から質問をいたします。

文部科学省は、平成20年度から特別支援学校を含む全国の小学校第5学年と中学校第2学年の全児童生徒を対象として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施しております。この調査結果を見ると、子供の体力の低下傾向が深刻であることがうかがえます。このことは本市の教育振興基本計画の項でも触れられておりますが、体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわる問題であると思います。

そこで、本市の子供の体力向上を目指した、小・中学校の取り組み状況について伺いたいと思います。

当局の誠意ある答弁を求めるものでございます。

**○市長（本田修一君）** 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、施政方針で人事評価制度の取り組みを推進して職員の活性化に努めるとあるが、市民に行政サービスを提供する職員の資質向上に向けた具体的な取り組みの中で、研修、そしてまた人事評価制度の取り組みについてどう考えるかについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

職員の資質向上へ向けた今後の具体的な取り組みについての御質問でございますが、まず現在の取り組みとしましては、市職員の人材育成基本方針及び研修計画に基づき、県自治研修センターが実施する階層別研修や特別研修への参加、市が主催する独自研修や県への派遣研修等を計画的に実施することで、地方分権が進み、ますます複雑かつ高度化していく地方自治体の行財政運営を担っていく職員の資質向上に努めているところでございます。

また、今年度から新たに都城広域定住自立圏共生ビジョンに基づく構成市町合同の職員研修を実施する計画であり、さまざまな地域課題の解決や魅力ある地域づくりに取り組むことができるよう、職員の育成に努めてまいりたいと思います。

職員研修以外の今後の取り組みとしましては、施政方針の中で申し上げたとおり、公正で客観的な人事評価制度の取り組みを推進し、職員個々の能力や実績等を的確に把握して、適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇により職員の業務遂行意欲を向上させ、限られた人員の中で質の高い行政サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。



次にお尋ねの環境行政について、国は二酸化炭素の目標として「チャレンジ25」を掲げておりますが、本市の「ストップ・ザ・温暖化」に対する決意と取り組みを示せということについてお答えいたします。

平成20年7月の低炭素社会づくり行動計画におきましては、2050年の長期目標として現状から温室効果ガス排出を60～80%削減を行うことが我が国の目標とされていましたが、平成21年9月の国連気候変動サミットにおいて、鳩山内閣は我が国における温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明いたしました。

地球温暖化対策は、産業、交通、民生、地域づくりなどあらゆる分野で総合的な対策を進めていくことが課題であり、国だけでなく地方公共団体、民間事業者、NPO、地域住民など多様な主体が参画し取り組みを進めていくことが重要だと認識しているところでございます。

市では、平成22年1月に国の「チャレンジ25地域づくり事業モデル地域」に志布志市として、こうすれば25%削減できるというイメージを作成し、応募したところでございます。

今日、「面倒くさいのススメ」の下、分別して埋め立てゴミを減らし、そして資源に変えていくという廃棄物の減量化・資源化の志布志モデルが市民の理解と協力で構築されてきております。私は、この取り組みを生かしながら、生ごみや紙おむつ再資源化などの利活用とバイオマスエネルギーの利活用をリンクさせながらCO<sub>2</sub>削減を図る一方、太陽光発電などクリーンエネルギーの活用や、環境学習会等を通して市民の皆様の御理解と御協力を得ながらあらゆる角度からの取り組みを発展させ、市としてのCO<sub>2</sub>削減25%を達成させようと考えております。

このような取り組みを中心に、市として25%削減にチャレンジしていきながら、一方では農・畜・水産物の価格を高め、商工業の発展、さらには志布志港の発展につなげていきたいとも考えているところでございます。

次に、IT政策についてお尋ねでございます。

ITの活用については、市の業務に本当にひっすになってきております。しかしながら、経費の削減というものが大きな問題であるということでございまして、効率的な経費削減へ向かった取り組みについて示せということの御質問でございます。お答えいたします。

本市の情報システムは、合併時、安全かつ確実に稼動することを目標に、基幹的業務はホストコンピューターを投入し電算業務を行っております。

情報化を推進するため、平成20年に情報化基本計画、平成21年に情報化実施計画を策定しておりますが、情報システムについては庁内組織である電子自治体推進リーダーを設置し、調査・研究を行っております。

内容としましては、行政情報化について効率的で無駄のない情報システムの構築という視点から、既存システムの状況や新規に必要なシステムを調査して、見直し、刷新して業務改善できるもの、地域情報システムで構築していくものに整理し、検討を行っているところです。また、先進地に研修に行くなど検討をしております。

平成19年に総務省が取りまとめた新電子自治体推進指針では、今後の重点的な取り組み事項で

ある行政の簡素化・効率化の中で、既存の情報システムの運営経費縮減、効率的・効果的な情報システムの見直し、刷新を行うことを目標としており、地方公共団体での調達に当たっては特定のメーカーに左右されない、国が示す標準的な仕様の活用を掲げております。

また、総務省では、平成21年度から自治体クラウド開発実証事業に取り組んでおります。この事業は、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験です。現在、宮崎、大分等6県で取り組んでおり、その成果に関心を寄せているところでございます。

市の情報システムは平成24年をめどに更新の予定ですが、庁内組織で十分検討を加え、効率的な経費削減が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、本市のイントラネットパソコンの配備台数と、教育用パソコンの配備台数についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

本市においては、本庁支所間をネットワークで結び、基幹業務等を行っております。職員が使用するパソコン等は、年次的に機器の更新を行い、本庁に269台、志布志支所に120台、松山支所に58台と、合計447台を配備しております。パソコン購入につきましては、メーカーを指定せず、市場競争原理を働かせ、平成20年度より指名競争入札により調達をしております。

次に、マイクロソフト社のオフィス製品にかかる1台当たりの月額でございますが、本市では合併時より、文書作成、表計算、プレゼンテーション用として、マイクロソフト社のオフィス製品を使用しております。平成19年度から機器の更新に併せてオフィス2007に統一し、活用しております。オフィスプロフェッショナル2007とオフィススタンダード2007を導入しておりますが、1台当たり5年間使用すると仮定しまして費用を計算しますと、月額平均484円になります。

次に、イントラネットパソコン、教育用パソコンにオープンオフィスの導入の考えはないかということについてのお尋ねでございます。また、ファイル形式の国際標準規格への考えについてもお尋ねでございます。お答えします。

オープンオフィスは、オープンソースという形態で開発されているオフィスソフトで、無償で公開されています。オープンオフィスは、基本的にマイクロソフトオフィスと操作方法が似ており、違和感なく利用できるのが特徴であります。

しかしながら、エクセル、ワードと完全な互換性を持つわけではなく、ワードで作成した文書をオープンオフィスで読み込むと書式が崩れて正しく印刷されなかったり、エクセルについては通常の四則演算等は問題ありませんが、マクロや複雑な関数を使うと答えにエラーが出るということを確認しております。

また、メーカーのサポートが受けられないといった課題があり、トラブルがあったときのサポート体制が気になるところであります。

オープンオフィスについては、現在、情報管理課職員の端末にインストールして、操作性、機能性、互換性という面から比較検証をしている段階であります。また、オープンオフィス操作研修に参加し、活用の検討をしております。

今後、本市でオープンオフィスを利用する場合、どのような課題があり、どのように解決していかなければならないか、先進事例を学びながら検証する必要があります。オープンドキュメントファイルであるODFは、国際標準規格に認定され、日本でも多くの企業や自治体で利用が増加しつつあります。オープンオフィスの導入については、将来業務ソフトの選択肢の一つとして、今後更に調査・研究をしてまいりたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

まず、教育用パソコンの配置台数及びその調達方法についてでございますが、教育用パソコンにつきましては、平成15、16年度で配備が終了いたしました松山地区に続き、平成18年度に志布志地区、有明地区で小学校教師用110台、児童用285台の計395台、中学校教師用69台、生徒用155台の計224台を配備いたしました。平成21年度には、松山地区のリース満了に伴いまして、学校情報通信技術環境整備事業及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、児童用66台、生徒用41台が配備されたところであります。なお、今年度8月末までには248台の教師用パソコンが市内全中学校に配備が完了し、児童生徒用547台、教師用427台、計974台が予定どおり配備されることとなります。

調達方法についてでございますが、平成18年度における教育用コンピューター導入事業での指名選考結果を勘案いたしまして、故障等の場合速やかに対応できるよう、市内業者2社を含む県内に事務所を置くOA事務機器専門業者の中から9社を推薦いたしまして、入札契約運営委員会で決定され、入札がなされたところでございます。

次に、マイクロソフト社のオフィス製品にかかる1台当たりの月額に換算した場合の費用でございますが、マイクロソフト社のオフィス製品につきましては、ワード、エクセル、パワーポイントのソフトを使用しております。1台当たりの月額に換算し、5年間使用した場合の費用は約250円でございます。

次に、教育用パソコンにオープンオフィスの導入の考えはないか、またファイル形式の国際標準規格への考え方について示せということでございますが、先ほど市長も答弁いたしましたように、オープンオフィスは、マイクロソフト社のオフィス製品に比べまして、経費面では節減されることがあるようでございますけれども、ただ他自治体との送受信における互換性の問題。あるいは変換や修正作業が必要となる場合があることや、使用ソフト変更に伴います教職員への操作研修の実施や運用サポート体制の構築などの課題もあるようでございます。

教育委員会といたしましては、情報管理課との連携を密にいたしまして、経費削減の観点からもさまざまなシステムについて、費用対効果等を十分精査いたしまして、経費削減の選択肢の一つとして調査、研究してみたいと考えているところでございます。

最後に、本市の子供たちの体力向上を目指した小・中学校の取り組みでございますが、議員御指摘のとおり、子供の体力、運動能力は、昭和60年ごろから低下傾向が続いておりまして、肥満などの生活習慣病の増加が社会的な問題となっております。

本市の子供たちの体力、運動能力の実態は、平成21年度全国体力・運動能力調査によりますと、

小学校ではほとんどの調査項目で国・県よりも上回っておりますが、中学校ではほとんどの調査項目で国・県を下回っております。

そこで、本市におきましては、まず校長研修会等におきまして体育の授業の充実について指導いたしますとともに、各学校においては、授業の導入部分において柔軟体操等を取り入れるなどしながら体力の向上に努めているところでございます。

また、各学校におきましては、体力及び気力向上に取り組むために一校一運動を定めまして、始業前に時間を設定したり、朝の活動として、なかよし体育の時間を設定したりしております。さらに、市内全小・中学校におきましては、5月17日から28日の期間にスクールチャレンジデーなるものを実施することとし、学校独自の一校一運動と、市共通の長縄跳びを行い、子供たちが楽しみながら運動に親しむ機会を設けているところでございます。

体力向上におきましても家庭における理解は不可欠でございますが、最近では登下校時の行き過ぎた送り迎えや、子供たち自身が汗を流す活動への参加を避けまして、携帯やゲーム、おしゃべりなどに走る風潮があるのは誠に残念でございます。本年度、本市の中学1年生の運動部部活入部率であります、ちなみに46%となっております。

市教育委員会といたしましては、今後とも各学校における取り組みに適切な指導助言を行いますとともに、地域や家庭と連携を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** じゃあ職員の資質向上という観点から、一問一答で市長に答弁を求めていきたいというふうに思いますが、今市長の方で現在の取り組みということで、資質向上へ向けた取り組みということは今御報告をいただけたわけですが、従来私どもが理解をしている範囲での答弁と、新たに加わったのが、この都城とのですね、定住自立圏構想をお互い協定を結び合いながら進めていく上で、職員の資質向上を互いにせっさたくまして図っていこうということで合同研修、こういったものが新しい研修制度の流れ。そして、今後取り組んでいく、本年度から取り組んでいこうという流れの中で、この評価制度ですね、人事の評価制度の流れ、この2点がやはり新しいところだろうなというふうに思うわけですが。

市長、基本的にこの人事評価制度というものを取り組んでいくという姿勢に関しては、私はその流れに関しては賛成の思いを實際抱いております。しかし、大変これは職員にとって厳しいものを求められていく方向付けでもありますので、やり方によっては職員のやる気、モチベーションといいますか、そういったものをそぐ、お互いがお互いを足を引っ張り合う、そういったことを生みかねないこともよくこの問題では指摘をされています。そういったものをしっかりクリアしながら進めていかなければいけないのがこの人事評価制度ではないのかなという気もするんですが、場内ではこれを持ち込んでいこうとする段階において、市長と例えば課長会等でどういった協議がなされて今回のこういった施政方針になったのか、そこらを少し簡潔にお示しをいただきたい。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私は1期目の市長の時から、この人事評価制度については今後取り組みをしたいということをお話をとらえて話をしてきたところでございます。その主な要因としましては、法律に精励し、そして職務に忠実に、また一生懸命している職員については特に評価を高めていきたいというような気持ちがありまして、そのような形で人事の評価がされていないのではないかというようなふうに感じながら市政運営をしてきたところでございます。

そのような中で、今回改めて2期目の市長としての取り組みにつきまして、この限られた財源の中でこの人事評価制度を定着させていくためにはいかようにあるべきかということにつきまして、担当課長、もしくは財政の課長、そしてまた副市長とも十分協議しながら、このことについて今後取り組みをしたいということの協議を重ねてきているところでございます。

この導入につきましては、制度の設計、それから運用の方針というものを今年度中に作成しながら、23年度にその作成に基づく評価をし、24年度から本格的な実施というようなふうに長期的な取り組みになろうかというふうに思いますので、その取り組みの期間中、さまざまな協議を重ねながらより良い人事評価制度になるように努めてまいりたいと考えております。

**○13番（小野広嗣君）** 今、市長の今後の流れをお聞きしたところでございますが、いわゆるこういった制度というのは、やはり民間活力を利用するのと同じ視点ですよね。僕も市長がそういった思いで取り組んでいこうとされるその姿勢は十分理解するわけですが、導入、運用までの期間にいろんな弊害も含めてですね、慎重に議論を進めていって、そこへたどり着くという方向でない、なかなか難しいのかなという気がします。

なぜこういった角度で質問をするかと言うと、いわゆる行政というのはこれまで縦割り体制ですよね。そして、今回市長がブランド推進課というものを議会に提案されております。そうすると、いわゆるそこで仕事をされている方々と、そしてブランド推進課の中でいろんな事業形態、ブランド化していく分野を受け持つ方々が出てこられますね。こういった方々と現場との連携というものなかなか取りづらい。そういった中で、やる気が出る職員、そういったものを任せられてですね、やる気が出る職員、けどこの仕事は今まで我々の仕事だったんだという角度で受け止めてしまう職員、こういったことが出てきたときに、先ほど冒頭で言われたように市長が、公平・公正な人事評価というのできるんだらうかという一抹の不安を覚えるんですね。そういったことも含めて質問を今回しているんですが、そこらはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、この人事評価制度につきましては、基本的に職務に一生懸命取り組んでいる職員について評価を高めるような形のものにしていきたいという思いで取り組みようとするものでございます。

そして、また一方、公務員として、そして仕事をする職業人として最低限なすべきものがあるということについての自覚というものを求めるということについても、理解を求めながら、協議を進めながら、このことについて共通認識としてこの制度の導入を図っていきたいというふうに

考えるところでございます。

そのようなものでありますので、レベル的には当面はかなり低い形でこの評価制度というものはスタートするのではないかなというふうに考えるところでございます。それを年次を追って、さまざまな理解を求めながら、共通理解をしながら、内容的に評価がどの分野から見ても、どの角度から見ても、正しい評価だというようなものに精度を高めながら仕上げていきたいというふうに考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 短兵急にこのことを進めていくという考え方ではないということはよく理解をできましたので、やはりこういったものを導入して短絡的に、直接的にそのことが即、短期間のうちにですよ、賞与として、あるいは給料として跳ね返ってくる、これはやはり慎重に扱っていかねばいけないと。その人の能力というのを図っていく上で、やはり時間がかかると思うんですね。

例えば、この給料を払う、あるいはその能力を認めるという範囲の中で考えたときに、人を見てその能力を考えるのか、その仕事を見てその能力の判断をするのか、市長どちらですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもの仕事は、先ほどの議員にもお答えしましたように、市民に対していかにサービスを向上させていくかということの基本的な視点、観点があるわけでございます。そのようなものがきちんとされているのかどうかというようなことを基本的にとらえながら、そのために業務というものはいかにあるべきか。そしてまた、与えられた業務をその年間のスケジュールの中で最低限基本的にこなしているかどうかということをもまず基本的にとらえながら、このことについては進めていくというようなふうに考えますので、決して人がどうのこうのということではなく、仕事をきちんとやっていただくということがまず第一義でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 市長が述べられたとおりであろうと思います。

人の能力というものは簡単には計れません。市民が求めている行政サービス、そういったサービスに対していかにこたえられる仕事をその人が成したのかという、いわゆる仕事基準でですね、判断をしていくと。これが人事評価制度の基本にあるべき姿であろうというふうに思っています。ぜひそういった方向でですね、今回、今後慎重に導入していくのであれば、見ていってほしい。

もう1点、やはり、いわゆる大臣で言えば大臣のポストに就くとか、あるいは課長のポストに就くとかいう言い方がありますね。どうしてもその方向性というのは、そこに座ったら、極端な場合ですよ、仕事をしようがしまいがそのポストにある以上それだけの報酬が伴ってくるというふうに見たときに、少しおかしいよねというふうに思います。

それは、公務員である皆さんの姿を見ててもそうですね。前の課長はもう10倍ぐらいの仕事をする課長だったとしますね。そして、今度変わった課長は5倍ぐらいしかしないと、あるいは1人前しかしないという場合でもそのポジションから追いやられることはあまりないし、そのことによって報酬減になることもない。これがポストと言われるものです。ところが、野球だとかサッカーだとかいうとポストとは言いませんね、ポジションですね、ポジションに着くという言い

方をしますね。そして、そのポジションでどういう、仕事っていうか、プレイをするかによって、その対価として観客が入場料を払うと。こういう感覚っていうのはすごく大事だろうと思うんですね。いわゆるそこに安閑としてずっとおれるという感覚であれば仕事に油断ができ、すきができ、そしてのんびりと構えて仕事がかどらないということがありますけれども、いつそのポジションをほかに取って変わられるかというそういった危機感があれば、この場所で自分は2人前、3人前の仕事をしてしっかり市民に見てもらおうんだと。議員だってそうですよ。そういった立場で仕事をするのとならないのでは全然違うと思います。

このポストとポジションという感覚で考えたときに、市長、どう思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、本市で課長職を担っている職員につきまして、どの課長が前課長より半分しかしないとか、1人前の仕事しかしないというような評価については、私自身は認識していないし、またそういったことでも耳に届いてないところでございます。どの課長においても、その職務につきましては、十分責任をもって果たしているというふうに考えるところでございます。

と申しますのは、私自身、町長になった時もそうですが、市長になってからも、さらに進行管理表というものをそれぞれの課に作成するよう命じているところでございます。その進行管理表に基づいてきちっと年間の業務がこなされているかどうかということについて、把握をしながら、年間の事業の推移を見守っているところでございます。

そのような意味合いから、各課長においては、自らが取り組むべき業務については常に進行管理表に従いながら、その進捗率を確認しながら、課の統合をやっていっているというふうに認識しているところでございます。その中で、特に公務員につきましては公平・公正と、そしてまた堅実な仕事第一に求められるという立場でございますので、そのような立場でそれぞれの管理職の職員は仕事を果たしていただけるものというふうに認識しているところでございます。

先ほども申しました進行管理表においても、個人のレベルで今後作成していきながら、そのことでもって課長がしっかりと管理しながら、全体的な事業の遂行を果たしていくというようなものにしていきたいというふうに考えるところでございます。そのような意味合いからすれば、そのことにつきましても、やはりどのようなポジションであろうとも、また立場が変わっても、同じような形の職責を果たしていかなければならない人材にそれぞれがなろうかというふうに考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** すべての方がそうであるとは言いません。先ほどの質問の中で述べた5倍、10倍の話も例えで申し上げておりますが、少なからずとも、でも職員の皆さんの中に、例えば課長職に就くのが目標であると、いい意味でそれはやる気の面でもありますし、認めます。しかし、それが就いた途端に、もうそこにあぐらをかいてあまり仕事をしない課長になってしまえば、それはいわゆる市民の損益になりますよね。

私、話をいろいろして、ほとんどの方々が一生懸命仕事をしていただいているという実感があります。ただこれもこれまで話してきた中で、退職をされた方も含めてですよ、やはり、いわゆ

るあと1年しか課長がない、最後の1年、2年で課長になられたそういった人の中には、のんびりと構えて仕事をあまり積極的にされていないなあというような人も、ままだ見受けられたことがあります。こちら側の判断としてですね。

やはり、そういった人の元に1年、2年いて、職員として訓練というか、仕事をする人たちは、やはりまねていく部分があるんですよ。そういったところにもしっかり目を通していかないと、元に戻りますが、人事評価制度というのはそういった環境におかれている職員という観点から見ても見えていかなきゃいけない。本当に難しい問題を含んでるんだらうなというふうに思ってるんです。

だから、逆に言うとハラスメントの問題がありますね。モラルハラスメント、パワーハラスメント、あるいはセクシャルハラスメント、それが、その課の中でそういったものがあつたとします。風通しがよくない、そして管理職のいじめ、あるいはそうではない、若い職員が意外とそっぽを向くことによって課長がやりにくくなる、お互いでしょう。こういったハラスメントに関する対策というもの、この辺はどう考えていらっしゃるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話にありましたハラスメント、特に男女共同参画に基づきます対策につきましては、十分そのことには対応できる所内体制を取っているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 職場がどれだけ風通しがいいか、そのこといかにによっても職員の仕事の能率向上は図られていきますね。確か3月議会だったと思いますね。もう細かくは言いたくない内容ですから、もう言いません。市長もお分かりだと思えますけど、職場でもいろんな声があつて、トラブルがあつて、こういうことで何とかしてほしいというのが課長にも上がつて、課長から注意が出る。分かりますね、3月議会で行いましたからね。そのことでノイローゼになっていくような人たちもいるわけですね。そういったことにしっかりアンテナを張つてやっていかないと、職場内に不満がたまっていくと。

だからやはり、まあしっかりやれているというふうにおっしゃいますけれども、ではそういった相談体制がしっかりできてれば、今全国的にこのうつ病対策の問題もありますね。もう本当に国家的な悩みになっていますよ。こんだけ長期的に20年にわたつての景気低迷、そして社会的さまざまな要因が重なつて、そして仕事のプレッシャー、さまざま重なつてそういうものが出てくる。

そして、それはこの本市の職員の皆さんの中にだつて、さまざまな不安を抱えて苦しんでいかれる方々がいらっしゃる。そういったケア体制というのがしっかりできていないといけないと思うんですが、産業医の問題だとかいろいろありますね、そこらはどうでしょうか。

**○総務課長（中崎秀博君）** 相談体制の件でございますけども、一応総務課の方に衛生管理委員会の方を持っておりますので、当然そこには産業医の方も委嘱いたしております。それと併せまして、うつ病の関係につきましてはまた専門医を1名、産業医として、相談体制ということで相談に乗っていただく先生をお願いをいたしております。

今ありましたとおり、この精神的な疾患というのが合併後にやはり横ばい状況であるというこ



とで、市長の方からもその原因、あるいは原因等を精査しなさいという指示もいただいている中で、7月からは一応公募をかけまして、職員対応の保健師を一応導入するという計画も持っているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 市長、なぜこういう質問をするのかというと、人事評価制度と全部重なってくる観点から質問してるんですね。

やはり、その人の能力を計るということで、人事評価制度、これは必要だと思います、最初に言いましたように。ただやり方いかんによっては、そのことがあまりのプレッシャーになってしまって、いわゆるうつ病になっていく方々もいる。そういったふうな評価で上司から見られてるんだという観点というのは、すごく人を追い込んでいきますね。そういった部分も含めてこの話は進めていってほしいという観点から質問をしていることを御理解をいただきたいというふうに思います。

そういった意味では、以前、先輩の職員が、先輩の方々が、もうベテランの方々が、新人の方々が3年、4年の方々が職場に入ってさまざまな悩みを抱えていく、そういった場合にメンター制度というのがあるよと、そういった人を導入して対応するべきではないのかというふうに質問をいたしております。

その後、このことについてどういう協議がなされたのかお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** 先ほど課長もお話しましたように、男女共同参画の面からを中心に、特にこのことについては慎重に取り組みを重ねてきているところでございます。そして、その都度その都度、新たな事例が出てきたときには、対応をいかにすべきかということについて担当の課とも検討を重ねながら、慎重に対応してきているところでございます。

そして、お話にありますように、今後人事評価制度を導入するとなれば、そのことが決してプレッシャーにならない形で、本人も納得するような、特に本人につきましては自己申告制度も導入しておりますので、このことによりまして、本人が納得するような形での人事評価制度に移行というようなことになろうかというふうに思います。

最近、なかなかうつになられている方が、回復がはかばかしい面があるところでございます。そのことで私自身としましては、何らかの対応を必要ということで、そのことについて改めて専門の部署を設けて対応するよとというふうに命じているところでございますが、基本的には、その部署その部署でのチームワークが必要ではないかなというふうには考えているところでございます。お互いに横の連携を取り合いながら、その職員職員自身が抱えている課題がお互いに分かり合えるような、そういった部署の在り方、チームワークの在り方というものをいかに構築すべきかという観点から、今後はこの人事評価制度についても取り組みをしていきたいと、そのようなことで全体的な浮揚を図っていくというようなふうに考えているところでございます。

先ほど議員の御質問された内容につきましては、ただいま確認しますので、しばらくお待ちください。

**○議長（上村 環君）** ここで、3時15分まで休憩をいたします。

午後 3 時 03 分 休憩

午後 3 時 16 分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、メンター制度について、昨年の 3 月議会で御質問をされております。そして、この制度について、考え方を私自身求められておりまして、このような制度については有効な制度だということになれば、このことについては取り組みをしていきたいというようなふうに答えをしております。

このことにつきまして、誠に申し訳ございませんでした。現在の段階でまだ取り組みをしていないところでございます。今後このことについては、取り組みをしてまいりたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、今の市長の答弁を了といたしますので、前向きに取り組んでいていただいて、職員のやはりそういったことも含めてですね、資質向上につながっていくと思いますので、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

そのことは、引き取りたいと思います。

あと 1 点、この関係でぜひですね、市長、話の角度は変わるかもしれませんが、やはりこの職員の資質向上という問題とはやはりリンクするという思いで質問をさせていただきたいわけですが、市長も以前質問した時に、積極的に職員には現場に行って声を掛けるようにしているということをよく言われてたという気がするんですね、この場でやり取りする中で。できればですね、いろんな職員の声を聞く場というのはあると思うんですね。ありますけれども、例えば旧志布志町時代に、慶田さんが町長時代でしたが、二人助役制というのをひいた時期がありました。その時に我々議会は、町長、二人助役、しっかり連携が取れているのかという話、議会から何回もそういうつつきがありまして、私もそういった問い掛けを何回もしました。

そうすると、お昼の時間に 3 人で極力食事を同じ部屋でして、そこで意見交換をするようにしているというお話もありました。それがどういう結果に結び付いたかというところまで検証はなかなかできななかったわけですが、そういう取り組みはしているということがありました。

僕は、もっと広げてですね、実は庁議室等でもいいと思うんですが、やはり定期的にですね、職員の皆さんと、階層別でもいいですよ、混ざり込んででもいいし、いわゆる職員と一緒にランチを食べながらのミーティング、こういったことも必要なんじゃないかと。そういったざっくばらんな雰囲気の中で、市長の思いも職員に伝わる。いわゆる市長が公約で、公約というか所信表明、施政方針等で述べられた志布志市の未来予想図というのがありますね。それに対して、どうそれが実現するのかというのは、職員がそれにこたえていこうという思いに立たなければ、それは実現できませんね。そういった意味では、上から声を掛けてやれということだけではなくて、

一緒にランチミーティングでもしながらですね、自分の思いを述べ、また職員の方からはさまざまな声を言うていただく、そういったことができるような、そういった職場、あるいは市役所になっていくと、その影響というのは必ず市民の元に還元されていくんだらうなという気がしてならないんですが、そういった観点はどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

職員のチームワークということにつきましては、先ほどお話し申し上げたところでございまして、職場間でそのような雰囲気醸成してもらうということについては、いつもいつも喚起、お願いしているところでございます。しかしながら、私自身と職員との交流というか、ふれあいというか、そのようなものについては今まで特段取り組んでいなかったところでございます。

ただ、私自身としましては、職員の方々がどのような形で自分の仕事について取り組みをしているのか、そしてまたその仕事についてどのような気持ちを抱いているのかということにつきましては、先ほども申しました自己申告書の提出、あるいは職員への私と副市長でのヒアリングというものを設けまして、年に1回ぐらいは職員との意見聴取、意見交換という場が持てるようなものはしてきているつもりでございます。

今お話にありましたような形でのランチミーティングということにつきましては、少し職員の方々の意見も聴きながら考えていきたいというふうに思います。

**○13番（小野広嗣君）** 今おっしゃる意味も分かりますし、職員の方々の意見、こちらから呼び掛けられて渋々ランチタイムに来るといってもないとは言えないですね。でも、お互いに市長がそういう声掛けをしたとして、それに対してあまり反応が良くないとすると、この町の行方はどうなのかなという気がしないでもないですよ。本当にお互いに市長の夢、あるいは未来予想図をしっかりとお互いに支え合って煮詰めていこうよという雰囲気、そういったものが醸成されていくということが大事だろうと思いますので、少し検討事項としてもですね、試みてみるということも大事なかなという気がしますので、少し前向きに調整を図っていただければというふうに思っております。

あと1点、いわゆる定員の適正化計画で職員が縮減されていきますよね。そういった中で今度は、逆行するかのように臨時職員あるいは嘱託職員の方々が増えていくというジレンマがありますね。そういったときに、そういった方々の責任の重さというのはやはり増えてくると思うんですよ。だから、やっぱりそういった問題をしっかりクリアしていかないと、そういったところに関する人事評価というものも、実際は職員個別にですけれども、臨時職員、嘱託職員の方々もそういった環境下の中に置かれていくわけですので、どこまで実際求めていかなきゃいけないのかという課題も抱えていますので、そういったことも今後の人事評価制度を導入する上での検討としてぜひ受け止めとってほしいんですが、どうでしょうか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

臨時職員、嘱託職員につきましても、今まで定員適正化計画に基づき、職員が削減されてきているという中で、同じようにその方々も減らしてきたところでございます。

しかし、昨年から臨時交付金事業によりまして、臨時雇用対策というような面からなるべく失職された方々を採用できるような場というものをつくりまして、積極的にそのことについては取り組みをしているということで、現在臨時職員につきましては、若干また増えてきているなどというふうには考えてきているところでございます。

そのような方々の職責ということにつきましては、今後この経済状況が一段落してからまた改めて考えなければならない内容かというふうには思ったところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** はい、分かりました。

もう次へ移りたいと思います。

地球温暖化へ向けての質問をしておりますが、大きなくくりですので、その中で何点かお聞きをしていきたいと思っております。

特に、なぜこういう質問に至ったのかということ、特に施政方針でもそうですが、市長は今回に限ったことではなくて、地球温暖化対策ということに対して一生懸命やろうという、環境問題については特に真剣に取り組もうという姿勢が1期目より見られましたよね。

そして、今回の6月定例会の議案上程の際も何回言われたんだろうと思うんですが、「チャレンジ25」ということに挑戦している、その姿勢を何回となく議案上程の際も述べられました。

そこまでの姿勢を持っていらっしゃるのであれば、どこまで市長がこのことを深く受け止めてそこに臨もうとされているのか、その姿勢を一事を立ち入ってですね、聞きたいという思いがあって質問を通告したところであります。

そういった観点から見たときに、例えば、今年の6月5日が環境の日でありましたね。そして、毎年この6月が、環境月間ということでもあります。そして、そういった意味から見れば、今年の環境月間の我が町の、この志布志市ですね、目玉になるような取り組みというのは、この環境月間に何をなされようとしたのか、またなされようとするのか、もう今6月の中旬に入りますが、そこを少しお示してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市では、今議員の方からお話がありましたように、環境について先進的に取り組んでいる地域ということで、環境省が提唱しております「チャレンジ25」について積極的に取り組もうということで、その取り組みを重ねてきているところでございます。

そのようなことで、特段、ただいまお話がありました6月だけ限定してどうこうというような取り組みはしていないところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 年次的に「チャレンジ25」、これに対して挑戦をしていくということは十分に分かりますよね。しかし、これだけ「チャレンジ25」に挑戦しようと、そして市民にそのことを喚起させようということであれば、この6月の環境月間に市民にそういったもの喚起させるだけのものを、できるだけのものを提示するということが僕は大事なんだろうと思うんですよ。それが無いから今回質問してるんですよ、実は。

実際この広報を見ると、今回のこの6月の広報を見ると、もう市長、「6月は環境月間です。環

境について考えてみませんか？」と、ここに「物を大切に、人を大切に」ということで6ページぐらいまで載せてありますけれども、で、ここにずっと載っていますね。これ、何回も読みました。これは、ただこういうふう呼び掛けているだけということ、これで喚起できるかという、喚起できる内容には僕はなっていないと思うんです。何度も読みました。

市民の行動基準を「環境にやさしいか」としましたというふう載ってまして、最後の方にいろんなことが書いてありますが、本市には「エコライフ55」という取り組みがありますと。簡単にできる、家庭で簡単にできる環境へのやさしい取り組みということで、電気を消すとかいろんなのが書いてあります、マイバッグのこととか。「一人ひとりができることから始めませんか」ということだけで終わっています。ないよりはましです。広報にしっかり6月号に載っていただきましたので、これは意識が多少なりとも市民環境課の中であったんだなということは理解はしますけれども、例えばですよ、この「エコライフ55」というのは、ちょうど合併した年ですね、そこでスタートをして、8月と10月で公民館であるとか、地域に行って説明会を行っていますね。そしてこれを進めてきた。これを見ていくと、当局はそういうふうに進めてきているんですが、「エコライフ55」という取り組みがあります、だから一緒にやってみませんか、とだけ書かれて、このことの内容が本当に皆さんに周知徹底できていますかね。「エコライフ55」の取り組みの中身が全部。

僕は、実はですね、たまたまちょうど今、集落の班長をしてまして、これ、持つ中で聞いてみました。「エコライフ55」というのが分かる人は少なくとも僕が当たった6軒分ではなかったです。そこらはどうですか。それを知らない人がそんだけいるのに、それだけ呼び掛けているというのはどういう姿勢でしょうかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

「エコライフ55」運動につきましては、「我が家から始めようエコライフ55」ということで、例えば、使っていない部屋の電気を消すとか、買い物にはマイバッグを持っていく、あるいはエアコンの設定温度は省エネ温度にするというようなことを55項目掲げまして、このうちの5項目以上を選んで3か月間実践していただき、そしてまた記録をし、達成した家族を環境家族として認定してきているところでございます。現在1,250の家族がこの運動に取り組んでいただいているということで、合併以来このことについては、さまざまな形で「エコライフ55」について御紹介申し上げ、取り組みをお願いしてきているところで、平成18年には267、平成19年に1,055、平成20年に1,144、21年に1,250ということで、暫増してきているというようなことでございます。

お話にありましたように、まだまだ市民全体につきましては、このことが浸透していないというようなことであろうかというふうに思いますが、今後このことにつきましても更に市民の方々に呼び掛けをしまして、「エコライフ55」の登録家族数を増やすというような形の取り組みをしてまいりたいと考えます。

**○13番（小野広嗣君）** 今、市長答弁ありましたので、それでよろしいかと思っておりますけれども、やはりこの「エコライフ55」、この取り組みの姿勢ということは、大事な視点だろうというふうに

思います。しかし、やはり当局が、いわゆるごみの分別も含めて日本一の資源化を成しているんだという勢いだけで今、だあっと来てるもんですから、どうしても現場を見ていく視線というのがちょっと現場と当局との間にかい離があるなという気がしてならんのですよ。だからこういった表現になると。もう知ってて当たり前みたいな角度での記事になっていますよね。知らない人の方が多いんですよ。だから、そういった目線で環境問題に取り組んでほしくないなというのがあるもんですから申し上げたところです。

実際、クリーンロード作戦なんかにかかわっていくと、その対価としてひまわり券を頂いたり。実際、今回うちの関係でも7軒ほど、そうやって参加をしていただいた所にひまわり券を持って回るということをして、また逆に喜んでいただくとか、そういうこともありました。そういった意味では、やはり市民にこれがしっかり伝わっていくと市民の皆さんは本当に喜ばれるんだなあとということを私自身も実感をしたところでもありますのでね、そういったものを丁寧にですね、進めていっていただければというふうに思います。

先ほど、環境月間について我が町の目玉になることは何なんですかといったときに、特に今回は組んでないということではありますが、実際この7月においてもですよ、今年で3年目に入っていきます「クールアースデー」、こういった問題がありますね。6月の広報、そしてその日程欄をずっと見てもそのことに全然触れられていない。市民環境課も含めて、こういったことに対しての取り組み、あるいは市民への呼び掛け、企業への呼び掛け等々、全然検討なされていないのか、そこをお示しをください。

○議長（上村 環君） しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時35分 休憩

午後3時38分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 「クールアースデー」についてのお尋ねでございますが、「クールアースデー」、毎年6月21日、いわゆる今年の夏至の日と7月7日、七夕の日に時間を区切って一斉に消灯をするというような取り組みでございますが、こういうことにつきましては、今のところ呼び掛けはいたしておりません。

「チャレンジ25」の中でこういうものも含めた形で今検討をしていますが、「目指せ！1人、1日、1kgCO<sub>2</sub>削減」というような形の、いろんな「エコライフ55」と似通った形なんですけど、できることからやりましょうというような計画はいたしております。

○13番（小野広嗣君） 市長はですよ、本当にこの「チャレンジ25」というのを声高々に叫ぶのであれば、こういったことに取り組んでいるのが当たり前でしょう。もう3年目ですよ。

この「クールアースデー」という取り組みもそうですが、いわゆる言葉を換えて、今政権が変わってもう少し予算が減りましたけれども、やはり「ライトダウンキャンペーン2010」といって、

呼び掛けてポスターまで作ってるんですよ。そして、ポスターですね、ここで各自治体が使えるように、各自治体に応じて日にちをしっかりと入れ、そういった取り組みができるようなポスターが出せるように作ってるんです。そして、それに賛同されるどころの企業、そういった所にはステッカーまではれるようにちゃんと用意されてるんですよ。そして、今言われたように七夕、そして夏至、この時に2時間、8時から10時まで一斉に消灯しましょうよと。その消灯によってどれだけのCO2が削減されたかというデータまで出てるんです。

こういったものは、しっかり広報に載せて、そして防災無線等でも呼び掛けていけば、すべての市民の方が理解をされるわけではないでしょうが、かなりの方々がそれにチャレンジするということで、どれだけその二日間において本市のCO2の削減につながるか、そういうことじゃないですか。

それこそ、市長は何回となく「チャレンジ25」ということを言われてるわけですから、これ、自らこういうことをやるべきじゃないの。そういう検討をしてないというのが、僕は当たり前前に、当然なされてるんだらうと思っていましたが、広報等に全然触れてなくて、先ほどの呼び掛けだけです。ちょっと環境を勉強しませんかで終わってる。ぜひやるべきじゃないですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まことにもって認識がなされてなくて、申し訳ございませんでした。

まだ間に合いますので、6月25日、7月7日のこの「クールアースデー」につきましては、本市で全市的に取り組むよう各事業所へ、そしてまた市内全域について呼び掛けをしてまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですね、口でい疫の問題がある中で、人を集めて何かエコのイベントをするということではないわけですからね。これしっかり各企業、あるいは市庁舎も含めて、また各家庭も含めてできることでありますので、今の答弁のようにしっかりと呼び掛けをして取り組んでいただければというふうに思います。

環境問題、あまりにも幅が広いですので、もう1点だけ質問をしておきたいと思います。

いよいよ本年、この生物多様性の問題が日本で議論をされるようになってまいりました。この生物多様性の問題に対する市長の認識、そこをお聞きしたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

生物多様性につきましては、現在全世界で知られている生物の数が約75万種と言われていると。そしてまた、それで知られていない生物も含んでおよそ500万から3,000万種の生命体がいるというようなことであります。

しかしながら、これらの生物体が地球環境の温暖化に伴って、悪化に伴いまして、生物の絶滅の危機にあるというふうなふうに言われているところでございます。そのようなことで、現在これらの野生の生物の中でおよそ4種類のものに絶滅のおそれがあるということでございまして、このことにつきましては、いち早く地球温暖化に全世界で取り組み、このようなことがないような世界というものを世界全体で連携し合いながら取り組みが必要というふうに考えるところでござ

ございます。

**○13番（小野広嗣君）** 市長、本年10月に愛知県の名古屋で、今言われました生物多様性条約の第10回会議、いわゆる「COP10」というのが開催されるんですが、それが日本で開催されることは御存じでしたか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

そのことについては、認識しておりませんでした。

**○13番（小野広嗣君）** 市長だからすべてを知り得るわけではないですのでね、そのあらを突いてうんぬんするつもりは毛頭ありません。ただ、やはり市長が本当に音頭を取って、この地球温暖化対策に向けていち早くこの鳩山政権が打ち上げた「チャレンジ25」に挑戦するというそういう姿勢の中で、やはり目配りをしていただいでですね、そしてまた担当課も、そういった情報を市長の元にお届けをしていく姿勢っていうのはすごく大事だと思うんですよ。

本当にこの生物多様性の問題というのは、僕もそんなに詳しいわけではありません。相当資料も読ませていただきました。ただ、簡単に言っちゃえば、シンガーソングライターのイルカさんがいますよね。「まあい地球」っていう、テレビでも今も結構流れますね、昔から歌ってる歌ですよ。結局、一人に一つずつ大切な命があるんだと。そして、この世界中にある一つ一つの命というのは掛け替えがないし、連関してるしつながってるんだって。どの命にしても無駄なものは一つもないんだよというのが生物多様性ってことでしょう。それを破壊してきたのが人間だってことでしょう。そこにしっかり注意を払っていかないと地球温暖化対策も進まないよっていうこともあるわけですね。

そういった意味では、今回確か2番議員の方が天然記念物のカワゴケソウの危機的状況ということで質問をされるみたいですけども、そういった本市のこの一つをとって見ても、こういったものを含んでるわけでしょう。

ですから、そういったことに対する市民への普及・啓発というものもしっかり、やっぱり定期的にやっていただきたい。そうすることによって、市民の環境に対する地球規模でのですね、理解というのが進んでいくんだというふうに僕は思ってるんです。市長、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

地球温暖化につきましては、私どもは、最近冬は冬の厳しい寒さがなくなったよね、雪が降らなくなったよね、霜が降りなくなったよね、氷が張らなくなったよね、そして夏においては、40度近い高温の日が続いてくるようになったよねというようなことを感じるところでございます。

そして、生物につきましても、最近見なかった生物が早々とこの地に現れるというようなことから温暖化については感づいているところでございますが、今お話があるように、さまざまな生物がこの地球上からいなくなっていると、絶滅の危機にあるということについての認識はまだまだ低いのではなからうかなというふうに思うところでございます。

そのような観点からも、今お話がありましたようにこのような影響もあるんだよということにつきまして、また改めて市民の皆さんに知っていただくような広報をしていきたいと考えます。



**○13番（小野広嗣君）** ぜひそのような方向でですね、市民に、当然市長が最も力を入れていらっしゃる分野の一つでもありますので、志布志市の市民の方々が「チャレンジ25」をはじめとしてですね、いわゆる地球温暖化へ向けた、そして、一つ一つの命が本当に大切であるということですね、共有し合えるような町というものは、まちづくりというのは大事だろうというふうに思いますので、今の答弁のように前向きに進めていただきたいというふうに思います。

次へ移りたいと思います。

I T施策という観点で、経費削減は図れないものかということで質問をしたわけですが、総括的な質問に対しては市長の方から先ほど、電子自治体リーダーそういったものも設置しながら、これまでの経緯を踏まえて、見直しや刷新できるところはしっかりやっていくと。そして、先進自治体への研修も検討をしているんだということがありました。調達にあっても特定のメーカーに左右されない在り方で取り組んでいると。そして、情報システムの効率的な運用が図れるそういったモデルに関しては、関心を払っているところであるといったような答弁。そして、更新時期に向けて削減できるものは削減していこうというような方向付けで、今答弁をいただいたというふうに思っております。

この考え方は、もう教育長は答弁されませんでしたけど、同じ考え方に立っているというふうに理解をいたします。

システムの開発、あるいは保守、そういったものが必ず出てきますね。年度年度ごとに、ソフトの問題、ハードの問題、出てくるわけですが、こういったI Tにかかわる総体予算というものを見たときには、大変な金額であろうというふうに思うんですね。そしてこれまでも、委員会等でもさまざまにそういったものを、I Tにかかわる、調達にかかわる問題に関しては、本当に値段の交渉ひとつで全然違うんだという話をし、担当課長の方からもそのことを踏まえた上で取り組んでいるんだという答弁をいただいた経緯があります。そのことに関しては、相当これまでやり取りをしていますので、もうこれ以上進める気はありませんけれども、ぜひとも先ほど市長が答弁をされた方向性でですね、取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

市長部局の方のパソコンの台数等も出ていました。そして、総体で447台ということ、そして教育委員会がそろったときに974台ということも含めて述べられました。これも、メーカー指定をせずに市長部局の方は指名競争入札だと、そして教育委員会の方は、市内業者も含めて9社を指名して、あと入札をしていくという流れで、明朗な調達の在り方であるというふうに述べられたと思うんですが。

これはこれでよしとしまして、マイクロソフトのオフィスの件に特に今回触れておきたいんですが、これを市長部局が1台当たり1か月に換算したときに484円と。こういう質問をしていますので、当然教育委員会部局も250円という答弁をいただいたところですね。であれば、1年ごとの総体予算、このパソコンにかかわる1年ごとの予算枠というのは、予算はどうなっていますか。市長部局と教育長。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** まず、市長部局のマイクロソフトオフィスについてお答えしま

す。

職員用のパソコンにつきましては、平成19年度、20年度、21年度、3か年ですべて更新が終わっているところでございます。それで、現段階におきましては、今後このソフトの購入費というものは発生をしないところでございます。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** 今後のことではないんですよ。それを導入してからこれまでの金額です。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 現在まで購入をいたしましたライセンスの数が447台でございます。そして、これらに係る経費が1,298万2,000円でございます。

**○教育総務課長（五代豊一君）** オフィス製品に係ります月額250円というのは、先ほど教育長の方から答弁したとおりでございますが、今年の8月をもちましてすべての台数がそろいます。そのそろった状態で計算しますと、月額にいたしまして24万3,500円、年額にしまして292万2,000円が発生すると。これにつきましては緊急経済対策事業等での買い取りの事業ということでございますので、特にライセンス料等々については、今後発生するということではございません。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 約1,600万円弱という額が市長部局と教育委員会関係、学校現場を含めて1,600万円ということが、ソフトですね、オフィスにかかる金額でこれだけ。マイクロソフトのオフィスでこれだけかかっているという現実があるわけですね。

そして、先ほど市長の方からも答弁をいただきましたけれども、互換性の問題で少し難点がオープンオフィスの場合はあるんじゃないかということが危ぐされるというふうに言われておりますが、実際これを導入している自治体が出始めてますね。そして、景気低迷の折、大企業あるいは教育の現場でこれをもう取り入れ始めている所が出始めてます。それもやはりいっぺんにするということではないですね。オフィスが実際入ってるわけですから、5年間かけていわゆる入れ替えをしていくと。例えば、会津若松もやっていますね。ここは、5年間かけてやって、やり終えています、今。そして、15%は、もしものとき用にマイクロソフトのオフィスは残して、85%を入れ替えています。5年間で約1,500万円の削減をやっております。

先ほど市長言われましたけど、大体このマイクロソフトオフィスの場合、ワードとエクセルとパワーポイント、この三つがソフトとして導入をされていますね。

冒頭言われたように、国際規格のことも僕は申し述べましたが、国はですよ、特定の企業が独占的に作っているその品をいわゆる行政が、それに縛られて調達することはあまり良くないと。マイクロソフトのオフィスを使うなど言ってるんじゃないですよ。選択肢はほかにもあるというふうに国は言ってるんですね。

そこで、聞きますけれども、マイクロソフトのオフィスでなければならない課は、すべての課がマイクロソフトのオフィスを使わなければいけないんですか。そういう理由付けを申し述べてください。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** お答えいたします。

現在、市長部局のパソコンにつきましては、更新の段階で標準ソフトをオフィス2007ということで、すべて統一した形で現状では使っているところでございます。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** ちょっと答えに課長、なってないじゃないですか。

今後の展望も踏まえてですよ、マイクロソフトのオフィスでなければ困る課があるんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 現在、情報管理課の方では、オープンオフィスというソフトをば試験的に使っておりますが、一般的な文書等につきましては、ほぼ互換性はあるというふうに考えておりますが、ただワードで作成した文書をオフィスで出力しますと、特にけい線があったりですとか、修飾が使われているものというものについては、現在印刷がずれたりするというところでございます。

今後、このオフィス関係のソフトについても、先ほど市長の方からも答弁がございましたように、今後このオープンオフィスにつきましては、いろいろな他の全国の自治体も使っていると議員の方からもお話がございましたように、会津若松市が全部、ほぼこのオープンオフィスに移行したということ等もございますので、今後志布志市としましても、このオープンオフィスも将来のソフトの選択肢の中に含めて検討させていただきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 今の答弁はある程度理解をいたします。

市長、今の情報管理課の課長の答弁を受けましてですね、この国際標準規格に適合しているんですよ、オープンオフィスというのは。そして、その互換性の脆弱（ぜいじゃく）性っていうんですけど、脆弱（ぜいじゃく）性もかなりの部分で克服されてきたというふうに言われています。

そして、メール等でのやり取りとか、さまざまケアがなかなか難しいとかいろいろありますけれども、そういったものも、これ、オープンオフィスソフトというのは、使用される人たちがさまざまな問題をネット上で持ち合って、改善をどんどんどんどんしていくすばらしいソフト作りなんですよ。そういったものを職員の仕事の状況に応じて、できるところから順次取り入れていく。いっぺんにはできません。5年計画ぐらいでやっていかないとできない。

そして、安全性の上からあくまでもマイクロソフトのオフィスは、例えばさっきの例のように15%とか20%残す。しかし、それ以外はその無料のオープンオフィスソフトでしっかり賄えるんですよ、やっていければ。これをやっていくと1,200万円ぐらいの、例えば、また新たに導入時期が来るわけですからね。その時にマイクロソフトの、例えばもう今、今年はですよ、オフィスの2010が出ますよ。そして、次の時にはその2010を入れるわけでしょう。そうするとまたこれだけかかってくるでしょう。そういうことにならないために、今のうちからこのオープンオフィスを導入していくと経費削減ができますよということですよ。

そこに対して先ほどの情報管理課の課長、今、少し導入して見てるんだということですが、市長、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話しいただいている内容については、すばらしい流れになっていくというふうに感

じるところでございます。

お話にありましたように、ある特定のソフトが世界全体を席けんしていつているという内容については、少々このことについては懸念される内容ではないかなと。また、少し話は違いますが、マイクロソフトの会長であるビルゲイツさんがアメリカの資産の何パーセントを占めているとかそういったような話になっているということについて、まさしくこれはその成果であるということでございますが、これが今後続いていくとなれば、そういう意味でも少し新しい技術というものが開発されるべきだというふうに感じていたところでございます。

そのような意味合いから、現在オープンオフィスというような形で、世界の技術者が新たに無料でこのシステムの構築について取り組んでいき、そしてまた、無料でオープンにされているということにつきましては、このことが更にマイクロソフトの内容に近づき、またそれをしのぐようなものに仕上がっていくのではないかなというふうに期待するところであります。

そのような意味から、本市でもこのことについては積極的に取り組みをさせていきたいというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですね、市長も冒頭の総括的な答弁の中で、こういったITに関しての先進地の事例ということもしっかり積極的に学びたいと言われてますのでね、職員の皆さんともそういったことをお話をさせていただいて、学べるものはしっかり学んでいながら、先手先手ですね、経費削減へ向けて努力をしていただきたいというふうに思いますね。

今、まさしく言われたように、一つの企業が独占的にやっていると。そういったことに対して、そういったソフトを購入することは、そこをやめなさいということじゃないけど、好ましくないよって国が言ってるわけですね。国際規格基準に合った中から、しっかり選択肢があるわけだから、選び取ってくださいという幅を持たせているわけですから、十分こういったことに対する取り組む余地はあるんだろうというふうに思ってます。

そういった意味では、この調達ということで言えば、本当にこの情報システムの調達のためのガイドラインみたいなもの、こういったものがきちっと出来上がってないといけないんだろうなというふうに思うんです。ここらはどうなんですかね、課長でもいいです。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 庁内の調達の指針については、特段パソコンについては定めというのはございませんけども、現在パソコンの購入につきましては、メーカーを特定しないということで、とにかく競争原理が働くように国内メーカー全社入札に参加していただいているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 情報システム全体という枠組みと、今パソコンとかソフトとのことで言ってますね。

でも、パソコンあるいはソフト、パソコンでそうですからソフトに関しても、オフィスだけではないですからね、ソフトは。ほかにもいろんなソフトを使っているわけですが、そういった情報システムに関するものを入れる時の調達のガイドラインというのは作っておくべきじゃないですか、しっかりと、パソコンもソフトも含めて。どうですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在作成をしておりませんので、そのようなものも早急に作成をしてまいりたいと思っております。

○市長（本田修一君） ただいま課長の方から申しましたように、そのことにつきましては、基準を作らせてそのような方向性を求めていきたいと思えます。

[小野広嗣君「教育委員会は」と呼ぶ]

○教育総務課長（五代豊一君） 教育委員会といたしましても、市長部局と同等の基準として、していきたいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） 最後の方の質問、子供の体力向上に関しての質問に移りたいというふうに思っています。

教育長の方から述べられました、この教育振興基本計画を読んでいくと、先ほど教育長が述べられた答弁の内容が載っていますね。これは20年度の実態を受けて出来上がっています。

僕は、21年度の実態を見まして質問をしたわけですが、大きくは変わっていないんだろうなというふうに思っています。

一校一運動、そしてスクールチャレンジデーというものを設定してやっているんだと、長縄跳び等も含めてやっている。ただそれにもかかわらず、なかなか部活の状況が増えていかないという、46%だというようなお話もされました。

当局がそれなりに努力をされようとしているという部分は分かるわけですが、例えば、この全国の実践事例といいますか、そういった体力向上へ向けて取り組んでいる事例というのが発表になっていますね。

僕の今この手元にもあるんですが、その事例の中に、例えば鹿児島県では1か所載っていました。田上小学校ですね。ここでは、この今質問をしました全国体力・運動能力、そして運動習慣調査の実績、結果の分析をやっぱりきちっとやっているんだと、これまでですね。やっぱり分析結果を真しに受け止めて、そっからどう立ち上げればいいのかというのをやらないと、いい案は浮かばないという気がしてなんですが。

ここでは、体力バッテリーファイルというのを活用しているということで、子供たちの体力・健康に関するすべてを1冊のファイルにファイル化するんだというふうになっています。そして、その中身には、先ほど教育長が一校一運動ということを言われました。当然この田上小学校にも一校一運動という流れは、全国的な流れですからありますね。

でも、ここではそれにプラスして、一人一運動というのをやっぱりやっている。そして、健康づくりについての意識を高める取り組みということで、健康づくりカードというものを用意して、カードの表は、早寝早起き朝ごはん、一日一運動を主とした内容。そして、カードの裏には取り組み結果が一目で分かるレーダーチャートで表し、自分の生活を振り返る内容となっているということですね。

僕は思うのは、こういった事例が20、30、発表になっているんですね。こういったものを教育委員会あるいは学校の現場の先生は、こういった事例は学ばれないんでしょうか。どうでしょう

か。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今ありました田上小学校のそういう取り組みなどにつきましては、こちらからも先生方が体育の主任等を中心にして、研究会に出席もしております。そして、自分の学校に生かせるところにつきましては、どしどし取り入れるようにということは指導はいたしております。

先ほど申しましたけれども、やはり何と申しましても、やっぱり体力の場合は継続しなければ意味はないわけでごさいます、今度はまた、継続のできないようなものを一時的にぱっと取り入れてもまた意味がないというようなことで、学校でも、今採点のことがありましたが、今市内の学校でもポイント制というんでしょうかね、そういうものを作って子供たちを激励しながら、学校で表彰式まである中学校などはしてですね、ポイントが上がったということで、工夫もいたしております。

本県には昔、以前、山坂達者運動でありますとか、我は海の子大きな心とか、そういう非常に自立自興運動というのが盛んに行われたことがありましたけれども、やはりまた必要に応じて、そういうかつての我は海の子運動のようなものにですね、戻るべきは戻って、そして新しいまた体力づくりに取り組んでいかなきゃいかんと。もう学校を回ってみますと、当時の遊具等がもうすっかり危険遊具になっておる学校もありますので、中にはまた新しいのが作ってある学校もありますが、そういう山坂達者的な地元に根差した体力づくりと。

そしてもう一つ、何といってもやっぱり気力ですね。体力と気力ということが、この気力がないくらい体力があっても、今度はもうへなへなとなってしまって、後はもういいやっというように、特に持久走なら何メートルか走らせることになりまして、もう決勝点の手前でもうばたっとなってしまって、長続きしないというようなこともあったりするものですから、体力は同時に気力づくりということも視点に入れて今後指導をしていきたいと、このように考えております。

**○13番（小野広嗣君）** いろんな事例を見ていらっしゃるんだろうと思うんですが、継続していかなければ結果として表れてこない、教育現場の仕事というのはやはりそういった仕事なんだろうというふうに思いますね。結果が表れるのに時間がかかるという部分もあろうと思いますね。

教育、学校現場で働いていらっしゃる先生方もすごく忙しい。そして、教育委員会の仕事も結構忙しいというふうに思ったときに、こういった事例集が出たときに、事例集を見ていく時間があるのかなとか、あるいはこういった結果を分析する、新聞記事等では読まれるけど、細やかに自分たちでそのことを我がこととして受け止めて分析をされている時間があるのかなとか思ったりするんですよ。

田上小学校には少し行かれて、取り入れられるものは取り入れていこうということがあったと、今御報告を受けて少し安心しているんですが、その辺は教育長、どうなんですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

学校の教職員の多忙化ということにつきましては、よく話題になるわけですが、何を多

忙といい、何を本務という、何を雑務というかというようなこと等につきましては、大変定義も難しいところでありますけれども、私は先生方がやはり計画的に、効率的に生徒指導を進めながらいくとすれば、まずそんなに大きな学校はありませんので、市内には。子供たちの体力分析でありますとか、あるいは学力分析でありますとかそういうものについては、組織的に、あるいはまた効率的な組織の中での動きによって十分可能であろうと思っておりますので、今後また奨励していきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** こういった分析結果を見ていくと、そのすべてに触れるわけにはいきませんが、やはり休憩中を使った運動不足の解消とかが出てきますね。こういったものを取り入れていくことは大事なんでしょうけれども、そうするとそこに目配せしていく物理的時間という、先生方ですね、そういったものも出てきて、取り組むべき方向付けとしてはいいんだけど、現実にはそれができるのかという問題等をはらんでるなという気がしてならんもんですから。

今、忙しい中にしっかり対応をしていただけるものというような答弁もいただきました。この分析結果も含めてですね、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

今度は、運動を、その子供の体力を支えるであろう生活習慣、この問題。

いわゆる「早寝早起き朝ごはん運動」というのを本市でも展開をされています。これも何年か前に、私やら同僚議員からも質問もしたことがありましたね。これが今定着はしている。しかし、それにつけてもやはり朝食をとらずに学校に来る、そして深夜まで起きてるとか、そういうことがありますね。そういったものをしっかり変えていかないと、体力低下につながっていくというのはもう当然のことです。ここへ質問を、その早寝早起き朝ごはんということをいろいろ言いました。それ以降このことに対する取り組み、そのことが体力の問題とどう連関しているのかお聞かせください。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

ただいま御質問がありました早寝早起き朝ごはん、このことにつきましては、本市でも盛んに取り組んでおりまして、他の市町村に比べましてですね、朝ごはんをとってこない子供の数というのはそんな多くありません。比較的よくとってきているようであります。朝はですね。

ただし、都市部の学校におきまして、お母様方ですか、保護者の方々が目が届かないと言いますか、子供の方が先に起きて、それでもって先にやってくるというようなケースも校長の話によるとあるようでございまして、それがちょっともう慢性的になっている子供が二、三いたりするというようなことを聞きますので、ちょっと危うしておるんでありますが、大部分は、もうほとんど早寝早起き朝ごはんではやってきているようであります。

ただ、体力との関連につきましては、もちろんこれはもうだれでもそうであります。朝ごはんを食べずに学校に来たって、それはもう学力向上等も、体力はもちろんでありますが、伸びるわけではないわけでありまして、そしてまた、幸いに今給食の方も新しいセンターになってからはおいしいという、残食が少なくなったということも聞いておりますので、食事の面からは今のところ大きな懸念材料はないのかなと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 今、教育長の答弁を聞いて、本市においてはそこまでないということで安心をしたところであります。

今後ともこの子供の体力向上に向けてですね、教育委員会を中心に、また教育長のイニシアチブをもってですね、しっかり行く末、取り組んでいただきたいことを申し上げて終わりたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

**○14番（長岡耕二君）** 質問通告をしておりましたので、順次質問をさせていただきます。

見ますと、私と一緒に大変お疲れになっているような気がいたしますので、誠意ある答弁をいただいて短に終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4月に宮崎県で発生した口てい疫が一向に終息せず、とうとう都城市まで飛び火してしまいました。志布志市も対応に追われ、お釈迦まつりの中止や花火大会の延期など各イベントの自粛、市役所の職員をはじめ、市民の皆さんの消毒作業の御協力をいただき、畜産農家の一人として心から感謝とお礼を申し上げます。

農家の皆さんは、発生して2か月近くになり、ここにきて宮崎県内でまんえんしており、日々消毒作業や、いつこの地域に発生するとも分からないという不安を抱え、精神的にも大変参っております。また、各種イベントの中止等で地域経済にも計り知れない悪影響があると思います。

口てい疫はこの感染力の強さゆえに、畜産農家だけではなく、一般市民に及ぼす影響も尋常ではありません。この機会に、法定伝染病への予防対策は万全であるか再度確認する必要があるのではないのでしょうか。

志布志市は多くの飼料工場があり、2か所のと畜場、それに関連した事業所も多く、また外国からの輸入貨物もあり、他市町村より特殊性があります。予防対策、もしもの発生時の対応など、より早く、より具体的に動けるマニュアル作りが必要ではないか。国や県の指示待ちではなく、間に合わないことが多々あると今回私たちは学んでいるはずです。

次に、農産物の流通について質問いたします。

志布志市は今年度よりブランド推進課を設置し、日本一の農産物生産を目指しているが、この一環として曾於地域公設地方卸売市場に農産物の貯蔵施設を設置する考えはないか伺います。

昨年のは、いろいろな作物が大豊作で貯蔵施設が足りなく、畑に放置されたり、収穫されずに畑にすき込まれる作物もありましたが、今年の春は寒さのためか野菜不足となりました。

そこで、公設市場、卸売市場の農産物の貯蔵施設を設置し、コンスタントに新鮮な農産物を安定供給できるシステムづくりをすることにより、この地域のブランド化が図られるのではないのでしょうか。そして、そのことが農家の生産意欲につながると思うが、その考えはないかお伺いいたします。

誠意ある答弁を期待し、後は一問一答方式で行います。よろしく願いします。



○市長（本田修一君） 長岡議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、口てい疫について、予防対策についてのお尋ねでございます。

口てい疫の予防対策につきましては、本市の取り組みといたしまして4月20日の発生を受けまして、畜産農家に対しましては、防災無線による発生の周知や侵入防止に係る文書配布、家畜の異常発見のため宮崎県での発症例の写真を付けた散らしの配布、消石常発見のため宮崎県での発症侵入防止に努めてもらっております。また、9日の都城での発生を受け、再度侵入防止に向けた散らしの配布を14日に発送したところでございます。

畜産農家以外の市民の方につきましては、畜産施設への不要な立ち入りについて御遠慮いただくよう文書でお願いしたところでございますが、10日に改めて侵入防止に向けた協力の依頼文書を全戸に発送したところであります。

公共施設につきましては、出入り口での消毒槽等の設置や消石灰の散布を行い御協力をいただいております。

また、市内への侵入車両の消毒につきましては、畜産関係車両を対象に高岡口及び港湾第2突堤に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施しておりましたが、広域農道の松山町蕨野に消毒ポイントを設置したところです。また、ほかに県道63号で実施へ向けて適地を選定しているところであります。

一般車両につきましては、高岡口、港湾第2突堤、八郎ヶ野、柳井谷、夏井の5か所にマットによる消毒ポイントを設置し、消毒を実施しております。加えて、県道110号に設定予定としましたが、ここは串間市が対応ということになりました。

本市におきましては、制限区域外での自主的な取り組みということもありまして、車両消毒につきましては、協力をいただくということで実施しておりますが、畜産関係車両及び一般車両ともに御理解と御協力をいただき実施しているところであります。なお、国の特措法によります県の強化ポイントである高岡口については、通行車両全車に消毒義務の指定がされたところであります。

以上のような対策を講じて侵入防止を図っているところでありますが、万全かという点では不足している点もあるかと思いますが、考えられる対策についてはその都度講じているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

次にお尋ねになられましたマニュアル作成についてでございますが、予防対策と発生時の独自のマニュアルの作成については、発生時の対策につきましては国及び県の対策本部の指示に基づき対応することになりますが、本市が担うべき業務につきましては、各課ごとの業務分担や県等から要請される事項についての対応策を既に作成しており、都城での発生を受けまして、対策本部規約及び要領に基づいて対策を講じたところであります。

また、県においては県内での発生に対応したマニュアル作成に着手されておりますが、このマニュアルは国が定めた防疫指針にない初動体制の在り方等細部まで作成されることとなっておりますので、それを参考にしながら対応を重ねてまいりたいと思っております。

予防対策に係るマニュアルにつきましては、今回畜産農家に配布いたしました飼養衛生管理基準、家畜伝染病予防法施行規則第21条に基づいた飼養管理を引き続いて行ってもらうことに尽きるというふうに思いますので、それらを適切に行ってもらよう、今後も巡回指導等の機会をとらえ、畜産農家の方をお願いをしてみたいと思います。

そのほか車両消毒等につきましては、発生場所に応じた対策を講じることとなりますので、家畜保健衛生所を中心に近隣市町と連携して侵入防止を図っていきたいと考えます。

次に、曾於地域公設地方卸売市場に農産物の貯蔵施設を設置する考えはないかということについてでございますが、お答えいたします。

曾於地域公設地方卸売市場は、曾於地域の青果物の安定供給と農家の所得向上を目的として昭和57年に設置され、7,473 t、8億5,000万円の取り扱いでしたが、大型スーパーの進出による地元店舗の減少と農家数の減少により、現在の取扱高は開設当時の約半分程度まで減少しております。

このような状況の下で、野菜の鮮度を保持し、品質の良い青果物を提供することは、市場の機能維持のために必要なことと考えますが、近年近隣の市場で冷蔵施設を設置している県内の公設市場の現状を調べてみますと、取扱高が飛躍的に伸びたという実績はないように聞いております。費用対効果を検証する必要があるかというふうに考えます。

いずれにしろ市場の運営につきましては、曾於市、大崎町、志布志市で構成する曾於地域公設地方卸売市場管理組合の運営でありますので、費用の負担方法を含め判断をゆだねたいと考えます。

また、青果物の流通では市場を通さない場外取り引きも増えていますが、商談を有利に進めるには、天候や生育状況に左右されず一定のロットを確保し、安定的に供給することが求められるため、冷蔵庫の整備は必要であると思われませんが、市場機能を介さない青果会社の場外流通となりますので、これらを目的とした冷蔵庫の整備ということであれば、青果会社で整備をしていただくことになるかと考えます。

**○14番（長岡耕二君）** それでは、口てい疫のことでお伺いいたします。

市長、今まんえんして終息もかなり遅れておりますが、この原因はどこにあるか、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在の口てい疫が、いまだ終息の方向が見えないということにつきましては、まことに憂慮すべき事態だというふうに思います。

この原因については、どの機関においても現在発表がされていないという状況でございますが、私どもはこの拡大の流れを見た時に、やはり初発の態勢がきちんと取られていなかったことが今回のこのような拡大汚染につながってきたというふうに思うところでございます。

えびので発生いたしました時に、私どもこの事態につきましては驚がく的な思いで推移を見守ったところでございますが、そのえびのにつきましても4日の日に正常化宣言がされまして、ほ

つとして、これで国がとった防疫対策が効果を発揮するのではないかなというふうなふうに期待したところがございますが、9日の日に都城に飛び火したということにつきまして、その防疫態勢が万全でなかったというふう感じたところがございます。

そのようなことでございますので、この汚染拡大につきましての原因というものにつきましては把握できないところではございますが、まだまだ飛び火する可能性が高いということについては、緊張感を持って対応をしているところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** 今、市長が言われたとおりですね、初期の対応が遅れたというのが一番大きな要因じゃないかなというふうに報道されています。

それと、川南の地域の水位の高さ、処理しようとして穴を掘ったら水が出てくるという所だけであったということと、そして畜産関連の専門の話によりますと、それだけの家畜が集中して飼われていたというのが、三つぐらいの原因ではないかというふうに報道されております。

そして、その中の一つとして、初期の対応というものが一番取りざたされておりますね。政府の対応がまずかったとかいろいろなことがあります、やはり3月ぐらいに家畜の発見があって、発表された、移動禁止になったのが4月20日というふうに私は記憶しておりますが、その20日間の中にやはり民間の方々は、その情報を仕入れておって、それで移動が終わった時点でまん延してたというのが大まかなとらえ方ではないかなというふうに考えています。

そこで、私が質問していることは、やはりこの問題の大きさというものがありまして、問題はかなり大きいと思いますが、その中で志布志市が取れる対応ということに絞って今日は質問させていただきます。

そこで、市長にお伺いいたしますが、市長の最初の私なんかには全員協議会の時に報告がありました、その対応の時、やはり県の対応を待って対応するというのをちょっと口にされた時ですね、「ああこれはまずいな」というふうにとらえたのが、さっきも私が言いました、志布志市というのを考えたとき、やはり他の地域とは特殊性が違うということをお話いたしました、その点について市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市としましては、本市独自の取り組みということは当然必要だということで、本市の独自の取り組みを重ねてきたところがございます。

しかしながら、情報として県の情報というものが流されてきますので、県の情報に基づいた県の防疫態勢の在り方というものがございましたので、それと歩調を合わせながら本市の防疫態勢については努めてきたということでございます。

**○14番（長岡耕二君）** やはり、県の指示を待つというのではなくてですね、やはり志布志の場合はですね、これだけの施設、そして港を抱えておってやはりそういう施設が集中しているということを常に念頭において、やはり県や国へは特別に要望していくような形でですね、対応していく態勢が私は必要ではないかというふうに考えています。

マニュアル作りということで最初申し上げましたが、その対応が、やはり敏速に対応するとい

うことがですね、やはり今回私たちが学んだ大事なことではないかなというふうに考えています。それはですね、やはり市長も御存じのとおり、政府の対応がまずかったという、政府だけではなくて、初期の対応がまずかったということでこれだけまんえんしたという大きな原因、要因がありますので、その対応というのをもう1回見直すべきではないかなというふうに考えていますが、その点は市長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、本市として取るべき措置というものについては、速やかに立ち上げをし、そして取り組みを開始したということであります。20日の日にこのことが連絡があった後に、直ちにそれ以来口てい疫の対策について、場内で協議を重ねながら対策をしてきているということであります。

特に、都城地区で発生した折には、このことにつきましてすぐさま会議を開催いたしまして、対応をいかになすべきかということにつきまして、口蹄（てい）疫対策本部を立ち上げたところでございます。そして、実はこの都城で発生したという情報が入ったのは、夜の8時ごろでございます。その後8時半に陽性というような情報もさらに入ったということで、夜の8時45分に庁内の口蹄（てい）疫対策本部会議を開催したところでございます。

そしてまた、翌々日には県も交えた形で海外悪性伝染病等の会議も併せて開催いたしまして、関係機関とともにこの口てい疫の対策については、本市で取り組むべき内容の協議をしてきているところでございます。

そのようなことで、私どもとしましてはいち早く情報の変化に合わせて対策を先手先手で取り組んできているということございまして、そのことは当然、今お話がありましたようにマニュアルというものがございますので、マニュアルに基づいて開催する。そしてまた、開催した中でマニュアルの再確認をしながら、今後本市が取るべき内容について協議を重ね、対策に取り組んでいるところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** ぜひそういう形でですね、速やかに行動してほしいというふうに思います。

えびの、そして都城の対応というものが、公表されて即対応したと。もう陽性、写真で判定できるような法律を作って、即その日に対応したと。もうその夜には終わったと、朝には終わったというのが都城のとり方です。

そして、えびのでその対応が良かったということで、そういう対応をしてきたということ聞いておりますが、もし志布志で出たときはそういう形でぜひマニュアル、そして初動の対応というのを考えてほしいと思います。

それと、やはり指示待ちではなくてですね、やはり今回の場合も、政府も県もあてにならないですよ。農家はそう言います、今。もうないから志布志で、自分たちで独自でやっているんだという、必死でやっているのが現実です。ぜひそういう対応を進めてほしいというのが、農家の願いです。

やはりですね、もう市長も分かって、元畜産をされて分かっていると思うんです。それはですね、農家と家畜というものは、自分の家族と一緒にですよ。それを処分せんないかんという農家の気持ちというのをですね、深く理解してこの対応というのを進めることが、やはりこのまんえんしてですね、これだけのエネルギーと予算を使ってやるということが、遅れたというものの厳しさというのが今度の教訓で、まだ終わっておりませんが、やはりそういうところを自分たちで、行政として自分たちのこの地域を守るために、ぜひそういうところが必要ではないかなというふうに考えます。

そして、宮崎県でもありましたが、全国に有名な安平（やすひら）という種牛がおりました。それも処分されて、たった5頭しか残っておりません。畜産は種牛なんかをするのには七、八年といいますが、そのデータを集中して、その管理している中で、この財産というものは計り知れないものがあると思います。その中で、この地域にも種牛がおりますが、今移動して安全な場所、安全か分かりませんが、そういう対応を個人的にもされております。そういう対応について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど、今まで取ってきた措置につきましてお話しましたが、少し不足しておりましたので、補足させていただきます。

8月9日に夜8時ごろその情報が入ったと、都城で発生したという情報が入った後、直ちにその会議を私自身は招集したところがございますが、8時45分に市の口蹄（てい）疫対策本部の会議を開催したと。そして、その1時間ほど協議をした後に、実は本市の畜産課長は午前零時から曾於地区の口てい疫対策に臨んでおります。

そのようなことで、担当の課長、担当の職員というのは、もう4月20日の発生以来、ほとんど24時間態勢で全員一生懸命になって取り組んでいるということでございますので、そのことについてはどうか十分御理解していただければというふうに思います。

そして今では、今お話がありましたように、本市の職員は当然ではございますが、本市の畜産関係の方々も4月20日より、直ちに一緒になって防疫態勢に取り組んでいただいているところがございます。そして、港湾振興協議会の方々についても、同じように取り組んでいただいている。そしてまた、建設業関係の方々も一緒になって取り組みをしていただいております。さらに、本当に有り難く感謝するところがございますが、本議会の皆さん方においてもボランティアでこの防疫活動について取り組んでいただいている。

そのようなことで、今では商工関係の方々も、「一緒になって取り組むからいつでも声を掛けてくれ」というような声を頂いているところがございますので、全市を挙げてこの防疫活動について、態勢については取り組みがされる状況になっているということでございますので、絶対この志布志市に口てい疫が侵入しない、発生させないという体制をつくりたいというふうに考えるところでございます。

そのようなことで、先日の11日の会議におきましては、もし仮に本市で発生した場合にはいか

ように対応するかという、マニュアルに沿った形での確認をしたところでございます。えびの市ないし都城市が執ったような形で、即殺処分、即埋設というような態勢が取れるための体制は現在つくられておりますので、そのような情報が寄せられたときには、どうぞ御理解をいただければというふうに思います。

すみません、ちょっと私、日にちを間違えていました。「6月9日」を「8月9日」と言ったようでございます。「6月9日」に口てい疫の対策会議、そして海外悪性伝染病対策会議を合同で「9時45分」に設置したということでございます。訂正させていただきます。

そのようなことで、対応を重ねているところでございますが、種牛につきまして、宮崎県で優良種畜ということで避難がされたようでございます。私自身はこのことにつきましては若干疑義がございまして、このような措置を宮崎県で取るべきだったのかなというふうには考えているところでございます。

そのようなことは当然肉用牛の方々の強い要請の下でされたものではありませんが、この牛がいた所は発生した地域でございまして、この発生した地域では移動制限が掛かっていた内容であったということでございますので、このことについて移動がされたということについては今後、いろんな意味で検証がされていくのではなかろうかなというふうには考えるところでございます。

そのような中で、本市でも、本県でも、予防的に優良種畜については移動がされているようでございます。このことについては本当に有り難い内容になっているというふうに思っています。優良種畜というものはお話がありましたように、その優良種畜が地位を確立するまでは5年から7年、8年かかるものでございまして、このものが損失されるとなれば本県の畜産にかなり影響があるということで、事前にそのような措置がされたということについては、有り難い内容であったというふうに考えるところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** 私も畜産課長なんかとは情報を共有しながら、今まで情報交換をやってまいりました。その中で、皆さんが努力されているのは十分分かっています。

そして、初期の対応というものを再確認する意味で私も質問させていただきました。

そして、本当にこの地域で発生しないということを願って、一日も早く終息することを願ってこの質問は終わりたいんですが、やはり今後志布志市の財産であります種牛の移動というものも、経費がかなり要ってるはずですよ。そういう対応、そして今後の対応というのを今のような意気込みで続けてほしいというふうに考え、この口てい疫に対しては、今回はこれで終わらせていただきます。そして、今後また機会があるごとに、緊張をほぐさない形で質問をさせていただきます。

次に質問しておりました、公設市場への貯蔵施設の問題であります。市長は答弁の中で、費用対効果を考えたとき、するべきでないというふうに答弁を頂きましたが、前回も私は貯蔵施設が足りなかったということで、農家の方々がかなり苦労されたというふうに質問いたしました。

そこで、この市長が考えておられるブランド推進、そしていろいろな計画があるようではありますが、この地域に農産物の貯蔵施設というものがどのぐらいあるか把握されておりますか。お伺いいたします。

○議長（上村 環君）　ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○農政課長（上原 登君）　地域内にあります貯蔵施設について、正確な量、数等については現在資料を持ち合わせておりませんが、かんしょ、こちらについてはJ Aさん、野菜については経済連、それからお茶等については民間の貯蔵施設が管内に数件はあるというふうに思います。

○14番（長岡耕二君）　やはりですね、作る以上は売り先、流通、そこを研究する必要があるんじゃないかということが、前回私が質問した時、それから全然考えておられんですか、市長。お伺いいたします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

農産物に限らず、さまざまな産品というものは、ただ単に作ればいいということではないというふうに考えるところでございます。

特に農産物につきましては、豊作ということになれば豊作貧乏という言葉がありますように、このことについては売り先というものの確保が必要というふうには考えるところでございます。

そのような意味合いからも、ブランド推進という観点からするならば、ある程度売り先を考えた形での農産物の生産ということになってくるのではなかろうかというふうには思うところでございます。

○14番（長岡耕二君）　やはりですね、仕事をするんだったらそれぐらいの気持ちでやらんと駄目ですよ。作れって言って、畑の中にすき込む農家の気持ちを考えてみてくださいよ。それで産業振興が成り立ちますか。私はそういうふうに思います。

やはり公設市場という、私も市場議員になっておりますから、そういう問題を真剣に考えてですね、市場に貯蔵施設を造るということはどういう意味があるのかというのを、真剣に考えてみてくださいよ。農家さんが市場に持って来られた。安くて買う人はいないというとき、貯蔵施設に新鮮なまま貯蔵していたら1か月、2か月、去年の年末ですよ、大暴落ですよ。そして、4月は何倍に野菜が上がったか御存じですか。やはり、かんしょ、お茶というのはある程度貯蔵施設があるかもしれませんが、野菜、ほかの物を作らせて、ああ売れませんでしたって。どうするんですか、作らせて。その農家は繰り返しでみんな辞めていったんですよ。ブランド推進室、そしていろんなことを掲げられても、農家を作ったのが売れんけりや、辞めますよ。そういうところをもうちょっと真剣に行政はやってほしいというふうに考えて、話になりませんので質問を終わらせていただきます。

終わります。

○議長（上村 環君）　以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後 4 時56分 散会



平成22年第2回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成22年6月15日（火曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

立 平 利 男

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

**出席議員氏名（23名）**

2番 下 平 晴 行	3番 西江園 明
4番 丸 山 一	5番 玉 垣 大二郎
6番 坂 元 修一郎	7番 鶴 迫 京 子
8番 藤 後 昇 一	9番 毛 野 了
10番 立 平 利 男	11番 本 田 孝 志
12番 立 山 静 幸	13番 小 野 広 嗣
14番 長 岡 耕 二	15番 金 子 光 博
16番 林 勇 作	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 上 村 環	21番 鬼 塚 弘 文
22番 丸 崎 幹 男	23番 福 重 彰 史
24番 野 村 公 一	

**欠席議員氏名（1名）**

1番 平 野 栄 作

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐 喜 雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 津 曲 兼 隆

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、鶴迫京子君と藤後昇一君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、10番、立平利男君の一般質問を許可します。

○10番（立平利男君） おはようございます。

一般質問二日目ということで、少し華やいだ雰囲気もあろうかと思いますが、ゆうべサッカーを見て眠れなかった議員、一般質問をするために眠れなかった議員と、いろいろあろうかと思いますが、昨日市長答弁の中で、口でい疫問題で畜産課が24時態勢、そして職員が当番制で一生懸命防疫に努めていること、まず労をねぎらい、敬意を表したいと思います。昨日、宮崎県内で1件も発生がなかったということで、少し明るさが見えてきているかなと思っております。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきますが、実は私、有明町野神に住んでおりますが、私どもの地域は畜産、お茶、園芸が非常に盛んな土地でもあります。あおぞら農協管内で小牛出荷が年間、3,200から300あります。そのうちの3分の1、1,000頭を超える生産地帯でもあります。畜産とそしてまた、それに匹敵するお茶の産地でもございます。

そして、私どもの小学校は、今子供たちが少ない中でも104名か2名いると思っております。やはり、先輩方が地域づくりの一環として産業振興の中で農業振興を進めた結果、まだまだ子供たちもおります。後継者の子供たちが大多数であります。

私も議員になりまして11年を経過いたしておりますが、なった当時先輩方が、「利男よ、おいどんがつくった地域やっじね」ということでお話をいただいて、今後は自分が頑張らんないかんということに思っております。

今日、畑かんの問題と有線放送の問題がありますが、これも先人たちが延々と築いた事業であります。市長も十分理解をいたしておると思っておりますが、実はここに私どもの地域の出身であります郡山匡良さんという方が回想を述べられております。本もこの間頂きました。彼が土木技師として60年間、そのうち40年間県の技師として勤めたそういう思いがあります。市長も何回も、もう毎年会われているんじゃないかと思いますが、その中で昭和45年、1970年ですが、農林省が都城市に調査事務所を設置し、鹿児島、宮崎全域を対象とした南九州地域総合開発調査にその後10年間にわたり携わっておられます。現在、大隅地域の国営畑かんの中で曾於東部・南部・北部、肝属中部の事業がそれぞれありますが、その基礎調査であったようでございます。そういう先人

の思いが、やっと今水を利用できるシラス台地の第一歩ではなかったかなと思っております。

そういう思いを込めて、当志布志地域でも畑かん事業につきましては、東部地区が志布志市でも、松山町、志布志町であります。完全通水をいたしております。南部地区、有明町を含んでおりますが、70%ぐらいの通水であります。いろいろ水利用について取り組みがされております。先ほど申しましたように、特に今日はお茶について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

実は、ここに22年度のお茶の一番茶、生産見込み、実績見込みが農政課でまとめられております。その中を見てみますと、茶生産概況についてですが、秋冬時期の順調な気温の下がりて一番茶芽の休眠状態も良く、品質、収量ともに期待をしていたものの、3月に入ると急激な気温低下でいくたびの降霜により芽つぶれや凍霜害を受けるなど、防霜対策に苦労したところです。また、本年度は桜島の降灰に悩まされ、摘採前の散水作業、洗浄、そして茶工場での生葉洗浄脱水機械の稼働等で非常に降灰対策に追われた一番茶でもあったらと表現をされております。

そういう中でも志布志市のお茶については、市場の引き合いも大きく期待をされております。ここにデータがありますが、一番茶のほう芽期が3月17日ごろから始まっております。3月に9回、4月に6回、降霜日、霜が降りております。桜島降灰につきましては、毎日のようななか灰でありました。

そういう状況の中で、霜の被害が市内でも多く見られたところがございます。防霜対策には、主に二通りありますが、散水と防霜扇、扇風機によるものであります。本年も、毎年ですが、防霜扇については限界がありまして、被害がありました。散水方法の被害が少なかったようでございます。現状を見てみましても、水の効果が非常に大きかったようです。

今、南部地区でもお茶について防霜用の水利用が非常に希望が多い状況でございます。そういう中で、実は水が足りないのではないかとということで、今土地改良区なり心配をいたしているところがございます。

曾於南部地区と第三曾於南部地区ですが、二つが旧有明区域の地区になります。防霜可能面積が544ha可能だそうでございます。そういう中で、現在268ha申し込みがありまして、余裕面積105ha、結果が出ておりますが、実は余裕があるから申し込めばという思いが地域住民にいっぱいあります。

実は、この申し込みについては18年度同意者だけの申し込みになっております。それ以外の申し込みは受け付けないという現状がありますので、恐らくオープンにして受け付ければ、この544haはすぐに超える状況であります。まあ分土工ごとに余裕がある所もあります。しかし、18年同意でも4か所の分土工によって不足が生じております。

その後、農地の流動化、新植等も非常に進んでおります。お茶について後継者も非常に多いという中で、どうかせんないかなあという思いがあります。

実は、私もこういう状況があろうとは去年の夏まで知り得ませんでした。お茶農家の皆さん方がどうしても出てこいということで行きて、いろいろ対策はないのかという相談も受け、改良区にも何度か足を運んでおります。本当自分自身、水がいっぱいあるからいつでも利用できる

よ、そういうふうに思っております。

先ほど郡山土木技師のお話をしましたけれども、そういう先人の方々の思いを大事にするならば、どうしても早く対策をする必要があろうかと思えます。県営事業も24年度、地域によりますが、26年度までに終わります。

市長の施政方針の中にもありますが、県内第2位の産地であり、また台風に強い防災作物でもあります。立地条件と畑かんによる水利用を最大限に生かし、茶産地を目指してまいりますとあります。

そこで、志布志市の畑かんの営農ビジョンを見てみますと、施設整備の必要性としてお茶については、高収益作物として産地拡大が図られているが、3月から4月上旬の霜害が一番茶の収量と品質に大きく影響するため、畑かんがい施設の活用による防霜対策を徹底する必要があるという必要性が述べられております。また、営農目標としまして、一番茶の安定した生産を図るため、畑かんかぎの施設整備を進めることにより防霜対策に努め、品質及び生葉収量の増大を図るとともに、多目的水利用としてかん水や病害虫防除対策等生産性の向上に取り組むとあります。

営農ビジョンにありますように、防霜対策、病害虫対策、非常に効果があります。

今、お茶については、クワシロカイガラムシが年間三、四回発生しますが、この防除期間が発生から1週間前後が最大の防除時期であります。現在まで薬剤による防除をしておりますが、水利用によって防除ができる体系の確立が、今試験的に行われ、効果もあるようでございます。防霜対策、病害虫対策として非常に期待を農家がいたしております。

新植もあり、水利用ができないのか後継者なり非常に不安を持っております。国営も終わり、県営も今後二、三年で終わります。そういう中で早く水利用が最大限に生かせるよう、県なり国なり交渉しながらどう取り組んでいるのか、市長の考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

立平議員の御質問にお答えいたします。

お茶の防霜用として、畑かんの水の有効利用が必要であるというようなことで、そのことについてのお尋ねでございます。

はじめに、22年3月末現在、本市全域で茶園の面積は1,201haとなっております。この面積のうち畑かん区域内の面積につきましては、21年度の作付け調査の結果、東部地区の松山町及び志布志町で193ha、南部地区の有明町で860haの1,053haとなっております。21年3月末よりも30ha増加しております。また、このうち畑かん水を利用した防霜用スプリンクラーは265haで、21年3月末よりも125haの大幅な増加となっております。主に、有明町の増加によるものでございます。

議員御指摘のとおり、昨年の晩霜被害によりまして、防霜用スプリンクラーが防霜用ファンよりも防霜効果が極めて高いということが証明され、防霜かんがいへの要望が高まりつつあるところでございます。

しかしながら、ただいま御指摘のとおり南部地区の有明町では、単純に考えても既に860haの茶園面積がございますので、県の防霜計画の面積540haを超えておりますので、すべての茶園がこの

面積でされるとなると、316ha分が足りないという計算になっております。このことにつきましては、県、市及び関係機関で平成17年から18年にかけて、南部地区のお茶農家を対象としまして、水不足の可能性の説明と同時に対策としての間断散水のお願い、また防霜かんがい予定面積の把握のため将来、10年先まででございますが、茶畑に防霜かんがいを要望するかしないかの要望書、いわゆる18年同意の徴収を行ったところでございます。

この18年同意の結果につきましては、防霜かんがい要望面積が587haあったところでございまして、この時点では計画の防霜面積544に比較しまして、43ha不足するという結果が出たところでございます。

この43haにつきましては、まだその時点では通水がされなかったということでありましたので、実際に通水がなされた時に再度検討しようということになったところでございます。

その後、19年度から一部通水が始まりまして、防霜かんがい工事面積の受け付けが開始されました。20年度末で工事面積が、申し込みが71haと少なかったことから、21年5月に18年同意畑の防霜かんがい利用の意向調査を実施した結果、534haでの畑の水利用意向があり、防霜可能面積を下回ったということから、基本的には18年同意畑を県営事業実施期間中に実施するというので、茶業関係者の御了解をいただいたところでございます。

さらに、その12月には18年同意畑の22年～25年までの工事施工申し込みの提出をお願いしたところでございます。その結果、防霜かんがい工事施工の申し込み面積は439haとなり、若干の余裕があったところでございますが、先ほど議員の中のお話にもありましたように、分水工ごとには水が足りない所も出たということでございます。ただいま県におきましては、この若干の余裕面積の取り扱いについて、茶業関係機関との協議をしようということで準備を行っているところでございます。

しかしながら、県営事業期間中は18年同意畑の439haと、この若干の余裕分しか防霜かんがいは利用できませんので、18年同意畑以外の畑の防霜かんがい希望者や新植の畑などについては、すべての要望にこたえられない状況であります。

また、営農ビジョンにおいても平成30年度までにお茶の面積が1,055haまで拡大すると予想されておりますので、その分の防霜かんがい用の水も不足するということになるかと思えます。

このことにつきましては、現県営事業と重複して新たな県営畑総事業は実施することはできないということになっておりますので、新たにボーリングをすとか貯水池を設置するなどの手段によりまして水を確保していただき、その費用について市の生産対策事業等による助成制度の創設を検討したり、また防霜ファンを畑かん受益地内でも補助できるようにするなどの対策を講じられるよう検討してまいりたいということでございますので、どうぞ御理解、御協力をお願いしたいと思います。

**○10番（立平利男君）** 1点だけですが、私も実は改良区に行きまして、県の担当者ともお話をしてまいりました。

県営事業を今進行中で、同時進行できない、県の言い分ですよ。

でも、先ほど郡山さんの話をしましたように、やはり県営事業も6年度で終わります。その次は、また始められるのではないかなという思いがあります。だから、その段取りをもうしちよかないかな、そういう思いがあるわけです。

実は、ちょうど6月12日土曜日、報道機関の報道によると、もう今回、今国会提出を目指すと言って茶業振興法の自民党が作った法案が、まあ今国会には出ないと思いますが、森山自民党国会議員が先の選挙でお話をされました、茶業振興法というのが報道されました。それによると、国が基本方針を定め、都道府県が振興計画を立て、茶農家が茶園経営設計を作成、知事から認定されると加工施設、改植そういうのもまたこの地域は大きく進んでまいります。

お茶を旧有明町で導入の折にも営農作物として大きくして、今機械化もされ、非常に進んでまいりました。いつも市長もお話されますように、私どもの地域には日本一、世界一の茶工場もあります。今から非常に大きく事業が伸びようとしているてん茶工場も操業を始めようとしています。そういう中で、第一線の生葉の生産が非常に大事になってきております。

先ほど申しますように、防災作物、病虫害対策にも水がどうしても必要でございますので、同時事業は進行できないのは理解をいたします。しかし、現状を見たときに、もう何年か前に手を打っていかなければ、事業は終わったから、さあどう段取りをつけるよというのは遅いんじゃないかなと思っております。

今から非常に伸びてくる作物だと思っております。そこで、恐らく同時事業は私もできないと理解はします。どう段取りをするか、しているのか、そういうのをお聞きしたいわけであります。

市長も南部土地改良区の副理事長ですかね、そういう立場であられますので、状況は十分把握いたしておられると思います。そういう同時事業はできないが、26年度、県営事業が終わると同時に次の事業導入についてどう行動されるか、そこをお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この畑かん事業につきましては、一昨年野神地区で通水記念式典がございまして、その折に、この畑かん事業は構想がなされてから30年、事業着手から20年という長きにわたってかかってようやく水がこの地に来るようになった事業だということの話があったところでございます。そのようなことで、私どもはそれこそ一世代前の方々が取り組んできていただいたそのような恵みに、今ようやく恩恵を受けているというような状況でございますので、この事業については、更に取り組むをすれば長期的な視点から取り組まなければならないということについては、十分認識をしたところでございます。

今お話しましたように、20年、30年前には考えられなかった営農形態となっておりますので、この分については、今現在の営農形態の中で水が不足するという点については、いささか仕方のない面があるのかなという気もするところでございます。

そのような意味合いから、今後新たにこの地域の営農計画を立てるときには、そのような視点からの取り組みが必要だということであろうかというふうに思います。今後は、そのような視点で更に取り組むを重ねてまいりたいと思います。

ただいまお話のように、県営事業が終了後に、この新たな水の確保についての事業については取り組みをしていくということになりますが、まず新規事業の検討をする際には、まずはじめに水源の検討、試掘をしなければならない。そして、2番目に住民の意向調査、同意徴集をしていく。そして、3番目に事業の計画書の申請をしていきます。そして、4番目に採択になり事業を始めるといふことで、この間、三、四年程度が必要と。さらに、事業開始後実際にファームポンドなりを設置して水が供給されるまでは二、三年、あるいは四、五年また更にかかるのではないかなというふうに思うところでございます。

ということで、およそ10年ぐらいの期間を見込んで取り組まなければならない内容の事業になるかというふうに思いますので、ただいま議員指摘のとおり早急にこのことについては着手していきながら、この現在の水不足の状況を一日でも早く解消できるような事業採択に向けて取り組みをしてまいりたいと思います。

**○10番（立平利男君）** はい。市長が認識と視点を変えて、事業採択に三、四年、事業実施に三、四年、10年ということ、早い段階で事業実施に取り組むということ、26年度以降はすぐ事業ができるようにひとつ頑張ってくださいということをお願いいたします。

実は、旧有明町では、水道水を農業用水として活用をまいりました。現在何件利用されているのかお伺いしますが、この水不足の中で実は畑かんに移行して、また新植やら18年同意がなかったという土地について、ボーリングはちょっと水がないと、また水道水の使用はできないかなと、そういう希望やら意見やらありますが、この関係については再利用ができるのか、当然制約があるかと思いますが、その点をお伺いをいたしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現段階で不足する分につきましては、緊急を要する分につきましては、先ほど申しましたように市独自で新たな事業を立ち上げて、ボーリングをしていただくとか、あるいは貯水池を新たに確保していただく、そしてまた防霜ファン等も導入をしていただくというような形の取り組みをしていただけるような制度の創設を検討してまいりたいというふうに思います。

水道水の方につきましては、担当の方に回答させます。

**○水道局長（井手佐喜雄君）** お答えいたします。

平成21年度の段階で農業用に使われている水のメーター戸数でございますけど、2,711件のメーターが農業用に使われております。ただ、これがすべてお茶とかではなく、自家菜園、ハウス等も含めた形でございます。

先ほど議員が仰せになられます畑かんへの利用につきましては、それぞれ各配水池の容量等がございます。それにつきましては、あくまでも一般家庭用というか、一般的な試算の下で配水池のタンク容量を設計されているために、特に畑かんの防霜等につきましてははですね、設計外ということで非常に難しいのではないかとお思います。

以上でございます。

**○10番（立平利男君）** 配水池ごとに設計外に畑かんとして利用するのもあるということですが、



ちょうど有明町時代は雑排水だったかな、そういう趣であろうと思います。現在利用された方が再度復活したいなという内容、配水池ごとの配管の問題もあろうかと思いますが、余裕があればどうなのかな。今、水道水の使用、使用水も使用者が少なくなっている状況もあろうかと思いますが、当然、一般家庭用の水道水、水道使用が主になろうと思いますが、配水池ごとによって余裕があれば可能性があるよ、そういうふうにとらえていいんでしょうかね。

**○水道局長（井手佐喜雄君）** 今議員仰せのとおり、宇都地区の配水池につきましては、昭和52年度に農村総合整備モデル事業において営農飲雑用水という目的で造っております。その飲雑用水においては、当然農業用にも使われていると思っております。

お茶利用につきましては、各配水池の容量、それと希望等ですね、面積等を十分把握し検討しなければ、結論というか、は出ないというふうに思っております。

**○10番（立平利男君）** 局長でもういいから、検討してもらえますかね。検討して発表できますか、そこをお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま局長の方から答弁がありましたように、余裕があれば可能ということでございますので、そのことについては、十分精査させながら、対応できるところは対応させていきたいというふうに考えます。

**○10番（立平利男君）** ひとつ南部畑かんと水道水についても、精査しながら十分対応していきたいと思っております。畑かん推進室が一生懸命取りまとめをしながら対策を立てておりますので、期待を持ちながら一緒に取り組んでいきたいと思っております。

次に、地域情報通信基盤整備事業についてですが、整備後の利活用の方策をどのように進めていくかについてお伺いいたします。

先の施政方針の中で、三つの基本的な取り組みの一つとして日本一の情報技術先進地を目指してと所信が述べられております。今、志布志市情報通信基盤整備事業が進められていますが、所信の中では光ファイバー回線による情報基盤を整備し、行政告知放送端末を全戸に設置し、市民の皆様が安心して生活できるシステムを構築し、産業、教育、防災、行政等さまざまな分野において、住民のだれもが通信技術の便利さを実感できる地域づくりと市民サービスの向上に努めてまいりますとありますが、具体的な分野に組み込みがしめされておられません。

志布志市情報通信基盤整備基本構想・計画の中では、整備後の利活用として医療、福祉、観光、地場産業、教育、防犯、防災等あらゆる分野において活用が可能となりますとあります。

計画書の中にもありますが、ブロードバンドの整備が実現したとしても、そのネットワークが地域において有効に活用されなければ整備したこと自体に意味がなくなってしまうとあります。整備後も継続的にそのネットワークを利用した方策を考えていく必要があります。

そして、三つ大きく述べられております。

行政サービス分野への利活用、住民生活の情報化への利活用、教育・文化分野への利活用、医療・健康・福祉分野への利活用、ケーブルテレビ、企業誘致・雇用創出とあります。

整備後、優先度の高いものから順次進めていくとあるが、どの分野においてどのように進めていくのか、お考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市では、地域情報通信基盤整備推進事業で光ファイバーを整備し、市民の快適な生活環境を創造することによっていろいろな行政サービスを展開することが可能となってまいります。

利活用面では、国の交付金事業で、今回特別に告知放送端末の整備が認められたことによりまして、全世帯に告知端末を整備して行政告知放送や緊急放送、防災放送を市民の皆様に提供できることとなり、市民生活が大変便利になると考えております。

また、庁内の推進体制も、昨年7月から各課の若手職員からなる情報通信基盤整備利活用プロジェクトチームを立ち上げまして、将来の利活用の調査研究等の勉強会を行っております。

いつでも、どこでも、何にでも、だれでも利活用ができる情報通信環境を整備し、産業、教育、防災、福祉・医療、行政等さまざまな分野において活用を進めるために、国の交付金等を活用しながら利活用システムの整備を図ってまいりたいと考えております。

**○10番（立平利男君）** 市長、それはもうちゃんと46億円かけて光ファイバーとして、そういうのは、答弁、どの分野でこの整備後、どうして進めていくんですかということです。農業関係は今試験的にやろうとしておりますが、どの分野を。

その基盤整備の導入については反対討論もありました。私も非常に気が揺れる分野でもありました。そういう中で市長が、そして基本構想・計画の中でも夢があるような表現があるから託したわけであります。

多額の費用を投資するわけでありますので、すぐ医療なり、福祉なり、取り組みますよとか、教育をこうしていきますよとか、そういうのを、22年度で整備が進むわけでありますので、その次の対策を、市民に夢を与えながら、そして福祉向上に努めていくそういう思いを聞きたいのであります。

現在一つも出てきておりませんので、果たして整備だけで終わるのかなど。そして、契約も進んでおるようでございますので、その契約者とも十分話をして、次の段階はこういう分野を力を入れていきますよと、同時に進行するべきであります。多額の投資の割には、次の夢が見えておりません。

今、行政告知端末、有明町については有線がありますので、大分足りております。松山については、各戸行政無線がありますので、そんなに不自由はないんじゃないかなと思っております。今市長が言われるように、この事業で各戸、全戸入ります。それ以上の事業の展開がなければ基本構想・計画、机上論にしかならないと思っております。

何か一つでもよろしいですから、今市長が、この間議案上程の日にブランド推進課、立ち上げる時の質疑を見てみますと、非常にもう原稿なしでお話をされました。そういう思いが私はこの情報基盤整備にもあろうかと思います。

市長も町長時代からいろいろ勉強をされてきました。タイミングよく昨年度、緊急経済対策で

この事業ができるようになりました。恐らくいろんな分野であろうかと思いますが、今日言ったからと次を迫及する気持ちはありません。どういう分野で市長として夢があり、少しでも可能性がある分野を一つか二つかお示しいただければと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

地域情報通信基盤整備推進事業につきましては、ただいま議員お話のとおり、今回タイミングよく緊急経済対策事業等を活用しながら、極めて有利な形での補助金、そして交付金を受けながら本市で取り組むことができるようになったところでもあります。

このことにつきましては、本当に私どもの地域は、都市と地方という格差の中でいつまでも、将来的にこのICTが活用できる高度情報通信時代に、そのものが利用できない所がずっとあることになるのではないかというような中で、このことを活用して全市内が一挙に都市並みに、大都市並みに高度の通信情報網を活用できる地域になるということになったところでございます。このことにつきましては、本当に今申しましたように、タイミングがいい形で事業導入が図られたということであろうかというふうに思います。

この事業につきましては、基本的には基盤整備ということでございますので、市内全世帯1万5,600世帯に光ケーブル、そして公共施設に光ケーブルを敷設して、この高度情報通信時代に対応するブロードバンドシステムを構築するということになるわけでございますが、それではその基盤整備をして何をするかということが今後の課題ということについては、先日もお話し申し上げてきたところでございます。とりあえずは、今申しましたように行政の告知端末放送を行政としては取り組みますよと、しかしながらこの事業に民間の活力を導入いたしましてCATV事業、あるいはインターネット事業というものが利用できる地域になってくるというふうにお話をしているところでございます。

そして、この光ケーブルを活用しながらさらに行政といたしましては、今年度につきまして、農業関連の情報通信基盤の事業のユビキタスタウンによります事業の導入を図って、テスト的に畜産の関係で妊娠の感知システム、あるいは分べんの監視のシステム、あるいは農場における気象の観測ロボット、そしてまた生育状況を随時把握する監視のカメラのシステムというものを導入して、このことでもって市内の畜産農家の経営向上、経営安定にするためにモデル的に取り組むと。そしてまた、その作物の生育を追いながら、このことを全国的に発信していき、このことでもって本市の農業推進の在り方、安心・安全、健康、うまい、本物、循環、有機というもので作られている農作物だということを全国的に発信できる内容のものにしていくということで、このことでもってブランドの確立につながっていかせたいということで取り組むことになっております。

さらに来年度以降につきましては、今回のように基盤整備の事業につきましての交付金事業、あるいは経済対策のための臨時交付金事業というものが引き続いてあるとなれば、それらのものを活用しながら、それらのものを導入しながら、本市に有利な形での事業導入を引き続いて図ってまいりたいと考えているところでございます。

そのために、さまざまな形で関係機関の情報等を入手しながら取り組みをしようとしているところでございますが、その中で取り組めるものについて取り組んでいこうということで、現在の段階では、どれを具体的に次年度以降取り組むということについては、いまだ皆様方にお示しすることはできないところでございます。

しかしながら、私自身としましては、まずこのICT、情報通信基盤整備のシステムにつきましては、健康増進のために使いたいと、資したいというようなふうを考えているところでございます。この情報網を通じまして、市民全員に健康増進運動に取り組んでもらうような働き掛けをしたい。

そしてまた、高齢者の方々の、一人住まいの高齢者の方々の見守りシステムも構築していきたい。

そしてまた、安心・安全のための子供の見守りのシステムも構築していきたい。

そしてまた、子どもは環境に先進的に取り組んでいる町でございます。ごみの資源化率ナンバーワンの町であるということで、そのナンバーワンの町を更に補強するために、市内全域でごみが捨てられてない状況をつくり出すということもひっすの内容ではないかなというふうに思っております。このごみが不法に捨てられている状況を解消するために、この監視のカメラのシステムも導入したいというようなふうには考えているところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、まだこれらの事業を構築するために国の有利な事業というものが見いだせない状況でございますので、来年度以降、あるいは再来年度以降そのようなものでやるということがお示しできないところでございます。

今後、これらのことを中心にさまざまな国の事業等を十分勉強しながら、本市にとって取り組める内容について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○10番（立平利男君）** 市長、ありがとうございます。そういう答弁が市民に一番分かりやすいんじゃないかと思えます。この計画書も見ると、整備後活用しないと意味がないということが何箇所も出てきております。私が言っているのは、今度整備するけども、市民の希望によってテレビで30%、インターネットで15%、それを目標にやっております。それに該当、希望しない市民は、玉つきだけの恩恵しか受けない。それじゃせっかくこんだけ、事業投資の意味がない、そういう大きな疑念があるわけであります。

市長が今、延々と二、三述べられましたように、健康増進のため、高齢者のため、一人住まいのため、子供たちのため、事業があって取り組む、そういう夢がないと事業も情報も入ってこない状況であります。ぜひそういう夢と希望を持って政治家としての歩を進めていただきたいと思っております。そうすることによって、この基盤整備事業が全市民の恩恵になろうかと思えます。

そういう中で、教育長として何か少し、この情報基盤整備事業について夢が、希望が、状況があれば、お聞かせいただければ有り難いと思っております。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたように、私ども教育を担当する者といたしましても、この情報

基盤整備事業が完結することを大変期待しております。そのためには、まず学校間が、今でもそれなりにICT教育は進めてはおりますけれども、市内24校がラインで結ばれまして、そしてさらに図書館、あるいはその他社会教育関係の施設等がきちんと結ばれてまいりますならば、瞬時にそれらの利用状況でありますとか、あるいはまた活用の状況とかその他分かりますので、非常に市民にとっては都合のいい、そしてまた利用しやすい環境が更に整備されるのではないかと、そういうふうに期待しているところでございます。

ぜひこれを整備いたしまして、そして子供たちの学習状況とか、家庭から学校へ、学校から家庭へと、そういう連絡網が確立されるならば、まだまだ本市の教育分野においても有意義な活動が展開されるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

**○10番（立平利男君）** 市長と教育長に今後の夢と希望、やはりそういう夢と希望がないと事業もまいりますので、ひとつネットを高くして、アンテナ高くして取り組んでいただきたいと思っております。

次に、通告いたしておりました開発農業協同組合の有線放送事業は、行政連絡やJAの情報等非常に多岐にわたり、広く活用してまいりました。

今後の在り方についてお伺いいたしますが、その前に、開発農業協同組合の歩みについて少し触れたいと思っております。

この開発農業協同組合の歩みについては、昭和32年、まだ西志布志村の時代でありましたが、通信網が非常に乏しく、役場、農協の連絡はほとんどが文書連絡で、年間役場では70万円、農協では60万円、昭和32年代でございますので、ひとつ職員の皆さん方は初任給が幾らだったかなと思えば、すごい経費だろうと思っております。

これらの不便さを何とか解消しようと、当時の西志布志農協組合長、福田武義さんでございますが、農山村振興特別助成金事業で有線放送電話を敷設して、農協と組合員との間を身近なものにして農業経営技術の向上を図り、農村生活に潤いを与え、村行政の円滑なる浸透を助け、新農村建設に寄与しようとする目的で計画を立て、県に申請し、昭和32年11月15日に着工し、翌33年7月10日の完成になっております。昭和33年4月1日に有明町も町制を施行をいたしております。その年に完成を見ております。

電話加入者が137戸、スピーカーが1,112戸で完成をし、供用が始まっております。

33年の7月から供用開始となり、35年5月に業務範囲を拡張し、行政の浸透、広報の徹底を図る目的で有明町役場に移管をいたしております。

そういう経過を踏まえ、昭和38年、電話加入者が275増えて、997戸になっております。当時、電話交換手も4名おられたそうでございます。

そういう経緯をたどりながら昭和40年10月、農協と役場で有明町放送農業協同組合を設立され、組合制度の導入をいたしております。

昭和42年から現在の有明町開発農業協同組合に改称され、本部を43年に役場より現在の有明町

農業協同組合の本所の一角を開発農業協同組合の本部として営業を開始をいたしております。

46年には、電話交換機を改修し、外線、内線、電話機を改修し、電話加入者が1,970戸になっております。当時開発農協に、事業費が1億200万円ほどかかっておりますが、町の補助金として1,123万円頂いております。

47年から、当時の日本電信電話公社と市外局番との接続も開始をいたしております。ふるさとを離れ、この有線を通じて電話を、お話をした職員もまだおられるかもしれません。有明町にとっては当時画期的であり、非常な通信手段でもあったように記憶をいたしております。

そういう中で、昭和54年には曾於南部消防署とも緊急連絡ができるように接続を開始いたしております。

また、平成3年、有線放送電話施設整備の事業を改修を行っております。平成3年に現在の施設が出来上がったところでございます。事業費として、2億4,700万円ほどの事業費になっておりますが、組合員の負担金として6,894万円あります。当時、借入金を9,900万円、有明町の補助金として2,500万円、農協から2,500万円の補助も頂いております。

平成5年には、役場から当時の有明町学校給食共同調理場のオンラインの専用回線も供用になっております。

平成7年には、現在の有明町防災無線との運用も同時開始をされております。有明町内においては、防災無線と同時に各家庭のスピーカーにも、すべて防災放送も同時に入ります。現在も、今防災無線も消防団においては幹部しか供用がないところがございますが、一般の団員については、出動命令がこれで発せられております。

また、平成7年には役場と伝染病棟のオンラインの回線も供用になっておるところでございます。

設立から51年を経過をいたしておるところでございますが、西志布志村の時代から私ども旧有明町民にとっては非常に大事な施設であります。

そういう中で、昭和62年まではこの有明町開発農業協同組合の組合長が、有明町長、兼務であります。副組合長が有明町農協組合長ということで、理事も議会代表や各種団体長が入って、運営、経営が62年までなされておりました。

その後、運営がスムーズにいった面もあるかと思いますが、公民館長を中心に経営がなされてきております。その間、実は私も15年間、当時野神の副館長でありましたけれども、理事として加わり、12年間代表をさせていただきました。その間、年間2,000万円ほどの借り入れの返済にも当たり、現在借り入れゼロの経営状況になっております。

組合員数の数を見ますと、多い時は全町民の85%を超える組合員の数でありました。現在でも3,000名近い組合員がおられます。町民の60%前後が組合員であります。組織としては、旧有明町では大きな組織であります。

この施設は延々として有明町民が作り上げて、利用され、親しまれ、電話や放送の活用がなされております。朝5時から夜の10時まで、ラジオの再送信を行っております。そしてまた、毎日

3回の定時放送も行っておるところでございます。合併前までは、町行政からの連絡も年間1,800件から2,000件、告知放送を行ってございました。JAからの放送も同等ぐらいであります。

また、この施設については、各校区ごと、小学校区ごと、中学校区ごと、各自治会、その中でもまだ、「まだ」という表現が非常に苦しいですが、自治会連絡機が73台、運用をされております。今、私も自治会長であります、私の自治会でも子供会、婦人会、各種スポーツ団体、営農団体等、放送依頼があります。非常に、高齢化が進めば進むほど大きく活用をしているところであります。

今、この情報基盤整備事業が進んでまいりますと、組合員の中に非常に「いけんたつとよ」というような声を聞いております。五十数年間にわたり行政が担うべき部署ではなかったかなと思っております。この基盤整備後の開発農協の在り方も理事の皆さん方、組合員の皆さん方、非常に心配をいたしております。

そういう中で、市長はどういう対策、対応を考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員の方でる、この有明町開発農協の歴史をお話になられたところでございます。

私自身も昭和33年の設立以来、この放送事業につきましては、随時親しみをさせていただいているところでございました。

ということで、私自身も本当にこの開発農協がスタートした当時の町民の方々のこの放送システムに対する期待度、そしてまたさまざまな形で利用される度の喜びの度合いということにつきましては、ひしひしと感じていたところでございます。

そのようなことで、長きにわたり本市の中で有明町区域の皆さん方の地域の情報伝達について担っていただいたということにつきましては、改めて感謝申し上げたいと思います。

そのような中ではございますが、現在有明町の開発農協におかれては、組合員数がお話になりましたように、21年5月31日現在で3,015名ということでございます。なお、有明町全体の世帯数は5,184でございますので、およそ55%の方が加入されているということでございます。放送用のスピーカー、電話機の設置台数は2,848台、また副放送設備としての自治会連絡機が、ただいま議員お話のように73の自治会で設置され、自治会内の情報伝達手段として本当に有効利用、活用されているということでございます。

そしてまた、防災無線との連携も行われおります。これは災害等で防災無線放送と連動して、有線放送も同時放送を行うものであります。この放送については、受信機1台当たりの年間利用料が50円、年間の利用料につきましては、14万9,520円というふうになっております。

また、市が開発農協に支払う有線放送利用料につきましては、年間262万5,000円であります。この金額につきましては、JAあおぞらと同程度の金額となっております。

そしてまた、市から開発農協に放送を依頼する件数につきましては、年間300件程度でありまして、放送回数としましては年間2,000回程度というふうになっております。件数、放送回数とも合併以前に比較しまして、3割ほどの減少となっております。なお、JAあおぞらの利用につきま

しては、市の利用より3割程度多いようでございます。

その他、ページング放送を利用した火災等緊急放送や行方不明者の捜索に関する放送等、勤務時間外の緊急時の放送にも利用しているところでございます。

ということで、現段階でも非常に大きな役割を担っている放送網であるというふうに認識しているところでございます。

そのようなことでございますが、今回本市で地域情報通信基盤整備事業を導入するというところで、このことにつきまして開発農協の皆様方と協議を重ねているところでございます。

**○10番（立平利男君）** 開発農協との協議を進めているということでございますが、先ほど申しましたように行政の担うべきことを旧有明町民が自分たちの組合として担ってきた、そういう思いは市長も十分認識されると思えますが、その中でも、開発農協との協議もあるわけですが、あおぞらも先ほどありましたように年間2,000件を超える告知放送をサービス業務としてやっております。やはり、開発農協とあおぞら農協、合併前まで、今日までですが、両者が一緒になって地域づくりをした組織であります。農協とも十分協議をすべきではないのでしょうかね。その点はどうですか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この地域情報通信基盤整備事業につきましては、導入が正式に決まったというのは昨年7月ごろでございますが、その後このことにつきましては、今後市としまして地域情報通信基盤整備事業を導入しながら情報通信基盤整備の確立を目指してまいりますということで、開発農協、そしてまたあおぞら農協にもお話を申し上げてきているところでございます。

しかしながら、お話を何回も申し上げましたが、民主党政権が成立いたしまして、この事業の実施について一時停止がされていた状況でございます。そのようなことで、私どもといたしましても、本年の3月議会にこの事業については提案できる内容になったということでございまして、議決をいただいた後に、改めて正式に開発農協、そしてまたJAあおぞらにも説明をさせていただいているところでございます。

そのようなことで、先ほども言いましたようにその都度その都度、細かいことについては協議を重ねてきているところでございます。

**○10番（立平利男君）** 現在、有線が担っている放送内容、そういうのを下回らないようなシステムにしていきたい、そう思っております。

もう一つ伺いたしますが、口てい疫がなければ先月24日から集落説明会、自治会説明会を行う計画があったようでございますが、志布志、松山町については有線がない状況もございまして、出ないと思うんですが、有明町内においては恐らくどの自治会でも「有線ないけんなっとよ」と、「放送はいけんなっとよ」と、そういう話が、意見が出ると思います。そのときの答弁はどういう準備をしておられましたか。伺いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

お話のとおり口てい疫の新たな発生によりまして、集落説明会につきましては延期をさせてい



ただいているところでございます。

当然、今お話のように、開発農協の有線放送についてはどうなるのかというお答えがあるということについては、想定しているところでございます。しかしながら、正式に開発農協の方向が機関としてまだ決定されていない状況でございましたので、このことにつきましては、今後開発農協と十分協議をさせていただきながら、市民の皆さんのサービスが低下しない形のシステムというものを構築してサービスを提供していきますというようなお話を申し上げるということにしておいたところでございます。

開発農協の内部の方でまだ、お話がありましたようにJAあおぞらとの協議もしなければならぬということもございまして、それらの協議が整った上で、その方向のお話がまた改めてできるのではないかなというふうに考えているところでございます。

現在、行政の告知端末の放送につきましては、開発農協が担っているシステム、サービスというものにつきましては、十分その分について対応できる内容になっているところでございます。

**○10番（立平利男君）** 市長、行政側の答弁としてはそういうことしか言えない。でも有明町民は納得しますかね。私は、自治会座談会、自治会ごとに説明をするのであれば十分協議をして、今55%と言われましたけれども、自治会未加入が幾らありますか。そうするともっと上がりますよ、加入者は。有明町町民、即開発農協組合員だという認識が甘いんじゃないのかなと思います。

だから、そういう答弁であればもっと不安を持ちます。次の座談会が実施できるまでにはぜひJAあおぞらとも、開発農協とも十分協議をされ、でないとなれば開発農協自体が先ほど申しましたように、町長が組合長、副組合長が農協長、組合長という流れを十分皆さん方も知っておられますので、「知たんまねをすつとか」、そういう表現になろうかと思えます。早いうちに協議をお願いしたいと思いますが、できますか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今ほどもお話申し上げましたように、開発農協の機関として正式な形で決定した内容でお話するのが筋かというふうには思います。

そのような意味合いから、それをするとすれば開発農協の方で早いうちに総会、臨時総会等を開催していただくということになろうかというふうに思いますが、現段階ではそのような日程ということが取られてないところでございます。

そのような中での集落への説明会というふうになりますので、おおむねこういった方向で進みたい、または進めさせていただきたいというような形での集落への説明になろうかというふうに思えます。そしてそのことにつきましては、開発農協ないしは、JAあおぞらとも十分協議を進めながらしている内容でございますというような形での説明になろうかというふうに思えますので、そのことについて御理解をいただければというふうに思えます。

**○10番（立平利男君）** もう同じ答弁になってまいりますので、あおぞら、開発農協、開発農協も本当、行政があって開発農協ありという思いがあります。市長として、行政としてアドバイスをしながら、ひとつこの情報基盤整備が滞りなく進むような協議を重ね、有明町民に不安がない

ような、そして開発農協が今日まで、これからどう進むか分かりませんが、機関の決定があるかと思えます。それにも十分こたえるような施策なり、そういうのを期待しながら一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

**○議長（上村 環君）** 以上で、立平利男君の一般質問を終わります。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

**○19番（小園義行君）** おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

国会が今、新しく菅内閣が誕生して、明日で終わりということで、あとは参議院選挙に突入ということでございます。

新しく菅内閣が誕生しました。鳩山政権がなぜこういった状況になったのかと。自民党、公明党の連立時代から合わせて、この毎年毎年総理大臣が変わる国のあり様でございます。これは普天間問題をはじめとして、国民との約束をしっかりと守らなかった、そのことによって国民から追い詰められて退陣に追い込まれたと。これが私たち国民が思っている鳩山内閣の退陣、そして菅内閣が新しく登場ということではないでしょうか。

市長、やっぱり国民の側を向いた政治をしないということになるというのは、鳩山政権のこの状況を見ていると当然のことだというふうに思います。しっかりと国民と約束をしたこと、それを守らないでアメリカや財界の方を向いてばかりおって、沖縄県民や鹿児島島の徳之島こうした所に住んでいる国民の側を向いた政治をやらないということになります。

今、立平議員とのやり取りを聞いていまして、市長、私たち行政に携わる者は、そこに住んでいる住民の苦難を取り除いていく、これが私は行政があるべき根本の在り方だろうというふうに思います。役所は住民にとって役に立つ所でなければならない。そのためにはしっかりと住民の声を聞く。そして、いろんなことを政策としてお願いをし、執行していく。これが本来の行政の在り方だろうというふうに思います。

私たち日本共産党の志位委員長は、普天間問題、この問題もしっかりとアメリカに行って、国民はもう沖縄も駄目だよと、国外でないと納得しません、合意が得られません、こういったことをしっかりと述べて、交渉をしてやってまいりました。私たち日本共産党は、いつも住民が主人公と、その立場でいつでもどこでも頑張ってきた政党であります。私もその政党の一員、また議員として、全力でそうした住民の苦難を取り除くために頑張る、その力を発揮してこれからもやっていきたい。

そして、市長も併せて、ここにおられるスタッフの皆さん方をはじめとして、志布志市に住んでいる住民の苦難を取り除く、そのために誠心誠意努力をしていく、このことを冒頭に求めて、私は通告していました件について、順次質問をしたいと思えます。

まず、口てい疫の対応についてであります。

これは4月に発生しましてから、もう1か月以上なります。行政当局の皆さん、そしてJAを

はじめとして関係の方々、もう必死になってやっておられるこのことに対しては、昨日からも出ていますように本当に敬意を表したいと、そういうふうに思います。また、感謝も申し上げるところであります。

また、私たち議員もそれなりに全力を挙げて本市にこの口てい疫を入れたい、そのためには全力を挙げて取り組んでいかなければならない、そういった問題だというふうに思います。

そこで、これが発生をしましてから、それぞれ関係農家の方々、そして行政の方々にイベントの中止、そういったもの等々があるわけですが、この口てい疫が発生したことによって、本市の経済への影響、そのことをどう当局としてとらえられておるのか、まずそのことについて答弁を求めるものであります。

**○市長（本田修一君）** 小園議員の御質問にお答えいたします。

本市の経済への影響と、口てい疫がどのような形で影響しているか、そしてまたどの程度かという御質問でございます。お答えいたします。

まず、畜産関係でございます。

4月20日に口てい疫が発生した後、曾於地区につきましては、4月から6月までの子牛競り市は延期となっております。本市生産牛農家の4月から6月までの子牛出荷予定頭数は約1,400頭となっております。仮に1頭当たり子牛の価格を37万円、これは本市の3月競り市の平均価格でございますが、37万円としますと、5億1,800万円の農家売り上げが停止しているという状況でございます。今後、競り市が再開されれば農家売り上げも、このことにつきましては発生するということとなりますが、子牛月齢や体重について、通常の肥育素（もと）牛としては大きすぎるということで肥育農家が敬遠することも考えられ、市場が再開された時に、子牛価格の下落が心配されるところであります。

また、競り市が延期されている期間も子牛飼養管理に係る経費が発生するため、生産牛農家の経営を大きく圧迫している状況であります。

肥育牛経営につきましては、4月以降曾於地区、5月以降は鹿児島県内のすべて、九州内でもほとんどの競り市が延期となっております。計画的な肥育素（もと）牛の導入ができていない状況であります。今後、競りが再開され肥育素（もと）牛が必要数導入できたとしても、約20か月後の出荷時期について、出荷がほとんどない時期と出荷が多く出る時期があるということが予想されまして、計画的な導入・出荷ができなくなるため、肥育経営に支障を来すものと考えられます。

酪農につきましても、子牛の出荷が都城や熊本の市場に出荷できなくなったため、売り上げが一部停止している状況でございます。

間接的な影響としましては、口てい疫が発生して2か月近くたち、農家の皆さんにおかれて競り市延期による収入のストップや、もし自分の農場で口てい疫が発生したときの被害の甚大さに対する精神的な影響というものも大きくなっているというふうに考えるところでございます。

そして、続きまして市内の商工業に関する影響でございます。

商工業者や商工会等の状況を調査しましたところ、飲食・宿泊関係、小売業を中心に影響が出ております。

口てい疫の発生がちょうど4月ということでありまして、通常なら各団体の総会や各種会議が最も多い時期であります。口てい疫まんえんの防止ということで会議開催の中止、延期、縮小による飲食や弁当の提供が自粛されております。このことによりまして、飲食業及びこれに係る卸し売り業などの取引量の低下などによる影響が大きいと思われまます。

宿泊業におきましては、季節的にも県内外からの旅行客で予約があるところですが、口てい疫の発生場所に近いといった理由などにより予約のキャンセルが出てきております。

また、小売業におきましても、各種イベントの中止により全体的な落ち込みが出ておりますが、特に畜産農業者の不安感や収入減による消費の抑制もあると思われまます。

このように、口てい疫が長引くとなれば、更に市内商工業への影響が懸念されるところであります。

このような状況を受けまして、商工会では口てい疫に関する窓口を設置し、資金融資・経営相談を行っておりまして、市としましても、商工会等と連携を図りながら、商工業をはじめ市全体の元気が出るような景気対策を図ってまいりたいと考えております。

**○19番（小園義行君）** 今市長の方から答弁がありましたように、本当に本市の経済への影響というのはもう計り知れない。今この瞬間もどんどん影響が出ているということですね。それぞれ一つ一つについては申しませんが、そうした状況にある農家の方々、商工業の方々、そうした方々への対応として、例えばですね、狂牛病、牛海綿状脳症という病気ですが、狂牛病が発生した時に、志布志町等にありました焼肉店、そういったものが閉鎖に追い込まれるとかですね、風評被害等も大変心配をしていましたけど、結果そういった状況が起きております、過去にですよ。今回のこの口てい疫の問題でぜひそういった方々への支援として、農家の方々、そして当然生産から肥育、乳牛、いろいろありますね。そして商工業の方々、そうした方々への支援ということで、当局がいろいろ考えておられるでしょう。これはしっかりとした対応をやっていただきたい。

例えば、子牛の生産農家が4月、5月分については、臨時議会等でしていただきましたね。だけど6月、7月、恐らく7月までは無理だろうというような状況があります。新聞でも昨日宮崎の方で、また1例それが出たというようなこともちょっと載ってましたけど、そういった意味で、そういったところに対する、商工業の方々、生産農家への支援の在り方というのを本当に本気でこれ取り組んでいただかないと、税収も当然、これ大変厳しいことになっていくだろうと思えます。JAもそういった意味では、一部支援をするということで、販売の何%ということ等で始まっていますね。

そして、私も通告した後で、いわゆる税の徴収の猶予、そういったものを考えられんかということではしてもしたら、私が通告した後に回覧でですね、回ってきました。いわゆる国保税、固定資産税、市民・県民税等々ですね、そういったことがありましたが、そうした支援の在り方

というのを当局としてどういうふうに具体的に今の段階で考えておられるのかお願いをします。

1例を申しますと、4月と6月に国民健康保険税が、農家の方々はほとんど国保税ですよ、1期、2期、来ますね、これね。そして、固定資産税、市民税、当然その中に6月30日までに納めてちょうだいというふうに来るわけですけど、今市長がおっしゃったそうした商工業者含めて、生産農家、農家の方々への支援の在り方を今の段階で具体的に当局としてどういうふうに考えておられるのか、少しお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

畜産農家の方々につきましては、先般臨時会を開催させていただきまして、その折に子牛の出荷ができなかった分について1頭当たり月1万円というようなことでお願いをして、御承認いただいたところでございます。この出荷ができなかった子牛につきましては4月、5月、6月分ということで、全体で6,182万円が延長に係る被害ということでございまして、この分について補助をしたということでございます。そしてまた、経営に係る資金について利子の補給をしていこうというものでございます。

さらに、商工会の方々につきましては、商工業者対策としまして、商工業資金利子補給事業を実施して商工会員の経営負担を軽減していこうと、そしてまた商工業者と消費者対策といたしまして、プレミアム商品券の発行事業を実施していきたいということを考えているところでございます。

このようなことで、現在の段階ではそのことを御審議いただき、そしてまた実施しようということになるわけですが、終息がいつになるか分からない状況ということでございまして、仮に7月まで競り市が開催されないとなると、その分についてもまた改めて対応をしていきたいというふうに考えております。

そしてまた、この拡大が現在の段階では宮崎県という域内でとどまっておりますが、もしこの拡大が近隣の市町、あるいは本市ということになるとなれば、もっと更に強力な形での対応、もちろん防疫、そしてまた処理の態勢を構築するのは当たり前なんですが、この経済に対する対策も新たに立ち上げをしていきたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、今市長が答弁ありましたように、農家の皆さん方、そして商工業の方々へのそうした対策というのはきちんと取り組んでやっていただきたい。

ここにおられる方々、仮に専業ですと、子牛生産をされていると、4月、5月、6月、3か月収入ゼロですよ。皆さん方の給料が3か月もなかったらどうしますか。本当にそうした立場になって、この問題は畜産課長だけが考えておけばいいという問題では私はないと思います。

ぜひですね、皆さん一緒になって、この問題についてはそれぞれ、今市長の答弁がありましたように、そういった立場で全力でやっていただきたい、そういうふうに思います。

そういう答弁もありましたので、その中でですね、今回私は、私も国民健康保険税を納めているわけですが、この国民健康保険税、こういった税の徴収の猶予、そして減免と、そういったものを私は考えるべきではないのかということで国保税についてということではしておきましたが、

今回早速ですね、国保税、固定資産税、軽自動車税、市民税、そういったものについて相談を受けますと、いわゆる納付についての相談を受けますという回覧が回りました。これは、その法的な根拠ということを含めて、どういった思いでそれをされたのか、少しお願いします。

**○市長（本田修一君）** 口てい疫の発生に伴いまして、さまざまな形で市民の経済・生活につきまして、影響が出ているということでもあります。

そのようなことで、私どもとしましてもそのことにつきまして対応が必要ということであるところがございますが、現在、市民への国民健康保険税の免除あるいは減額、そしてまた徴収猶予に関して、市民への周知につきましては、一部負担金の免除及び徴収猶予について取扱要綱を定め、昨年4月からこのことについては、本市でも施行しているということがございます。

口てい疫関係で著しく所得減となった世帯への対応であります。要綱第3条に示す減免等の基準につきましては、世帯主または世帯に属する被保険者がおおむね過去1年以内に同項第1号から第4号の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合でありますということでもありますので、現状におきましては要綱に基づく減免等の基準に該当するまでは至っていないというふうに推測しておりますが、今後の状況次第では、再度市報等でこの要綱についてお知らせしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

そしてまた、現時点では納税相談、納税猶予の措置が実施できるように考えているところでございますので、これらの対応につきましては、お話のとおり各戸回覧の形で散らしの配布を行ったところでございます。

**○19番（小園義行君）** 納税の猶予ですかね、これについては一応回覧ということで、支所の方に来てください、本庁に来てくださいということでありましたが、当然当局の方でそういったこともよく把握されている状況がありますので、ぜひですね、これはよく分かるように対応をさせていただいて、4月、5月、6月、まったく収入がゼロという状況の中から税金を納めなきゃいけないということで、大変困っているという、実際状況ですよね。そういうことでお願いします。

そこです。今、国民健康保険税の減免の関係ですが、国民健康保険条例の第31条で、国民健康保険税の減免というのがうたっています。「天災その他特別の事情のある者のうち、必要があると認める者に対し国民健康保険税を減免する」ということで、この規則があるわけですね。規則は、今一部市長が答弁されましたけど、この減免に関する規則、これは第2条です。規則は、「納税義務者が次の各号のいずれかに該当し、保険税の納付が困難であると認められる場合には、それぞれ当該各号に定める基準の範囲内で保険税の減免をすることができるものとする」ということで、その第1号ですね、災害、これをですね、所得税法に定める災害をいうというふうになってるんですね。所得税法の第2条第1項第27号が規定する災害というふうに減免規定は設けています。これはですね、第2条第1項第27号は、「災害、震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう」ということで、今回のこの口てい疫の発生によるそのことが、ここに該当してちゃんとうたえるのかということをお聞きをしたいわけでもあります。

今市長が答弁されましたこれについては、先ほど、この規則がありますけれども、これは農作

物の被害そういったことで、今この所得税法が規定する災害のときにしかできないよというふうになってるんですね、これ。そこを、今回のこの口てい疫のこれをどういうふうに市長が理解をして、この規則の見直しなりそういったものをして、農家の負担、国保に加入されている方々の負担を軽くしてやろうというふうにお思いになっているのかどうか、そのことをお願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、震災、風水害、火災、そしてこれらに類する災害ということでございますので、今回は自然災害でないということでございます。しかしながら、政令で定める災害となるとなれば、今回の口てい疫につきましては特措法で措置される内容の事案というふうになっておりますので、このことに含まれることになるのかなというふうには、私自身は希望するところでございます。

しかしながら、これは当然災害が発生した所でのみ対応する内容でございますので、本市では、現在の段階ではこの減免に関しては受けられないということになるかというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** だからですよ、市長。これは、いわゆる今市長がおっしゃったように、ここに該当すると、この規則がですよ、減免ができるってなってるんですね。今回のこの口てい疫の関係を、恐らく、終息すればいいですよ、それでも大変なすごい金額じゃないですか。こういった状況の中で、農家の皆さん方、本当に税の猶予だとか減免をしてほしいって。これは、私いろいろな農家の方々にお話をさせていただく。削蹄（さくてい）師の方、仕事できませんよね、動けないからですよ。そして、いわゆるそういう人工授精師の方も当然大変だろうと思います。競り市へ行って、5%なりそこが入っていくという状況、それがまったくこの3か月間入ってこない状況でしょ。

そういったこと等を踏まえたときに、よくよく考えて、この国民健康保険に加入されている方々の口てい疫が発症したことによって起こってるこのことに対して、本市としてこれ、作れるわけですよ、これ、規則。これ、規則だからここで作ったんでしょ。国が決めたわけじゃないですよ、これ。うちの条例に基づいてこれ作ってるんだから、そのことについて市長が、今回の本当に農家の皆さんや商工業の皆さん方大変な状況になっていると、そのことをしっかりと受け止めて、この規則の見直しそういったものを考える気はないのかと。そして、そのことが困っている方々への支援になるというふうに僕は思うものですから、そういった考え方に立てませんかということをお聞きしているんです。再度お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

口てい疫が長引けば長引くにつれて、経営的に、経済的に苦境が増えていくということについては、十分承知するところでございます。そのような方々につきまして、何らかの形の経済的な支援、また新たな経済活動をするための措置というものは、必要になるかというふうには考えるところでございます。

しかしながら、この国民健康保険税の減免ということにつきましては、先ほども申しましたように、現段階ではこの地が災害の発生地になっていないということがありますので、そのことに

ついては対応はできないと。そしてまた、仮にそのような地になったとしても、この健康保険税の減免につきましては、国の方で特別調整交付金の対象になるというような内容がございまして、その内容につきましては、災害等により減免の措置を採った被保険者に係る保険税の額の合計額が調整対象需要額の100分の3に相当する額以上となった場合、減免額の10分の8の額が特別調整交付金として交付されるというふうになっております。

志布志市国保の場合、調整対象需要額の100分の3が3,900万円程度ということでありまして、これを超える減免額でないと交付金の対象にならないということとございまして、口でい疫がこのような大きな被害をもたらすことがないというふうに臨んでまいりたいというふうに思います。

ということで、このような交付の対象になるとなればそのような措置も可能かというふうに思いますが、現在、市の国民健康保険の事業につきましては、昨年、一昨年、そして本年度におきましても、一般会計からの特別措置をいただいているような状況でございます。そのような中でのこのような形の減免ということになれば、さらにそのことについて制度の見直しということにもつながってくるというふうに考えられますので、このことにつきましては、別途の形で対応をさせていただければというふうに考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長、いいですか。今市長がおっしゃるそのことはもうよく分かってますよ。この規則はですよ、ここで作ったんでしょ。国が作ったんじゃないですよ。ぜひですね、これから先もこういうことが起こり得るであろうというものに対して、しっかりとそこに住んでいる住民の苦難を取り除く、そのために何をなすべきかと。今求められているのは、市長に求められているのはですね、国のそういったことをのうのうと言う時じゃないですよ。今、困っている人に対して本当に市長としてどうしてやる方がいいのかと、そのことを一番先に私は考えるべきだと。

国は、いろんな事をやって、減免したりいろんなことを、ペナルティをやったりいろんなことをやるわけですよ。でも基本的に、今ここで本当に夜も眠らないで頑張って、生産農家の方、肥育農家の方、商工業の人、いろんな方々がですね、本当にこれは心配されてる。税金を納めなきゃいけない、こういった状況に追い込まれてる時にですね、この町の本当にトップとして、住民の苦難を取り除く、この立場に立って私はちゃんとやりたいというんであれば、この規則はですよ、ここで作れるんですよ。当然そうですね。これ国が示したんじゃないですよ、これ。

ぜひですね、この規則については、私たち議会にも諮らんでやれるんですよ、あんたたちが。条例は当然議会ですけど、そういった問題に意識を持ってるのかということをお聞きしたいわけで、本当に大変、夜も眠らないで頑張っている人たちに対するそういったものを、考えられませんか。これから先、また起こり得ることですよ。

そういったことに対して、この中ではそういう経済の問題、今回いろいろ条例の改正がありまして、リストラになったり、いろんな人の対処はできてきました。そういった問題も含めてですね、この今志布志市で住んでいる農家の方が、一生懸命頑張って牛を育ててる、そういった国保



に加入されてる人たちが大変な状況になっているということに対する一つの支援の在り方として、この規則、見直しをして、そういったものもちゃんとやるよということにできんのかということを知っているんですよ。それだけお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この口でい疫に関しましてさまざまな形で影響が出ておられるという方々は、国民健康保険税の対象者のみならず、市内全域がこのような形で、さまざまな形で影響を受けているというふうにと考えるとございます。

そのような中で、この国保税の納入義務のある方が極めて経済的に困窮したと、支払いができないというようなことについてのみ対応するとなれば、ほかの方々に対しての措置、あるいは補助というものについてはいかにすべきかということも考えなければならない内容となりますので、総合的な面から私どもはこのことについては考えてまいりたいと思うところでございます。

[小園義行君「議長、これで終わります。これで終わります、この問題。終わります。」と呼ぶ]

**○19番（小園義行君）** 今市長がそうした問題も含めてですね、こういった状況が今後も発生することがいっぱいあります。そういうことで、国保税のこの減免の規則、こういったものについても別途やるということでありましたのでね。そういうことも含めて、こういった形になるのか、それはそれぞれでしょう。でも、本当にこういう困っている時にきちんとした対応をしてやる、そのためにはこういった規則、条例、要綱、規則がないとできんわけでしょう。そういったものについて、きちんとやるということ、別途考えさせてくれということでありましたので、この問題については終わりたいと思います。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○19番（小園義行君）** 一般質問を続行しますっておっしゃらないのですが、いいんですかね、議長。していいですか。いいんですがね。

**○議長（上村 環君）** はい、いいですよ。

**○19番（小園義行君）** 開いたのけ。

**○議長（上村 環君）** はい。

**○19番（小園義行君）** ああ、分かりました。大変すみません。

先ほどは口でい疫の関係で、それぞれ税の減免等々を含めてですね、いうことでありました。

この規則の見直しということで、あと再度ですね、もう1回市長に質問をします。

今回、こういうことが度々起こるということはないわけですけども、起こってはいかんわけですね、口でい疫、こういうものは。でもそういったときに、国民健康保険税のシステム上、前

年の所得に対して税率が掛けられて4月から、5月はありませんが、6月、そして7月から本課税というこの性格上、今年収入がぐんと落ちるといふことが起こり得るわけですね。そういった問題については、この規則の中で対象者がそれぞれ、1項目、2項目、3項目、こうありますね。そうしたときに、この災害といふのを所得税法上で規定しているそこにしては以上、それ以外はこの減免を受けられないという状況が発生するわけですね。でも、去年のいわゆる収入、所得に対して課税が、本課税が7月から始まるわけですが、今年は大変厳しい状況で去年と同じような状況にないといふ、こういったことが発生したとき、どうしてあげるかといふのが私はこの減免に関する規則が設けている精神だろうといふふうに思うんですね。

今回、こういう口でい疫、こういったものがこの所得税法上の災害に当たらないといふ場合と、そして失業等といったこと等を含めてですね、いろいろある中に、特に市長が認めるものといふ状況の中で徴収の猶予だとか、これは地方税法でもうたっているわけですが、この税の減免といふのも非常に考えられんのかなど。仮に、口でい疫が発生して殺処分、そういった状況になったときですね、その人たちは収入はゼロという状況が発生するわけですね。そういったものは、国のいわゆる特別措置法のそこに入らないと駄目だよといふことは、もう当然それは市長がおっしゃったとおりですけれども、そこら辺の状況も踏まえてですね、志布志市でこれは作れるものです。それは議会を通さなくて、これ作れるでしょう。あなたたちが、本当に志布志市の住民が困難に直面しているそういった時に、こういうふうな手続きを取って、ちゃんと皆さん方安心して生活していけるようにやりますよといふことを規則として定めるだけのことですよ、これ。その精神を持っているかどうかといふことを私は問いたいわけですね。再度ですね。

これは市長、本当に私が知ってる農家の方は生産牛9頭です。4月25日に実際に競り市の日にちがもう決まっております。その以前にストップですよ。そして、5月も出るという状況で、もう2か月連続ですよ。仮に、平均37万円ということでしたけど、去勢ですので、40万円からしたら100万円からのお金が入ってくる。それを当てにしているいろいろやるわけじゃないですか、資金繰りをする。そういった時にしっかりした対応をしてあげるというその思いを持っているのかと。

住民の苦難を取り除く、そのために自治体はあります。そういったことを考えて、この減免の対象のこの基準の中にですね、そういった今回本当に想像もしないようなことが起きたときのためにしっかりしたものを、この所得税法上の災害といふこのくくりの中だけでやるのではなくて、市長がトップとしてそういったものを考えられないのかといふことを僕は午前中も聞いたんですが、再度もう1回、そこについての見直しを。先ほどの答弁は別途考えたいといふことでありますので、そういったものについて、再度答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしたとおりであるわけですが、本当に今回の口でい疫の発生といふものは本地域の経済に対しまして、一大打撃があるところでございます。そしてまた今後更に深刻になるとなれば、いわゆる非常事態宣言なるもので対応しなければならなくなるというふうなことになるかといふふうに思います。

そのような中で、国保税の対象者の方にのみこのことについて対応するということについては、かなり厳しいというようなことでございますので、先ほどもお答えしましたように、別途このことについては、全体的な対応というものを考えながらやっていきたいというふうに思うところでございます。

**○19番（小園義行君）** ほかのですね、共済組合とか社保の方々はですね、賃金、それはほとんど、言葉は悪いですけど、こういう国保に加入されている方々みたいに変動しないわけですよ。そういった意味では本当に市長は、この町を住んで良かったと言える町にすることであなあなたは当選をされているわけですが、少し私から言ったら、この口でい疫のそういうことを通じて、国保に加入されている方々すべて、口でい疫の関係の方々ですよ、そういったものに対しては、ちょっと冷たいんだなというふうな認識はしております。

あなたがおっしゃるその別途対応するというのはどういうことですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、畜産関係の方々にはこうこうこういった形で、そして商工関係の方々にはこういった形で、そしてまた別途対象が想定される方については、その方々についてそれぞれの対応を考えた形での措置をしていきたいということでございます。

**○19番（小園義行君）** ということは、この税の減免そういったものについてはですね、ちょっと考えないという、そういうことですね。

**○市長（本田修一君）** 税の減免につきましては、国保税という性格上、この方々のみ対象とするということにつきましては、少し無理があると。そしてまた、そのような状態になるとなれば、かなり事態が深刻な状況と、甚大な被害が市全体に発生している状況ではないかなというふうに考えますので、そのような意味から別途手当てが必要というふうなふうに考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 分かりました。この問題はですね、また次の機会にきちんと議論をしたいと思えます。

最後にこの問題では、本当に住民から見たときに、今日の生活をどうしようかと、そういう時に税は待たないですよ。そういう時に何かしら対応があつてほっとするというそういった状況があると、住民の方々は安心して、明日も頑張ろうというふうになるのではないかなというような思いがしますが、今の市長の答弁を聞いて、本当に私は苦勞されている方々に対してですね、いろんな支援はあるでしょう。でも、この税というのはずっと残っていくものであります。そういった意味からしてですね、収入のない中で2か月、2回分のそういったもの、固定資産税含めて、市民税、それ相当したとき、約20万円近くのを払わなきゃいけないという状況が発生しているわけですね。そういったことで、とても冷たいなというようなことを感じているところであります。

この国保税の減免の問題については、再度また次の機会にやりたいと思えます。当然本田市長はもっと心のある市長だというふうに思っていました、なかなか冷たい市長だというふうなの

が私が改めて持った感想であります。

次に移ります。

いきいき・元気っ子・応援プランということでお願いをしておりましたが、これは、市長が施政方針の中で子育て日本一のまちを目指す、というふうに述べられております。そういったことを受けて、真剣にそのことにどう向き合ったのかということを確認をして、市長の考えをお聞きをしたいわけでありまして。

次世代育成支援対策後期行動計画、いわゆるいきいき・元気っ子・応援プランということでありますが、ここに19年3月31日、志布志市が示したやつがありますね、前期計画。そして、今回志布志市が、後期の行動計画ということで出されております。これは、市長が、前期計画の評価、そして検証をした上で後期の計画を作成したというふうに述べておられます。子育て日本一のまちを目指すというそういうことであれば、ちょうど市長が誕生して今年4年たちますが、これから4年先に向けての行動計画というふうにこれなっているわけですね。この前期の計画をどのように評価をして、検証して、今回こうした計画の策定に至ったのか。市長並びに教育長に答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回新たに次世代育成支援対策行動計画を定めたということになるわけですが、このことにつきましては、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法に基づきまして、本市においても18年に制定したということがございます。

そして、この背景に、平成17年にはじめて総人口が減少に転じて、そのことでもって、新たに少子化対策というものについて抜本的な強化が図られなければならないということに基づいてされたというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、この本市の前期の計画につきましては、旧3町の計画をまとめた形での策定ということになったところでございまして、新たに今回策定しました計画につきましては、まさしく本市が新たに子育て環境の整備について整えようという方向性を示すものになっているというふうに思うところでございます。

そのようなことから、私どもは、19年12月に「子どもと家庭を応援する日本」の重点戦略が取りまとめられました。この中で、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消という中で働き方の見直しによる仕事と生活の調和、そしてそのものの実現と、その社会的基盤となる包括的な次世代育成支援の枠組みの構築ということが必要ということで、これらに基づきまして、今回作成したところでございます。このことでもって、今後の市の次世代の育成をしていこうというふうに考えるところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

本市におきましてはこれまでも、子供たちの健全育成のためにきめ細かな現状の把握並びに状況の改善を行ってまいりました。

まず、学校教育の面から、御案内のとおり子供たちは、学習、生活、保健、家庭生活等の面か

ら支えられ、そして学びつつもさまざまな課題を抱えております。これらの課題解決のためには何と申しましても、家庭や地域はもとより、福祉関係諸機関等との連携ということが不可欠であります。

例えば、問題行動や不登校等の諸問題につきましては、市教育相談員、スクールソーシャルワーカーの配置、及び福祉課、保健師、適応指導教室、民生委員と連携を図りながら検討会議を実施するなど、子供たちの環境改善にも焦点を当てて、これからもその解決に取り組んでいかなければなりません。

また、顕著な学習障害や注意欠陥、多動性障害、自閉的傾向並びに知的に遅れのある子供たちの支援につきましては、今回学校並びに関係機関からの報告を基にすべての児童生徒を参観し、決して置き去りにすることがないように、指導助言するなどの対応策を講じていかなければならないと思っております。

そこで、本市では学校の求めに応じまして、本年度新たに新設された五つの特別支援学級を含めて、合計9校に12学級の特別支援学級を設置し、小学校6校、中学校2校に特別支援教育支援員を配置いたしまして、子供たち一人一人の実態に応じた支援を行っています。加えまして、市内すべての学校等の天窓や各学校の廊下にあります水飲み場及び運動遊具施設などの安全点検並びに施設の早急な改善など、学校側と一体となった対応策を現在も進めているところでございます。

次に、生涯学習の面からは、いきいき・元気っ子・応援プランのスローガンには、安心できる環境づくりを目指す、地域が一体となって子育てに取り組むことを目指すとうたっております。

安全面につきましては、学校を中心にした組織はもちろん、各種団体に協力をいただいて、安全な環境づくりに努めているところでございます。

その中でPTAが中心となったものとしたしましては、校外生活指導連絡会がでございます。この会は、長期休業中前に現状の課題について協議したり、警察の指導をいただいたりして共通理解を図りながらPTAがパトロールを実施して、学校外の安全・安心の管理に努めております。

地域一体となった活動につきましては、警察、商工会など各種団体代表の方に参加いただきまして、志布志市青少年育成市民会議を開催し、青少年を取り巻く現状についての課題を協議しております。この会議の一環といたしまして、市内21校区で実践されております地域ごとの青少年を対象にした体験活動においても意見交換を図り、実践例の発表を基にして意見交換を行い、お互いにまねのできることは積極的に取り入れるなど、活動の活性化を図っていただいております。

また、田舎暮らし通学学舎や異年齢集団によるジュニアリーダー研修、インリーダー研修を実施しております。さらに、図書館を中心にした毎月の読み聞かせの実施、カヌー教室や泳げない子供のための水泳教室、陸上教室など実施して体験活動の充実に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも次世代育成支援対策計画の各施策を踏まえながら、これまで同様教員の資質、指導力の向上や教育環境の整備充実に努めますとともに、関係諸機関と一体となった包括的な子供支援を継続的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○19番（小園義行君）** どちらもですね、質問をちゃんと聞いて、質問にちゃんと答えんといかんじゃないですか。

僕が聞いたのは、前期計画の評価、検証をどうしたのかと。僕は今、教育長の答弁、もうこれから具体的に聞くことをもうどんどんしゃべっておられるけれども、この前期計画、これを21年度までちゃんとやるよということであな方が取り組んできた。市長部局、教育委員会サイド含めて、福祉課を中心にしてですね。これの検証の結果、新たに今回やろうとしたんでしょ。こういうふうになったんですよ。このこれまでの4年間の、これ19年度からですかね、こっからのこれをどのように評価を自分たちでして、検証して、これに至ったのかということをお聞きしたいんです。

もう1回答弁されますか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどもお話し申し上げましたように、前期の計画につきましては、旧町ごとの計画をまとめて、そして本市の計画としたところでございます。そのことに基づきまして新たに後期の計画を策定したということでございますが、前期につきましては、それぞれの子育ての各項目について検証し、そしてまたその検証に基づき、新たに今回の計画を策定する際に庁内で会議を、民生委員の方々をはじめ医師、教育関係、保育関係、地域代表の方々を交え新たに計画をしたということでございまして、この際に前期の評価がされているということでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

前期の反省に立って、あるいは検証してということでございますが、今私が申しましたのは、例えば特別支援教育にいたしましても、あるいは障がい児教育の問題にいたしましても、やっぱり足りなかったわけですね、学級設置をしたりすることが。やはりそういうことがこぼれておりましたので、どうしてもやはり予算を頂くところは頂いて、それを広げていくとか、あるいはまた学校が、御案内のとおり隣の町辺りでああいう事故があって、そりゃいかんということで今回また再度点検をし直して、そして安全・安心な学校生活を送れるようにとかいう点あたりを検証した結果、今年度はこういうことをやろうと、そして新しく進めていこうということもありません。

それから、相も変わらず、やはり青少年の非行ということも決して見逃せませんので、携帯電話の流行でありますとか、その他もう検証するまでもないという大変ですが、いろいろな条件がもう次から次に出てまいりますので、19年度あたりでやりましたことが、本当にもうすぐ古くなってしまおうとか、もう間に合わなくなるというようなことがありましたので、本年度からいろいろ手を尽くしまして、予算を頂くところは頂いてこういうような形を始めた、こういうふうに思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

**○19番（小園義行君）** そういった答弁を最初からされると、こっちが求めたものになるわけです。

そこで、今回私はこの後期計画について、約4点ほどですね、絞って少しお聞きをしたいと思  
います。

これ、1ページからですね、見てみました。まったく同じであります、中身がね。事業も中身、  
若干変わってるのもあるけど、ほとんど字句、変わっておりません。同じであります。

そういった中で、市長がぜひ子育てで日本一を目指すということですので、現状を含めて、その  
本気度がどうなのかということも含めてですね、お願いしたいと思います。

この閣議決定をいただいた仕事と子育ての両立支援策の方針について、ここから始まってこう  
いうことになっているんですね、ここに持っていますけど。

そこで、まずですね、男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現、そして仕事と子育て  
の両立の推進ということであるわけですね。これは男性、女性、出会って結婚し、そして子供  
ができるできない、いろいろありましょ。そこから始まりますよね、こういうのね。そこで、  
この多様な働き方の実現ということで、具体的にそれぞれをここに事業としてやりますよと求め  
ていますが、これは役所も当然そういうふうにならんといかんわけですね。そういう立場からし  
たときにですね、ここに仕事と子育ての両立の推進ということで、働きながら子育てをしている  
人が、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに時間を割いてなるべく長い時間子供  
と同じ時間を共有できるよう、法律で定められた子育て休業に関するさまざまな制度の実施を、  
行政だけでなく地域住民一体となってさまざまな方面から事業者に対して働き掛けていきますと、  
こういうふうに述べています。

そこで、一番身近な本市のですね、役所の方々、お一人の人、結婚されている人、子育て中の  
人、いろいろあろうと思います。

これ、役所のですね、時間外というのが大変長いと、今ここに求めている自分たちで決めたも  
のに反していくわけですね。

そうした中で、ひとつ教えてください。去年は、固定資産税の評価替えの時でありました。恐  
らく大変な時間外があったんだらうと思うんですが、その税務課等のそういう時間外の実状とい  
うのはどういう状況ですか。この計画が求めているこういった状況に果たしてあるのかどうかと  
いうことでお願いします。

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————  
午後1時34分 休憩

午後1時34分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○19番（小園義行君）** 具体的にですね、本当にそういうふうを求めるのであれば、まず自らの  
所からですよ、ちゃんとやらないといかんでしょ、これ。そういった意味で、まず働き方の在り  
方はどうなのかと。まあ、後で出るでしょうから、お願いします。

次にですね、じゃあ具体的に障がい児保育の関係、こういったもの等々の現状と病児保育の実情がどうなのかということで、ここに目標値も設定されておりますが、前期計画では志布志町しかありません、病児保育、これですね。障がい児保育は、それぞれこれもうたってありますが、現在の現状はどういう状況ですか。障がい児保育と病児保育の現状についてお願いします。

**○福祉課長（山下修一君）** 病児保育と障がい児保育の現状についてでございますけれども、病児保育につきましては、年々増加傾向にあるところでございます。アンケートでも要望が多いところでございます。現在は1か所のみの実施でございますが、計画として2か所、26年度2か所を予定をいたしているところでございます。

障がい児保育事業につきましては、実施箇所につきましては、補助事業を使った実施箇所というのは1か所のみでございますけれども、公立、民間保育所を問わず、受け入れできる態勢はおおむね整備されているところでございます。

以上でございます。

**○19番（小園義行君）** 僕が作った計画でも何でもないですよ。皆さん方が作った計画ですからね。障がい児保育は、現在、現状を教えてください。何箇所でも何人いるのかと。そして、病児保育は、今1か所、慈幼会で1か所ですね。それが何人ほどあるのかと。21年度、もう終わってでしょう。分かってるでしょ、これ。ちょっと教えてください。

**○福祉課長（山下修一君）** 補助事業対象でやってる所は10か所でございますけれども、あと公立、民間保育所等につきましては、ちょっと箇所数は調査をさせていただきたいと思います。

[小園義行君「病児保育はいかがですか」と呼ぶ]

**○福祉課長（山下修一君）** 病児保育につきましては、21年度の見込みとして635人ということになっているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今ですね、これ、新しく数字目標も掲げてあるんですよ。それでね、障がい児保育が民間移管になってどういった状況にあるのかと、当局がそれさえもつかめていない状況が発生している。その中で、このいきいき・元気っ子・応援プランって、これ国に策定を義務付けられて、目標値まであるわけです。そういったものが明確にちゃんと、本当にこの町に住んでる人たちのため頑張るよと。元気な人はどうでもいいというふうに僕は言いませんけれども、そういった弱い部分の人たちに対してはしっかりとした対応が行政としてないと、とんでもないじゃないですか。だから、そのことをお聞きしてるんですよ。

障がい児保育の関係でも、これ私も、日中一時支援とかいろんなことで、いろんなほかの施設の人たちからも話を伺うわけですけど、「何で行政で小園さん、でけんとやるかいな」って、「あたいどんが、ここがこれ本来はするところじゃないけど、でも頑張ってやっていますよ」と。そういった施設の人たちからの、そういう障がい児保育含めてですね、ちゃんとやってよということが問われてるわけです。これ、後でもいいですから、実状が、障がい児保育をちゃんと、何箇所でも何人受けてるんですかって、そのことを明確にしてください。

そして、病児保育は今おっしゃいましたね、ここに明確に出ていますけど、21年度見込みで635



人。これ、以前は病後児保育と言って、そのことと病児保育は補助金の額が違うんです。これ、国が変えたんですよ。そのことでね、これ、本当にあなた方がこれを真剣に考えてやったのかということでも聞きたいもんだから。

635人、これ大体そうですよ、僕が持っているこの委員会で頂いた資料と同じですよ。

そこで、ちょっとお聞きしますね。平成26年度の目標がね、2か所になって7,380人、あと5年したら7,380になるんだそうですよ。平成29年度の目標がね、3か所になって1万2,616人。こんなね、我が市の人口が増えないのに、病児保育をする年少のその人口のこれもここに出ていますよ。こんなにどこから我が市にはそういう子供たちが増えたんだらうって、もうびっくりしますよ。これ、児童数のこの推移見てくださいよ。どこからこれが来て、このことをもって本当に、さっき市長も教育長もおっしゃったけども、真剣に議論されて出てきた結果なのか。この数字がね、平成26年度の目標は7,380人ですよ。こんなに子供はいません。しかも29年度は1万2,616人。これね、同じ子供が何回もね、病気になるっていう、そういうことでしょ。現在の数であっても635人、慈幼で病児保育がされて、委員会の質疑の中で、予算の審議の中で、これ出てきてましたよ。これは、こんなにして、真剣にやったのかなというふうに思うんですが、いかがですか、これ。

**○福祉課長（山下修一君）** 現在の指摘の件でございますが、策定委員会の中では特別指摘はなかった部分ではありますが、後日ある委員の方から現在御指摘があった点についてお尋ねがありました。そこで、目標設定の基礎となったデータあるいは積算根拠を調査いたしましたところ、本来であればアンケート調査から導き出す数字であったところを誤って単純にアンケートの数字を積み上げて記載したというところがございますので、当然ここは5年後の目指すべき指標として掲げるものがございますので、再度検討を重ね修正をいたしたいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** これ、いくらアンケートであってもね、アンケート、そんなにないでしょ。ここの20ページですよ。あなた方ね、年少人口、ゼロ歳～15歳未満、平成29年度に何人いると思いますか。4,737人ですよ。ゼロ歳～15歳未満までですよ。病児保育というのは、15歳の子供はもう恐らくいかなでしょう、これは。どう考えてもね、これはいい加減なことを当局は発表しちゃったなあって。これ、僕なんかも3月議会が終わって、あそこに入ってたから頂きましたよ。議会が終わった後で4月になってからですよ、これ。よく見たらですね、本当に日本一を目指すというから、こういうことが、びっくりするような数字が出ている。だれが考えたってこれ、真剣にやったというふうに思えないんですよ、これ。いつ訂正をして、これホームページにも載せられるんですか。そして、国にもこの報告は間違いでしたってやるんですか、これ。

**○福祉課長（山下修一君）** 当然、修正した結果につきましては、もう既に計画の配布もいたしておりますし、策定委員の方々にも集まっていたくなりして説明を行い、差し替えをさせていただきたいというふうに考えております。

当然、県の方につきましても、その旨をお伝えしたいというふうに考えているところでござい

ます。

**○19番（小園義行君）** これ、ぜひですね、私たちのこれにも正しいやつをくださいよ、これ。本当に真剣にやったのかと、僕はもうびっくりしてしょうがないわけです。

次にですね、この障がい児保育の関係はまだ出てきませんが、本当にこれ、日本一を目指すというんだったら、ちゃんとこれやらんといかんでしょ、市長。

次に、教育の関係を少し聞かせてください。

先ほど、教育長からもう答弁が出たようなことでありましたが、もう1回聞きますね。

子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備ということで、ここで教育委員会サイドがこういうふうに出したんでしょう。次代の担い手である子供が個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、子供の実態を踏まえ、学校、家庭、地域の教育力を向上させるための支援の充実の取り組みを推進するとともに、子供を産み育てる喜びを実感できる環境の整備を進めますということですね。

その中で、支援の充実ということですが、教育長、これは具体的にどういうことですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育委員会に、直接やっているわけではございませんが、放課後子供支援の教室ですね。それから、先ほど申しました特別支援教育の支援の問題。それから、多動児あるいはまた自閉的な傾向のある子供たちをどういうふうに支援していくかと、こういうことですね。

ただ、確かに特別支援学校もございしますが、それでなくて現在の24の本市にある学校で、できるものならば一学級でも一人でもこちらの方で子供たちを支援していくというようなこと等が入るかと思えます。

**○19番（小園義行君）** じゃあ不登校の対応ということで、今もちょっと出ましたけれども、少しこれ、お願いします。

今、ふれあい教室ですかね、あそこで、30人ほどいるんですが、今のような体育館のあそこでずっとやっていて、どういった結果が出てるのかということと併せて、これから先の見通しといえますか、考え方を少し述べてみてください。現在、何人おられて、そうです。

**○教育長（坪田勝秀君）** ふれあい教室「松風」と呼んでおりますが、あそこには二人の職員がおりまして、そして、今現在4人のはずです。そして、前は8人おりましたけれども、子供たちが結局学校に帰って行ってくれましたので。二、三か月前ですか、ある中学校から来ておりました子供が、報告がございましたが、学校に帰ることができたと言って報告がございました。ですから、あそこの設置、これは最終的にあそこが目標でないわけではございますので、あそこでいろいろと私は個人的に、あるいは教育委員会として考えておりますのは、まだ実際にですね、家庭に不登校という形でいる子供たちがたくさんいるわけですね。その子供たちをまず、まずですね、あそこに、ふれあい教室に来てくれないかなという思いです。

そして、さらに学校に行ってくれればいいんですが、今度は学校に行っても保健室登校という形で次に行くようです。すぐ教室まで登校できないという子供たちもおるようでございますので、

私どもとしては段階的に、あのふれあい教室を存続させることによって、まず子供たちがあそこに来てくれて、そしてあそこで、治療と言うと語弊がありますが、社会的な学習というようなものをして、そして次に学校へ、そして保健室でもいいです。そして、次に教室へと。

やっぱりあそこに来ている子供たちがですね、試験だけはちゃんと在籍校へ受けに行ってくれてるんです。そしてまた、高等学校を受けて、合格して進学している子もいます。

ですから、やっぱり何かひよっとしたきっかけで、ちょっとしたきっかけがあればそういうことになるんだなあ私どもは評価しております、ぜひあの教室は継続させていきたいと、こういうふうに考えております。

**○19番(小園義行君)** ぜひ、そういう不登校に、いろんな条件があってなってるわけですね。

そこで、この計画の中でスクールソーシャルワーカーの配置ということでですね、ここに目標も定めておられます。現在もおられるわけですが、6人ほど配置をされて、そういういじめや不登校の原因分析等々をされているわけです。

20年度の決算の審査の中でですね、社会福祉士や精神保健福祉士、こうした確保をも必要と考えていると。そういった問題を非常に難しいいろんな状況が発生している状況の中で、ただ学校の現場だけでは対応しきれないということで課題として掲げてますが、今回このスクールソーシャルワーカーの配置と併せて、そうした社会福祉士、精神保健福祉士の確保、そういったものについての考え方、そして学校との連携、どういうふうにこの計画の中で考えておられるのか。ちょっと載ってなかったもんですから、そこらについて決算との関係を含めてお願いします。

**○教育長(坪田勝秀君)** 社会福祉士、これは今掲げてですね、社会福祉士の方というふうにして、ぜひ入っていただきたいということでお願いをしたんですが、確か今年も、現在6名を目標にいたしましたけれども、22年度も5名でしかありません。一人は国分から来ていただいております。なかなか市内でそういう人材を発掘できなかったものですから、もしそういう方がいらっしゃれば、随時来ていただいてやらなければいけないかなと思っているところです。

これは、事業の内容といたしましては、私どもはスクールソーシャルワーカーと、それからケース会議というものを学校では、検討会議は単なる情報交換では仕方ありませんから、一人一人の子供たちがどういうケースでどういう事例なのかということ、集まっていたら5人の方々に話し合いをしていただいて、そしてまたその時には関係の学校の校長さんも見えて、ケース会議というものも学校と連絡を取りながらやっております。

そして、そこで一人一人、なかなかこれ御案内のとおり、情報というか、プライバシーの問題もございまして難しいところもありますけれども、やっぱり子供たちをしっかりと育て支援していくという視点から、そういう子供たちに対しても積極的にかわりを持ちながら、もちろん秘密をしっかりと守るということを前提にしてケース会議で、SSWの会議は、今年でもう既に何回か開いておりますが、昨年も37回開いております、そしてまた今回も既に第1回のソーシャルワーカー、先日5月19日に開いておりますが、ぜひ充実させて支えていきたいと、こういうふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、これは本人が学校に行きたくないということではなくて、行けなくなっているというのが、受け止め方として当然だというふうに思うんですね。

ぜひそうした立場で、うちにとどまっておられる方々に対して、今そういう方からも相談も受けてますけど、しっかり連携を取ってですよ、学校に帰っていけるという状況をぜひ教育委員会として、これはつくり出してやっていただきたいと。この社会福祉士や精神保健福祉士、そういう専門家のお力も借りてですね、ぜひ子供たちが本当に生き生きとしてできるような形での教育委員会サイドの事業として、これ力を発揮してほしいというふうに思います。

先ほど、答弁ができるんですか。

**○総務課長（中崎秀博君）** 大変時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

税務課の昨年度の評価替えに伴う時間外はどのぐらいかということですが、昨年1年間の評価替えの時間外ということで特定はできておりませんが、年間で固定資産係の方が6名で、時間にいたしまして2,476時間、平均は412時間と、一人の平均がそのようになっております。

**○19番（小園義行君）** 一番、みんな忙しいんでしょうけど、事業として評価替えというのはとても住民に直接する仕事ですから、これはミスがあったらいかんからですね、大変そういうことだろうと思います。

その中で今、412時間、平均ですか、これ。月にしたときに、12で割ればいいんですよね、そういう意味。それでいいの。

**○総務課長（中崎秀博君）** はい、一人当たりの平均が412時間となっております。これを12月で割りますと、約34時間程度になるようでございます。

**○19番（小園義行君）** これ、働き方の問題としてですね、意識を変えようよということで、ここに皆様方がこれが出されたんですね。多分議論されてでしょう。もちろん忙しい時期はしょうがないですよ。だけれども、本当に子供と一緒にいる時間を作ってやらないと駄目だよ。多様な働き方の実現って、男性を含めた働き方の見直しということで、それぞれの課においてですね、我が課がたくさんこんなに時間外やって本当に子供は大丈夫かねって、これに合わせて考えたときに、少し考えてあげないと問題だなというふうに僕は思うわけです。

自らが定めたこれを自らが守らないでおって、外にだけ押し付けたってしょうがないでしょう。職員の方々はたくさん、今病休とかいろいろありますね。そういったことも含めて、これは子供を産み育てるというその関係で、男性、女性一緒になって、そして子供が生まれ、それを育てていくためにどうしたらいいかというのを自らあなた方が示したものでしょう、これ。ぜひそういった意味からしたときですね、このそれぞれの今の時間外でいくと、1日に2時間から3時間という実情じゃないですか、これ。そういうことをしたら、6時、7時、8時、まあ9時くらいまでですよ。毎日そんなことをやってたらですよ、子供と遊ぶ時間なんかありませんよ、これ、正直言って。そういうものからして考えたときに、自分たちの働き方そのものも変えて、子供が生まれたらそれを一緒になって育てていく。

そして、障がいがあったりいろんなことや、学校サイドを含めて自ら決めたこの計画に基づい

て住民にもお示しをしているわけですから、ぜひ当局の力としてこれ、そういう働く場所の環境としてやっていく必要があるというふうに思いますが、市長、今のこういった時間外等々を含めてですよ、働き方の見直しとして実情、今出ましたけど、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がございましたように、一人当たり月34時間ということの数字につきましては、多いなというふうに感じたところでございます。

この部署につきましては、議員指摘のとおり特別な事業があったこともありますが、かねてから徴税、そして滞納整理というような面からも残業が多い部署になっているようでございます。

そのようなことから、この部署につきましては、特に人員につきまして配慮をした形で、組織見直し等も含めた形で進めているところでございますが、現実としてこのような形であるとなれば、更にこのことについては十分考慮した形で、人員の配慮をしていきたいと考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、そういった立場で、この計画を進めていくために、今市長がおっしゃったように、人がね、やっぱりそれだけたくさんやんないといけないということは、足りないからでしょう。ぜひそういうことも含めて、配慮していくということでありましたので、ぜひ考えていただきたいと思います。

あと、障がい児保育の関係は数が分かりましたか。ちょっとお願いします。

**○福祉課長（山下修一君）** 障がい児保育につきましては、1か所で1名でございます。

あと、補助事業以外につきましては、一応市への報告事項でありませぬので、しばらく時間をいただきたいと思います。

**○19番（小園義行君）** これ、民間移管してお願いしましたね。やっぱりその中で、きちんとこの障がい児保育もちゃんとやってよと、そういうことがないと、今課長、こういう状況ですよ、なかなかね。課長にもいろいろお願いしますよね。ちゃんと把握ができるものであればいいけれども、そうでないときにはどうしようもない状況が生まれているでしょう。もうよく御存じですよ、毎日そういう現場におられるから。ぜひこの障がい児保育についてもしっかりここにうたっている以上ね、民間移管したからいいんだよって、厄介な子は受けないよということではなくて、きちんとした対応をして、本当に26年度と29年度、目標値が掲げてありますけども、ぜひこれ、教育委員会サイドも一緒になってですね、本当にいきいき・元気っ子・応援プランと、名前はとてもいいじゃないですか。この立場に立って努力をしていかれることを、先ほど答弁もありましたとおり、それぞれ働き方の見直しを含めてやっていただけるものというふうに理解をして、次に進みます。

次は、健康増進法についてということで、これも何回かこれまで取り上げて、館内禁煙とかです、いろいろされて努力をされております。

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会の報告書というのを頂きました。これ、平成22年5月26日に検討会が国の段階で開かれて、それぞれ出されております。

そうした立場でですね、この健康増進法の受動喫煙の防止ということで、健康増進法は自らの健康を守るということも国民に求めているわけですが、それぞれの現状についてどういうふうに認識をされているのか、本市の実情と併せて認識をお伺いをしたいと思います。

まず教育長にお伺いしたいと思います。お願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

議員御指摘のように、現在受動喫煙ということが非常に大きな社会問題となっております。

そこで、実際にこれはもう法律も、そういう法律もできておりますし、健康増進法の中に入っておりますので、我々といたしましても特に公共施設を預かる者として極力努力をしなければならんと思っておるところでございますが、前御質問がありました時に申しましたように、市内の小・中学校におきましては、もう完全に敷地内禁煙ということで取り扱って、現在まだそのようにしております。

それから、私どもが所管しております生涯学習施設でございますが、これは施設内を禁煙とし、禁煙の張り紙等によって注意を喚起しているところでございます。喫煙者には施設の外に灰皿を設置して、喫煙場所を設けたりして受動喫煙防止に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、実際にそういう施設に行ってみますと、恥ずかしい話でございますが、正面玄関の両サイドに置いてあるという、灰皿がですね。そういう実態がございますので、不適切でございますから、早々に点検をし直しまして、せめて設置場所を裏の方にか、あるいはまた施設の完全に外というわけにはいきませんが、正面玄関からは外して設置をしていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長は、市長部局として本庁、支所、それぞれあるわけですが、現状の認識として、本市のすべての町中のそういったものについてはなかなかでしょう。でも、身近なところの本庁や支所、そういった出先を含めてですね、認識はいかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市におきましても健康づくりの指針としまして、本年3月に策定しました「健康しぶし21」の中で、情報提供や両親学級、健康教室など各種事業の中でたばこに関する健康教育を実施していくものとしており、実際に相談者への的確な情報提供、母子手帳交付時に分煙の必要性についてお話をしているところでございます。

そしてまた、本年度は、飲食店などの事業所を対象にアンケート調査により受動喫煙の影響等について調査することにしていただいております。

さらに施設面では、市庁舎におきまして合併当初は本館建物内に分煙機を設置し、また別館においては喫煙室を設けて分煙に努めていたところですが、防止策として完全でないという指摘もございましたので、分煙機を撤去して、さらに喫煙室もなくするなど、建物内での全面禁止を実施したところであります。また、屋外でも非喫煙者に影響のないよう、場所を限定して喫煙所を設置する等の受動喫煙防止策を講じているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今市長がおっしゃいましたが、市長、教育長が答弁されましたね、教育

委員会の取り組み。市長部局の取り組みとして、教育委員会の取り組みをどういうふうにお考えになりますか。

それと併せて、本庁、ここは何箇所たばこ喫煙所が設けてあるんですかね。支所はそれぞれ松山、志布志支所あるわけですが、何箇所設けてあるのかちょっとお願いします。

**○財務課長（溝口 猛君）** 本庁舎ということでございますので、本庁舎におきましては3か所設けてございます。

**○松山支所長（白坂照雄君）** お答えいたします。

松山支所におきましては、現在庁舎外に3か所設置をいたしております。

**○志布志支所長（小辻一海君）** お答えいたします。

志布志支所におきましては、外の方に4か所設置しております。

[小園義行君「市長、どうぞ。教育委員会の取り組みをどう考えますか」と呼ぶ]

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもとしましては、全面的に庁舎内の喫煙を禁止しているということでございます。

教育委員会の取り組みにつきましては、市民の方々の利用がしやすい形で施設の運営がされているということでございますので、そのことを重点的に考えられた上での措置がしてあるというふうにと考えるとござります。

**○19番（小園義行君）** 今ですね、私も議員になりましたここに4年ちょっと、支所も含めましてですが、この本庁の現状というのは、本当にこの健康増進法の問題からしても果たしてどうなのかなという実状を感じています。

この私たち議会の議員の人たちはですね、2時間なり、午前中2時間ちょっとですね、午後からも時間がある間、皆さんちゃんとここでですね、きちんと頑張って、吸いたいけども吸わずに頑張っておられる。この中で吸えないからですよ。だけど、職員の人たちの、その裏にありますね、吸う所がね。あそこなんか住民が行って、わざわざ行って吸うような状況にありますか。そして、ほかに向こうの改善センターにもあります。あそこは図書館もありますよ。図書室もあります。風が入っている時には、開いてるとずっと入ってきます。そういった実状を考えたときですね、本当にこの受動喫煙防止、健康増進法第25条のここをしっかりとやっていくというふうになってるのかと。市長がきちんとこれ対応しないとですね、住民の皆さん方はここに来て、わざわざあそこに行ってたばこを吸うという人、あんまり僕はいないと思います。しかもそこは風通しがよかったのに、こっちからもう風が入らないように何か囲いまでしちゃってるじゃないですか。

本当にね、私は、議員の方々もたばこをお吸いになる方おられますけど、本会議中絶対たばこなんか吸わないですよ。職員の人はいかがですか、市長。本当に僕はね、これきちんとやっぱりやらないといけない。この検討会の報告書はね、求めているわけですけど、しっかりそういうことを事業者としてやりなさいと。それはあなたですよ。

今の現状を本当にどういうふうに思いますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

職員につきましては、ある一定の時間を定めながら喫煙をしているというようなことになっているかというふうに思います。そのような意味で、その時間等についても若干守られていないということも見受けたりするところがございます。

そのことにつきましては、今後そのことにつきまして、受動喫煙、ないしはこの喫煙の施設をつくるという意味について、職員に更に意識を高めるための研修等も含めた形の指導をしてまいりたいと思います。その上で、今御指摘のあった内容につきましては、今後市民の方々が見られても十分このことについて、市役所全体で取り組んでいるというような評価が受けられる内容にしていきたいと思います。

**○19番（小園義行君）** 普通8時半から5時15分まで勤務なわけですが、私の子供もある企業に勤めてまして、朝始まって終わりまで、昼食の時間等休憩を除いてほとんど一切そこに行けないという状況の中、仕事に専念しているわけですね。やっぱりそういった意味では少し住民感情も考えてですよ、しかもこの法律が求めている。そのことに対してしっかりと対応していくというのは、大事なことじゃないでしょうか。

そこでね、受動喫煙防止対策、この取り組みを確実に実施するためには、当然事業主、市長含めて、働いている市役所の職員の皆さん双方の理解が必要でしょう、恐らく。それがなくともまくいかんですよ。そのときに私は、ちゃんとここはたばこを吸っていい場所、吸っちゃいかん場所って、教育委員会は明確にされてますよ。

学校については敷地内禁煙だと、社会教育施設については施設内禁煙、これを明確にしてうたって張り紙等々をやっている。本庁と支所そういったものについては、まったくそういう明確になっていない状況の中でいつでも、どこでも吸えるということではないけども、いつでも吸える状況になっていると。これはお互いに健康増進法が求めている、国民の努力義務としてですよ、求めているその精神からしてもまずいと。お互いに事業主といわゆる労働者、働いている人たちの双方の理解が必要じゃないですか。そのときに僕は、この快適職場形成という観点ではなくて、労働者の健康障害を防止するんだと、こういった視点でお互いにですね、やって、これは義務としてこういうふうにやらないといけないということを、いわゆるこの健康増進法は求めていると思うんですね。快適職場じゃないですよ。本当にそこに働く労働者の健康障害を防止するという観点で、このことをお互いに理解をしてもらおう努力をして、政策を、法律を執行していく、推進していく、そういう立場が市長、必要だと思うんですが、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

たばこの喫煙につきましては、健康に良くないということについては認識しているところがございますが、なかなかその喫煙される方について、たばこをおやめになったらというような形で積極的に進められない心情であるところがございます。

その喫煙される方にとりましては、たばこを吸うということで気分転換なり、そしてまたゆったりした気持ちを醸成する時間というようなことであられるようでございますので、そのことに



ついて今までは遠慮したと、していたというようなことであるというふうに思うところでございます。

ただいま議員御指摘のとおり、この喫煙につきましては、健康を害するということを明確に今後は話をしまして、職員につきましてもそのような形で、今後喫煙については、一時的にやめるということまではいかないかもしれませんが、なるべく差し控えるような方向に持っていくというようなことについて、指導をしてまいりたいというふうに思います。

そしてまた、時間が一定でない形で喫煙している職員につきましても、きちんと自分の昼食時間ないしは休憩の時間ということでのみするというような形での指導を徹底していきたいと思っております。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、そうした労働者の健康障害防止という観点でぜひ取り組んでいただきたいと、これはもう今市長が明確に答弁されたとおりであります。

議員の方々もたばこを吸われますけれども、始まってから終わるまで、この議場で勝手に行行ってたばこを吸う議員の方、だれもおられませんよ。午前中もそうですよ。午後からもそうです。生理的現象はしょうがないですよ。そういったことを考えたときに、いつでもそういう状況ができるという考え方というのは少し、住民の皆さんから見たときもよくないということを考えて、これ、あなたがその立場に立つか立たないかですよ。本当に働いておられる方々の健康の障害を防止するんだと、その姿勢に立って理解を求めていく。その努力をぜひやっていただきたいと、そういうふうに思います。そういう、されるということでありましたので、分かりました。

次に、最後ですが、組織機構の再編ということで、市長が施政方針で述べられておられます。最後にですね。

事業の見直しをするという状況の中で、本庁に取れるものはどんどん取って、支所でやる部分を少なくして組織を再編していくんだというふうに述べておられますが、3月の議会のやり取りの中で本庁方式も視野に入れてやらないといけないというふうに、総合支所方式をやめて本庁方式にやらなきゃいけないというふうに述べられたわけですが、この施政方針に出ています組織機構の見直しと再編ということで、本庁は有明に置いたままでやろうというふうにされているんですが、残される松山支所、志布志支所のその後の事務量、そういった把握をどのように考えて対応をしていこうというふうにこの組織再編の見直しという施政方針をされている中で考えているのか、ちょっとお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

組織機構の再編につきましては、組織機構再編計画と定員適正化計画の最終目標が平成23年4月でありますので、これに合わせて平成20年に部制を廃止し、課制へ移行するとともに課・係の統廃合を進めてまいりました。

再編計画を達成するためには、市民サービスを低下させないことを前提に、更なる課・係の統廃合の推進が必要ということでございます。現在、組織機構見直し方針に基づいて、庁内で組織する組織見直し検討チームの見直し作業に着手しているところであります。

本庁と支所の機能分担の見直しにつきましては、行政評価制度を活用した事務事業評価結果に基づき、課題となった組織構成や事務分掌等について組織見直し検討チームで市民の視点に立って市民サービスを低下させないことを念頭において検討することにしております。

また、定員適正化計画に基づく職員数については、目標が達成されるころですが、依然として係長以上の役付け職員の比率が高いため、統廃合等によりフラットな組織を構築し、一般職員の確保を図りながら、本庁、支所を含め市民ニーズに対応できる適正な職員の配置に努めてまいります。

いずれにしましても、組織機構見直し案につきましては、行財政改革推進委員会等の意見を聞きながら、行財政推進本部会議で決定してまいりますので、よろしくお願いたします。

**○19番（小園義行君）** それはもう市長、何回も聞いている答弁ですが、住民は動かないんですね。有明町、松山町、志布志町、住んでおられるのは動きません。

そこで、本庁方式も考えなきゃいけないということで、今私が聞いたのは、松山や志布志の事務量の把握をした上で、きちんとそういう適正なサービスの低下を招かないという配置をするんだということでありまして、その事務量の把握というのを、来年の4月からはちゃんと新しい適正化計画に基づいてやっていかんといかんわけでしょう。そういったものをどこまでそこに置いて、事務量がどれだけあって住民のサービスの低下を招かないということを考えてやっているのか、そのことについてどうなのかということをお聞きしてるんですよ。

それと併せて、教育委員会や農業委員会を今それぞれ分庁方式にしてるんですが、本庁方式ということになるとそのことも踏まえて、すべてこの本庁に教育委員会、農業委員会、そういったものが移るといふふうになるのかですね、お願いします。その二つお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

当然、この組織再編という中では、支所、本所の事務量というのも当然ですが、その抱える所管の課の事務量というのも精査しながら、この組織再編を進めるということでございます。

先ほど御議論がありました税務課の職員の残業時間の多い部署ということについても、そのものも見定めながら組織再編を図っていかなければならないということでございますので、事務量の把握につきましては前提条件として、組織再編をしていくということでございます。

さらにこの農業委員会、そしてまた教育委員会につきましては、現在教育委員会につきまして志布志支所の方に本庁を置いているところでございますが、このことにつきましては、今後もこのような方式になろうかというふうにと考えるとございまして。

農業委員会につきましては、まさしく事務量というものをとらえたときに、現在の松山支所がふさわしいかどうかということは検討をしていきながら、今後の23年4月以降に向けて提案を申し上げたいというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** 今、市長の方からありましたが、職員適正化計画で人が少なくなりますね。だけど、一方住民からの要求というのはたくさん出てくる。それに合わせて支所、総合支所のその考え方等々を踏まえたときに、サービスの低下を招かないためにどうするべきかという

ことで、もう待たないでしょう。来年4月から新しいそういう方向になっていくのであれば、当然議会にもそういうことをお示しがあるでしょう。

そうしたときに、住民の皆さんの要求というのは、そこに住んでおられる住民は動きませんか、松山町、有明町、志布志町。

これ、本当にですね、私は今市長がおっしゃるように、その住民要求という立場からしたときに、本庁が志布志総合支所があればそのこともスムーズに行くのかなというふうに今回改めて思ったんです。なぜかという、このですね、いきいき健康プラン、これを見ているときに、事業のですね、これまでの旧町時代のやつ、志布志町ですよ、これ。松山、有明ですけどね。その問題をね、見たときに、本当に住民要求はどこに集中しているのかと見たら、やっぱりこれを見てもそうですよ。そういう状況があるねということも、今回併せて感じながらやったところでありました。

ぜひその住民サービスの低下を招かないということからしたときに、本庁を志布志支所に移してやるとうまくいくのかなという気がしてならんわけですが、こうした、いきいき・元気っ子・応援プラン、こうした住民からの要求をしっかりと受け止めて返していくという作業をしたときに、この組織再編の見直しをするときに本庁の位置を志布志支所に移すというそうした考え方に立って計画というのが考えられないものですか。いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

行財政改革を進めていく中で、最大の眼目となるのは、財政が削減される中で住民サービスの低下を来さないためにはいかにすべきかというようなことを工夫を重ねながら、定員適正化計画に基づきまして、組織再編等もしていくということの流れになっているところでございます。

ということで、私どもは前提として、そのような住民サービスを低下しない形の行政運営というものはつとに考えながら、この計画についても取り組んでいるところでございますが、ただいまお話がありましたように、志布志地区でそのようなサービスの要求が多いということについては、十分承知していることでございます。

そして、そのことについては窓口業務的な形の現場の職員の配置というような形で対応を進めてきているということでございまして、現在のこの有明に本庁舎を置いている方式の中での組織の再編というものを今後も考えてまいりたいというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** 今の松山支所、志布志支所、そこについては、住民の皆さんが急激に少なくなるということはありませんのでね。住民サービスの低下を招かないということで、そうした要求に合わせての事務量、そういったものをしっかりと把握して、あなたはやるということでありました。でも、先々これ、本庁方式も取り入れてやるということになったときに、早い機会に今私が言ったようなことも含めて、考えないといかんのかなというふうに僕はずっと思っています、今でもですね。

一般質問をするためにいろんな資料を見たりする中で、そのことを強くするのがもう毎回であります。

これからも、この本庁の位置の問題等々は、市長といろいろ論戦しながらですね、住民にとって何が一番いいのかということに基づいて、これからもやっていきたいというふうに思います。

今回、約5点ほどしましたけれども、住民にとって大変厳しい、口てい疫の発症等があつて厳しい状況ですが、苦難を取り除く、そのために行政はあるというふうに思ってますので、これからも一緒になってそういったまちづくりのために努力をしていきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

○

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

**○7番（鶴迫京子君）** 皆さん、こんにちは。

同僚議員から口てい疫の質問が相次いでいます。今定例会におきましては最重要課題になっていると思います。議員としてたった半日だけの消毒のボランティアでありましたが、関係者の方々の御苦勞に、本当に目の前にしまして、頭が下がる思いがいたしました。終息宣言が一日も早く、一刻も早く迎えることができますように、つい先日ですが、私も田之浦の山宮神社に参拝し祈願をしてまいりました。

畜産農家の方々が我が子同然に育てた牛や豚が、それを殺処分しなければならないという状況。また、新聞報道で、自分の手で取り出した子牛に自分の手でワクチンを打ったり、殺処分しなければならないという新聞報道がありました。私は新聞を見て泣くことはありません。冷たい女です。ですが、本当にその新聞を見たら涙が出てきました。本当に現場では、志布志は、都城までやってきましたが、志布志は隣県ということで、何かしら実感的に分からなかったのでありますが、ひしひしと伝わってまいりました。

そして、その敵というのは目に見えないウイルスです。その目に見えないものと戦うことの大変さ、そのような畜産農家の怒り、悔しさ、悲しさ、もうそういうような悲鳴が毎日毎日、テレビ、新聞報道で届いてまいります。長引けば長引くほど、経済的な面だけではありません。先の見えない苦しさから身も心も疲れ果て、そして現場ではとうとう自殺者というそういうことまで、健康被害まで出てきて、そういうようなことにもなっているとうわさでは聞いております。

そういうことで、先ほど同僚議員も質問がありました。市長、やはりこのことは本当にひと事とではありません。畜産、養豚業をされた本田市長であります。十分そのことはお分かりではないかと思えます。ですので、その農家の方々のメンタル的な面も今からはサポートが重要になっ

てくるのではないかと思います。そういうような重要な問題を伴っているこの口でい疫問題に本当に終息宣言の日が一刻も早く訪れることを願ひまして、また担当課をはじめ職員の皆様も、自分の健康にくれぐれも留意して作業に当たってほしいと思います。

それでは、通告に従って質問をしてみたいです。

今日は、御覧のように傍聴者の方も雨の降る中、お忙しい中をこの時間にいらして下さいます。いつもはだれもいません、私が質問する時は、ですので、執行部の皆様、誠意ある答弁を求めます。

それでは、質問に入りたいです。

社会全体で子育てを支える目的で、子ども手当の支給が6月より始まりました。2010年度中学卒業までの子供に一人当たり月額1万3,000円が支給され、対象者は児童手当から約500万人増え、1,735万人で、給付総額は2兆2,554億円と報道されています。

アンケートによりますと、子供手当がとても必要と答えた人が43%、まあ必要が29%、どちらでもない19%、必要ないが7%、その他ということで、全体の72%の方が必要で、どちらでもないを入れると91%になります。必要性は皆さんお持ちであります。

また、使い道では教育費の備えや学校教育費、また塾などが大部分を占めますが、その中で預貯金・投資などに回すという方も20%ほどありました。

そして、注目すべき点は、なんと生活費が18%ということで、生活費に回すということでもあります。このことは何を示しているかということ、それだけこの生活費に回すということは、年収が低いという人ほど生活費に回すということでもあります。ということはまたどういうことかといひますと、もうこの子ども手当に関しても格差が生じてくるわけでもあります。報道でもそのようなことが言われています。教育格差であります。

このようにして子ども手当というのには、賛否両論いろいろありましたが、見切り発車だと私は思っています。たった2か月間で6月支給というスピード支給になりました。その子ども手当について、現在国も財源不足を認め、来年度からの満額支給を断念し、夏の参議院選に向けマニフェストの中で改めて見直して示されると思います。

政府与党にも願ひののですが、未来ある子供たちの将来に付けを回さないように、借金財政でこの子ども手当というのが、今はいいですが、先々は子供たちのその頂いた子ども手当によって、頂いた子供たちがまたその付けを払わなくてはならないという未来が来ないようにしっかりと見直してもらいたいと思います。

それでは、質問にまた入ります。

まず、本市の子ども手当の支給所帯の見込み数と支給金額は幾らになるのか。また、児童手当受給者以外の新規受給者所帯がありますが、その申請率は今現在どのくらいになっているのか。子ども手当支給の状況、内容をお伺ひいたします。

**○市長（本田修一君）** 鶴迫議員の質問にお答えいたします。

平成22年4月よりこれまでの児童手当が廃止になり、次代の社会を担う子供たちの健やかな育ちを応援するという趣旨の下に、新たに子ども手当が創設されました。これまでの児童手当は、

3歳未満及び第3子については月額1万円、3歳から小学校修了前の第1子及び第2子の児童については月額5,000円が支給され、かつ所得制限が設けられたものでした。この子ども手当につきましては、ゼロ歳から中学校修了前の子供を養育している方に所得制限を設けず、子供一人につき月額1万3,000円を支給するものであります。

当市におきましても、住民登録がある方で平成21年度に児童手当を支給していなかった中学2年生及び3年生のいる世帯や所得制限を超えて受給できなかった世帯の拾い出しを行い、4月末日に新規認定請求書及び額改定請求書を送付したところでございます。

市内の支給対象件数は1,006件、うち、当市で申請書を発送した件数は737件でございます。残りの269件につきましては公務員等の方々の、今回、公務員に関する特例措置対象者でありまして、福祉課への申請を要しない分であります。

当市で発送したもので、現在までに申請された方は648件で、申請率は約88%、公務員の分を含めると市全体の申請率は91%となっております。

答弁漏れをしておりました。

当市では、先日の6月10日に支給しておりますが、受給世帯は2,346世帯、支給総額が1億580万7,000円でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま市長の答弁によりまして、本市の現状が見えてきましたが、支給状況の内容ですが、6月10日現在、2,346世帯で1億580万7,000円ということでありまして。これは、2か月分ということですよ。4月、5月ということでありまして。

そして、公務員は給料の時に同時に、一緒に支給ということでありまして。

まずもって、この公務員ということは、ある全国のニュースなどを見ますと、どこの家庭が公務員所帯であるのかというのが分からないということで、全所帯に、まずはがきを全部に出して、公務員であるかどうかとか。そういうのを回答していただいて、それが返ってきてからまた支給するというので、その事務用費ですね、はがき代といいますか、連絡事務用費に多額なお金が必要ということでありましたが、今回この本市では、そのようなことに対してはどのような処理がなされたか、まずお伺いいたします。

**○福祉課長（山下修一君）** 公務員についてのお問い合わせかと思いますが、公務員につきましてはそれぞれの所属する所での支給ということになるかと思っております。

福祉課で申請書をお送りしている部分については当然公務員以外の方ということでございますので、公務員の方につきましては当然所属長から通知が行っていると思っております。

**○議長（上村 環君）** しばらく休憩いたします。

—————○—————  
午後2時55分 休憩  
午後2時59分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○福祉課長（山下修一君）** 公務員の把握につきましては、住民税の特別徴収者の中から給与支払者を判別した上で差し引いたということで、判定をしたということでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** よく分かりました。

今、状況をいろいろ報告していただきましたが、申請率が91%ということであります。この申請率91%以外、申請主義でありますので、申請に来られなかった方々の対応というのはどのようになさるのか、または対応をされないのか、そこをちょっと教えていただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

申請率の91%は公務員等を含めた形の申請率でございます。福祉課で担当する分につきましては88%となっております。申請されなかった方々への周知の方法としましては、市報への掲載やホームページでの周知ということになっております。そしてまた、対象者へは個別に通知も行っております。

新聞やマスコミ等での報道もありましたので、事前の問い合わせも含め、市民の関心は高かったようでございます。

未申請の対象者につきましては、今後も周知を重ねるとともに、対象者で未申請の方には再度の申請呼び掛けを実施してまいります。

**○7番（鶴迫京子君）** 未申請者の方に対する対応がなされているということで良しといたしまして、その未申請者の方の理由といたしまして、どういうことが挙げられるんですか。簡単でよろしいですけど。

**○福祉課長（山下修一君）** 本市の場合は窓口申請を基本にしておりましたので、申請に来られてない方の理由という部分については把握はいたしておりません。

ただ、先ほど市長が申されましたように、未申請の対象者につきましては再度呼び掛けをするということでございますので、漏れのないように申請をしていただくような段取りで準備をしていきたいというふうに考えております。

**○7番（鶴迫京子君）** 先ほど、未申請者の方には個別的に案内を申し上げて申請を促すということでありましたので、そこいら辺を申請率100%になるように御努力をお願いしたいと思います。

次に移りますが、そういう関係で子ども手当申請のための準備作業で大変な御苦労があったのではなかろうかと思っております。

先ほど、同僚議員も時間外のことについていろいろ質問がありました。そういうことも含め、また不備申請などで時間外が増えた、電話等の対応でそういう労働時間が増えたというようにいろいろな問題が起きたということで、この南日本新聞ですが、5月19日の新聞報道でありますね。四苦八苦している自治体の状況が出ていました。本当にこのような、ここにいるいろいろな書いてありますが、このような現状、我が本市ではそのような状況はなかったのか。

また、もしあったとしましたら、そのいろいろな状況においてどのように対応されたのか。その現状と取り組み状況をお伺いしたいと思います。そして、その経過をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

子ども手当の申請につきましては、申請書の送付時にパンフレットや記載例を同封し、発送いたしました。

自治体によっては郵送による受け付けを行っている所もあり、書類等に不備があった場合、その修正や記入手続きに手間取り、混乱を来すケースがあったようでございます。

本市の場合、窓口申請を原則としておりましたので、直接窓口で保険証と通帳のコピーを取らせていただいたり、記入漏れ等についても説明し、納得いただいた上で記入していただきましたので、不備申請はほとんどありませんでした。

また、申請に関するトラブルも特に見受けられませんでした。

**○7番（鶴迫京子君）** この新聞報道にも出ていますが、結局在日外国人の問題とか、そして国内に居住要件を要してないということで、法でうたってないということで、外国にいる子供たちのこととか、そういうので住民票とかそういうのがなかなか取れない国もあるというようなことがここにある出ていますね。そういうようなことは、本市ではなかったのかどうかですね。

今、市長の方では全然なかったと報告がありましたが、そういうことはなかったのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

その件につきましても担当の方に確認いたしましたところ、本市ではなかったということでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 本市では幸いに外国に子供だけがいるとか、そういう事例がなかったということでもありますので、現場での混乱は起きなかったということでも安心しましたが、ちょうど福祉課から、この入ってますね、こういうのをインターネットで出しましたら、すごく分かりやすかったですね。私も「はい」、「いいえ」でこうしていきましたら、いいえの方にいったりとか、こうしてですね。本当に分かりやすく案内が出ていたと思います。欲を言いましたらもう少し、この辺の一番大事な所をもう少し活字を大きくしていただければなあ、感想です、思いました。

そして、新聞にはよく出ていましたね。ここにありますが、監護している子供がいらっしゃる方へって、この「監護」とかこういう言葉の使い方、お役所言葉による記載が分かりにくかったというような苦情もあったということで、「被用者」とかですね、こういうのが新聞には出ていたが、やはりここにも「監護」とか書いてありますね。全部読んだら分かると思うんですが、こういうこともありました。

こういうようなこと、広報に関するそういうようなことはどんな思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように、本市の場合、窓口申請ということを中心として取らせていただいたということで、ほとんど混乱はなかったということでもございます。ということで、本市の取り組みとしてはスムーズにいったのかなというようなふう感じたところでございます。

そしてまた、ただいまありました「監護」ないしは「被用者」というような行政言葉が記載されておったわけでもございますが、分かりにくい言葉については説明というような形で記載しているところでございます。



私自身も「監護」といったら何なのというふうに感じるところでございますので、このような言葉についても今後は、当局の方に相談申し上げまして、もう少し分かりやすい言葉に変更してもらうような形の要望は申し上げたいと思います。

**○7番（鶴迫京子君）** 今市長の答弁にありましたが、やはりお役所言葉というか、こういう普通にお話、窓口に行っているいろいろお聞きしたりした場合は丁寧な優しい言葉で答えが返ってくると思うんですが、書類にした場合、書面にした場合がこういうことになろうかと思うんですね。

私、反対だと思うんですね。お互いに1対1でお聞きするときにはどんなに難しい言葉を使っても、その人その人の理解力で、分からないときにはすぐ尋ねられます。しかし、こういう書類というのは一方通行ですよ。こう流して、対面式じゃないわけですよ。だから、まさしく市民の目線で、市民の気持ちでですね、こういう文書は作るということを心掛けていただきたいなということを切に要望しておきます。

では、次に移らせていただきます。

給食費の滞納問題で文部科学省が、子ども手当の支給と給食費の引き落とし口座を同じにするように保護者に協力を求めてと呼び掛ける通知を、ちょうど5月14日付けですかね、各都道府県の教育委員会に出したとのことであります。

このことを受けまして、市にも通知が何月何日にあったのか。そして、その通知によって内部でそのことをどのように協議されたのか、取り扱いについてお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

給食費の未納問題というのは、もう全国的な問題となっております、本市も決して例外ではございません。

議員御指摘のとおり、学校給食費の徴収方法として金融機関の保護者の口座から引き落としを行っている所については、今回の子ども手当の支給開始に合わせ、子ども手当の支給が行われる口座と学校給食費の引き落としを行う口座とを同一のものにするよう保護者に協力を求めることも一つの方策として考えられるとの見解が示されたところでありますが、本市内の小・中学校24校、幼稚園1園のうち、給食費を保護者の口座から引き落している所は8校で、11校が学校の給食費の通帳へ振り込み、残り6校が現金徴収となっているところでございます。

子ども手当が支給されるにあたりまして、担当課と協議いたしましたところ、6月支給分につきましては、手続きがすべて終わっていることから今回は難しいとのことでしたので、10月支給分から対象者の子ども手当を窓口での現金支給とし、そこに給食センター職員と、それから学校の職員ですね、が出向いて、保護者の理解を求め、徴収ができないかどうか検討してみたいというふうに考えているところでございます。

今後とも学校給食や食育の教育的意義や現状を保護者に理解していただきながら、未納解消に学校と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、給食費でございますが、小学校で3,600円、月です。1食210円になります。中学校で4,150円、1食当たり250円となるところでございます。

その公文が何日に着いたかということにつきましては、ちょっと今調べてみないと分かりませんので、後もって回答いたします。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま教育長の答弁によりまして、6月分はその処理が間に合わなかったということで、9月分支給から対応するという大変喜ばしい答えを頂きましたので、そのことはまた、後にもまた質問で重複する質問になろうかと思っておりますので、一応取り扱いとしては、取り扱われたということで、ましてまたそれよりも、取り扱った上に前進的なお答えが返ってきましたので、次に移ります。

全国では、学校給食費の滞納額が2005年度では22億円にも上りました。そういう報道がありません。

そして、鳩山前首相もですが、このことで山梨県の甲府市ですね、そこで市町村長と意見交換会があったということで、それがちょうど1月のころですかね、皆さんの自治体で、すごくこの給食費の滞納問題というのは大変な難問、難しいものであるということから、直々首相に要望をなされました。その中で鳩山前首相は、検討しますということで政府に持ち帰り、与党間でいろいろ協議しましたが、もう右にぶれたりいろいろしまして、左にいたり。

ここにもこんな記事がありますよね。給食費滞納分の子ども手当、天引き、来年度は実施せず、2月1日ですね。

今度は、鳩山首相、2月15日、鳩山首相満額をやる、全然ぶれてません、14日ですね。

そして、今度は仙石由人さんが、子ども手当満額支給せずというのに疑問を持たれて、給食費などの充当もあり得るということで、これは3月28日。

こういうふうにして、この給食費一つとっても右に左にとぶれたのであります。

普天間問題、それから政治と金、いろいろありましたが、前政権、小鳩体制と言われますが、そのことは、ぶれたがために人気をなくして今のような政権、菅首相が誕生するということになったわけでありまして。

そういうようなことで、この学校給食費の滞納額ということは、本当に全国の問題になっております。

平成19年の文教厚生委員会での資料を頂きましたが、その資料によりますと、延べ1,014件本市では、そして約390万円ほどの未納の状況がありました。

それから2年経過しています。その後の本市の全小・中学校における給食費の未納状況は、20年度、21年度とどのように変化しているのか、またその状況をお伺いしたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

給食費の未納額についてであります。平成22年5月末現在の給食費の未納額は、422万1,552円となっているところでございます。

給食費の徴収につきましては、各小・中学校の教頭先生を中心に、各学校で徴収してもらっているところでございます。滞納のある保護者に対しましては、電話による催促や学校長、PTA会長、給食センター所長名による文書催告、夜間の臨時徴収、保護者に配付する献立表に給食費

納入について記載するなど、あらゆる方法で実施しているところがございます。また、PTAの役員の方々の協力もいただきまして、先生方と一緒に徴収してもらっている学校もあるようがございます。

給食センターといたしましても、学校からの要請に対しましてはセンターの職員も徴収に同行するなど、あらゆる手段を尽くして限りなく完納に近づけるよう努めているところがございます。

先生方が一日も早く子供たちの指導に専念できるように、今後とも学校給食の意義、役割を保護者に御理解いただきながら、未納の解消に努めてまいりたいと思います。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま教育長の方から、次に質問するようなことの答弁まで頂きましたが、まず20年度に442万円ほどということで、21年度はどうか。21年度のことでか。

平成19年度延べ390万円ほどのものが422万円ほどということで、大体400万円ぐらいの未納状況が本市であるということでもあります。

そして、給食費は、小学校3,600円、中学校4,100円ということで、1食材が210円、小学校、中学校250円かかっているということでもあります。

そして、本市の小学校、中学校における給食費の滞納を減らすために対応策はということで、次に質問しようと思っておりましたが、今答弁がありましたのでよく理解いたしました。

そして、もう全職員、センター職員の方も、また学校長、教頭先生、担任の先生、あらゆる手段を使って、その滞納を減らす努力をなされているということでもありました。

そこでお聞きしますが、私も今回選挙がありまして当選させていただきましたが、その以前からの時にも市民の方と、いろんな市民の方、年代別もですが、若い方、高齢者の方、40代、50代、60代、70代、いろんな方とお話をする機会がある中で、一番何か困っていることはありませんかとかお尋ねする中に、この給食費問題というのは、子育てをされてない方ですね、年配の方々もこのことについていろいろと要望をおっしゃるんですね。そういうことがありました。

集落の話し合いがあると、そこですぐこの給食費未納問題が出る。滞納、給食費を払ってる方と払ってない方のそういうことですね。それにおける不公平感というのでよく話に出るということで、もうひどい激しい議論をおっしゃる方は、「もう給食費を払わん人は食べさせんでよかがな」とか、そういうようなことまで平気で、平気でというか、そういう意見をおっしゃる方もいるんですよということをよく聞きます。

実際、イタリアでしたかね、そういう給食費を滞納している子供に、全然食事を与えないというわけではありませんが、普通のほかの払っている子供たちと差をつけて、食事を粗食、すごく粗末な食事を出すということをもう実施した所もあります。それはもうもちろんブーイングで大変な、子供の権利を守るということからいきましたらあってはならないことを、でも国としてやっている所があったというようなことも報道、インターネットなんか調べますとありました。

そういうようなことで、この給食費の滞納問題というのは、ただ親が払わないとか、あそこは払ってる払ってないとかいう、その額が400万円、390万円というか、そういうだけの問題ではないんですね。親、子、そして学校の先生、その三者、その中に気持ちがありますね。給食費滞納

について、先ほど教育長からおっしゃいました。校長先生はじめ教頭先生、担任の先生みんな努力されているんですね。低学年の子供たちは給食費を払ってちょうだいねとか、そういうのを催促して言ってもあんまり、そんなにメンタル的には気にしなかったりすることもあります。高学年になりますと、そのことがどういうことかということ、すごく傷ついたりするということもあろうかと思えます。

そういうような意味で、こういう不公平なことが教育現場で実際起きているということ。滞納、これをこのままずっと、毎月、毎年毎年あるわけですね。だから、そういうようなことで今回質問しようと思ったわけですが、本当にこのことに真剣に取り組もうという気持ちがあるんでしたら、今までその現場の声ですね。親の声、そして、先生の声はもちろん聞かれていると思いますが、その保護者の声とか子供の声とかいうのを聞かれたことが今まであったんでしょうか。お伺いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、本当に給食費を未納のまま子供たちが食べていると。保護者が食べさせているというんでしょうか、そういう現実に私どもも本当に重たい気分がするわけですが、本市の場合も13年度から21年度までですね、1件の未納もない学校が数校ございます。かと思えばもう大部分未納が多いという学校もあるわけですから、今御指摘のように不公平感というようなものをどういうふうに指導していけばいいのかということは、私どもも大変困っているわけですから。

校長先生の中には、払えないというんじゃなくて、払わないというような感じの保護者がある、残念でならないとこぼしている校長がありましたけれども、そういう状況の中で義務教育だから払わなくていいんだというような、給食費はそういうものではございませんで、学校給食法で決まっております。光熱費は設置者が出すようになっておりますが、食材費は保護者が支払うという決まりになっておりますので頂くわけですが、どうしたものかということは、本当に苦慮するところでございます。

保護者、子供たちの声を聞いたかということですが、これもまた大変教育的な配慮等ございますので、子供たちに、君は払ってないねというようなことをですね、言えないという事情もありますので、私どもは保護者のその良心っていうんでしょうか、思いというものに期待をするしか今のところ方法はないと。

市町村によってはもっと保証人を付けてですね、奨学金と同じように保証人でもって給食費を納入していただくような方法をとろうかという所もありますし、今度は催促も、これは裁判ざたになるわけですが、そういうことも検討しなければならぬという市町村もありますし、もういっそ給食をやめようかという市町村もあるような話も聞いておりますが、いかんせんこの本題は義務教育の中においては大きな問題になっているわけですから。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 教育委員会サイドでも大変大きな問題になっているということで、その

ことを理解するわけであります。

先ほどおっしゃられたとおり、内部資料でここに頂いてますが、24校ある学校の内訳を見ますと、未納状況の状態が、やはりその地域性というのも十分あろうかと思えます。そしてまた、払いたくても払えないという方々は生活の状況がありますので、それは市として行政が手助けして、何らかの手立てはされていると思えます。

ということになりますと、やはり教育長の方からもおっしゃいましたそのとおり、各学校を通じた文部科学省の全国調査でも出ています。滞納事例の6割までが保護者の責任感や、規範意識の問題であったという報告があります。本当にこの6割までが規範意識の問題ということで、これもやはり地域性がありまして、大都会の都市型の学校、そしてまた小規模校とかそういうような所との差というか、そういう町的生活様式とか、そういうのでいろいろと変わってくると思えますが、都市型になればなるほどこの数字、6割というかこういうことが起きてくるのではなかろうかと思えます。

現に私も本市以外の方にも聞いてみました。そうすると、若い方です。子供も3人、4人いらっしゃる、「給食費は払ってないよ」とかいうことが聞こえてきて、そして「どうして」とかそういうことを言いますと、「全体のクラスの中の4割ぐらいは払ってないよ、子供たちのあれだから国が給食費は出してくれて当たり前じゃないか」とか、そういう答えが返ってきたりもするわけでありますね。

みんなが、一人でルールを犯すということは大変違う意味の勇気が要ることではありますが、横断歩道もみんなで渡れば赤信号でも怖くないというような心理ではなかろうかとも思いますが、やはりこういうところに何かしらメスを入れられない限り、この状況は続いていくと思えます。

そしてまた、その滞納額、今給食費のことだけを言っていますが、滞納しているそのことというのは税金であります。給食を食べてる人たちだけの問題ではなくて、全市民の税金の中からこの給食費とか、そういうことになっていくわけでありますので、公的なお金であるという意識がやはり欠如しているのではないかと思います。

そういう中で、やはり先ほど、子供の調査をすることは大変、できない、そのとおりであります。またそういうことは、なかなかある意味してはならないことかもしれません。ですが、保護者というのはやはり子供を養育する責任がありますので、保護者の意見、意向調査そういうことを、保護者はこのことについてどのように感じて、どのように思っているのか、対応策とか。そのことのアンケートを取るなりするということが今まであったのか。それともないとしたら、ぜひそのことを全小・中学校やっていただきたい。

そして、その保護者の、このアンケートというのも本当にまやかし物もありますよね。アンケートの質問によりまして、その答えが右にも左にもなりますね。今の国会ではありませんが、政権与党とか野党とかいうのの支持率とかそういうのにも、私はそういう目で見っていますが、やはりアンケートのQ&AのQの質問の仕方というのがありますので、そこも、そのことをただアンケートを取ればいいじゃなくて、どういうことを質問するんだということも真剣に協議されてか

らアンケートを取るということをぜひ提案したいと思いますが、まずいかがですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

大変有り難い御意見をいただきましたが、学校給食に関しましては、学校給食運営協議会というのがございますので、7月に今年開くことになっておりますが、その会議の時に、本日のこういう議会で質問があったということ等も私の方から申し上げまして、そしてアンケートなども取ってみたらどうかという意見もあったということなども、また提案してみたいと。

そして、去年のこの運営協議会では、完納している学校の校長に体験談を発表していただきました。どうしてあんなの所はこんなにいいのかということですね。それもしましたけども、なかなか効果がないといえますか、減っていかない。先ほど申しましたように300万円が400幾らになっているわけですから、それもまたあきらめてはいけませんので、もう1回また運営協議会で提案をし、諮ってみたいと思います。

学校給食運営審議会でございます。申し訳ありません、審議会でございます。

それから、先ほど質問がありました通知のことですが、文部科学省から県教委に5月14日にまいりまして、県教委から5月24日付けでまいりました。そしてそれを私どもはすぐ、同じ5月24日付けで各小・中学校、給食センターへ通知をしたところでございます。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 学校給食運営審議会というところで今のようなことを審議するということでもありますので、もう少し、審議されるわけですので、いろいろと申し述べていきたいと思えます。

まず、私、保護者の、今子育て中の小学校、中学校に子供を持っている、本田市長、市長もまだそういう子供をそれこそ先ほどの「監護」している所帯でありますよね。そういう方たちにいろいろ聞いてまいりました。

[市長、何事か呼ぶ]

大学生。それはもう失礼いたしました。お若いから、まだそういう低学年の子供さんがいらっしやるかと思いましたが、本当に。錯覚していました。

冗談はさておきまして、静粛な議会の場でもありますので元に戻させていただきますが、まずそういうお母さん方に聞きましたら、そういうお母さん方はちゃんと払っている方です。

この給食費滞納というのには、いろんな原因があると思うんですね。ただ先ほどの6割くらいの責任感や規範意識だけではなくて、払おうと思っててもですね、毎月毎月給食費というのは払わないといけないので、自分で持っていけないといけない。そして、ここにはやはり自治会の形成の方法。先ほどもありましたね、8校は口座引き落としとか、6校は現金とかですね。いろいろ本市の中でも別個なんですね、学校自体で。別であります。

そして、子供会のある所、ない所、違いますね。子供会がない所は、もう直接小学校、中学校に持っていかなければならない。子供会のある所は、子供会育成会の所に毎月、時々年にPTA会費も入れて持っていくとかいうような状況があります。そのことが今、共働き社会であります

ので、そういう大変多忙の中で明日までだったというのを忘れたとか、あるらしいんですね、やはりもう、ああって。そして、小学生は、もう先生に電話して、子供に、本当に申し訳ないんですけど、今日は給食費を持たせますのでよろしくお願ひしますと言いながら、ひやひやししながら、やはり子供にとって小学校だったら3,600円、大金ですよ。それを渡して、ちゃんと先生の所まで届いたかなとかいう、そういうようなこともあつたりするということでもあります。

そういうことで、このことをいろいろ議論する前にそういう集落の形成の在り方とか、いろんな青少年育成の子供会のこととかですね、そういうこともかかわってくるのではないかと思います。

そういう中で、やはり目に見えない視点、先ほども言いましたが、心の教育という視点ですね、やはりこの滞納のある家庭という子供たちは大変傷つきながら、御飯を食べる時も多分、自分の家族は給食費を滞納しているということは分かっていると思います。高学年になればなるほどですね。そういう中で食事をとらないといけないというようなときに、やはり大変、本当にどういふ思いで給食を食べるんだらうかとかそういうところを思いますと、大変その子が将来、また自分が親になった時、そしてまた給食費を払う状況になった時、果たしてどのようなことになるのだらうかと、遠い未来を考えますときに、やはり今が大事だと思います。子供の教育の視点でそういうことをしっかりですね、置き去りにしないでしっかり審議会で審議してもらいたいと思います。

そして、そのお母さん方は、そういうことの中で、給食費は口座引きにさせていただいて、そして、献立ですね、献立を充実させてほしい。

いろいろ学校に丸投げするわけではないですが、給食費という、子供は給食を、おいしい献立とか栄養のある献立、それによって食材の改善をしてもらって、そちらの方に回していただきたい、滞納額を減らしてですね。そういうところに充実するんだったら、そこに100円、200円上がっても仕方がないというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。

だから、そういうようないろんな意見があります。ですので、ぜひそういう保護者の意見、意向というものを十分把握して審議会で協議なさってもらいたいと思います。

そしてまた、子育てが終わった70代とか、そういう子育ても全部終わった時点では、やはりこの心の教育とかそういうことをすごく心配されてます。滞納額とか子ども手当についてもです。そのまま、定額給付金ではありませんが、頂いたもので、お金があつて、それが果たして子供に回るのかということですね、そういうことまでいろいろ心配されている方もあります。

まず、そういうことで市長はこの滞納に関する、るるいろいろ述べましたが、どのように認識されていますか。子供さんはもう大学生ということでもあります、現状認識をお伺ひいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま教育長の方から、るるこの滞納の状況については説明があつたところでございます。そしてまた、教育委員会の方で滞納の整理についてのお話もあつたところでございます。

当然、このことにつきましては、保護者の方々に支払ってもらふべき内容でございますので、

更に教育委員会にこのことについては努めて滞納の徴収に取り組んでいただきたいというふうに思うところがございます。

先程来、子ども手当との関係もあろうかというふうに思います。そのことについても教育長の方で答弁がありましたように、今後は10月の支給に合わせて、福祉課とタイアップしながらこの滞納徴収に取り組んでいくという方向になろうかというふうに思います。

**○7番（鶴迫京子君）** 今は、市長の現状認識でありましたが、この給食費滞納、子ども手当、そういう子供に関する子育て日本一を標ぼうされています。所信表明、それから施政方針、日本一を目指されていますね。そのことで、そのことにおけるこの給食費滞納の問題、子ども手当の問題に対する市長の認識ですね、そのことをここに書いていませんが、しっかりとした、今お伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

子育て日本一というものを掲げて、本市がこの子育てについては先進的な地位を占める立場に立ちたいということで、さまざまな事業に年次的に取り組みをさせていただいているところがございます。

そのような中で、今年度につきましては、医療費の中学生までの無料化ということにも取り組みをさせていただくということになろうかと思えます。そしてまた、肺炎球菌についてのワクチンの接種についても新たに取り組みをさせていただくということで、少しずつではございますが、他市に比べてそのような面からの取り組みを高めてきているところがございます。

担当の方での話でいきますと、日本一では現在の段階ではないが、鹿児島県では有数の立場に立っているというようなふうに評価をしているところがございます。

そのような中で、今お話にありますように、子ども手当あるいはこの子ども手当と関連する給食費の未納ということにつきましても、ぜひそのような観点から保護者についてもお話を申し上げたいというふうには思ったところがございます。

**○7番（鶴迫京子君）** ここに本があるんですが、教育委員会サイドでは、もうこれはそれこそ推薦書とまでいくのではないかと思います、「子どもが育つ魔法の言葉」、教育長、御存じないですか。魔法の言葉です。ドロシー・ロー・ノルトさんのので、ここに掲げているんですね。私はこの本をできたら小学生とか学校教育なんかの図書館に全部入れていただきたいと思うぐらいであります。まず「子は親の鏡」というのがあります。この中にもういっぱい挙げてあるんですね、読めば。その中の一つですが、最初は「けなされて育つと、子どもは、人をけなすようになる」、「とげとげした家庭で育つと、子どもは、乱暴になる」ということで、ずっとあって、「不安な気持ちで育てると、子どもも不安になる」。先ほどの給食費のことで言いますが、飛びます、いろいろ。「親が正直であれば、子どもは、正直であることの大切さを知る」、これ給食費の滞納のことから本当に。そしてまたですね、ここにも、本当全部もう読み上げたいんですが、「私たち大人が示す手本、それが子どもの未来をつくる」という言葉があります。あと一つだけ、「大人は子どもの力を引き出すかぎを握っている、だから子どもの最良の手本でありたい」というこ



とで結ばれています。もう、ここにいっぱいいろいろな言葉があつてですね。私、もう子供は下が22歳ですが、上はもう33歳になっていますが、年齢は関係ないと思うんですね。時々ぱっと本棚から取り出して、ぱっと出して、そこの所をですね、全部最初から読むと何かもう頭の中が混乱してしまいますので、ぱっと読んで、そこの所を真剣に集中して、今日はそのことを頑張ろうとか思いながらですね。大好きな本ですので、教育長、ぜひ一読していただきたいなと思います。子どもさんのいらっしゃる方、そしてまた子どもとかそういうことに関係なくですね、何かの役に立つんじゃないかなと思っております。

そういうことで、大人は手本にならなければならないということですので、その大人が、そういう子供に関すること、教育に関することは、費用対効果に当たらない分野ではないかと思しますので、ぜひそこを真剣にやっていただきたいなと思います。

それでは、もう最後になりますが、小・中学校の給食費の滞納額が、先ほども言いましたが、22億円にも上っています。そのようなことで、もうお分かりかと思いますが、市長、滞納分を子ども手当で精算してもらい、滞納を減らそうと文部科学省が支払い要請を促して、子ども手当と給食費を同一口座にして給食費を払ってもらうように呼び掛けてほしいということで、それは自治体の裁量であるということで、今度の法律には差し押さえが禁止されていますので強制的にはできませんが、そういうようなことで、一応呼び掛けてほしいということでもあります。

このことを市長は、どこよりも先に、何でも日本一って。同僚議員が明日やりますが、市長の日本一の本気度を問うということで質問されますので、私はそこは同僚議員に一生懸命やっていただきたいと思いますが。そういうことで、どこよりも先にこういうことを、給食費を子ども手当より天引きにして、本市独自でそのような取り組みが、法的には無理かもしれないけど、本市独自でできないか、見解をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、6月に教育委員会からこの件についてお伺いしたところでございます。6月支給分については10日が支給日と決定しておりましたので、それに向けて事務を進めておりましたので、間に合わなかったと。しかしながら、10月の支給日には期間がございますので、それに向けて協議を開始することで確認しております。

ただし、本市では給食費の口座引き落としは一部で実施しておりますが、現金徴集の学校も残っておりますので、窓口による現金支給とし、本人受領後、教育委員会の職員が本人の了解の下支払いを受けるという方法しかないところでございます。

ということで、市長部局としましては、教育委員会で事務処理した手順に従いまして、協議を更に詰めて実施をしてまいりたいと考えております。

**○7番（鶴迫京子君）** 今、市長の答弁によりますと、一応10月支給から、窓口申請ですので窓口でそういうことを促して、そのようにOKが取られる方はそのようにするという理解でしたが、それでは全然進展がないのでありますね。先ほどの審議会で話をするとかいうことでありますが、そういうようなことでは日本一には届かないですよ。

昨日、私、今日は一般質問でありましたが、岡田ジャパンのサッカーも見ました。これはこれ、あれはあれ、口でい疫はこれという思いがありましたので。その中で、市長、同じ本田ですよ。本田さん、本田選手、すごかったですよね。岡田ジャパンは言います、あの監督さんは、「ベスト4でいい」。日本一じゃないんです。岡田監督いかがですかって今までいろいろインタビューがあつて、ベスト4になれたらいいっていうようなことを笑いもせずにおっしゃいますね。岡田ジャパンです。本市を預かる本田ジャパン、本田市長はですよ、日本一がいい。私はですよ、そこにいろんな思いがありますね。比べるわけにいかないですから、サッカーを見ながら思ってたんですよ。岡田監督はもういろんなことを言われながらですよ、「ベスト4でいい」。世界の大会に行つて何で世界一って言わないんだろうかとか思うんですが、その中で本田圭佑選手が、「ベスト4じゃない、優勝するんだ」と言いました。それですよ。いくらトップがですよ、日本一とか、いや世界一とか、それも大事でしょう、旗を揚げるのは。だけど、その下で働く皆さんですよ、それを支える方たちが日本一だと思つような、職員の方がですよ、皆さんが「よし本田市政を支えて日本一にしよう、このことでもしよう」っていうようなそういう、サッカーで言えば選手ですよ、そういう方が増えると自然と、おのずとその日本一に、市長がとか、言わなくても近づくのではないかなと思います。それが昨日の1対0の本田圭佑のシュートではなかったかなと思います。

いかがですか。サッカーと市政と同じにするわけにいきませんが、何かしらですよ、そういう思いをいたしました。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

正直申し上げまして、昨晚のカメルーン戦、本田選手がゴール決め日本が勝利したということにつきましては、私もうれしいでした。

ということで、今お話がありますように、この給食費の滞納について、子ども手当の支給の際に、保護者の方々に十分お話をし、きっちり納付していただくということをするとなれば、今お話を聞きながら、ひよつとすると滞納をゼロにもっていけるのではないかなというふうには思ったところでございます。ぜひそれを目指して取り組みたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** 先ほどの市長の答弁に少し補足しておきます。

子ども手当支給の口座と同一口座にして、給食費を払ってもらえる仕組みを本市独自で作れないかということでございましたが、先ほど申しましたけれども、本市の小・中学校の給食費の徴収方法は、口座引き落としの学校が8校しかありません。この8校については、子ども手当支給の口座と同一口座にさせていただくよう働き掛けていきたいと思つています。

しかし、ほとんどが振り込みか若しくは現金徴収となっておりますために、まずは口座引き落としについて理解を求め、そして併せて子ども手当受給の口座と同一口座にさせていただくようお願いしていく手順になるのではないかと思つております。

それには、どうしても今度はPTA総会での同意が必要なんですよ。に基づき、保護者一人一人からの口座振替申請等の申請が必要と思われまふ。時間もかかることでもありますので、当面は

子ども手当の担当課にも協力をもらいながら、学校給食費や食育の教育的意義や現状を保護者に理解していただいて、そして未納額の解消に今後一層進めてまいりたいと、こういうことであります。

今度はまた学校長等を通じて、口座引き落としについてクリアしなければならないこともあるようですので、また相談してみたいと思います。

ただ、厄介なことに口座引き落としになりますという顔が見えないもんですから、今度はまたなおかつ滞納にという面もあります。持ってきて払ってくれた所の方が完納に近いというような非常に面白い現象も学校によっては出ております。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 今教育長の方から、相当分かりやすく説明をいただいたわけですが、やはりPTAを開いて、そこでも理解していただくという形をとらないともちろんいけないと思いますが、それ以前に先ほどのアンケートですね。それをもう教育委員会サイドでこのようにしますので協力をお願いしますという形での総会であろうかと思いますが。その一步手前ですね、のことは、先ほどはアンケート調査なりしてする。だから口座振り込みとかそういうことをされてない所に対しても、アンケートを取るような所はもう抜かれるわけですかね、その作業は。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

アンケート等につきましては、今度の給食審議会でもた提案してみます。そして、どうするかということですね。

そして、口座にするということになりますと、絶対の同意がないと、一人はする、私はしないということになりますと、これはまたまったく同じことになってしまいますので、やるなら一斉にということでしょうけれども、これも足並みがそろいかどうか分かりませんが、校長を通じてまた話を出して提案してみたいと思います、審議会です。

**○7番（鶴迫京子君）** そうですね、今のことも給食費滞納という問題よりもまだ今度はそういう作業に当たっていくと、もっと大きな問題にぶつかって行って、困難になることもあろうかと思いますが、そういうときこそリーダーのリーダー性、リーダーシップの働きですね、リーダーのどういう姿勢であるかということにかかわってくると思います。

そういう意味で市長、教育長にもちょっと質問したいと思いますが、市長の思うリーダー像というのはどういう方を、具体的にありますか。リーダー像として、尊敬していらっしゃるリーダー像、人物名でもいいですが、お知らせください。教育長もお願いします。

**○市長（本田修一君）** 私自身鹿児島生まれということでございますので、鹿児島の多くの方々が敬愛してる西郷隆盛さんを尊敬、敬愛しているところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

私は、具体的にだれをというような人は持ち合わせておりませんが、やはり人の上に立つリーダーとなりますと人格、識見それこそ優秀でないといけません。しょうけれども、私はそれよりもやはり、ほどの良さといいたいまいしょうか。ほどほどの人生観を持ってる人なら尊敬に値するなと思

っております。どちらかに偏ったら、やはりバランス感覚を大事にする人ならリーダーとしてふさわしいのではないかと思います。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長のリーダー像は西郷隆盛ということで、鹿児島県のだれをリーダー像といたしますかと言ったら、大半が西郷隆盛っていう答えが返ってくるんじゃないかと思います。敬天愛人ですね、そういうことかと思いますが。

市長にまた、先ほどは教育長にこの本をと言いましたが、私はですね、やはり市の、市というか、私の思うリーダー像というのは、市政を担うリーダー像であります。個人的なリーダー像とはまた別としまして、そういうみんなの、先ほども同僚議員が市民の苦難を取り除く市の行政とかそういうのをやってもらいたいというのを切に訴えました。そういう意味からしてのリーダー像と言いますと、今、口てい疫で大変問題になっています宮崎県の高鍋ですね、高鍋の藩主、秋月という藩主、そこの子供である上杉鷹山という方が9歳でですね、上杉重定の所にですね、養子縁組みとして行きまして、子供がいなかったもんですから行きまして、9歳で行ったんですね。そして、そこで15歳で米沢藩の藩主となって藩政を預かって、それこそいろんな業績を成しています。

そういうことで、よくそういうことはもう今の現代にも通ずるということで、経営者も上杉鷹山をリーダー像として学べとか、そういう本がいっぱい出ています。その中にいろんな事が出てくるんですね。だから、ぜひ市長にも1回はその本を読んでもらいたくないなと思います。

そして最後に、いろんなことで議論をするわけですね、議員として。そして、市長も市民のことを思って答えます。私なんか市民のことを思って討論するわけですが、その中で上杉鷹山が15歳という本当に、昔の15歳は今の、そうですね、違うのかもしれませんが、その年代で米沢藩というのを政を行っていくという上で、自分に対してもう書いたと思うんですが、誓い事があるんですね。その中にあります、本当に「受け継ぎて 国の司（つかさ）の 身となれば 忘るまじきは 民の父母」という言葉があります。もうこのことに尽きると思うんですね。だから、このことを市長にぜひ実行していただきたいと。本当にリーダーですのね、2期目のリーダーですの。だれもリーダーにはなれないんです。ですの、ぜひ少しでもその本を読んだりいろいろしまして、ああ自分はこのリーダー像とは思わないと思ったらそれでいいと思いますが、ぜひ読んでいただいて、最後に言いました言葉のことを実践していただきたいな、それに近づけていただきたいような本田市政、市長をリーダーとして望んでいます。

ぜひ市民の声に傾けてですね、鳩山前首相は国民が聞く耳を持たなかったというようなことをおっしゃいましたが、そうではないですよ。

**○議長（上村 環君）** 鶴迫議員、通告に返っていただけませんか。

**○7番（鶴迫京子君）** そうですね、はい。

もうそのことで終わりとします。答弁は要りません。

では、これで終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（上村 環君）** 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、いったん休憩をいたしまして、津曲生涯学習課長に先ほどの事故の報告をさせますので、よろしく願いいたします。

—————○—————

午後 3 時58分 休憩

午後 3 時59分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後 3 時59分 散会

平成22年第2回志布志市議会定例会（第4号）

期日：平成22年6月16日（水曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

金子光博

福重彰史

下平晴行

日程第3 報告

**出席議員氏名（23名）**

2番 下 平 晴 行	3番 西江園 明
4番 丸 山 一	5番 玉 垣 大二郎
6番 坂 元 修一郎	7番 鶴 迫 京 子
8番 藤 後 昇 一	9番 毛 野 了
10番 立 平 利 男	11番 本 田 孝 志
12番 立 山 静 幸	13番 小 野 広 嗣
14番 長 岡 耕 二	15番 金 子 光 博
16番 林 勇 作	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 上 村 環	21番 鬼 塚 弘 文
22番 丸 崎 幹 男	23番 福 重 彰 史
24番 野 村 公 一	

**欠席議員氏名（1名）**

1番 平 野 栄 作

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐 喜 雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 津 曲 兼 隆

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、鶴迫京子君と藤後昇一君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

○15番（金子光博君） おはようございます。

一般質問も最終日となってまいりましたので、ひとつ今日の天気のようにすかつとした答弁をひとつよろしく願いいたします。

まず、今回の口てい疫の発生により、あらゆる所に影響が出てきております。曾於市の商店街では50～60%の落ち込みということで、非常に深刻な状況になってきているとの報道が昨日されておりました。

我が市においても、それに近い状況ではないかと心配をいたしております。

現場では、特に繁殖牛農家では競り市が4月以降開かれず頭数の多い大規模農家ほど収入の道が途絶え、大変な状況でございます。

所によっては資材の納入業者の資金回収の催促も始まっておるといふふうに聞いております。

志布志市は飼料代の半額助成ということで、四、五月分の競り市上場分については、振り込みの手続きが先週完了したと聞いておりますので、少しは助かったのではないかというふうに思っております。

こんな非常事態に農協が農家サイドに立って、貸付制度ではなく1月、2月、3月分の平均価格の半額分ぐらいをですね、仮り渡し金として対象農家に対応してくれると非常に農家としては助かるのではないかというふうに思っております。

理事会あたりの話を聞いても、非常に組合長の答えは厳しいというふうに聞いておりますが、市長がですね、JAあおぞらには一人で出向いていっていただいて、JAそおには池田市長と協議をしていただいて足を運んでいただく考えはないか。最後の方でもいいですので考え方を聞かせていただければなというふうに思っています。

それと、昨日の新聞に県の国に対しての要請が載っていました。

要請内容は、1、子牛競り市再開後に価格が低落した場合の補てん。

2、雌子牛の自家保留促進による上場頭数の適正化。

3、競り市の休止などによる飼料費用増に伴う損失補てん。



4、再開後の競り市に県内外の購買者を誘致することによる子牛流通の促進。

5、通常に比べ生後日齢が超過した子牛の購買促進の5項目というふうになっておりますが、市といたしましても、曾於市、鹿屋市、大崎町と連携を取って、県に頼るだけじゃなくて、市独自で国に要請をしていただきたいというふうにも思っております。

議会は議会として、議長の方で考えがあられると思っておりますので、そのことについてもさっきのと一緒に最後でもいいですから考え方を聞かせていただければなというふうに思っております。

それでは、通告に基づいて質問をしていきたいと思っております。

市長の2期目の施政方針に七つの日本一を目指すとあるが、一、ごみの資源化率日本一。一、健康づくり日本一。一、日本一の情報技術（ICT）先進地。一、日本一の循環型社会の形成。一、日本一の低コスト茶産地の実現。一、和牛生産肥育の日本一を目指す。一、子育て日本一のまちを目指す。とありますが、そのメッセージは内向きのものか、外向きのものか、だれに向けてのものか。市長が掲げた七つの日本一の目標に対する自信、本気度について答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。よろしく申し上げます。

まずはじめに、口てい疫のことでお尋ねでしたので、そちらの方を先にお答えしたいと思っております。

口てい疫につきましては、今お話がありましたように、重大な影響が畜産農家にある。また経済界についても影響があるということで、さまざまな措置を講じて、この急場をしのぐということをおども市としましても当然ではございますが、関係機関もそのようなことで取り組んでいるところでございます。

今お話がありましたこの子牛市場が開かれていない子牛に対しましての仮り渡し金的なものということについて、JAに相談してほしいということにつきましては、相談をしてみたいと思っております。

それから、国が出しましたさまざまな対策につきまして、おどもとしましてもこのことにつきましては、本市で今回の措置に対して国に何か要望はないかということで、国会議員、網屋先生の方から求めがございましたので、そのことについて今お話があったような内容の要望をしております。

このことにつきましては、その都度その都度、国・県の方に状況の変化に応じてこのような対策を講じた、このような措置をしてほしいということを申しております。

当然、曾於市、大崎町も連携をとりながら、やっているということでございます。

それでは、各種日本一の取り組みについての本気度についてお答えいたします。

私は、さきの定例議会におきまして、2期目の市政運営の取り組みにつきまして、所信表明をさせていただきました。

また、今議会の開会にあたり、平成22年度の市政に臨む所信を施政方針において、「市民のための、市民に開かれた、市民の目線に立った行政」の信念の下、「志のあふれるまち」をまちづくりの基本理念として、共生・協働・自立の社会づくりに全力を傾注していくことを市民の皆様にご約束

束し、その中で市民一体の運動として、「ごみの資源化率日本一」、「健康づくり日本一」、更には「日本一の情報技術先進地（ICT先進地）」を目指して、この取り組みを基本にさまざまな日本一づくりに取り組んでいきたいということを述べたところであります。

私はこれまでも、子育て日本一のまち、高齢者が元気なまちの推進、ごみゼロのまちづくり、安心・安全なまちづくり、安心安全健康な食の産地づくり、日本一の茶産地のさまざまな日本一を目指すことを述べてまいりました。

このことは、志のあふれるまちの宣言を行い、市民の皆様の協力、協調性の素地があるからこそ提唱できる実現可能な挑戦なのであります。

志布志には、豊かな大地の力と世界へつながる海の恵み、そして心豊かな人のエネルギーがあふれております。市民の皆様と行政が一体となり、共に汗を流してさまざまな日本一への取り組みに挑戦していくことが、まちの活性化につながるものと考えております。

今まで提唱してきた中でも環境のまちとしては定着しつつある、ごみの資源化率日本一の取り組みにおいては、平成17年における資源化率は73%、そして、全国では第4位であったものが「面倒くさいのススメ」と題して、市民の皆様の一一人一人が理解され、協力いただいた結果、平成20年度までには資源化率74.9%、全国で第2位、市では全国第1位となったところであります。

このことは先進的な取り組みとして、他県からの視察も多く訪れるようになり、市民の皆様におかれても誇れるものとなったところであります。

このような取り組みが志布志の評価を高め、本物としてこの地域が確立していくものと確信しております。

志布志市のまちづくりは、共生・協働・自立の地域社会づくりが基本であります。市民一人一人が輝きこのまちに住んで本当に良かったと思える志布志市になるために、さまざまな日本一を目指して今後も取り組んでまいりたいと考えております。

**○15番（金子光博君）** ただいま答弁をいただきましたけれども、口でい疫のことについてはひとつ万般にわたってよろしく願いいたしたいと思えます。

少し答弁をいただきましたけれども、質問を続けさせていただきたいと思えます。

市長が掲げた日本一を実現するためには、残された3年7か月の中で、いろんな要素があると思いますが、私なりに考えますと専門的な知識や技術を持った職員の人的配置、予算の裏付け、それぞれの部門にかかわる市民の絶大な理解と協力が必要になってくると思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま、議員お話のとおりであるというふうに認識しております。

当然、それぞれの日本一というものにつきましても、かなりレベルが高いと、ましては現段階でそのことを日本一として目指せる土壌があるのというようなものもあろうかというふうに思えます。

しかしながら、このことは私どもの地域にとりまして、日本一づくりを目指していくという方

向性をとらえて、その方向に動いていくとなれば必ず達成できる内容のものとして私は考えております。

その中で例えば、今回取り組もうとしております情報通信基盤整備事業におきましてもこの事業については、専門的な観点から専門職というものを今後新たに嘱託として採用したいということの御相談も申し上げているところでございます。

そして、そのことでもって更にソフト事業が活用した形で文字どおりこの情報通信基盤整備事業を活用した町としての存在を示していきたいと。そして、その利用によって市民がまさしく共有しながら安心・安全な町、そして健康な町というものをつくっていけるということにしていきたいというふうに考えているところでございます。

予算につきましても、そのことが進むとなれば、そのことにつきましては、きっちり予算付けをしていきたいと。

そしてまた、当然私ども行政のみ旗振りしてはこのことは決して実現できない内容でございますので、十分このことは市民の方々と関係業界の方々と根回しをしながら、話をしながら努めていき、そしてその方にもこの日本一づくりという理念をきっちり理解していただき共に進んでいただくような歩みをしていきたいと考えております。

**○15番（金子光博君）** これらのことをですね、実現するためには、ややもすると、まだ施政方針が出されたばかりですので、みんなしっかりと意識しておりますが、月日がたつと同時にその意識が薄れていきます。やはり常に視覚や聴覚に入れておらないと、なおざりになりやすいというような、人間ですので傾向があります。

そこでですね、市長も2期目に選ばれて自信をもってこのことに臨まれようとしておられるわけですから、この七つの事柄を本庁や支所に垂れ幕として掲げて、このことを目指すんだというふうな、内外にこのことを常に意識するという意味でもする考えはないか。

それと同時にですね、それぞれの担当課がこれにはあると思いますが、担当課の公用車に畜産課であればですね、例えばですよ、和牛生産肥育の日本一を目指して頑張ってますとかいうような標語でもですね、書き入れて、そして職員にもそのことを意識させる。それで、その対象の方々には気付いたことがあったら市役所に対してもいろんなことを言っていただく、そういう姿勢もなければいけないというふうに思います。

それと、夏場にですね、私たちも以前ねりんピックですか、ああいう時にTシャツの購入の案内がきましたけれども、夏場には職員もそれぞれの担当課の職員は背中にですね、和牛生産肥育日本一とこう書いたようなTシャツでも専門の技術員はですね、着て、常にそのことが頭から離れないというような体制にもっていくような考えはないか。そのことについて市長はどう考えられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この日本一づくりということにつきましては、実は私自身もこの市内にこのような形で日本一というものがあるということについては、知らないものがたくさんございました。

そしてまた、日本一になろうとするものについても、もちろん今から取り組むわけでございますので、そのことについてもそのような認知度を高めるための取り組みが必要だということについては十分感じたところでございます。

例えば、お茶の場合でいきますと、日本一の茶工場があるということにつきましては、いろんな所でお話をするとところでございますが、これについてもいまだ市民の間でも認知度も低いんじゃないかと、そして今回てん茶工場が西日本一のものができたと、そしてこれは経営が順調になればすぐさま日本一のてん茶工場になるんですよということもお話をしております。

それから、現在口てい疫で輸出がストップしていると思いますが、サンキョーミートさんにおかれては、和牛の輸出の日本一の工場であるということについても、私は最近知ったところでございます。

そしてまた、うなぎの生産については、改めて申すまでもないところでございます。

そしてまた、別な意味で言えば、人的資源でいっても私どもの町は本当に日本一の中学生がいたということは、昨年そのようなことでうれしいニュースが次々に飛び込んできたところでございます。

そのようなことで、私自身も知らなかった日本一というものが本当にこの地でもあるんだと、それは市民の財産でもあるので広く市民に知ってもらおうと、そしてそのことを誇りにしてもらおうと。そしてまた、そのことを外部に改めて発信していかなきゃならないということが必要かというふうに思ったところでございます。

そのような意味合いから、ただいま御提案がありました内容については、本当に十分どのことで取り組めば最大の効果が発揮できるかということを検討を加えながら取り組みをしてまいりたいと思います。

**○15番（金子光博君）** 三つ、今私は要望しましたけれども、それについて一つ一つについてはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

垂れ幕につきましてもすばらしい内容だというふうに思ったところでございます。

どのような形で全職員が、そして市民の方々がこのことに日本一づくりで挑戦していくんだというような形がはっきり見えるものになるというふうに思ったところでございますので、このことについては、取り組みを行ってまいりたいと思います。

それから、公用車にそれぞれの日本一づくりの意気込みを示すスローガン、キャッチフレーズ等を考えながら、このことを表示するということについても取り組みをしてまいりたいと思います。

Tシャツについては、今さまざまなTシャツないしはポロシャツがございまして、そちらの方との兼ね合いも見ながらしてまいりたいと思います。

それぞれ、このことにつきましては、予算が伴う内容でございまして、重点的に効果的な形で市民の皆さんに知っていただけるものから取り組みをしてまいりたいと思います。

**○15番（金子光博君）** ひとつ、日本一を目指すわけですからね、いろんな意味で目立ってマスコミにも取り上げられるぐらいの意気込みでやってみてください。

そのことが志布志市の発展につながり、市民のいろんな意味での所得の向上につながるのではないかというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、一つ一つに専門的な分野もありますが、苦手な部分もありますが、聞かせていただきたいというふうに思います。

ひとつ、ごみの資源化率ということで、市としては全国で1位であるわけですが、このことにつきましては、旧町時代に志布志、有明、大崎の南部厚生事務組合で、市長がまだ首長になられる前の話だと思いますが、焼却炉の話も当然あったことだというふうに思っております。

しかしながら、予算の裏付けがなかなかできないと、厳しいということで断念されたというふうに聞いております。しかしながら、今まで同様に埋め立て方式でやっていたんでは、寿命があと何年ももたないということで、苦肉の策として現在のような全国で1位と言われるような分別に取り組みざる得なかったというふうに思っております。

このことに関してはほかの市に比べますと、市民の皆さん方に非常な苦勞を掛けているわけですよ。そのことについて市民の方々に対して一言ないですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成12年にごみの焼却場を建設するかどうかということで、この大隅地域で協議があったところでございます。

そして、その当時に建設費がおおよそ200億円程度になると、そして毎年のランニングコストが10億円程度になるということで、とてもこの地域では建設できないという内容であったと。しからば、いかにすべきかということで、その当時の職員の方々が真剣に協議いたしまして、この地域ではごみの分別収集に取り組み、そして資源化率を高めながら、ごみの最終処分場の延命化を図ろうというような流れがあったところでございます。取り組みが始まったところでございます。

そのことが、現在のこの志布志市の地位を揺るぎないものにしてている。誇りあるものにしてているということについては本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

そして、それは当然市民の方々の方々の全面的な御協力があってからこそ、このことが成し遂げられているというふうに思うところでございます。

その当時、ごみの分別収集に取り組む当時に担当の職員の方々が、毎日毎日集落に出向いて説明会をし、なぜこの分別収集に取り組まなければならないかということをお話して御理解を得て、そして取り組みを始めたところでございますが、開所当時は相当混乱もあったというふうに聞いております。

しかしながら1年、2年とたつうちにこの事業については定着をされ、そして今では皆さんがこのことについて積極的に取り組んでいただいている。そして、28品目もの「面倒くさいのスメ」ということで、ごみの分別収集に取り組んでいただいているということにつきましては、本当に志布志の市民の方々はずばらしい方々ばかりだというふうに有り難く思うところでございま

す。

これは、この取り組みがなされたからこそ共生・協働・自立のまちづくりができてきたというふうに見えるところでございます。

このことにつきまして、今後さまざまな日本一づくりをするということでございますが、この共生・協働の自立のまちづくりに自ら参加していただく市民があつてからこそ、さまざまな日本一づくりに取り組む土壌があるというふうに私自身は認識しているところでございます。

**○15番（金子光博君）** 今市長がおっしゃいましたように、市民の協力なくしてこのことはできなかったわけで、いろんな所で市としては1位であると市長が誇らしげにあいさつできるのは市民の協力があればこそこのことですので、常に市民に対してこのことに関してはずいぶん、感謝の気持ちを忘れないでいってほしいと思います。

そこですわね、日本一の資源化率なわけですね。だから、裏を返せば市民にそれだけ負担をかけておる。ごみ分別収集にかかわる一人当たりの経費は、我が市で6,000円、県が約1万2,000円、国では約1万5,000円となっておるそうでございますが、国の平均からすると一人当たり9,000円安く済んでおる計算になります。すると、9,000円掛ける志布志市の人口を約3万5,000としまして、掛け算をしますとですね、3億1,500万円。それにですね、資源ごみの益金、21年度で931万円、日本リサイクル協会からの非常に品物が良かったということで拠出金1,591万円、トータルしますと3億4,000万円ほどになります。それでですね、分別の袋ですね、あれが今10枚入って200円ですか。あんなのにですね、日本一のサービスですよ。協力をしてもらっておるんだから、一方側では日本一のサービスをする考えはありませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、ごみの分別収集に取り組まして、数字的には国がごみの収集に取り組んでいる水準からすると、3億4,000万円ほど収益が上がっている計算になるということでございます。

ということで、そのすべてが財源としてあるということではないわけでございますが、少なくとも私どもとしましては、このごみの分別収集につきまして、衛生自治会の方でこのことについての取り組みを行いまして、その益金については会の方から各自治会に還元しているということでございますので、ただいまお話がありました件につきましては、この衛生自治会の方で協議をしていただくということになるかと思っております。

**○15番（金子光博君）** 逃げちゃいけませんよ。もうちょっとしっかりした答弁をしてください。

もしですね、さっき市長が言われたようにその当時の判断は正しかったと思うんですよ。焼却炉を造っておれば、10億のランニングコストが毎年掛かるんだと。もし造っちゃれば、市民は楽はしたかもしれないけれども、それなりの負担が当然重くのし掛かってきたわけですのでね。

このことについては、分別ごみの袋については、ほかの市とあんまり大して変わらないと思うんですよ。私も含めて皆さん方もだと思っておりますが、志布志市外の兄弟や子供がおった場合にこっちに来た時には、「何でこひこばっかいのこつ、こげんめんどくせことをせんないかんとや」と

いつも言われておりますが、それはただ聞いて聞き流すだけにしてはありますが、やはり市長としてですね、まったくゼロにしようとは言いませんが、何らかの形でこのことに関しては日本一のサービスをするように方向付けをしますとか、市長としてそういう言葉は出ませんか。自治会に丸投げするのではなくて、やっぱり市民の協力なくしてこのことはできなかったわけですね。金銭的にすればそんな大したことではありませんよ。ありませんけれども、市民側から見たときには、やはり私たち一人一人のことを市は真剣になって考えてくれておるんだなというふうに受け止めるんじゃないかなというふうには私は思っておりますが、市長はそのことについてどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、この事業につきましては衛生自治会の方をお願いしているということで、益金については、その中で協議をいただきながらさまざまな事業に費やしていただいているということでございます。

今お話がありましたように、ごみ袋の無料化ということにつきましては、当然その中で協議していただく、この無料化について取り組んだ方がいいというようなお話があるとなれば、そちらの方で解決、協議していただくのがふさわしいかというふうには思うところではございます。

その中で現在では年度末に1世帯に1袋を配布しているという状況でございますので、このことについて更に協議をしていただくようお願い申し上げたいと思います。

[「なぜ有料かを答えますか、なぜ有料化なのか言わんと分からんでしょう」と呼ぶ者あり]

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** ごみ袋10枚で200円ということをお願いをいたしておるところであります。

まず基本的に、自分のごみに責任を持っていただくということが一つでございます。名前を書いて出していただくと。そして、年度末に衛生自治会の方で最後には、今市長が申し上げましたが、ごみ袋を1袋各世帯の方に差し上げておるということでございます。

ごみ袋の有料化については、無料にするということについては検討いたしておりますけれども、現段階ではこのままでいきたいというふうには衛生自治会内部の方の協議ではそういうふうになっております。

[何事か言う者あり]

**○議長（上村 環君）** しばらく休憩いたします。

○

午前10時40分 休憩

午前10時49分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 再開します。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ごみ袋の有料ということについて、無料化ができないかというようなことでございますが、現

在ごみの袋につきましては、有料化ということで市民の方々に購入していただきまして、分別収集に取り組んでいただいているところでございます。

これは、この事業が開始した当時からのことについては真剣に協議がされたところであったというふうに聞いたところでございます。

ごみの袋を無料化するとなればごみが増えてしまうということが、先進地でもあったというようなことでもございまして、このことにつきまして本市ではごみの減量化ということに取り組むとすれば無料化より有料化でした方がいいということで、そのことがなされているということでございます。

有料化をすることによりまして、市民の方々が更に3Rにも積極的に取り組んでいただくということになるということでこのような形を取らせていただいているということでございます。

**○15番（金子光博君）** 無料化ということではなくて、サービスのやり方についてはいろいろあると思いますので場内でいろいろ協議をしていただいて、市民が少しでも喜ぶような方向へもっていただければなというふうに思います。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 先ほど、衛生自治会の方でごみ無料化のことについて協議をするというようなことをちょっと誤解を招く発言をしましたので、取り消させていただきたいと思います。

それと併せまして、分別報奨金を自治会の方に年間昨年度で700万円ほど差し上げているということで、これの方も一応申し上げたいと思っています。よろしく申し上げます。

**○15番（金子光博君）** はい、分かりました。

それでは次に農業関係の方に移らしていただきたいと思います。

日本一の低コスト茶産地の実現を目指すというふうにあります。南九州市のお茶の面積ですね、平成19年の統計よりですが、3,360ha、志布志市はですね、1,070ha、3分の1です。

それと、農林予算ですね、農林水産業費、農業費、総体にひっくるめてですが、これは。志布志市が13億8,566万5,000円、曾於市22億2,342万6,000円、大崎町6億5,078万9,000円、予算については曾於市に大きく水をあけられております。単独町であります大崎町、志布志市の約半分でございます。この予算のほり付けについては、市長は率直にどういうふうに感想をお持ちですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、お話がありましたように本市では13億8,566万円ということで、農政関係の予算ということでございます。

この数字につきましては、農家戸数ということからみましたときに、農家1戸当たりにつきますと志布志市で44万円、曾於市で37万6,000円、大崎町で31万3,000円ということで、この1戸当たりの予算につきましては、本市は他の市町と比較しまして、高いというふうになっているところでございます。

**○15番（金子光博君）** それぞれの市で、その年その年によって力入れ度合いが違ってまいりますので、一概には言えないところもあると思いますが、常に日本一を目指すためには、お隣の



ことも情報を入れながらですね、やはりやっていかないと「なんよ、掛け声ばっかいじゃねかよ」というようなふうになるといけませんので、そのことについてもお願いをしておきます。

それとですね、最初に言いました技術員ですね、職員。志布志市、お茶の専門技術員が2名、園芸普通作の技術員が1名で3名とも本庁に勤務しております。曾於市はどうかといいますと、お茶の専門技術員が3名、園芸普通作が4名、7名の技術員がおります。そしてですね、大隅、財部支所にお茶と園芸普通作の技術員を一人ずつ配置しております。本庁だけじゃないですね。大崎町は総体でお茶、園芸普通作で2名の技術員を抱えております。

日本一の低コストのですよ、茶産地を目指すというのにあまりにもですね、専門の技術員、お茶だけではありません。県のブランドも受けております志布志市にはピーマンもあります。いちごもあります。こっちの方の技術員になりますと一人しかおらんわけですよ。

いろんな補助事業を導入して、農家の所得向上につなげたいというふうに思っても、専門的な知識を持った技術員がおらないと一般の職員では、桜島降灰と言ったち、「そやないのこっよ」というようなことになるんじゃないかというふうに私は思うんですよ。

ですから、やはり目標を掲げた以上はですね、すぐに役に立つような即戦力の職員、そういうものを一方では職員の適正化で人間を減らさんないかんわけですが、ある部門においては、やはりその目標にふさわしい人的配置もしなくては、そのことは成し遂げられないのではないかというふうに思いますが、市長はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

日本一を目指すということになれば、官民挙げてこのことについては取り組みながら目指していかなければならないというふうに思います。

必ずしも行政の職員で、その技術職が専門の技術職の者がいて日本一を目指していくということばかりではないというふうに私自身は考えるところでございます。

先ほどもお話ししましたように、このお茶の分野につきましては、面積的には御指摘のとおりとても南薩地区には及ばないところがあるわけですが、しかしながら、その内容について私どもは日本一を目指していくんだというようなことを申し上げているところでございます。

その中で低コストの茶産地育成というようなことで、このことにつきましては現在経営を実施されている茶業関係の方が、既にこのことを成し遂げられておりますので、このことを全体的に普及させるためにどのような事業の導入というものが必要かという観点からの行政の立場があるのではないかなというふうに思うところでございます。

そしてまた、いちご、そしてピーマンのお話も出たところでございます。

その分野につきましては、JAの技術員に確かな技術員がおりまして、その技術員の方々と協力し合いながら、その施設の拡充あるいは、後継者の問題等について行政ができる面から、この産地づくりについては一緒になって取り組むというような形でできているところでございます。

そのような意味合いからしまして、今お話がありましたように、本市の現在の農政の職員につきまして技術職員というものは、曾於市に比較しまして少ないということではございますが、そ

のような体制の中でも順次また補強は必要かというふうに思いますが、日本一を目指せる環境においては、必ずしもそんな色はないというふうに考えるところでございます。

**○15番（金子光博君）** 市長、施政方針にも書いてありますようにですね、農家にもっと足を運んでみてくださいよ。JAの職員、技術員ですよ。よく我々は批判を聞くんですよ。「ためないごっとなった時はべっとこせえ飛ばさるっ」と、「行っときには行っどん、ちっと議を言うときには来ん」と、議を言う所に行けばいいんですけどね。居心地のいい所だけしか行かんわけですよ。

冒頭に言いましたように、JAがもっと農家サイドに立っていろんなことをやってくれば、農協の批判はそげん聞かんでいいわけですが、現実はそうになってないわけですよ。

大型合併をしてよかったなど、JAのですよ、よかったなということをそういう人とまだ一人も会ったことはありません、残念ながら。

そういうことですので、市の方としてもですね、一方では補佐しながら、一方では農家のリーダーとなるようなですね、指導者というのは大事なんですよ。

後で子育てで教育長にも伺いますが、指導者で人間は変わるんですよ。そのことも考えていただきたいなというふうに思います。

もう一回答弁をそのことについて、お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

日本一を目指すとなれば、かなりのレベルの技術が必要と、そしてまた、全体として取り組むとなるとなれば、全体の意識の統一、そして啓発が必要ということになるかというふうに思います。

そのような意味合いからすれば私どもは、当然そのことについて積極的に取り組むという立場にあるわけですが、現実問題として考えれば、かなり現場の農家の方々は技術的には、私どもよりはるかに高いものを持った形で経営的に取り組んでおられる方がたくさんおられるところでございます。

先ほども申し上げましたように、お茶の農家におきましても、本当にまさしく日本一のレベルの方がいらっしゃるということでございますので、その方の経営の在り方というものを波及させるために、私どもは関係機関とともにこの地域の農業づくりに取り組んでいく。

そしてまた、ほかの部門においても、それぞれの部門で、仮にJAの生産者部会の中で取り組んでおられる中でも、そのような特段に優れた方がおられるということでございますので、それらの方々の技術力をもって、そしてまた指導力をもってこの地域全体に波及させていくような方向性を取ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

そのために、各種の有利な事業等を紹介したり、そしてまた、いろんな意味で先進地の視察も重ねていたり、そしてまた有利な販売先も開拓していったりするというのが、私どもの仕事ではなかろうかというふうに考えるところでございます。

**○15番（金子光博君）** 次に、和牛生産・肥育の日本一を目指すということについてですが、頭数でまいりますと繁殖牛で志布志市が8,160頭、曾於市が1万4,663頭。農家戸数については、志

布志市916戸、曾於市1,817戸で志布志市の約倍の農家の方々が牛を養っておられます。肥育につきましては、志布志市が40戸で5,258頭、曾於市が75戸の農家で1万1,876頭、合計、繁殖、肥育合わせますと、曾於市と志布志と合わせてですよ、3万9,957頭、約4万頭おります。

鹿屋市ですね、鹿屋市も繁殖、肥育合わせますと、曾於市と志布志と合わせたより少し少ないですが、3万3,300頭おります。

口てい疫でちょっとひやっとしましたけれども、お隣の都城市、19年の畜産統計でいきますと6万7,000頭。この前のつい先のテレビの報道では7万6,000頭というふうに出ておりましたけれども、テレビで東国原知事が頭が一瞬真っ白になったというふうに言いましたけれども、そのはずですよ。曾於市、志布志市、鹿屋市、大隅半島の牛を全部合わせただけの数が都城市に、それ以上おるわけですから、そら大変なこち、頭の中が真っ白になるはずですよ。それとですね、頭数については今言ったような状況です。かなりハードルの高い目標です。

ハードルの高い目標をこなしていくための職員の配置はどうかと言いますと、嘱託職員、臨時職員を除いてですね、志布志市が7名、そのうち技術職が5名。曾於市の職員は15名、そのうち技術職が6名。大崎町で職員数が4名、技術職が2名。曾於市と比べましても技術職の職員は1名少ないだけであまり変わりませんが、仕事量が違うのかもしれませんが、同じ畜産課の職員で片方は7名、片方は15名です。このことについて、市長はどんな感想をお持ちですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

和牛生産・肥育日本一ということで取り組もうという掛け声を掛けているところでございますが、現実的にはただいまお話がありましたように、都城市が6万7,000頭ということで、本当にはるかに及ばない数字ではございます。しかしその中で、私どもとしましてはこの8,160のこの肥育も今後2年、3年かけて飛躍的に増えていくというような方向性が見込めるところでございます。

そしてまた、生産の方で平成19年の第9回の全国和牛能力共進会で総合評価の群の中で、当時有明町の牛が優等1席（日本一）になったという実績がございます。

今回、その部門につきまして前は肥育牛の部門で10席だったということで、総合で3席となったところでございますが、今回はその部門で日本一を目指していこうという取り組みを今始めようとしているところでございます。

平成24年に開催されます第10回の長崎全共大会で7区の部で本市は優勝を目指していこうという掛け声の下、今取り組みを始めようとしているところでございます。この部門で日本一ということになるとなれば、この地の和牛生産のステージが飛躍的に高まるということでございますので、この地の畜産振興に大いに寄与するということを考えて取り組もうとしているところでございます。

それは、本市におります種雄牛の鉄平号が、今回第10回の長崎全共7区の候補の種牛として選定されたということでございまして、本市にいる種牛がこのような地位を占めて、今後県下の種雄牛として地位を高めていくとなれば、市として当然このことについては、全面的に協力を申し上げながら、そしてまた和牛の生産をされる農家についても来年度以降そのことについて、パッ

クアップをしながら共にこの部門での優勝を目指していこうというようなことでございます。

そのような意味での生産日本一の町ということでお話を申し上げているところでございます。

ということで、その職員の体制につきましては、現在の職員の体制で済むということになりますが、来年度以降更にすそ野が広がって対象とする農家が増えるとなれば、もっとその分については補強をしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

**○15番（金子光博君）** よく分かりました。

最終的な目標はですね、頭数だけではなくて、要は中身であり、中身を良くするためにはやはりブランドの確立、最終的には1軒1軒の農家の所得の向上というところに行き着くわけですので、いろんな点に注意を払っていただいてやっていただければなというふうに思います。

お金の面で言いますと、農業産出額、これはちょっと古いですが、平成18年度の農業統計になりますが、志布志市は鹿児島県内で農業産出額が4位です。233億4,000万円。1位鹿屋市、448億6,000万円。2位曾於市、343億3,000万円。3位は出水市、241億9,000万円。畜産を除く耕種関係になりますと、これでもやっぱり志布志市は4位ということになります。指宿市、鹿屋市、南九州市、志布志市です。5位が曾於市。畜産になりますと、1位鹿屋市、2位が曾於市、3位出水、4位霧島、5位志布志市というふうになっております。

いろんな面でやはりもっともっと頑張っていかないと畜産においては、実績を出すのは厳しいなというふうに感じております。

農家1戸当たりに、要は農家1戸当たりになりますが、1位が南九州市、2位が枕崎市、3位が指宿市、5位が志布志市というふうになっております。間違えましたね、4位ですね、この資料では知覧町と穎娃町が別々になっておりますので。

園芸作物のいちご、ピーマンにつきましても高いハードルは掲げてありませんけれども、県のブランドとして頑張っておられますので、それらについても配慮をしていただきたいなというふうに思っております。ピーマンについては、昨年度は10億を突破しましたがけれども、本年は11億を突破するんじゃないかというようなふう聞いております。

それとですね、志布志市の中でも若い後継者の方たちがですね、3町にまたがって去年から取り組まれたんですが、露地野菜のグループをつくられて、JAに頼らない自分たちの組織をつかって販売も自分たちで努力されて、今年の実績が25ha作付けされている。今年は、春先の低温で非常に露地野菜の単価がよかったですのでね。話を聞いてみますと、早い段階で100町歩にもっていきたいというような夢を持っておられます。現在のところ自分たちの自力で頑張っておられますが、ブランド化を進めて1日でも早く鹿児島県のブランド指定の認証制度に乗っかってやっていきたいんだというような意気込みを持っておられる農家のグループもあります。

そのことについて、どう考えられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

お話がありましたように、さまざまな部門で本市はまだまだランク、地位は低いところでございますが、それでも5番以内に入っているということで総体的にはいい地位に占めているなど、

そしてこれは県内でもトップをねらえる地位にはあるというふうには考えるところでございます。

しかしながら、何でもかんでもできるというものではないというふうに思います。私自身はその作物について、品目について、本当にそれが将来性があるのか。そしてまた、取り組んでおられる方々が熱心にされているのかどうか。そしてまた、私どもが総体的に今後畑かん事業が推進されますので、その中で取り組める内容になるのかと、そういった観点からもとらえて、その作物を日本一にするとなれば、さまざまな形でバックアップする体制をつくっていきたいというふうには考えているところでございます。

ただいまお話にありました露地野菜のグループの方々につきましても、私は本当に聞いているところでございます。すばらしい意気込みでされているというふう感じているところでございます。

私どものこの志布志市には、そのような意味からも先進的に露地、園芸について取り組んでおられる方が何名もいらっしゃいます。その方々とも十分協議させていただきながら、その方々の経営の方法について、さらに新しい方が取り組めないものかどうか。そしてまた、その方を更に補強させるために、どういったものが私どもとして必要なのかどうかということについては、十分話し合いをさせていただいているところでございます。

そのような観点から、ただいまお話になったグループにつきましても十分対応をしてまいりたいと思います。

**○15番（金子光博君）** ひとつ、よろしく願いいたします。

最後の子育て日本一の町を目指す。

子育てについては、非常に幅が広いわけですが、一つだけ教育長に考え方を聞かせていただきたいなと思います。

先日、鹿児島県の県の体育館で高校のインターハイ予選の県の大会がありまして、私も娘が昔世話になった関係で応援に行きましたけれども、開会式でですね、志布志市松山町尾野見出身の〇〇〇〇のキャプテンの〇〇〇君、女子の方で〇〇〇〇のキャプテンをしております〇〇〇〇〇さん、この2名がですね、開会式で前の方で選手宣誓をしたわけですね。

両校とも全国の剣道の全国大会の常連校ではありますが、その常連校の中の志布志市松山町尾野見出身の子供が二人ですよ。もう二度とないかもしれません、そういうことはですね。

やはり、なぜこんなことになったかと言いますと、やっぱり裏があるわけですよ。中学校の時にいい先生、いい監督に出会った、その時の先生が東門先生という監督で、現在は徳之島に赴任されておるそうですが、後任の南田先生については、剣道関係の話を聞きますと教育長が骨を折っていただいたということですが、やはり子供たちは指導者は選べないわけですよ。指導者によってそういう場に立つ子供に育っていくわけですよ。

教育長の仕事は、志布志市の子供たちのために能力のある優秀な先生方を一人でも多く連れてくる、そのことが教育長のいろんな仕事はありますけれども、大きなウエイトを占めております。そのことについて、教育長の考え方を少し聞かせてください。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

4月現在です、本市の県費教職員数というのは、小学校17校に196人、中学校7校に106人、計302人で、2,812名の子供たちを一生懸命指導してもらっているわけでございます。

今おっしゃいますように確かに指導者の力というんでしょうか、やり方というんでしょうか、それが子供たちに影響を与えるということは、私はもういっぱい見てきておりますので、おっしゃるとおりであります。そのために、私は今現在302名おる先生方に対して、決して一人も置き去りにすることのないように、見落とさないように、子供たちというのは言うことをきかんもんだから1回言って分かるような子供というのはどこにもいないと、だから何回でも根気強く指導しながらやっていただきたいと。教育というのはまさに言われておりますように「水の流れて文字を書くような仕事」だとよく言われますが、一朝一夕にできるものではないと。志布志に来た以上はほかでもない、曾於市でもない、大崎でもない、志布志の教員だということを常に念頭において、志を持ってる子供たちに対してですね、「初心忘れずに一生懸命指導をしてくれ」と言っております。なかなかもちろん成果も上がりませんが、体育関係では山口君であるとか、あるいは山中君で、先ほど市長もありましたけれども、ああいう才能の磨かれた子供たちも育てておりますし、今議員御指摘のように市内の高等学校に行き一歩も引けを取らないようなスポーツで頑張っておりますので、これから第2、第3の選手が出てくるように、そしてまた学力の面でも頑張っていけるように、これからまた先生方を指導していきたいと思っております。おっしゃるとおりでございます。私もできるだけことはやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○15番（金子光博君）** ひとつ、そういう面で頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。

最後にいろいろやり取りをさせていただきましたが、できるものから、できるものは早く、なるべく早く手をつけていただきたいなというふうに思っております。

最後に、再度市長の決意を聞きまして終わりにしたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** 最後に決意ということでございますが、なぜ日本一を目指すかということについてちょっと話をしたかったのかなというふうに思ったところでございます。

それは、いろんな人が行き交って地場の優れた産品が評価され、経済が活性化するんだということでもあります。

そして2番目に、全国から注目されるんだと、そしてそのことによって私どももまた更に元気が出るんだということでございます。

そして3番目に、その結果、それが誇れるふるさとになるんだと。そして、今お話がありましたように子供たちもそのことに気づいて、元気が出て、誇りに思って、そしてまた自分たちもそのことを引き継ごうとする町になっていくんだということでございます。

私自身は先ほども申しましたように、本当にじゃあこの部門は、これは日本一なのと言われたとき、現段階では日本一というふうに核として言えるものはほとんどないということであろうか

と思います。

しかしながら、その日本一にあるものを更に高めていく、そして日本一になりそうなものを更に見いだして、みんなでそのことに取り組みながら日本一づくりをしていくということがこの町の元気の源になっていく。そして、住む私たちの誇りとなっていくというふうに考えます。

そして、そのことが総体的にこの地の産物が安心・安全、健康、うまい、本物、有機、循環というものでつくられるとなれば、そのことによりまして、私どもの町は飛躍的に日本全国の中で高まっていくというふうに考えるところでございます。

そしてその結果、この地で産出されるものが高く取り引きされるようになると、そして先ほどおっしゃったようにそれぞれの所得が増えていく結果になるということでございます。

そして、更にそのようなものをつくっている地域というものはどんな所だろう。そして、それをつくっている人はどんな人なんだろう。そしてまた、それをどんなやり方でつくっているんだろうということによって全国からたくさん人が訪れる町になっていくというふうに思うところでございます。

そのようなまちづくりを進めていきたい。それは道は遠いかもしれませんが、今お話がありましたようにできるところから着実に、そして、スピードを上げて一生懸命取り組みをしていきたいと思えます。

**○15番（金子光博君）** 終わります。頑張ってください。

**○議長（上村 環君）** 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

次に、23番、福重彰史君の一般質問を許可します。

**○23番（福重彰史君）** 通告に従いまして、4問の質問をいたしてまいります。

第1番目に口てい疫対策についてでございます。

まず、宮崎県に端を發しました口てい疫が大変な状況になってきております。発生地帯やその周辺、いわゆる移動や搬出の制限区域の農家や本市をはじめといたします区域外でありましても、侵入防止のための、あるいは感染防止のための競り市の中止や延期などによりまして、関係農家は大変な苦境に陥っております。

そのような農家の皆様に心からのお見舞いを申し上げたいというふうに思えます。

また、侵入防止や封じ込め・撲滅等の防疫作業や処理作業に取り組んでおられます関係者の皆様方に敬意とねぎらいをあわせて申し上げたいというふうに思えます。

そして、一日も早い終息を願うところでございます。

そういう中、今回の発生地から50kmも離れた都城市高崎町におきましても、飛び火的に病気が発生をいたしまして、これまで対岸の火事的な見方もされていたところも一部にはあったかもしれませんが、今や本市においてもしりに火が付いた感もあろうかというふうに思っております。

農家の皆様も不安と心配で戦々恐々として侵入の防止に当たっていると思えます。

そこで、この口てい疫対策につきまして、都城発生以前と発生後、相当変わってきたというふ

うに思っておりますが、その取り組みと農家支援についてお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** 福重議員の御質問にお答えいたします。

口てい疫発生後の取り組みについてでございますが、このことにつきましては、本当に発生以来、私どもは心骨を注いで取り組んできているところでございます。

4月20日に宮崎で発生 of 報があつて以来、直ちにこのことにつきましては、各種対策の会議、そして対策の措置をしております。

まず1番目に、4月22日から31日にかけて、全戸につきまして緊急の家畜の健康調査を行ったところでございます。

そして、庁内の会議を開きながら4月23日には、お釈迦祭りにつきまして中止の決定をさせていただいたところでございます。

その後、定期的に庁内の会議は開催しておりますが、市の口てい疫対策会議としましては、4月28日に消毒ポイントの設置について決定をしております。

そしてまた、6月9日には都城での発生を受けまして、これは夜間ではございましたが、9時45分に対策本部を設置する会議を開催しております。同7日の零時には課長が曾於地域の対策会議に出席をしております。

そして、11日には市全体で対策本部会議を開催いたしまして、海外悪性伝染病の予防会議のメンバーとも合同の会議をしております。

一方、消毒液の配付につきましては、4月27日以降、全農家へクリアキルを配付しながら、中規模農家へは別途スミクロールという農薬を配付いたしました。

そして、5月3日以降養豚農家へ炭酸ソーダの配付をしております。

私ども市とは別に、国もこのことにつきましては消毒薬の配付がなされております。5月11日以降肉用牛農家へ消石灰、それから養豚農家へクレンテ、そしてまた全農家へ殺そ剤のエンドックスが国から配付されております。

さらに、道路の消毒ポイントを設置しなければならないということで、4月30日に県道65号高岡口の方に消毒ポイントを設置いたしました。5月6日には港湾の方に3ゲート設けまして、消毒ポイントを設置しております。

そして、5月27日、県道3号線八郎ヶ野、県道112号線柳井谷に消毒ポイントを設置しております。更に強化するというので、6月8日以降また強化しております。6月10日には、国道269号線に大鳥峡の方に新たに設置しましたが、この分につきましては、従来から大崎町さんにおかれては、志布志市と共同で消毒ポイントの業務にあたっていたいただいておりますが、この大鳥峡の分については大崎町さんの方にやっただくということで設置されております。11日には市道の34号松山蕨野、そしてまた、11日に県道110号線でございますが、赤池の方に設置いたしました。

また、この分につきましては、串間市と協議いたしまして串間市の設置となっております。

そして、私どもはこの口てい疫が長期化するにつれて、さまざまな経営的な影響が伴ってきたということでもあります。そしてまた、各種対策につきまして経費が生じてきたということで国、



県へ要望を重ねてまいりました。このことにつきましても、さまざまな機関への要望を重ねております。

そして、改めて私どもは消毒作業ポイントの強化をしなければならないということで、5月27日の日にふるさと協議会の皆さん方からボランティアで支援をいただくようになったところでございます。

そしてまた、本議会の議会議員の皆さん方におかれても、27日よりボランティア作業で消毒ポイントに要員として出ていただくようになったところでございます。

以上、このようにさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。このことにつきましては、とにかく本市へ侵入を防止するためにさまざまな観点からの取り組みをしてきたということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○23番（福重彰史君）** さまざまな取り組みがなされておりますけれども、私もこの通告は都城が発生する以前に通告をいたして、提出をいたしておりましたので、その後防疫態勢を強化されてきて、またあるいは万が一、先般同僚議員の方からもちょっとありましたけれども、万が一、本市発生時の態勢もできているということであったようでございます。

しかしながら、この目に見えない病気でございますので、何はともあれ侵入をいかにして阻止するかということが今一番重要なことでございます。

その点を中心にしながら質問を続けさせていただきたいというふうに思います。

そこでまず、9日の都城の発生を受けまして、対策本部が設置され、そしてまた会議が即座に行われたということでございますけれども、その会議に議長の出席は求めたのかお伺いをいたしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この日につきましては、夜間8時半ごろ私どもの方に連絡がございまして、都城で発生、そしてまた陽性ということの報告があったところでございます。

そのことに基づきまして、市としましては直ちに会議を招集したところでございますが、議長におかれては私の方からこのような事態になったということは御連絡を申し上げたところでございます。

**○23番（福重彰史君）** 議長に連絡はしたということであるようでございますけれども、市長です、ね、鳩山総理から菅総理に変わりましたけれども、菅総理は国家的な危機であるというふうに言われております。この志布志においてはなおさらであろうというふうに私は思うところでございます。まさに隣まで来てるわけでございますので、やはり直近の状況や情報を正確にですね、把握して、そしてまた対策を共に共有しながら、そして実行するためにはですね、やはりこういう時には議長も席を共にしていただくというようなですね、そのようなやはり考え方を持たなきゃいけないのではないかと。一国の総理もですよ、国家的な危機というふうに言っているわけですよ。ここにおいては、なおさらのことですよ。そのことについては、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私が議長に都城でこのような形で発生したと、そして会議を開くということのお話をした時に、議長から「私は出席しないでよろしいですか」というようなお話は受けたところでございます。しかしながら、この対策本部会議においては、こんなことを言うとおかしいわけですが、議長の名前がメンバーに載ってないというようなことでございましたので、その時には私どもの方で協議を進めますので、また後ほどその内容についてはお知らせしますというようなことで、その夜は協議を進めたところでございます。

現段階では、まだ予防的な段階というようなことでございますので、実際に災害発生と、あるいは口てい疫が侵入という事態になれば、皆さん方この議会の方々にも全面的な御協力を賜りながら、その口てい疫の抑え込みについて取り組む必要があるかというふうに思いますが、現段階ではまだ予防的な段階ということでございましたので、このような措置を取らせていただけたところでございます。

**○23番（福重彰史君）** 市長ですね、まだ発生していないから、予防的な段階だからと、そういうふうなですね、悠長なことを言っている場合じゃないですよ。だって都城もですよ、50km離れた所からですよ、飛び火したんですよ。ましてや、このメンバーの中に議長が入ってないと。入ってなければ参加できないんですか。でしょ。そういうふうなですよ、本当の意味の危機意識を持ってですね、対応していかなくちゃいけないと思うんですよ。議長も「出席しなくていいんですか」と言われたのであればですよ、当然それに対してですよ、議長もそれだけのことを思っているわけですから、出席をしていただくようにですね、そのことにですね、こたえるべきじゃないですか。

だから、今本当に危機意識をみんなが持って取り組んでいかなければですね、止まらないということなんですよ。どうですか、そのことについて。

**○市長（本田修一君）** ただいまの御意見本当に有り難いというふうに思うところでございます。

今後また事態が変化するとなれば、また新たな形で防疫態勢を強化しなければならないということになろうかというふうに思います。そのことには、その場面においては議会の方々にも全面的な御協力、御理解をいただくような形で申し上げたいと思います。

**○23番（福重彰史君）** ぜひそういう考えの中でですね、取り組んでいただきたい。危機感をみんながですね、本当に共有してやっていくんだというそういう姿勢をしっかりと見せていただきたいというふうに思います。

そこで、まず絶対に侵入を阻止するんだというような観点からですね、若干質問をさせていただきたいというふうに思います。

都城の発生以前ですね、私なりにとらえていたんですけれども、やはり、例えば農家に消石灰の配付がございました。

この消石灰につきましても、それぞれそれを散布している。そのことにつきましても、ばらつきがあったんじゃないかなど。発生数日前にまいた方もいらっしゃいます。

また、私どもも現在、もう二十日ぐらい前からですけれども、そういう畜産農家につきまして

は、できるだけ自粛をいたしております。また、どうしても行かなければならない場合は入り口から大きな声で声を上げて呼んで、そしてそこまで来ていただくということで、中に入らないようにやっております。

そういう中で立ち入り禁止の看板ですね、これを設置してる所もあれば、現在こういう状況になっても設置してない所もございます。そういう状況を見たときにですね、農家にいろいろな呼び掛けはするんだけど、その後はどういうふうになっているのか。その確認はどういうふうにされているのか。そういうようなことをやはり徹底してやらなければ、まだならないんじゃないかなと。まだ初歩的な段階だと思うんですよ。そういう看板を設置することで、訪問してもみんな遠慮してしまう。そこから先は入らない。帰って、そして電話できるものであれば電話で用を済ませるといようなことがある。

みんながそういうような危機を持って、先ほどから言うように、そういうような警戒心を持ってやっていくということが、本当に大事じゃないかと。そこまで本当に至っているのかと。

また、一般事業者や商店への消石灰の配付、あるいは配付じゃなくても散布ですね、散布の協力の要請や、そういうものがなされているものか。

今、私松山ですけども、松山の私の地域におきましては、お店の方が自主的にそういうことをやっております。本当に有り難いことだと思っております。そういうような協力要請というものをこれまでなされたものか。その点についてまず伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

消石灰につきましては、先ほども申しましたように5月11日以降配付がされているということで、畜産農家におかれてはそれぞれの出入り口の方に散布がされているようでございます。

そして、進入禁止の看板につきましては、JAさんの方で用意されたということで、今畜産農家が設置されているというふうになっているようでございます。

そしてまた、商工会の方々の御協力についてでございますが、今お話がありましたように自主的に出入り口あるいは駐車場の出入り口に消石灰をまかれているという方々がおられたわけでございますが、今回市といたしましても全面的に商工関係の方々に不特定多数の人が出入りする店舗等につきまして、石灰の配付ができるように市の方でこのものを手配いたしまして、そしてまた石灰と同時に踏み込み槽のために酢も用意いたしまして、商工会を通じてこのことを対応を始めたところでございます。

今後、商工会員に加入されている、いないにかかわらず、このことについては対応をしていただくようお願いしているところでございます。

**○23番（福重彰史君）** その消石灰を配付したからうんぬんということじゃないんですよね。ちゃんと散布をしているかということであって、そして配付を受けたら速やかに散布をするというようにそういう取り組みがなされなきゃいけないということ。

それから、立ち入り禁止の看板につきましてすべて立っていると、設置されているということでもございましたけれども、それちゃんと確認してくださいよ。確認した上で言ってるわけですか

ら。今日まで確認してやっってるわけですからですね。

だから、そういうようなですね、JAからどうこうというのではなくて、当然こうなってくると関係機関が連携を取ってやっていかなければならないわけですから、そういうことで、しっかりとしたですね、やはりそういう確認をしながらですね、徹底させていくという姿勢が大事だと思うんですよ。

それから、いわゆる商店へのお願いにしてもですね、対応がやはり遅いですよ。むしろ自主的にされている方はですね、かなり早くやられると思ったんですよ。だから、そういうこと等を考えたときにですね、まず侵入措置の態勢というのがですね、本当に万全であるのかということですね、危くをするわけですよ。もうちょっとその点につきまして、十分確認された上で今そういう答弁をされたのかですね、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 看板の設置につきましては、すべての畜産農家で設置されているかどうかということについては、確認はしておりません。

しかしながら、JAから配付されたとなると、当然その方々は危機感が高いというふうに思われますので、全面的にそのことについては取り組んでおられるというふうに考えて、ただいまお話ししましたような回答をしたところでございます。JAを通じましてそのことにつきましては更に確認をしてまいりたいと思います。

そして、本市で商工業者に対する消石灰の配付につきましては、今申しましたように、例えば隣の曾於市に比較しまして、少し遅かったのかなということは反省するところでございます。

今後は速やかに防疫態勢につきましては、取り組みをしてまいりたいと思います。

**○23番（福重彰史君）** やはり、こういう事態になるとですね、すべて確認確認ですよ、確認をしていかないといけませんよ。何をやったか、そういうことじゃなくてですね、その後の確認ですよ、これをしっかりとやっていかなきゃいけない。そして、今申されたように曾於市につきましてはですね、素早い対応をいたしておりますよ。地域によっては新聞やらあるいは現場を見られてお分かりだと思いますけれども、例えば八合原のあけぼの地区につきましてはですね、全体で取り組んでいるようなやり方もやっています。また、本市ではちょっとまだ見られませんが、歯科医院やらあるいは整備工場やら大型スーパー、あるいはコンビニ等々、すべてじゃないけれども、そういうことに取り組んでいる所も曾於市ではもう見られます。

やはり、そういうような先手先手、早めに早めに協力、お願いをしなければならないところはお願いして、そしてそのような態勢をつくっていただくという、そういう姿勢づくりというのは、やはり行政がしっかりしないとですね、なかなか伝わって来ないですよ。その点につきまして更にですね、その態勢づくりを急いでいただきたいというふうに思います。

私ども議会といたしましても港の第2突堤におきまして、消毒ポイントで消毒作業、本当にささやかながらでございましてけれども、ボランティアをさせていただきました。

やはり、あそこで自分でじかにやることによって、本当にこれだけの車両がどこから来るんだろうかというぐらい車両も、大型車両、いわゆる飼料車をはじめとする大型車両、そしてまたそ

これに関係する一般車両、たくさん通行してきました。また宮崎ナンバーが多いことに驚いたところでございます。私は野村議員と二人でその日、当番いたしましたけれども、宮崎ナンバーが恐らく一般車両では半分、あるいは半分以上だったかもしれません。驚いたところでございます。本当にこれはしっかりと消毒しないと危ないなど。宮崎県も広いですけどもね、しかしそのような感想を持ったところでございます。

また、その消毒風景を見ながら、あの消毒で本当に大丈夫なんだろうかということも感じたところでございます。特に大型車両につきましては、前面と側面だけの消毒でございます。上部からの消毒というのはございません。この病気は、いわゆる野鳥、からすやあるいははえとかいろんなものもこれを、その菌を持って侵入するという、そのようなことが大いに考えられるわけでございますが、そういうことを考えたときに車両の上の方にそういうことがなかったのか、そういうことがなかったのかというのははえがいなかったのか、あるいはからすが止まらなかったらうかと、そういうこと等も考えたところでございます。

やはり、やるのであれば徹底した消毒をしなければならないんじゃないかと、これは二人とも同じような感想を持ちながら、そういうふうな話をしたところでございます。そのような車両の消毒につきましても更に全面的に消毒できるような、そのような方法は取れないのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志港の消毒ポイントにおきましては、通過車両が多いということで手動式の動噴で消毒する態勢では、作業員がとても間に合わないだろうということで、自動式の消毒装置を急きょ設置したところであります。

そのようなことで、急きょ設置したということであの消毒装置になったところでございますが、本来なら議員おっしゃるように全面的に屋根の方までかかるものがないということについては認識しているところでございます。

現在までそのことについては、特段関係者からどうこうということがなかったということでございますので、また、関係機関とも協議を重ねまして、もしそういったことで全面的に散布できる消毒ゲートということが必要ということであれば、そのようなふうに改良をしていきたいと考えます。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

—————○—————  
午後 0 時 01 分 休憩  
午後 1 時 08 分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○23番（福重彰史君）** 車両消毒につきまして、港湾の突堤のですね、関係者からそういうふうな話もまだ伺っていないと、聞いてないというようなこと等もございましたけれども、やはり消

毒する以上はしっかりとした怠りのない消毒をしなければならないというのが、これは基本でございますので、特にこういう病気につきましては、徹底した消毒をやっていくということが基本でございますので、そのような方向で消毒施設の改良ができるのであれば、そういう方向に早急にやっていただくよう要請をいたしておきたいというふうに思います。

それから、これは曾於市でも実施いたしておりますけれども、いわゆる幹線道路におきましてはそれぞれ消毒ポイントがございまして、そこで消毒ができるわけでございますけれども、一方脇道につきましては、そういうようなポイントがないということでございます。特に、そういう脇道に入ってからがそれぞれ畜産農家、あるいは畜産地帯が広がっているわけでございますので、その脇道に対してのいわゆる道にですね、道に対しての石灰等の散布というのにも必要ではないかなというふうに思っております。

松山では、一地域におきましてはそういう所もございまして、やっている所もございまして、やはりそういう方向で、脇道への特にそういう畜産農家が集まっている所におきましては、そのことにつきましても早急に対応すべきではないかなというふうに思うところでございます。

やはり、そういうことをすることによりまして、そこを通る車両等々のいわゆる消毒もできるわけで、足回りの消毒だけになりますけれども、できるわけでございますので、その点につきましては、どのようにお考えでございましょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、脇道というお話でしたが、農家の方々につきましては、先ほど言いましたようにそれぞれの農家で出入り口については、消石灰がまかれているという状況であるかと思っております。

そしてまた、本市と宮崎県に通じる道路につきましては、すべてチェックいたしまして、通じる道路については消毒ポイントを通った形でしか通れないという形になっております。

しかしながら、本市は曾於市とも接しておりますので、曾於市と接している部分については、主な幹線道路のみ消毒ポイントを設けているということでございます。

そして、曾於市におかれては宮崎県と接している所については、すべての道について消毒態勢がとられている、ないしは通行止めになっているというような状況でございます。

市内全域の道につきまして、市道あるいは農道、集落道についてどうするかということにつきましては、今後また事態が展開した場合に新たに考えてまいりたいと思っております。

**○23番（福重彰史君）** 私、市長のこの答弁を聞いておりまして、いつも考えるわけですがけれども、先手先手でやっていこうというですね、何かそういうふうな姿勢が本当に伝わってこないんですね。今のことでも同じですね。やはり、こういうような状況にきているわけですから、早め早めにやっていくという考え方を持たないといけないと思うんですよ。脇道なんか特に重要な所があるわけですね。そこに農家が、大体どこもそうです。松山なんか見たらもう大体、そういう畜産農家というのはもう同じ所に偏っております。

そういう所につきまして、状況の推移を見守る中とか何とかそういうことじゃなくて、早め早めに手を打っていくんだと。そういうことによって、侵入を防ぐ。やることをやって、そして結

果的に感染するのであれば、どうしようもできないじゃないですか、それであれば。その場合はやるだけのことはやっているわけですから。だから、そういうまず今は自分たちで今できることを早め早めに先手先手を打ってやっていくということが大事だというふうに思うところで、本当にこの答弁を、同僚の質問に対する答弁やら、いろいろこう聞いてますとですね、やはり何かそういうところがちょっと足りないんじゃないか、危機感が足りないんじゃないかという気がしてなりません。

ここでもう一つ一つじゃなくて、続けてやらせていただきますけれども、そのことについてもですね、本当に積極的に先手先手でやっていかなきゃいけない。

また、いつも見ているこれはどうかしなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えるのが郵便局のですね、特にこの集配局等への対応だというふうに思うわけです。郵便は畜産農家の有無に限らずですね、玄関先まで配達に入ってます。次から次に入ってくるわけですね。我々がいくら用心して入り口から中に入らなくてもですよ。こういう所はどんだんだんだん入ってくるわけですね。新聞にしても同じでございます。

そういうこと等を考えたときに、この郵便受けなり、あるいは新聞受けなり、あるいは牛乳受けなり、そういうもの等々につまましてはですね、特に関係農家においては、それを入り口辺りにですね、いわゆる設置するというようなですね、そういうような要請等もですね、やはりやっていくべきじゃないか。本当に一つ一つを見ていくとですね、やらなきゃならないことがいっぱいあるわけなんですよ。

また、これは教育長にはこの答弁の要請をいたしておりませんが、公共施設、都城においても公共施設の利用をいわゆる閉鎖したというような所も出ておりますけれども、この公共施設につつましてもですね、考えなければいけないところがあると思うんです。これは教育長に答弁を求めておりませんでしたけれども、分かる範囲内でよろしいですから、まず市長の方から答弁をいただきまして、教育長にも答弁していただきますけれども。

例えば、松山の場合、城山運動公園、テニス場がでございます。ここですよ、ここの利用は都城方面が非常に多いですよ。非常に多いですね。こういう所につつましても、やはりある一定の考え方を持って対応しなければいけないのではないかなと。

あるいはですね、市長ですね、今曾於市に行ってみれば分かると思うんですけども、曾於市はですね、本当に必死ですよ。それはもう一部制限区域に、搬出の制限区域に入っているからでしょうけれども、しかし我が町もほとんど変わらないわけなんですよね。でっかいですね、看板がですね、県境辺りに立てられておりますよ。その看板、何と書いてあるかというところですね、「口でい疫の侵入を防ぐため、みんなで消毒を行い曾於の畜産を守ろう」という畳4畳敷きぐらいの看板ですよ、立ってますよ。いろんなことをやりながら、市民に協力を、そしてそこを通る通行車両、通行人に協力を求めているという姿勢がでございます。今本当にやらなければならないことがいっぱいございます。まだまだございます。

今何点か述べましたけれども、そのことについてどのようにお考えかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

その看板について私はまだ見ておりませんが、曾於地区におきましては財部地区の方で搬出制限区域に入ったということで、準非常事態宣言のような状況ということになるかというふうに思います。

そのような意味合いからしまして、本市と違い県も独自に曾於地区については、曾於市の方に防疫の強化ポイントということで、防疫態勢をしいているところがございます。そのようなことから特別に曾於市については、防疫態勢が強化されているというふうに考えるところでございます。

本市におきましては、防疫につきましても、その態勢の構築につきましては、いかにすべきかということについては、曾於市より早い形で協議を重ねながら、そして順次防疫態勢に努めてきているところでございますが、曾於市の方が都城に近いという関係で、より高いレベルで本市より防疫の態勢がされているということについては十分分かっているところでございます。

本市でも、更に防疫態勢の強化を努めてまいりたいと考えております。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

まず、松山のテニスコートはもう今閉鎖しております。使用しないようにということですね、あそこは都城が大変多かったですから、もう使わない方がいいということ。

それから、あとの公共施設につきましては、一応石灰をまきまして、できる所をしておりますし、学校につきましては、毛布を配付いたしまして、それに1,000倍に薄めた酢を染み込ませておくようにという指導。

それから、都城から来る先生が34名おりますが、この先生方には必ず消毒ポイントを通過して来るようにという指導でございます。

それから、中体連があるわけですが、これは一応今延期中でございます。

以上でございます。

[福重彰史君「新聞やら郵便やら」と呼ぶ]

**○畜産課長（中崎章文君）** 先ほどの質問の件でございますが、郵便局等につきましては、県内すべてに事業所がございますので、県を通じまして郵便事業所、それからヤマト運輸株式会社、佐川急便、こういった宅配業者の方々等につきましても、各農家と民間への配達の際については、防疫に協力願いたいということで、県の方から一斉に協力を要請しているという状況でございます。

なお、各農家さんにつきましては、私どもとしましては侵入防止について、最大の取り組みをしていただきたいというふうなことで、消毒液の配付等々を通じながら、あるいはまた日々の異常はないかそういった確認もしてもらおうようにというふうなことで、各個人宅を巡回できませんので、文書等でもってお願いする、あるいは防災無線を通じてお願いするというふうな形で行っておる状況でございます。

**○23番（福重彰史君）** 郵政事業なり、あるいは宅配関係については要請をしているということ



でございますけれども、現在そのような体制の中でそのような対応が取られているのかということ。

それから、教育委員会関係につきましては、速やかにその対応が取られているということで、安心をいたしたところでございます。

それから、曾於市と志布志市と比べた場合の、曾於市が搬出制限区域に入っているから、いろいろ対応がこちらからすると早くなっているような認識ではなかったかというように思いますけれども、仮にそうであっても、やろうと思えば、その態勢については明るく日でもこちらでも取り組めるわけですから。そういう、やろうやろう、しっかり積極的にやっつけようというそのような態勢の中で考え方を持っていないとですね。本当に曾於は、都城と近いから、あるいは制限区域に入っているからというそういうようなことですべて流してしまうことになっていくんじゃないかと思うんですよ。もうここもその制限区域に入っているんだというくらいなんです。そういうような考え方をやはり取り組んでいかなければいけない。

そして、今、郵便のことにつきましても、新聞のことにつきましてもですね、新聞はありませんでしたけども、そういうことについてもですね、そういうことがあったのであれば実際どういうふうになされているのか、実態ですね。やはりそういう、先ほどもその消石灰あるいは看板のことを申しましたけども、その後の確認ですよ、そこが一番大事だと思うんですよ。それについてはどうですか。

**○畜産課長（中崎章文君）** 全体的には、先ほど申し上げましたように県の方から各関係機関の方に要請がされているということでございます。

その間、郵便集配業務についての各農家さん方からの特に苦情と申しますか、そういった意見が一部と申しますか、1件ございましたが、1件だけでしたので、おおむね郵便集配の方につきましても、そういった対応をしていただけているのかなというふうな受け止めておるところでございます。

加えて本市におきましては、水道検針の方々につきましては、本市が業務を委託して実施している部分でございますので、水道局の方と要請しながら、各自に消毒用の対応をお願いをして巡回していただくというふうなことで対応をいたしているところでございます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現段階で曾於市並みの防疫態勢ということがとれるんじゃないかということでございますが、当然とるということになれば、今曾於市がとっている内容を見たときに、私どもはそれに準じた形でしているというふうな思うところでございます。

道路の消毒につきましては、曾於市に至る幹線につきましては、消毒ポイントを新たに9日以降設けて、そのことについて取り組みをしている。石灰につきましては、少し手配が遅れましたが、今市が商工会を通して全商工業者にも配付できるような態勢をとったということでございます。

それから、今お話がありますように、そのような中身がしっかり確認されているかどうかにつ

いては、確認が取れておりませんので、そのことについてはきちんと確認を取りながら、趣旨のとおり徹底されるように改めて指導をしていきたいというふうに思うところでございます。

**○23番（福重彰史君）** いろんなことをやっても、本当にしっかりとした確認というものが無いことには、今畜産課長の方からも1件だけ苦情があったということでございましたけれども、たとえ1件であってもしけないわけなんですよ、こういう状態の中では。だから、そのためには本当にどの農家も間違いなく郵便受けが中に入らない所に設置してあるのか、新聞受けは設置してあるのかということぐらいはですね、県から要請がされてるからじゃなくて、それであるのであればその確認はしっかり地元がやっぱりやっていくと、やはりそういうような姿勢がないといけませんよ。

本当にそういう意味で、先ほどから何回も言っている危機意識というものを持たなきゃいけないということなんですよ。自分たちが今何をできるのかということなんですよ。

そういうことで、侵入措置についてですね、いろいろ質問をしてみましたけれども、どうかですね、そういう危機意識を持ってですね、取り組んでいただきたい。

それともう1点だけです。いろいろ市内で催し物やいろんな行事があろうかと思えます。延期やら中止やら、あるいは自粛ということで今されておりますけれども、今後もですね、やはりこの当分の間、やはりそれは続けていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

市民からすればいろんな意味で、特に関係をしていない市民にしてみれば、これぐらいはやらせてもらっていいんじゃないかなと、やらせてもらえないかなというようにこともあるかもしれませんが、この際はですね、やはりここをみんなで乗り切ると、みんなで措置していくんだというようなですね、そういう観点からもですね、ここ当分ですね、それについてもやはり見合わせるというような体制を取っていただきたいと思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど教育長の方から、中体連の地区大会等についても延期というような措置がされているというようなふうにお答えしましたように、本市に別の地区から入って開催されるような催しにつきましては、中止ということに全面的になっているところでございます。

ただ、本市内で開催される、本市内の方だけのみ開催される催し等につきましては、その主催の団体の方に十分慎重に配慮していただきながら開催の場合は取り組みをしていただきたいというような形で、お願いして開催があるようでございます。

今後もこのことにつきましては、畜産農家の方々、そしてまた商工業の方々についても相当な影響があるということでございますので、十分そのこともお伝えしながら、さまざまな会合の開催については慎重な対応をお願いするようになりたいと思います。

**○23番（福重彰史君）** 市内在住者だけの関係する催し物、そういうようなものであってもですね、本当にこの際はですね、慎重に、できるだけ自粛をするようなですね、それなりの呼び掛けというのをですね、やっていただきたい。そうじゃないと本当に、いわゆるここ、本当にここ数箇

月、あるいは1か月かもしれません。ここをどうにかして乗り切ることが一番大事でございます。ここを乗り切っていけばその後にはまたいろんなことが、楽しみが待っているわけですから、今ここをみんなで乗り切るといふそういうふうですね、本当に考え方を市民に周知させていただきたいというふうに思います。

次に、農家支援についてでございますけれども、農家は、この畜産農家は収入の道が途絶えております。本当にこれからこのような状態がいつまで続くのか、7月に競りが始まるのか。恐らく無理であろうというふうに思います。いつになったら再開できるのだろうか、いつになったらお金が入ってくるようになるのだろうか、非常に心配されていると思います。

しかし、納税等々は待たなしてでございます。私もこの通告をする前に、回覧をちょっと、まだ回ってきてなかったものですからよく分かりませんでしたけども、その後に回覧が回ってきて、その中に納税の期間の猶予ということの散らしが入ってございました。本当に今収入はないけれども、期間の猶予、1年間ということでございますけれども、それだけでも非常に有り難い対応ではないかなというふうに思っております。

しかしながら、その後、仮に猶予期間が過ぎた後にですね、本当にそういうような税に対応できるのかというふうな心配もあるところでございます。

そういう中で、この散らしの中に口てい疫の影響により損害が著しい方というふうになっておりますけれども、この損害が著しい方というふうになっておりますが、この著しいというのはどれぐらいのことを示しているのか。現に、特に専業農家の場合は、もう大変な影響を受けているわけでございます。小さな農家においても、そのわずかな頭数であっても、それをあてにしておるわけでございます。それぞれ大小農家の大きさは違ったにしても、それぞれが著しい損害を受けている状況であろうと思います。また、今後長引けば、ますますその影響は大きくなっていくだろうというふうに思うわけでございます。そういう中で、この損害が著しいということを指しているのかお伺いいたしたいと思います。

併せて、対象税目でございますけれども、ここに市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などというふうになっておりますけれども、この「など」の中にはあと何が入っているのかお伺いいたしたいと思います。

**○税務課長（外山文弘君）** お答えいたします。

損害の状況につきまして、その程度はどれくらいかということでございますが、一応この内容につきましては、志布志市、それから曾於市、それから大崎町、それから鹿児島県大隅地域振興局を入れまして、この対応につきまして協議もしたところでございます。

その中で、県もいち早くこの徴収猶予につきましては、県のホームページ等を出しておりましたので、そのあたりの基準を参考に協議した結果、一応目安としては、損害というのは前年度と比較して50%の損害ということで想定はしておりますが、状況によって、実質的な損害といえますか、殺処分等をされている牛はいないという状況ではございます。要は、今子牛の競り市が延期されていると。その中で、収入がないという中で実質的な牛そのものの損害というのは発生し

てないということで、その辺りにつきましては弾力な対応を取っていかうという申し合わせはしたところでございます。

それから、「等」の意味でございますが、一応国民健康保険税等という表現でしております。当然介護保険、それから後期高齢の保険料が残っているわけでございますが、その分につきましても含んでいかうと。ただ、この二つの分につきましては、特別徴収が非常に多く、対象者が多いということもございまして、基本的にはそういうものまで含むということまでは検討しているところでございます。

**○23番（福重彰史君）** 損害が著しい、このことについては50%の損害ということであったようでございますけれども、50%の損害になればですね、もう普通税金は納められませんよ。もう大変なことですよ。本当にこの農家支援についてはですね、もうちょっと考えていかなきゃならない部分があるのではないかなというふうに思います。

これについてもひとつ具体的にですね、具体的に、本当に恐らくこれからまた競り市も延びていきます。本当に具体的にですね、納めることができるのか、ただ猶予だけでやっていけるのかと、期間の猶予だけでですね。そのあたりはもうちょっと真剣に考えていただきたいというふうに思います。

そして、最初の同僚議員の中でございましたけれども、県が国へいろんな要望を5項目ですね、この要望を出す予定でございますけれども、これは特にこのいわゆる特措法の絡みに入ってこない我々、この鹿児島県、こういう中に対応するために非常に大事なことでございます。

これについてもしっかりとした要望をですね、していただきたいというふうに思うところでございます。

また、本日の新聞によりましても、この農水省が追加対策ということで、宮崎、鹿児島、熊本の3県の農家に対しましても、えさ代の支援のための1日400円を支給するというようなことも出ておったようでございます。

いわゆるそういう国の動向も見極めながら本市で何ができるのかと、支援ができるのかということについては、本当にこれから出てくる問題でございますので、真剣に、そして慎重に対応していただきたいというふうに考えておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

納税猶予につきましては、ただいま課長の方で50%程度というような話がされたところでございますが、相談がありましたら、その相談に応じて対応をしていきたいというふうに考えるところでございます。

そしてまた現在の段階では、いつから市場が再開されるという見込みは立たないところでございますが、熊本の方では7月からされるというようなことが新聞報道もあったようでございます。しかし、鹿児島県においては更にこのことについては、時期がまだくってから検討されるということをお伺いしておりますので、7月再開ということについては、現段階では非常に厳しいんじや

ないかなというふうに私自身は考えているところでございます。

そのような事態になれば、更に農家の方々の経営は厳しくなるということでございますので、そのことにつきましては、また改めて議会の皆さん方にも御相談申し上げながら、対応策を取ってまいりたいというふうに思います。

そして、ただいま議員からも御紹介がありましたように、今朝の新聞等でも紹介されましたように、政府の方も市場に出荷できなかつた子牛についての飼料費について援助すると、補助をするということで、月当たり1万2,000円程度になろうかと思っております。それと本市でも1万円ということになりますので、合わせて2万2,000円程度になりますと、実質的な飼料代というものが出るとはならないかなというふうに考えるところでございます。

そういった面からも今回の政府の措置については、農家の方々も素直に喜んでいただける内容にはなろうかというふうには思うところでございます。

しかしながら、先ほども言いましたように更に期間が延長されるとなれば、別途そのような形の飼料代等も更に補強が必要になろうかというふうに思います。

そしてまた、家畜が大きくなるとなれば、その分の負担というものも増してくるのではなからうかというふうに思いますので、そのような対応についても十分考えながら、農家の方々が本当にこの苦境を乗り切っていただけるような措置を講じてまいりたいと考えるところでございます。

**○23番（福重彰史君）** 本当に農家支援をしっかりとやっていかないとですね、再建できませんよ。本当にそういう意味でも税のことについてもですね、何ができるのか、早い段階でですね、やはり結論を出していただきたいというふうに思うところでございます。

何はともあれ、まずは侵入を阻止するんだということに全力を挙げてですね、取り組んでいただきたい。そのことを強く要請をいたしておきたいというふうに思います。

次に入らせていただきます。

次は農業振興についてでございます。

これまでこのことにつきましては、質問をいたしております。水田の基盤整備につきましては、湿田解消を期待をいたしまして取り組んだ農家も相当にございます。整備当初は非常に良かったわけですが、数年で暗きよが詰まり元に戻ったりと。あるいはまた、ほ場が動いたことにより湿田でなかつた所が湿田になったりして、今では耕作者、所有者から不満や苦情が年々増えてきている状況でございます。

そのような中に、昨年国の農地有効利用支援整備事業の創設によりまして、23年度までの継続事業として湿田対策にも取り組まれるようになったところでございますけれども、その後の政権交代によりまして、事業仕分けの対象となり、土地改良事業費は大幅な削減をされたところで、今後この事業の継続は厳しくなっておりまして、湿田解消が危ぐされるところでございます。

そこで、この対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

湿田対策につきましては、平成21年、22年までに約9haの湿田解消の要望がありまして、これ

まで補助金、交付金等を活用し、水田の状態の悪い箇所を優先してその解消を図っているところ  
であります。

平成21年度までに、農地有効利用支援整備事業により、かなり不良約4.1haと合わせて、県補完  
工及び改良区独自で、かなり・やや不良の約1.1haの改善を図ってまいりましたが、残りのかなり  
不良約1.4haとやや不良約2.2haの合計3.6haの湿田対策が急がれているところでございました。

ただいまお話がありましたように、平成23年度までに継続して農地有効利用支援整備事業を活  
用した湿田解消を図っていく予定でありましたが、昨年の政権交代による事業仕分けにより廃止  
事業となりまして、更に22年度における土地改良事業費は対前年比37%と非常に厳しい現状とな  
ったところでございます。

現在、今年度事業が実施できない箇所については、市内中山間地域の総合的な整備を計画して  
おり、ほ場整備、農道、用排水等のほか、暗きょ排水による湿田解消の地域も取り込み、平成24  
年度新規採択を目指して、今回6月議会におきまして、事業実施計画書の作成を予算計上したと  
ころでございます。

今後、湿田解消の足踏みを止めるわけにはいかない状況であります。昨年9月議会で答弁し  
ましたとおり、平成21年と同じ程度の地元負担で行うには、補助事業等を活用し、土地改良区と  
十分協議しながら事業を推進する必要があると考えているところでございます。

なお、全国農業農村整備事業自治体協議会によると、平成22年追加補正並びに23年以降の土地  
改良事業費予算確保、並びに廃止補助事業等の復活陳情を国へ行っているところでございます。

**○23番（福重彰史君）** 本当に昨年からの事業で対応できるということで期待をしておったわ  
けでございますけれども、今ございましたとおり、そのような状況になってきております。

また、今24年度新規採択の中山間総合整備事業の中で対応するような話もございましたけれど  
も、いずれにいたしましても、この中山間整備事業、5か年計画であろうかと思えます。場合に  
よっては、松山においてもこれが6か年、7か年に延びているところもございますけれども、基  
本は5か年計画でございます。22年度から考えた場合に、24年度の採択が見込めるか、そこは分  
かりませんが、仮に採択されても最終年度に、予算的なこともございますので、一連にす  
べて解消できるわけではございませんので、年次的に恐らく計画を立てて解消をしていくだろ  
うと思えます。そうすると最終年度は、5か年目は補完工事やいろんな等々がございまして、  
恐らく最終的には4年目に回ってくる所もあるかと思えます。そうなってくると6年かかるとい  
うような計算になってまいります。

今、湿田を抱えている農家にとりましては、それどころではないわけなんでございます。もう  
今年も私も何件か聞いております。「もう2年手刈いをしたじ、もう今年はやらん」と、そういう  
所も実際あるわけです。「へっどんまま、今年まではどげんかして作っこう」という所もござい  
ます。本当にもう数年待てるような状態ではないわけなんです。本当に1年1年、早くその解消  
に向けて取り組んでいただきたいというのが、その耕作者、あるいは所有者の声であるわけで  
ございます。

市の単独事業等々をもってでもですね、やはり事業に取り組んでいくべきじゃないかというふうに思うわけでございます。

特に、この口てい疫との関係もでございます。国産のわらに目が向いてきております。私どもの地域におきまして、今年から大規模な畜産をされている農家におきましては、相当田んぼを借り上げて米を、いわゆるわらをとるための米をですね、作付けをするということで準備を進めておるようでございます。

そのように作付けができるようなですね、良好な水田の確保というのが大事じゃないかなというふうに思うところでございます。1年でも早く、22年度もそういうような事業ができるように取り組む考えはないかですね、伺いたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

22年度も引き続いてこの事業についてというようなことではございますが、そのようなことになれば市の単独事業というようなことになろうかというふうに思います。そのようなことになれば、市単独でありますと限度額が現在の段階では100万円ということで、地元の負担が100分の20となりまして、この3.6haの湿田解消を図るとなるとなれば、事業費がおよそ1,000万円程度かかるということでございますので、このことにつきましても期間がかかり、また地元負担がかなり生じるというようなふうに考えるところでございます。

そのようなことで、先ほども申しましたように新たな取り組みとしましては、24年度新規採択に向けて取り組みを、中山間の地域の総合的な整備の中での取り組みを目指していきたいというふうに考えるところでございます。

**○23番（福重彰史君）** 市長ですね、いわゆる現在の市の単独事業でいった場合はですね、2分の1の上限100万円ということであるわけですから、この基準を変えるですね、努力をすればいいわけじゃないですか。これですよ。これでやろうとするからこういうふうになってくるわけですから。先ほどから言いますように24年度の中山間事業の採択を待ってですね、やっていくということであればですね、もうますます増えてきますよ。市長の方で3.6haというふうに言われましたけれども、こんな数字じゃないですよ、実際のところは。もうどんどんどんどん増えていきます。これは、増える要素というのはあるわけなんです。これはもう前も質問の中で言いましたけれども、いわゆるこの暗きょ排水の資材に問題があるから、いわゆるそういう施工をした所がどんどん元に戻っていくというそういう形になっているわけですから、もう1年1年、こういう所は増えていきます。だから、早くいわゆる取り組まなければならないということでございます。

どうにかしてですね、この基準を変えてでもですね、市単独でもですね、解消に向けてですね、やっていくべきだというふうに思います。それじゃないとせっかく基盤整備をした所の中に耕作放棄地が出てまいります。

また、県もですね、今年から、これも新聞に載っていましたがけれども、来年度はこの飼料用の稲ですね。これを、2009年度実績の2.5倍に当たる800haを目指すというようなことが書いてあり

ましたけれども、これも何かちゅうと、いわゆる口てい疫などの海外悪性伝染病の侵入リスクを抑えるためという目標があるわけです。

だから、ただ単にその湿田の解消を進めるということではなくて、こういうこともですね、頭の中、視野の中に入れての対策というものをやはりやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

どうしても22年度から継続してですね、その事業ができるようなですね、対応を取っていただきたい、取るべきだというふうに思いますけども、再度お考えをお示しをいただきたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように松山地区では、暗きょ排水が平成2年から行われているようでございまして、17年度まで11haがネトロンパイプというもので排水事業がとられているようでございます。

そして、平成21年以降素焼き土管ということで、この目詰まりがしないタイプの排水事業がされておりまして、今回お話にあった地区につきましては、この素焼き土管で取り組もうということでございます。

そのようなことで、旧来の事業で行った地域につきましても、今後また湿田に戻る可能性があるということについては、十分承知しているところでございます。

ただいまの件につきましては、先ほども申しましたように地元負担金の関係がございまして、地元負担金の調整、そしてまた、地元の方々の意向を踏まえながら、このことにつきましては、再度協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

**○23番（福重彰史君）** 市長、ぜひですね、ぜひこのことは前向きに考えていただきたい。そうじゃないと、いわゆる暗きょ排水を施してない所も湿田になりつつある所もございまして。そういうこともございまして、できるだけ早い段階での対応を要請をいたすところでございます。どうかよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

次に入ります。

次に、ブランド推進課設置についてでございます。

施政方針の中で、志布志市の発展に夢と挑戦を描き、市民一体の運動としてさまざまな日本一づくりに取り組んでいき、志布志市のイメージアップにつなげる志布志ブランドの開発を行うためにブランド推進課を設置するというところでございますが、もう少し設置の目的を示していただきたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私のお示ししましたマニフェストと振興計画に基づく政策の検証により、新たに取り組まなければならない重要政策の実現に向けて推進する政策推進係と、安心・安全、環境、循環、有機をキーワードに志布志市にあるすばらしい資源や日本一のを市内外に情報発信して志布志市のブランドを確立するためのブランド推進係の2係を置いて、庁内の関係課や市内の関係団体との



横断的な連携・調整を図ることを目的として設置するところでございます。

今回のブランド推進課の設置にあたりましては、特にブランド推進については関係する課の職員、課長補佐以下の職員でございますが、15名によるブランド推進課設置プロジェクトチームを立ち上げまして、その中で組織の在り方、業務内容、ブランド化に向けた取り組み等について、自由かつつな意見を出してもらい、その意見集約を参考にしながら、行財政改革推進本部会議で検討してブランド推進課を設置することとしたところでございます。

よろしく願いいたします。

**○23番（福重彰史君）** このことは、特に新しく課を設置するということ。そしてまた、このようなブランド推進課を設置するということは、特にこのブランド推進課を設置するという考え方、これについては私も異論はないわけでございますけれども、やはりそのような志を高く持ってやっていこうということについては賛成ではございますけれども、しかしそれには手法があるんじゃないかなというように思うところでございます。

ちょっと時間の関係もございますので、初日に議案第40号の中でこのことが出ました。その中で同僚議員とのやり取りを聞いていながら思ったところでございますけれども、特に市長のこれに対する思いの最たるものは何であったかという、資源化率日本一をベースに、日本一環境にやさしい町で生産された農・畜産・水産物の産地となるとの考えであるということが、そのことを一番強調されたというふうに私は記憶いたしております。

そういうことであるのであればですね、やはりアドバルーンではなくてですね、まず中身だと思うんですよ。何かというと、大きく挙げてですね、何点か問題があると思うんですよ。問題とかですね、考えなきゃならない部分があると思うんですよ。

例えば、水源地、浄水の問題ですよ。

志布志市は、今回、普現堂の湧（ゆう）水が名水百選に選ばれましたけれども、一方ではこの浄水の中にうめなきゃならないというような浄水もあるわけじゃないですか。それは何かちゅうと、いわゆるその根本的な原因は、いわゆる畜産地帯でございますので、畜産排せつ物の適正な処理、そういうふん尿の処理ですね、それに問題があったんじゃないかということでございます。そのあたりをしっかりと解決するということがまず第一で。

それから、もう一つは、河川や海洋の汚染の問題がございます。これは下水道の整備がしっかりとなされてない、あるいは下水道がなされている所にあっても加入の率が低いという問題もございます。そういう中で河川や海洋の汚染がなされているんだということ。

それから、もう一つはごみが道路沿いのいろんな所に散乱しております。我が松山においても相変わらず変わっておりません。

ごみのポイ捨て防止条例を昨年の3月に制定して10月1日から施行しておりますけれども、じゃあこの町がごみのポイ捨て防止条例を制定している町だというようなことを市民がどれだけ認識しているか、あるいは外から来ている人がそういうことを制定している町だというふうに分かるようなそういうような取り組みがなされているかということ等々を考えたときに、まずこうい

うものを一つ一つ、ひとつですね、しっかりと片付けていくと。そういうことをやることによって市長が目指しているいわゆる資源化率日本一、こういう町で生産された野菜ですよ、肉ですよ、魚ですよとか、そういうことがはじめて出てくるわけじゃないですか。お茶ですよとか。

だから、まずやらなきゃならないことは、こういうことを一つ一つしっかりと取り組んでいくということが大事だと思うんですよ。ただアドバランを上げるだけじゃないんですよ。今やらなきゃならないこういう問題というのがあるわけですから、これを徹底してまずやっていくと。これをやることによって、そして今市長が目指している大きな目標に向かって進んでいくんだと。そして、ある程度めどがたった時そういう形をやっていくんだというですね、そういうやり方なければならぬというふうに私は思うところでございます。ただ最初からアドバランを高く掲げてやることも、それは、それを目標に持ってやっていくこともそれは手法としてはあるでしょうけれども、しかし今やらなければならない。こういうことは今やらなければならないことです。

こういう問題はいわゆるやらないで、そして新たに志布志のブランドを目指していきましようということでは、なかなか実を結んでいかないというふうに私は思いますけども、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ブランド推進課で取り組む内容の中で日本一づくりというようなことがあるわけですが、その日本一づくりの中で、特に環境に対して取り組みを更に高めて、文字どおり日本の環境に取り組める町にしていきたいということは、第一の目標達成すべき内容になろうかというふうに思います。

そのようなことで、このこと自体につきましては、今お話があったようなそれぞれのことにつきまして取り組みをしてくれているところでございます。

そして、例えば水源地、水道水の問題につきましても、大迫水源地が現実的に森山の方から水を引いて、希釈しながら水利用が、水道水の利用がされているということにつきましては、私どももこの問題、こういった事態になったということ自体は、地域の畜産振興、あるいは別な意味での農薬の使用というような観点からこのような事態になったということについては、皆さん御認識の内容だというふうに思います。

そして、現在の段階では、平成17年だったと思いますが、畜産物の廃棄物の処理法が制定されて、それ以来素堀り等、あるいは垂れ流し等について厳しく取り締まりがされるようになった、そして野積み等も禁止されるようになったというような状況を受けまして、それ以降この数値については、そしてまた状況については改善がされているというふうに認識しているところでございます。そのようなことで、この水道水、水の問題につきましても、少しずつではありますが、改善がされてきているんだと。

そしてまた、ごみの散乱につきましても、新市になりましておじゃったもんせクリーン作戦、マイロードクリーン作戦等について市民の方々に一生懸命お話をして、そのことが少しずつ少し

ずつ成果が出てきており、合併当初から比べると随分と市全体はきれいになってきているんじゃないかというようなふう思うところがございます。

そのようなことで、今後はこの状況につきましては、御指摘のとおり依然として散乱が目立つというような状況ではございますので、更にこのことについては取り組みを密にして、文字どおりごみがゼロの状態がいつでもあるような町にしていきたいというふうに考えるところでございます。

ポイ捨て防止条例につきましては、昨年10月1日から施行させていただいているところでございますが、その折にはキャンペーン等をしまして、のぼり等を立てて推進してきたところでございます。

しかしながら、現段階ではまた今お話があったようなごみの散乱する状況がございますので、改めてこの点については別な観点からの取り組みということが必要だというふうには考えるところでございます。このポイ捨て防止条例の施行されている町ということの市内外への紹介、広報、そしてそのことの浸透を図るということにつきましては、更に取り組みをさせていただきたいと思っております。

そして、別の議員にもお答えいたしましたように、今回整備されます地域情報通信基盤整備事業を活用しながら、このポイ捨て防止につきましても、監視できる体制をしいていきたいというふうに考えるところでございます。このような形で事業が導入できるとなれば、この地はそのような不心得者が出不い町になってくるというふうには期待するところでございます。

そのようなことで、さまざまな面において非常に、いわゆるブランド推進というもの、日本一を目指すというものについては不備な面があるところでございますが、そのことをもって一つ一つ解決を図っていきながら、総体的な形でブランド推進を図っていきたいというような趣旨でございますので、どうぞ御理解いただければというふうに思います。

**○23番（福重彰史君）** 市長ですね、私もこの志布志ブランドを目指すということについては、賛成なんですよ、これは。

ただ、先程来言うようにですね、ちょっと手法が違うんですよ。だから、今やらなきゃならないものは何なのかということの一つ一つ着実に進めて、片付けることによって、そしてそれが片付いていけば、おのずと志布志ブランドというのはできると思うんですよ。

何もかにもいろんなものを立ち上げる、そうしたらどれも身に付かなくなると思うんですよ。だから今あるものを一つ一つ片付けていくんだという。何でもそうじゃないですか。一挙にすべて抱えたら何にも片付かなくなるじゃないですか。一つ一つを、今あるものを一つ一つ片付けていくということ、これが今一番大事なことじゃないかなというふうに思います。

どうかですね、このことにつきましても、課そのものを設けるということ、そのものは別に異論はないですけれども、ただそのための手法というものを考えたときにですね、手法というものを考えたときに、私はこれは慎重にやっていくべきではないかなというふうに考えておりますので、ぜひもう1回ですね、足元を見つめ直しながらですね、考えていただきたいというふうに思

います。

もう次に入ります。

次は、恒例の県道の、いわゆる道路の整備でございます。

この志布志の発展、港湾の振興のためには、交通アクセス、いわゆる道路の整備が最重要課題でございます。特にこの都城志布志道路、東九州自動車道の整備は大隅地域のみならず、南九州地域の浮揚が期待をされるところでございます。

これらの整備は、県をはじめ県境を越えた広域行政の中で取り組んでいかなければなりませんし、また、その取り組みがなされておるところでございます。早期の全線開通に向けましての更なる緊密な連携を図りながら、強力に取り組んでいかなければならないところでございます。

その一方、市といたしましても県道の幹線道路の整備を進めることで、地域間通行の利便性の確保等、地域間格差の是正に努めているということが求められておるところでございます。

そこで、現在進ちょく中でございます県道柿ノ木志布志線、柳橋・弓場ヶ尾地区の今後の見通しを伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県道柿ノ木志布志線は、議員も御承知のとおり合併後においても志布志市の最重要路線として、地区土木協会等においても毎年要望をいたしているところであります。

平成20年度からは地方道路交付金事業となり、市の負担金がなくなったところであります。工事の進ちょくとしましては、関係者の御理解、御協力をいただきまして、順調に用地買収、工事実施と進んでまいりました。

平成22年度は、用地買収も既に100%完了し、残りの柳橋までの区間300mを上半期に工事発注しまして完成予定であります。

また、市道昭和弓場ヶ尾線へ接続する残り800mの区間は、昨年11月に県庁におきまして土木部次長をはじめとし、各課長へ市の最重点路線として強く要望したところであります。

県議会におきましても、平成21年度第4回鹿児島県議会定例会で、地元県議により志布志港の利用促進と周辺道路の整備促進について一般質問されたところであります。

このように地域住民の皆様からも、積極的な要望もあるところでございます。今後は更に地元県議と協力しながら、早期採択及び実施へ努力していく所存でございます。

**○23番（福重彰史君）** 柳橋からの300mについては、上半期発注、そして完成予定であるということございまして、いわゆる1工区はこれですべて終了するというようなことであるようでございます。大変喜ばしいことでございます。

また、2工区800mにつきまして若干お聞かせをいただきたいというふうに思いますけれども、市長の施政方針の中で、局部改良や離合帯設置など早期に整備をできる、共有できる手法も取りながらというふうになっておりますけれども、まさかこの路線にそのような局部改良、あるいは離合帯設置というようなことで県に話を持ち掛けているというようなことはないでしょうね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありました局部改良等による工事につきましては、いわゆる山間部における県道というようなことでございますので、そちらについては早期に道路改良を図るために、いわゆる安全面から早く措置するためにそのような要望をしているところでございます。

ただいまお話いただいている路線につきましては、従来の改良工事というようなことで要望を申し上げているところでございます。

**○23番（福重彰史君）** どうかあと800m、全力をもってですね、その整備に取り掛かっていただきたいというふうに思います。

やはり、こういう道路を整備することによって、都城志布志道路、あるいは東九州自動車道も生きてくるわけでございます。こういう路線は、この路線だけではございませんけれども、まずこれも一つ一つ解決していくということが大事でございますので、どうか今後も引き続き全力をもって県の方に強く要請をしていただきますことを要求をいたしまして、私の質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

ここで2時30分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後2時17分 休憩  
午後2時29分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

**○2番（下平晴行君）** 口でい疫対策に職員の皆さんが通常の業務をしながら対応して下さることに敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

一刻も早く終息することを祈りながら、通告書に基づいて質問いたします。

はじめに、財政健全化についてであります。

平成以降に再建団体に指定されたのは、13年度に再建が完了した福岡県の旧赤池町、現福智町と、19年3月から再建途上にある北海道夕張市の2自治体であります。夕張市の場合、市長ら特別職の給与は月額70～60%、一般職の基本給は平均30%カット、職員数は18年4月時点の269人を22年度、今年度になります。103人に削減する。103人削減するではありません、103人にするというのであります。住民サービスも大幅に低下し、市民税や下水道使用料の値上げ、小・中学校を各1校に統廃合、福祉施設や公園などは廃止・休止されているようであります。再建団体になりますと、鉛筆1本買うにも国の許可が必要と言われるほど厳しい国の管理下に入るようであります。

このようにならないために島根県の海士町は、平成12年には行財政改革「やるぞ計画」を策定し、財政再建団体への転落を回避したところに平成16年の地方交付税の大幅な削減により状況が一変する緊急事態となったために、緊急措置として、先憂後楽の考え方による人件費の大幅削減により財政破たんを回避することができたそうであります。

具体的には、特別職50%～40%、議員40%、職員30%～16%のカットを行い、そのことで平成19年度20年度では人件費カットの7%の復元を達成するとともに、基金の取り崩しなしの予算編成ができたようであります。特に感心したのは、職員組合から30%削減を申し出たということであります。

このように先憂後楽の考えで取り組む必要があると思うが、どうか伺います。

御存じだろーと思いますが、先憂後楽とは、「民に先だつて憂え、民が幸せになったのちに楽しむ」という政治家にあたる人の心掛けを説いた言葉だそうであります。よろしく願います。

**○市長（本田修一君）** 下平議員の御質問にお答えいたします。

本市の財政状況を判断する指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく関連四指標がございますが、いずれもおおむね良好な数値となっており、財政再生基準もとより早期健全化基準もクリアしている状況で健全段階に位置しているところであります。

特に実質公債費の比率は、10.4%と県内45市町村で2番目に良好な指数となっております。しかしながら、市債残高につきましては、交付税の不足分を補う臨時財政対策債の発行等により年々増加傾向にあり、市債残高を抑制することが財政健全化につながり、行政評価を有効活用しながら真に必要な施策を絞り込み市債の発行を抑制していきたいと考えております。

また、特別職、議会議員、一般職員の給与の減額についてでございますが、本市におきましては志布志市集中改革プラン及び定員適正化計画に基づき、事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めながら鋭意人件費の抑制を実施しているところでございます。

18年度から20年度までの間の一般職員給与につきましては、決算統計ベースで総額2億7,000万円の削減を実施しており、県内市中でも決算に占める割合は低い水準となっております。

また、特別職及び教育長につきましても昨年4月から減額措置を実施し、人件費の抑制を実施しているところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 市長の答弁にありましたとおり、鋭意努力されているという件についてはよく理解をしているところであります。

しかしながら、21年度末で借金が232億7,400万円、一人当たり68万円、約ですね、という借金であります。その中で自主財源が24.4%、中で税収が約30億円、人件費が約34億7,800万円、この市民の皆さんが汗水流した税金を全部人件費に使った上に、それでも4億7,800万円不足している現状であるわけですね、市長。恐らく今年度は口てい疫などの影響で、税収は恐らく計画どおりには見込みができないというふうに思います。

ところが、人件費そのものはまったく変わらないわけであります。それを考えたときに、本当にこのような状況、こういう財政、あるいは我々の報酬、給与体系でいいのかどうか。やはり、大変なときは大変なりのお互いにそういうことでの取り組みをすべきじゃないかなというふうに思うわけであります。

大阪府の知事は、一人当たり借金が60万円で、就任会見で財政非常事態宣言の発令をしております。市長も御存じだと思いますが。そして今回、大阪維新プログラム案では、一般職の基本給

を16%～4%の削減をするということで、345億円の削減、府民向けのサービスなどの事業を320億円削減すると計画をしております。

232億7,400万円の借金が実質の公会計でいうと本当の借金と。本当の借金と本当でない借金とよく言われているんですけども、それは別としてですね、やはり今の状態で、やはりそういう中にそういう手法をやるということで、もう本当に困ってからじゃなくて、232億、私が一般質問したのが平成20年だったと思うんですが、その時は借金が227億円、それから約6億円増えているわけでありまして。減るところじゃなくて増えていく、毎年増えていくような状況です。

それはもちろん、事業自体も増えているという、これは理解できております。しかし、この海士町みたいに本当に大変な時にみなさんと一緒になってこの苦勞をしていこうという、これは市長、市長自らがそれをたださない限りですね、これは11番議員も前の定例会でも議員の方で50%カットを申されております。これは議員発議でとおっしゃいました。これは当然であるでしょう。

しかし、やはり市長、当局と議会とお互いにそういうことに取り組み、踏み込むということであれば、やはり市長自らが、50%しなさいという意味じゃないんですよ。30%でも40%でもやって、そしてこの海士町みたいに職員の皆さん方自らが、町長が50%やるんだったら私たちがやりましょうと、30%カットでいきましょうと、そういうことを申し出ているわけですよ。それは、市長自らがそれをしないとですね、これは絶対あり得ないです。

前も言いましたけれども、名古屋の河村市長が議会と対立しております。特にあその場合は、議員が75人、これを38人に、そして報酬1,600万円を800万円に、政務調査費600万円を廃止という、我々の報酬からすると相当なものだというふうに思うわけでありまして、しかし河村市長は2,200万円の給与を800万円に、これは議会が認めているわけですね。そして、自分たちのことになると、なかなかそれを認めてくれない。これも住民税の10%カットといういろんな問題があそこもありますので、一概には言えないかなというふうに思うわけでありまして。

そういうふうに市長が、トップが、リーダーがそういうことを示さない限り、これはもう本当不可能だと思うんですよ。

市長が23年度から集中改革プラン等によって課の削減、あるいは職員数もそうでしょう。おっしゃることはよく分かるんです。これをやはり来年、これは条例改正もしていかなきゃいけないわけでありまして、前の年から計画をしないとこれはできませんですよ。今年やるということはこれは難しい、もちろん議会にもかけてやらなきゃいけない。しかし、トップが示さない限りこれは不可能であるわけですから、そういうことを踏まえたときに、市長が本当に今の体制でいいのかどうかですね、そこら辺をもう1回伺いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、事例としてお話になりました島根県の海士町につきましては、極めて厳しい形で財政の削減、人件費の削減というものをされているようでございます。しかしながら、その町には町のそうせざるを得なかった背景があるようでございまして、先ほど申しましたように、そのような意味合いからすれば本市は極めて財政的には健全な中身になっているというようなことではある

うかというふうに思います。

しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、人件費相当額が34億円を超えていると、そして市税収入は30億円というような内容については、私自身も内心このことについてはじくじたるものがあるところでございます。

そのようなことで、仮に今お話がありましたように、今回の口でい疫に伴いまして景気が極めて悪化するというようなことになるとなれば、当然そのことについても市として襟を正すという意味合いから、取り組むべき内容にはなっていくというふうには考えるところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 市長が取り組むべき内容と。そうでありますとですね、その内容を見ますと、この給与費の明細書を見ても、報酬、給与、報酬についても、その他の報酬という4億2,800万円、すごい報酬を払っている。これは委員会等であるというふうに理解をするわけですが、やはりこういうものも含めて、総体的にやはりこれを見直していかない限りですね、先ほど市長がおっしゃいましたように、私が質問しましたように、税収が30億円以下でありながら、我々の人件費、報酬、給与が本当にそれでいいのかというのは、先ほどの答弁のとおりなんですよ。それをもうちょっと真剣に本当に考えてくださいよ。

民主党も今回、健全化検討会議というのを立ち上げるということであります。民主党のまねをするというわけじゃないですよ。ですからね、市長、せめてそういう会議等を設けて、本当に真剣にこのことを考えてやるんだよと、いるんだよという意気込みをですね、ぜひやってくださいよ。

実際、実質公債比率は、10.4ですか、2位ということで、これは確かにすごいい数字であります。市長がおっしゃいましたように、国もこういう破たんを防ぐために19年に地方公共団体の財政健全化法案を制定しております。20年度から決算によって、こういう4指標で評価をするということであるのはよく分かっております。

しかし、現実にはこういう借金があるわけありますから、それと合わせて、先ほど何回も言いますけども、やはり市民の皆さん方は今、実際年収200万円前後ですよ、200万円前後。これは税務課がよく御存じ、把握していると思うんですが、そこら辺をちょっとお聞かせください。

いいですよ。議長いいですか。

**○議長（上村 環君）** はい。

**○2番（下平晴行君）** もう今から調べるのは、時間がちょっと。ごめんなさいですね、前もって言うっておきませんでしたので。大体でいいんですけど、大体、課長、分かりませんか。

**○税務課長（外山文弘君）** 一人当たりの所得についてはちょっと把握してないところなんです。本年度の全体の所得については把握しておりますので、その数字でよろしければ申し上げます。

すべての所得を合わせまして、合計の所得金額が299億5,045万5,085円ということで、前年度と比べますとかなり落ちております。7億1,000万円ほど所得としては落ちてきている状態でございます。一人当たりについては、ちょっと計算してないところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 市長、まあそういうことで全体的にも7億ぐらい落ちてきているという、そ



して今回こういう口でい疫が発生した関係で、まだそれ以上相当なものになるというふうに予測されるわけです。

ですから、やはり市民から信頼を得るのは、市長、聞いてますか。

ですから、やっぱりその時代の流れに乗ってですよ、本当に厳しいときは市民の皆さんと一緒に、先ほど何回も私言います。取り組みをしていくという姿勢を持つことによって市民の皆さんも、ああやっぱり市役所はちごわいと、本当に我々のために、私たちのために一生懸命考えている、考えてくれていると。そうすることによって、市長、市民の皆さんは、ああ市役所の皆さんも一生懸命やっている、我々も協力できることは協力していこうよというふうになったとき、初めて志布志は活気が出てくるというふうに私は思います。

市長、私は海士町のとおりやれとは言っていないですよ。これはあくまでも先進地の事例ですから、こういう取り組みをしている町もあるということで聞いていてください。聞いておられるというふうに思うんですけども。ですから、ほかの所がどうかじゃないですよ。志布志市は、こんなところもあるんだけど、志布志は、俺はこういうやり方をしたい。あるいは、20%カットしてでも6億から7億の削減ができるわけですよ。そういうふうには、そんなら議会も、私もやるから議員も協力してくださいよ、議会もちゃんとしてくださいよと、何かそんなもので市役所の職員の皆さんにも通じると思うんですよ。やろうと思えばですよ。そこ辺を聞いて終わりにします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成18年度でいきますと、志布志市の一人当たりの市民所得ということでは213万円ということが出ております。

ということで、今年度につきましては、特殊事情でございますので、かなり所得が低減する可能性が高いというふうに思われます。畜産業のみならず、商工業、商業の方々が落ち込みが激しいということでございますので、そういう意味では、市民の所得が減少するというふうには思うところでございます。そのような状況の中で、私どもも当然それについては真しに対応しなければならぬということは先ほども申したとおりでございます。

それが、その時その時に合わせた形での方向ということになるかというふうに思いますが、私自身は、職員にはこんなふうに話をしております。皆さん方は、今申しました213万という数字からするとはるかに高い給与の水準であります。そのことを重く受け止めて、市民がそれでも納得できるように勤務に精励をしてください。そしてまた、地域の活動にも励んでくださいということをお願いしているところでございます。

職員は、職員適正化計画に基づきまして、毎年毎年削減しまして、それぞれの職員の職務が重くなってきている状況でございます。そのことをきちんとこなしながら、そしてまた一方で日本一の、ここでまた日本一という言葉も使っているところでございますが、日本一待遇のいい市役所にしてくださいと、市民がいつ行っても志布志の市役所は応対がいいよねというような市役所にしていただきたいと。

そして、当然仕事は仕事として一生懸命取り組み、市民に感謝される仕事ぶりをしてくださいと、そして地域活動も一生懸命してくださいというようなこととお話しして、そのことでもって、市役所の職員は給料が高いということかもしれないけど、よくやってくれるからいいよねというようなふうに市民に評価される市役所にしましょうよというようなお話をしているところがございます。

そのようなことから、人件費総体につきましては、指数としましてはまだほかの町に比べていいというような状況でございますので、特別職、そして議員の方々、一般職について、給与を削減しながらこの人件費を市税の額に見合うようなものにもっていくというようなことについては、しばらく状況を見守りながら対応していきたいというふうに考えるところでございます。

しかしながら、はじめに申しましたように、経済的に急変するとなれば、それについてはきちんと対応したいというふうに考えます。

**○2番（下平晴行君）** 終わるところでしたけれども、すみません。

一人当たり213万円ということですよ。本当にそういう中で、私も辞めて国保税を納めなければならない、本当大変な状況なんです。ですから、やはり国保税を納めて、そして生活しながらそういう税はちゃんと、きちんと期ごとに納めていかなきゃいけない。ですから、それを考えるとですね、市長がおっしゃる気持ちは、言われることはよく分かるんですよ。しかし、市民とは大分考え方がずれています。

ですから、市民の目線と市長はよくおっしゃいますけど、そういうことが目線が同じようになったとき、初めてこれは市民からも信頼され、市民が本当に協力する体制になるときだろうと、私はそんなふうに理解しております。

市長、最後に健全化検討会議と、これは名前は何でもいいんです。民間を入れた、民間の声を生で聞くようなですね、そんな会議を設けようという考え方はないですか。市長の考え方は分かるんですよ、もうちょっとそういう会議を設けて、財政健全化のために今度はどうしてこうかと。健全化は今市長がおっしゃるように10.4%、それは分かるんですよ、健全化。しかし、現状232億7千何百万かの借金があるわけじゃないですか。そのこととの兼ね合い、どうぞお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもは、このことにつきましては、行財政改革推進本部会議というものを設置いたしまして、そのような財政の健全化に向けていかに取り組むべきかという観点から、そのことにつきまして民間の方々も交えて意見を頂いて、そしてまたそれぞれのものにつきまして諮問いたしまして、答申を頂いているところでございます。

現段階でいきますと、定員の適正化計画というような形での諮問はされるところでございますが、じゃあ職員の給料をどれくらいにするのという観点からは、諮問はいたしていないところでございます。

今後そのような観点からも、この行財政改革推進本部の方でも議論を深めてまいりたいと考え

ます。

**○2番（下平晴行君）** 分かりました。もうこれ以上言っても一緒でしょうから、検討していただきたいと思います。

市民の気持ちをできるだけ本当にちゃんと聞いた形ですね、取り組みをしてほしいというふうに思います。

2番目に、ふるさと納税の取り扱いについて質問いたします。

本市も平成20年10月に志布志市ふるさと志基金条例を制定しております。ふるさと納税のより一層の納税推進を図るために、市と民間が協力して取り組みをしている先進地があります。3月の定例会でも13番議員から、納税増収につながるチャンスととらえ、攻めの挑戦、展開をしてはどうかという質問があったところであります。

この取り組みをしている所が鳥取県の米子市であります。1万円以上ふるさと納税をすると、焼酎、日本酒、ビール、なし、ハムなどの地元の特産品から好きなものをプレゼントしてもらえたり取り組みをしております。負担割合は、市が3,000円、事業者が2,000円と送料、合わせて5,000円の特産品を送付して納税が図られているようであります。

また、兵庫県姫路市では、姫路城の保存改修のふるさと納税があり、協力者名簿に名前を載せることができる取り組みをして納税を図っております。

特に米子市の取り組みは、地域の特産品のPRと納税の増収を図られた実績がありますが、このように何らかの納税メリットになるような取り組みはできないかお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市のふるさと納税の取り組みにつきましては、平成20年10月にふるさと志基金条例を設置して以降、特設ホームページの設置や市報への掲載、ふるさと会へ出向いての説明、市民や職員の紹介に基づく散らしの送付等に取り組んできたところであります。お陰をもちまして、本日まで35件、1,477万5,754円の寄附金を頂いております。心から感謝申し上げたいと思います。

さて、御質問であります。民間と協力の取り組みにつきましては、鳥取県米子市に先進事例があるということがございます。市と地元企業が経費をほぼ折半して、寄附者に対しお礼の記念品として特産品を送られるということであるようでございます。このことにより、地元企業のメリットとしましては、取扱商品等がふるさと納税のパンフレットに公告として掲載され、配付されることになり、また記念品送付の際は企業が作成したパンフレットを同封するということが可能になっております。ふるさと納税という枠を越え、地元特産品等の広告宣伝、販売促進策としての取り組みが色濃くなっているようでございます。

市へのデメリットがあるとするならば、紹介する企業に市としても責任を負う可能性が出てくるというふうに考えられます。

本市においては、米子市のような特産品等を送付する取り組みは行っておりませんが、ふるさと納税に関連した地元特産品等の広告宣伝、販売促進策としては、県特産品協会に協力をいただけることになっております。この夏からの実施予定としておりますが、これは、かごしま応援寄

附金、ふるさと志基金寄附金、それぞれの寄附者に対して夏と冬に特産品ギフトカタログを送付し、割安で県特産品を提供するというものであります。これらを活用しながら、地元特産品の広告宣伝、販売促進を高める策として取り組んでまいりたいと思います。

**○2番（下平晴行君）** 市長がおっしゃるように志布志市もですね、焼ちゅう、はも、肉、牛、豚ですね、それからピーマン、さつまいも、米、もういっぱいあるわけです。これをその事業者と一緒に出費してやることによって、特産品のPRあるいは志布志市を売るということにもなるわけですので、これに納税が高まれば一石二鳥、三鳥になるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、自主財源が24.4%であります。少しでも財源確保、あるいは志布志市のPRをするということになりますと、早急な取り組みが必要じゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。各種使用料等の納付の取り扱いについてであります。

各種使用料や奨学金の滞納があるが、その滞納額と納付の在り方について伺ってみたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まず、農業集落排水施設使用料につきましてでございますが、現在新しく加入された世帯につきまして、使用開始許可書を送付させていただきまして、使用料金の明細と使用料金発生月等についてお知らせしております。このほか、市内の金融機関に指定の用紙があることから、口座振替の手続きができるよう文書を同封して口座振替を勧めているところでございます。平成21年度の振替率は78%でございます。

滞納分の納付の在り方につきましては、志布志市税外収入益に係る督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき、督促手数料、延滞金を徴収しているところでございます。この徴収につきましては、使用料という受益者負担の原則から、またきちんと納付していただいている皆様方との均衡を図る上から納付をしていただいているところでございます。

また、納付いただけない方につきましては、戸別に訪問徴収を行っております。そしてまた、事前に各課からの可能な限りの情報を得ながら一緒に対応をしているところでございます。

続きまして、住宅使用料についてでございますが、平成20年度の滞納額が1,234万4,650円でございます。

続きまして、水道局でございます。

水道局につきましては、滞納の状況につきまして毎月約700件で発生しておりまして、600万円ほどがその金額となっております。そして、翌月の20日前後に督促状を700通発送し、未納者に対しまして納入を促しております。そして、納入いただけない方につきましては、翌月の10日前後に給水停止予告書を500通ほど発送いたします。この予告書が発送されても納入がない場合には、毎月25日前後に滞納者宅に出向きまして徴収ということになります。その際、納入がない場合、給水停止書を送付して給水を停止させていただいております。

この状況につきましては、700件ありました滞納というものが最終的には20件ほど、金額は10万円ほどになるようでございます。

保育料についてでございます。口座振替が47.8%、納付書納付が52.2%となっております。

そのような中で、保育料の滞納につきましては、平成22年5月31日現在で確定ではございませんが、20年度分が891万760円、平成21年度分が470万6,900円で、合計1,361万7,660円となっております。徴収率につきましては、確定ではございませんが、平成20年度までの分が35.6%、平成21年度分が97.2%となっております。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

奨学金の返納についてでございますが、昨日の給食費同様、奨学金につきましても滞納がございまして、その解消は教育行政における重要な課題の一つであると、こういうふうに認識しております。

教育委員会といたしましても、その対応につきましては協議を重ねまして、昨年から従来の督促状による催告に加え、担当職員が夜間に電話による催告や直接訪問しての催告を行いました。そのお陰で、未納額に比べれば少額ではございますが、昨年度は300万円ほどの成果があったところでございます。

滞納解消の手法といたしましては、このような催告を強化する一方で、生活様式の変化にも対応できるような、返還義務者が納入しやすい方法についても検討が必要かと考えております。

教育委員会といたしましては、現在の奨学金管理システムが口座引き落としにできないことから、システムの見直しによりまして口座振り替えができるように改めなければ、このままではもうどうにもならないところに来ているのではないかと考えておりますので、関係課とも協議いたしますとともに、現在これらの納入方法を採用している市町がございまして、そういう所の様子も聞きながら導入に向け検討をしてみたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○2番（下平晴行君）** 内容については、分かりました。

この住宅使用料とありますが、この連帯保証人ですね、責任がいつからあるのか。この誓約書を見ると、どうも責任の所在がないわけでありまして。連帯保証人何と何と入居者ということで誓約を結ぶわけですけども、この中にですね、「入居後3年を経過し、収入基準を超過している場合は、当該市営住宅を明け渡すよう努めます」と。何かいいかげんで。

それと、その誓約の中に四つ項目があるんですけど、これは市役所から連帯保証人の所に、3か月後なのか、6か月後なのか、1年なのか、2年なのか。これは市長、連帯保証人になった人の責任がですね、市役所の職員の対応で、例えば半年だったら3万円ぐらいで済むのに、1年後にだったら10万円も補償しなきゃいけない、そういう事例が出ているんですよ。

ですから、この誓約書をちょっとよく検討してください。前も私言ったんですけど、全然変わってないです。その担当の方に聞くと、3か月納入がなかった場合は指導しているというようなことを聞きました。しかし、連帯保証人がちゃんと二人いるわけですから、これは大体滞納があ

ること自体がおかしいと思われませんか、市長。1,234万4,650円、1,200万円ですよ。

これは、恐らく出れとは言えないとかいいますけど、これは住宅法というのがあるのかどうか分かりませんが、そういうのでくくられているのかなという気もするわけです。それは、市長、後で答弁してください。

それから、教育長、教育長がおっしゃいましたように奨学金については、納付書で対応していたと。これは納める側にとっては都合がいいわけですよ、納めなくていいですから、忘れたと。ですから、口座振り込みを検討するということでありますので、ぜひですね、早急な対応をしていただきたい。

それと、連帯保証人の役割、これも一緒です。建設課のこの誓約書と一緒にありますから、これをちゃんと、何で保証人になったかということでの取り組みをしているわけで、何で保証人かって。これは、未納の場合は納めていただくというのが誓約書の連帯保証人であるわけですから、何でもここ辺ができないのかなって不思議でならないわけでありまして。教育長がそういうふうに向きに取り組むということでありまして、奨学金については、そういう取り組みをしていただきたい。

それから、水道料であります、水道料については、局長から私も昨日直接聞きました。私は21年の第1回定例会で、旧志布志町は2か月に1回の水道料納付をしていたということで、事務費の経費や納付の送料などが増えるんじゃないかということ等を質問したわけですが、当面は検討ということでありましたけれども、局長からいわゆる漏水、これをよく聞いております。300件程度あるというようなことであります。それが遅れるとその分水道局の負担が多くなるということでありまして、これはよく理解をしたところであります。

ただ、私は、これは市長から局長ですよ。まあいいですね。局長から聞いておりますので、この辺をもう実際ですね、私、局長、課長に直接聞くのはあまり好きじゃないんですけど、ぜひその試算をですね、やってみてください。もう今日は答弁はいいです、内容についてはよく理解しておりますので。

それともう一つは、市長、コンビニですよ、コンビニの活用。いつでもどこでも支払える、納入できる、この取り組みをぜひしてください。特に今の若い人たちは、コンビニ活用、利用が多いわけですから。その辺の取り組みはどうなんですか。

**○市長（本田修一君）** 住宅使用料の滞納についてでございますが、先ほど20年度の滞納額が1,234万円と申しましたが、21年度は1,157万円で、77万円ほど21年度は減っているという状況でございます。滞納徴収には努めているということでございます。

そして、連帯保証人のことでございますが、市条例では、家賃を3か月以上滞納したとき、または正当な理由によらないで1か月以上市営住宅を使用しないときには、入居者に対して住宅の明け渡しを請求することができる。このことから、市としてもそのような事実が確認できたときには、連帯保証人の方に相談し、入居者に対して住宅使用料の納入をしていただくようお願いしているところであります。

それから、ただいまのコンビニ納付のことをございますが、税の納付についてはただいま検討中であるということをございます。使用料については、まだ検討してないということをございます。

**○2番（下平晴行君）** ぜひコンビニ等の取り組みをですね、早急にしていただければ、そういう納付率が高まれば、それなりの自主財源も増えてくるわけですので、お願いしたいと思います。

それともう一つ、市長ですね、私前も言いましたけども、この滞納者は、滞納者になる方は、税、住宅使用料、水道料、あらゆるものが関連しているんですよ。だから前も、全体の滞納リストを作って、同じ課で、名前は収納課か何か分かりませんが、そういう中で対応した、給食費も含めですよ。そうしたら、例えば水道料はそういう休止、水を止めることができる。あとのことは何もできないわけですよ。税は差し押さえができますが、ほかのものはできない。ですから、一体となった取り組みをすることによって、差し押さえもできるし、徴収することができるわけですので、そこら辺は市長どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

例えば、この住宅使用料についても、この滞納額につきましては、平成10年度からのものということをございまして、ずっと催告しながらこのような額に積み上がってきているということをございます。そしてまた、人数としましては60人ということをございます。

ということで、またこの方が別な、例えば税金についても、それからいろんな使用料についても同じようなことで重なっているという方がいらっしゃるということについては、十分認識しているところをございます。

そのようなことから、滞納の件につきましては、各種税金、そしてまた使用料等が同じ場で協議できるよう滞納の債権整理の検討委員会を設けて、一緒に滞納徴収に努めようということについては、取り組みをしているところをございます。

**○2番（下平晴行君）** 市長、一緒にじゃ、それは違うんですよ。同じ所で、その徴収をする人はですよ、職員がですよ、その課じゃなくても室でもいいんです。そういう全体を取り組む所がないと、おっしゃるように課がそれぞれ集まってきてそういう場を持っても、そこは全然違うんですよ。同じ1か所でやっぱりそういうように対応をしていかないと、これはもう本当に進まないと思いますよ。ぜひそこ辺を、これはもう時間がないですからいいです。それを考えてください。そういうことをお願いしたいと思います。

次に、防犯灯の設置について質問申し上げます。

これは、私は19年の第4回定例会で、幹線道路の街路灯と自治会の防犯灯についてということで質問をしております。

私は今回は、今回設置してあるのは防犯灯という考え方で質問をしているわけですが、これは防犯灯なのか、そうすると集落と集落の間で人けのない所に必要じゃないのかなど。ところが、今設置してあるのは、人家がある所に150mかそこ辺の、これも50mか、もう本当に何が基準であるのか分からないような設置の仕方がしてあるわけです。

その設置基準について、市長、お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、既に設置されている有明地区、松山地区と足並みをそろえるために、道路照明灯として平成21年度に地域活性化・生活対策臨時交付金事業において、志布志地区内に482基の照明灯を設置しております。

お尋ねの設置基準であります。基本的な考え方として通学路への設置を基本とし、その他に交通量の多い県道などの主要幹線道路、また市街地については、夜間道路を利用される方が多いことから、特に暗所になっている箇所などに設置したところであります。

設置間隔につきましては、電柱設置を基本にしているため、おおむね50mから200mの範囲内で設置をしておりますが、交通量の多い路線や大きな交差点の前後については若干その間隔が密になっている所もあります。

通学路につきましては、事業実施前に志布志地区内の小学校及び中学校に通学路の照会をし、回答を頂き、設置路線を決定したところであります。

このように通学路を中心として設置したわけではありますが、設置後、通学路でありながら設置されていない箇所が幾つか確認されております。これらについても設置を検討するべく、現在調査を実施しております。この調査を終えた後、設置の必要性について検討し、必要な箇所については設置をしたいと考えております。

**○2番（下平晴行君）** 通学路を基本ということで、50mから200mと。設置までは市が、配線等については九電がしているようであります。これは昨日建設課に行って聞いたところですが。

しかしですね、学校に聞いたってこれは、学校の先生たちは明るいうちに帰るんですよ。どこが必要かって、そんなの分かるはずがないですよ。地域の公民館長なり、やっぱり地域の方々に聞いて、どこが一番必要なのか、なぜされなかったのか。不思議でならないですね、これ。

それと、50mから200mとありますが、同じ路線の中に、市長、50mもあれば150mもあるんですよ、電柱はちゃんとあるのに。私は腹が立ったのは、設置は市がしたというんですよ、これを。九電がしたんなら腹は立ちません。設置は市がしたって言ってるんですよ。いいかげんじゃないですか、これ。これは私、地域、それから八野、潤ヶ野、田之浦、いろんな方からこのことについては、「どげんなっちゃちょっとやろかいな」と、「あまりにもいいかげんや」という声を聞くもんだから今回、市長、質問したんですよ。

だから、なぜ地域の声を聞かなかったのか、市長、お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

学校につきまして、今回通学路に設置するというを基本的な方針としてまいりましたので、学校のみならず照会をしたところがございます。しかし、ここは通学路なのに設置されていないという情報があった場合には、速やかに今後調査をさせていただきまして、設置をしていきたいというふうにと考えているところがございます。

今回の設置につきましては、自治会等につきまして照会しなかったということにつきましては、



少し手落ちがあったというふうにと考えるとごさいます。

今後また、今申しましたように不足している分、そしてまた不用になっている所につきましては、見直しをさせたいと考えます。

**○2番（下平晴行君）** ぜひ市長、そうしてください。

それと、夕方4時ごろ、朝は9時ごろまで電気がついてるんですね、これを聞いてみたら、これは聞いたんです。そしたら、雑木等でご暗くなっているから、センサーでさうだと。さうであれば、やはりさういふ地域の要望も来ているわけですので、一緒にはできませんけど、逐次それをぜひですね、今のことと含めて早急に対応していただきたい。

本当は、基本的にはやはり私は、自然を壊さないためには、暗い所は暗い所が当たり前だといふふうにと思ふわけです。さうすることによつて無駄な金も使わないわけですから。しかし、子供たちの安全といふことで市長もおっしゃいました。安心・安全を考えると、これは必要かなと。それでありますと、当然集落から集落の間、家がない所に100m間隔でも付けていただければ、これは本当に防犯灯の意味がありますよ。はじめて意味があります。家がある所は家があるわけですから、すぐ逃げ込めますよ、危ない、もしもの時があったときには。ですから、そこ辺もですね、どうもその取り組む姿勢がちょっと分からないなといふふうな気がしております。しかし、市長がお答えのとおり、対応していくといふことでありますので、お願いしたいと思ひます。

次にいきます。環境対策についてであります。

ウスカワゴロモが国の指定になったのが、平成22年2月22日であります。なかなかご合わせがいい日であります、市長御承知のとおりこの前川には、出水中学校と潤ヶ野小学校があります。この字のごとく、出水と潤う、「潤（じゅん）」です、潤う。前川はゆう水があっちこっちにわき出ております。さういふことから、この名前が出たのかなといふふうにと思ふわけでありま

す。さういふ環境からもこのウスカワゴロモが自生したのではないかといふふうにと思ふわけでありま

すが、しかしながら、先ほど環境の話も出ておりましたけども、今は家庭排水、過剰な施肥、畜産排水の河川への流入によつて富栄養化が進み、競合する藻類によつて被覆され、また除草剤や合成洗剤などによる成長阻害で活性が低下しているようでありま

す。このことは21年の第2回定例会でも、し尿の垂れ流しでウスカワゴロモの成育を含め、動植物の生態系を壊していく恐れがあり、大変心配しているといふことで、何とかできないかといふことで質問をしております。

さういふことから、その後、水質汚染の対策としてどのように取り組まれたのか、また教育委員会としては、ウスカワゴロモの保護の立場でどのように考えておられるのか伺つてみたいと思ひます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

カワゴケソウ科植物成育地は、国指定天然記念物に指定され、本市にとっては貴重な資源であり、守つていかなければならない宝であります。

基本的に経済と環境とは両立していかなければならないということでありまして、経済性を優先し、環境が破壊されるようでは決していけないということでもあります。また、その逆でもいけないというふうに考えます。私は、これは市の責務として経済にも環境にもしっかり取り組み、相乗効果があるような施策を展開していくべきだと考えております。

昨年度、前川の貴重な生態系を認識し、情報を共有しつつ次の世代に美しい清流を残すため、前川の河川域で地域を代表する方、自然保護活動を行っている方、事業を行っている方、関係行政機関などあらゆる団体の方々に集まっていただき、協議を行い、経済と環境の持続可能な発展を図ることを目的とし、前川河川浄化対策協議会を設置いたしまして、2回ほどお互いの前川に関するかわりについて問題提起をしていただき、一定の進展をみたところであります。このことは、行政内部におきましても関係各課が連携を図り、対処してきたところでございます。

し尿や家庭雑排水につきましては、きれいな水を守るため、畜産排せつ物の適正な処理、合併処理浄化槽の設置促進、公共用水域保全事業によるくみ取り便所、単独浄化槽から合併浄化槽への転換、農業集落排水への接続、あるいは農薬、施肥管理など各種対策の総合的な実施及び住民の意識啓発を行い、カワゴケソウ等の天然記念物を適正に保全していかなければならないと考えております。

また、垂れ流しなどの行為については、厳正に対処していかなければならないものであります。これらの行為を規制する法律に基づく指導、勧告、命令の主体は県にございますが、市といたしましても問題解決に積極的にかかわり、引き続き早期解決に向けて努力してまいりたいと思っております。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

市報の先月号で写真入りで紹介しておりますとおり、本市の前川と安楽川に生育しておりますカワゴケソウ科植物につきましては、今議員御指摘のとおり、平成22年2月22日という日に「志布志のカワゴケソウ科植物生育地」として国の天然記念物に指定されたところでございます。

このことは、私どもといたしましては、垂れ幕を庁舎に下げまして市民にもお知らせをいたしましたし、地元の市でも大きく取り上げられましたので、議員も御承知のことかと存じます。

御案内のとおり、前川にはウスカワゴロモが、安楽川にはウスカワゴロモとカワゴケソウが共生しておりまして、特にウスカワゴロモは、世界中でも志布志のこの二つの河川にしか生育していない極めて貴重な植物と言われております。

議員御指摘のとおりこれらの植物は、その生育条件が河川環境の変化に大きく左右される繊細な植物でございます。このことから、カワゴケソウ科植物が何万年にわたってこの二つの川に生育してきましたことにつきましては、この地が絶妙な環境バランスを保ち続けてきたすばらしい場所であったというあかしであります。

また、今回国の文化財として指定された要因の一つといたしまして、カワゴケソウを守ろうとこれまで努力を重ねてこられた地域の方々の河川環境保護意識の高さに守られまして、志布志のカワゴケソウ科植物が比較的安定した生育状況であることを評価されたものであります。

このようなことから、教育委員会といたしましては、今後とも志布志市民全体に向けまして文化財保護と河川環境保全を呼び掛け、市民の皆様方の意識の啓発を続けてまいりたいと思います。

冒頭申し上げましたとおり、カワゴケソウ科植物は河川環境の変化を敏感に受け取る繊細な植物であり、水中に生育して人目にもつきにくい植物でございます。このため、一時的で急激な変化につきましましては把握しやすいですが、経年的に微妙に衰退していくような状況の変化はなかなかとらえにくい点でもあります。

そのようなことから、今後は5年おきぐらいの割合で専門の機関に定期的な生育分布状況調査を依頼いたしまして、現況把握に努めますとともに、官民一体となってこの美しい自然環境を大切に子孫へ残していけたらいいなと考えているところでございます。

以上でございます。

**○2番（下平晴行君）** 市も教育委員会も本当にこれを、このウスカワゴロモを通じて保護、活用していくということでもありますので、特に市長、前川浄化対策協議会、これをですね、今1回だと思うんですが、2回したのかな。できるだけですね、会を年に四、五回、これやってください。その中には市長がおっしゃいましたように、事業者、関係する地域の方、いろんな方が入っております、学校関係、公民館関係。ぜひお願いをしたいと思います。

それから、教育長にしては5年おきに専門機関を置いて対応していくと、本当に有り難いと思います。私ども前川清流会も会あるごとに、合成洗剤の代わりに石けんを使おうと、石けんを渡して意識を高めているところであります。

ウスカワゴロモが保護されることで地域の環境が守られ、地元の誇りとなり、地域の自然を理解して保全する活動が定着して、地域内外から子供たちが自由に前川のどこでも川遊びができるように、一日も早く関係する方々への河川浄化取り組みをしてほしいというふうに思います。よろしく願いいたします。

最後に、道路についてでございます。改良についてであります。

このことについても、21年の第1回定例会で質問をしております。また今回も、同僚議員からも質問がありました。

国も公共事業については18.3%の削減をしているということで、県の方も大変厳しい状況は重々分かって要望をしているところであります。質問のたびにお願いしているのは、潤ヶ野小学校の全生徒の60%が立花迫地区、福島渡集落、3.6mです、一番狭い所。市長、教育長も写真を見られて分かると思うんですが、大型車が通るとですね、子供たちはもう本当に路肩にへばり付いてというか、危ない状況であるわけであります。

この60%の子供たちというのは、佐野集落、横峯集落の子供たちのことを私は言っているわけです。約3kmあるわけですね。先の同僚議員の質問もありました。

いわゆる車の往来で子供が危険だから、本当は潤ヶ野小学校に出したいけど、出せないと。家も造らない、より一層少子高齢化が進んでいくという、本当に道路というのはまったくそういう関連があるわけであります。

教育長は、13番議員の子供の体力向上を目指した小・中学校の取り組みの中での答弁で、親が車で送迎していると。これは当然そういう親もいます。しかし、この潤ヶ野小学校の子供たちは、もう100%歩いて、しかし雨の日はですね、親が送って行きます。

そして、市長、教育長、その写真に子供たちが、そこじゃないですよ、次の写真なんですけど、2枚目の写真。その先が歩道なんですよ、左側が。すると今そのトラックが通っている所を、途中から左に来るわけです、子供たちは。歩道が左にあるもんですから。右から左に入る。そうです。ですから、そこが一番危険なんです。私はその反対側にある家の方に、もうそこを歩道として、その区間だけ取れないのかなという願いもしたことがあるんですけども、ただ問題は途中からまた左に横切るもんですから、それがどうなのかなという心配をしているわけでありまして。

このように子供たち、まあこれはそこにありますように、この陳情書、要望書にありますように、いろんな役割をしているわけです。これは地域住民の生活の足として、子供たちの通学路として、市長もいつもあれ、農林水産業の産業振興の基盤として、福祉や災害時の緊急医療対策として、こういう大変な需要。それと合わせて、国道220号線の災害時に中断された場合の代替道としても利用できるということで、これは県道でも幹線道路なんですね。順番から言うと本当にこれは、なぜこれが遅れているのかなと、不思議でならないです。

市長は、用地が何か駄目というようなことをおっしゃったんですが、この用地については、県が対応しているわけですよ。どうしても用地ができない場合は市にお願いするというようなこともあるかもしれませんが、その市長は用地が何か無理だというのは、どういう形でそこに入ってきたんですか。そこをちょっとお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この地区の改良工事につきましては、今議員が御指摘のとおり、私自身も市長になってからなぜここが改良がされないのか不思議でございました。この地区につきましては、他の議員からも度々指摘がされておまして、そのたびに県には改めて要請を重ねているところでございます。

しかしながら、従前この地区につきましては改良工事が進められておまして、この福島渡の地区あるいは出水中学校の下の工区におきまして、改良工事が停滞した、止まってしまったということをお聞きしました時に、その当時用地の交渉がなかなかだったということで、この区間の改良工事費の分が別の地区に回されていったというようなことの経緯を聞いたところでございます。

それでは、じゃあ現段階でどうなのかということでございます。中学校の下の地域につきましては、用地の交渉は済んでいるというようなふうにも聞いているところでございます。しかし、福島渡の地区につきましては、まだ解決ができていないというようなふう聞いております。

そして、県としましては、現在進めております柳井谷線がある程度整備が済んだ後に、こちらの方には着手したいというようなことのお話があるところでございますが、地域全体を考えたときに、この路線から、この地区から早期に整備をしてほしいということについての要望は重ねてきているところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 市長、その用地はあれなんですよ、相当前のことであります。一つは

路線が今の県道3号線沿いを改良していくのか。そうなりますと、がけがすごく高い関係で裏の方を通ったらどうかという、そういう話がありました。しかし、その時は、私が知っている人ですので、これは用地も実際は全部解決をしているという状況を聞いていたもんですからね。市長がどの時点でそれを聞かれたのか、確認したところであります。

市長ですね、私は、市長も答弁、先ほどおっしゃいましたように、答弁の中で今おっしゃったそのままなんです。私自身も改めて部分改良だけでも何とか早期に取り組んでほしいという形で強く要望していきたいという答弁をされておりますね。

まあもういいですけども、要望をただ出せばいいというもんじゃないんですよ。丸ごとひっくり返して志布志はこれだけの県道がありますから、恐らく順位が、もちろん柿ノ木線も当然していかなきゃいけないでしょうけども、私はやはりあの立花迫区間のあの1km、あそこの用地をですね、用地だけでも入り込んでほしいような取り組みを、市長、ぜひしてくださいよ。

これは前も言いましたけれども、やはりその当地の市長が本課に行ってお願ひすれば、ここは全然違うんだぞと、違うよと、ある県議からもそういうことを聞いたことがありますし、そして、職員からもそういうことを聞きました。そこ辺はどうですか。

**○市長（本田修一君）** 県道の改良につきましては、私どもは曾於の土木事務所を通じて本課に上げるという手段、段取りでしてきておったところでございます。

そしてまた、特に曾於地区の全体の路線の改良については曾於土木協会で県に対しまして要望を重ねてまいりました。

その中でこの路線についての改良も当然盛り込んであるところでございますが、私自身としましても、個人的にもこの路線については危険度が極めて高いということをお話をしながら、何とか改良を早期に図っていただきたいということの要望は重ねてきているところでございます。

先ほどもお話しましたように、福島渡の区間につきましては、ただいま地主とも交渉中でございます。そして、他の地域との関係もございますので、そちらの方の解決も図りながら、この路線について同意がいただけたらというような段取りを進めているところでございますので、そのことにつきまして御理解いただければというふうに思います。

**○2番（下平晴行君）** 用地はどこですか。

[何事か言う者あり]

出水中学校。出水中学校のことをおっしゃったの、下を。

[「談合じゃいかんが、ちゃんと言わんにゃ」と呼ぶ者あり]

下をもう1回。場所はどこでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 福島渡の区間でございます。福島渡の入り口の辺りの、JAの入り口からですね、カーブになってる区間のことでございます。

**○2番（下平晴行君）** はい、分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

それから、最後に市道弓場ヶ尾・佐野原線の改良についてお伺いします。

県道3号線の志布志小学校の付近の整備が進まないことと、それと鹿屋方面、岩川方面に行く

のに大変便利であるために、この道路を通る車は相当なものであります。

そのようなことからできるだけ早く完成してほしいと思いますが、今後の取り組みについて伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

弓場ヶ尾・佐野原線の改良状況でございますが、本線は大隅半島地域内の連携と中核国際港湾志布志港や東九州自動車道へのアクセスを強化する道路として、平成18年から計画総事業費5億円と見込み、国の交付金を受け整備を行っております。

昨年末に県の代行事業で整備を進めていただいております横尾下大橋も開通し、地域間を結ぶネットワークの強化が図られたところであり、この市道弓場ヶ尾・佐野原線は、その先の潤ヶ野校区及び八野校区、ひいては宮崎県日南地域からの重要なアクセス道路として早期完成が望まれる高速交通体系へ結び付くものであります。

本線の整備延長は、県道南之郷志布志線の横尾下交差点から日南志布志線の佐野原交差点までの1,790mであり、工事の進ちよくであります。一部法面の工事を先行させた区間を除き、880mの改良済みであります。その中には、橋りょうの上牧橋も完成させ、大型車両に対応できる整備を進めているところであります。これまでに投じました事業費は2億6,300万円で、進ちよく率は55%であります。

用地の取得状況であります。昨年度までに94%の用地及び補償契約を済ませており、残りの用地については市外の所有者や相続に時間を要する案件で、連絡を取りながら調整を図っているところであります。

今後の整備につきましては、道路の高さを上げる区間が多く、本線を利用される方々には交通規制など御迷惑をお掛けすると思いますが、引き続き御理解と御協力をいただきながら、平成24年度を完成目標に設定しまして整備を進めております。

**○2番（下平晴行君）** この道路は、先ほど申しましたように大変喜ばれておりますので、ぜひですね、24年度の完成であります。それ以前に完成するようにまた一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

### 日程第3 報告

**○議長（上村 環君）** 日程第3、報告を申し上げます。

お手元に配布の陳情文書表のとおり、陳情第13号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から28日までは、委員会等のため休会とします。

29日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などがあります。

本日はこれで散会します。

午後 3 時48分 散会

## 平成22年第2回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成22年6月29日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第42号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第43号 和解について
- 日程第5 議案第44号 財産の取得について
- 日程第6 議案第45号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第46号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 陳情第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について
- 日程第9 議案第47号 財産の取得について
- 日程第10 議案第48号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 発議第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について
- 日程第12 議員派遣の決定
- 日程第13 閉会中の継続審査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長)
- 日程第14 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)



**出席議員氏名（23名）**

1番 平野 栄作	2番 下平 晴行
3番 西江園 明	4番 丸山 一
5番 玉垣 大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫 京子	8番 藤後 昇一
9番 毛野 了	10番 立平 利男
11番 本田 孝志	12番 立山 静幸
13番 小野 広嗣	14番 長岡 耕二
15番 金子 光博	16番 林 勇作
17番 岩根 賢二	18番 東 宏二
19番 小園 義行	20番 上村 環
21番 鬼塚 弘文	22番 丸崎 幹男
24番 野村 公一	

**欠席議員氏名（1名）**

23番 福重 彰史

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長 本田 修一	副市長 井手 南海男
教育長 坪田 勝秀	総務課長 中崎 秀博
情報管理課長 徳満 裕幸	企画政策課長 溝口 敏久
財務課長 溝口 猛	港湾商工課長 萩本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏史	税務課長 外山 文弘
福祉課長 山下 修一	保健課長 木佐貫 一也
農政課長 上原 登	耕地林務水産課長 立山 広幸
畜産課長 中崎 章文	建設課長 中迫 哲郎
松山支所長 白坂 照雄	志布志支所長 小辻 一海
水道局長 井手 佐喜雄	会計管理者 楠川 昭博
農業委員会事務局長 堀苑 智之	教育総務課長 五代 豊一
学校教育課長 金久 三男	生涯学習課長 津曲 兼隆

**議会議務局職員出席者**

事務局長 今井 善文	次長兼議事係長 徳田 弘美
調査管理係長 坂元 正知	議事係 武田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、鶴迫京子君と藤後昇一君を指名いたします。

○  
日程第2 議案第40号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第40号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、6月17日、委員7名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

質疑として、ブランド推進課の設置は、所信表明の時点で構想があってもいいのではないかなぜ、当初でできなかったのか。2か月で議論できたのかとただしたところ、3月議会で提案すべきとの考えもあったが、課の在り方、方向性が決定されてなく、課の業務内容や人員等、体制について庁内プロジェクトを立ち上げ、チームで検討する必要がある、6月の提案になったとの答弁でした。

次に、現在企画政策課で担当している重要施策もブランド推進課に移すのか。また、歴史の街づくり事業はブランド推進課が行うのか。

さらに、地域の特産品に付加価値を付けてブランド化するのが主流だったが、市長のブランド化は政策ブランドの考え方であるが、協議はされたのか。また、定員適正化で職員が削減する中での新しい課の設置については、職員からの意見はなかったのかとただしたところ、企画政策課は市の基本構想、基本計画及び実施計画の策定や進行管理に伴う調整機能が主となる。ブランド推進課では、市長マニフェストに基づく最重点施策、特化したブランド施策の推進に伴う各課との調整が主な業務となる。歴史の街づくり事業は、ブランド推進課では対応しないとのことである。

また、プロジェクトチームで課、室設置や業務内容、予算、ブランド開発基本方針、ブランドの定義など、また組織についての総体の意見を協議した結果である。定員適正化計画との整合性として、協議の中ではそのような意見もあった。最重点施策を具現化した新たなまちづくりの課題に対応するためにも、早急にブランド推進課を設置し、対応していくという市長の理念がある

との答弁でした。

次に、プロジェクトチームのメンバーや会議の内容と回数は。また、議案提案までのプロセスはとただしたところ、メンバーは課長補佐1人、係長6人、主査8人の15人である。ブランド施策に係る担当課から推薦されたこのメンバーで4回検討会を実施し、意見集約をして、行財政改革推進本部会議で決定した。なお、4月1日の人事異動で、企画政策課にブランド推進課設置担当を1人配置しているとの答弁でした。

次に、新たなブランド推進課設置で、現在所管課が取り組んでいるブランド施策が2課にまたがるが、せきたくまして事業推進に結び付くかとただしたところ、今までの取り組みは継続する。ブランド推進課は、各課との調整が主な業務で、志布志市として一本化して情報発信をしていくものであるとの答弁でした。

また、企画政策課内の係を充実させればよいのではとただしたところ、企画政策課内に室や係の設置でという意見もあったが、日々の業務に追われ、本来の業務が手薄になるという見解から、新たな課の設置により地域ブランドを推進するというプロジェクトチームの意見であったとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、このブランド推進について課を設置することに至った経緯、考え方等をただすため、企画政策課と仮称ブランド推進課設置プロジェクトチームの代表者にも出席を求め、改めて質疑に入りました。

質疑として、課を設置すべきと最終決定したのはいつか、反対はなかったのか、その議論の内容をただしたところ、5月13日に行財政改革推進本部会議で決定した。5人体制にする反対や異議はなかった。また、内容として、所管課と地域ブランド課がかみ合うのか。地域ブランドの販売ルートは。目標年次はいつになるのか。地域ブランドの概念は。予算関係は。具体的に何をするのか。健康づくり、環境、情報基盤は、特命事項でなく、地域ブランドとするのか。将来的には重たい事業になるのでは。室では独立性が確保できない。などの議論があったとの答弁でした。

次に、実務的な業務についてただしたところ、各課の事務分掌を拾い上げ、集めた仕事をするのではなく、総合的プロデュースをするとの答弁でした。

また、ブランドとして質か量かテーマを選ぶべきである。消費者ニーズを把握することなど長期的戦略まで至っていないが、具体的な手法はとただしたところ、具体的な進め方までは整理ができていなかった。調査、研究する時間が必要ではという意見もあった。プロジェクトチームでは室で行った場合と課で行った場合と両方出して、本部会議で決定がされたとの答弁でした。

次に、旧町時代にうまくいかなかったことがある。職員のやる気がそがれ、職員のケアも必要になってくるのでは。プロジェクトチームを1年間組んでから示し、課を設置したらどうかとただしたところ、まず課を立ち上げて、課で練り上げていくことになった。詰めながら方向性も見つけていくとの答弁でした。

次に、走りながら完成していくのでは安心できない。企画政策課の中でやるべきと思うがとただしたところ、横断的になると事業も取り込まないといけないので、企画政策課の中では厳しい

との答弁でした。

それに対し、意味はよく理解できるが、流れが見えず統制も取れていない。予算を組んだ上で課とすべきではないのか。逆になっていると考える。中身が職員間でも統一されていないと感じる。市長にも意見を言うべきではないかとただしたところ、ブランド推進課を設置することで、来年度4月からスタートができる。7月に課を設置して、推進協議会を立ち上げ、やり方の方向性を確立しておかないとスタートできない。行革との整合性は組織再編に向けて検討チームを設け、12月までには結果を出したい。市民のために不利益を被るようであれば市長にも意見、具申はしているとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、この案件については、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

まず、総体的に設置の熟度が足りない。課設置による推進よりも準備段階として対応すべきではとただしたところ、課設置はマニフェストに挙げており、当初4月実施を考えたが、熟度が足りないとの判断で6月議会に提案した。

環境を基本に、情報基盤、健康づくり事業を日本一にするために取り組むことが地域ブランドにつながる。評価を受けている、今あるものから取り組む。そのことを外部に発信することが大事なので、横断的に連携する取り組みを進めたい。また、畜産、農政で日本一を目指す方向性もある。総体的に、日本一すばらしいものをつくり上げると考えると、取り組みを始めるには今回の立ち上げが必要であるとの答弁でした。

次に、プロジェクトチームに課長が入っていないのは無責任と思うが、その理由は。また、行革本部会議を1回で決めている。もっと中身を詰める必要があるが、これから調査をするということだが、どう考えているかとただしたところ、プロジェクトは、実務担当者に協議してもらった。課長会で方向性を示しながら、行革とも内容を詰め、行革本部会議で協議し、決定したとの答弁でした。

次に、全庁的に取り組むことが大事で、そのためには頭に立つ人間が人事、財政、企画という権力を持つべきである。何も持っていないとできない。環境等で全国に発信するというが、二つの課に持たせるので共倒れになる。本来、企画調整の仕事であるが、どう考えるかとただしたところ、これまでも全庁的に取り組んできたが、縦割りで、遠慮して意見を言わない状況であったので、横断的に対応する必要がある。権力というか、強力な指導力ということから市長の特命事項として取り組み、各課長と連携しながら進めていくとの答弁でした。

さらに、理解はできるが、市長の特命であれ、一つにはならない。職員が、プラスになるかマイナスになるかを考える。人事権などがあれば、なびいてくると思うがとただしたところ、協力体制は難しいと思っていたが、口でい疫対策のための緊急集会時や、情報基盤、火災報知器などの周知をするための集落担当制などお願いをしたら、取り組みを了としてくれた。職員は特命として一生懸命に取り組んでくれると期待しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。

反対討論として、地域ブランドの確立がされていない中で設置されるようであり、内容について不透明で、課の設置だけを早急にしたいように見える。平成23年度の組織再編に合わせ、それまでに先進地研修など内部で議論し、地域ブランドの確立をしてから設置すべきである。以上の理由で反対であるとの討論がありました。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第40号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、賛成者なしで否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

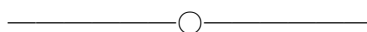
これから採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（上村 環君）** 起立少数です。したがって、議案第40号は、否決されました。



### **日程第3 議案第42号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第3、議案第42号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第42号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明は、議案上程の時と同様に、助成対象の拡充などの説明と条例上の関係する字句の整理を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、対象者は何人かとただしたところ、6月15日現在で4,686人であるとの答弁でありました。

次に、自己負担の3,000円は今後もあるのかとただしたところ、2～3年様子を見て、協議したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

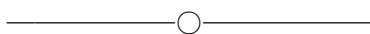
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### **日程第4 議案第43号 和解について**

**○議長（上村 環君）** 日程第4、議案第43号、和解についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第43号、和解について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、市から社会福祉協議会に貸し付けていた訪問介護事業用の軽貨物車が、志布志町の関屋口交差点付近で停車中の飼料運搬車に追突し、双方の車両が損傷したもので、双方の示談は5月に成立したが、貸与していた軽貨物車の破損が大きく、かつ平成7年に登

録されたもので、保険会社の査定も全損扱いとなった。よって、車の評価額と廃車費用の15万5,000円を社会福祉協議会から市側に支払うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、相手方に対して社協も保険で対応できたのかとただしたところ、保険で対応できたとの答弁でありました。

次に、臨時職員が朝8時に車を運転することの労働条件についてただしたところ、車は介護用であり、ヘルパーは相手方の希望により時間が決まるので、このような時間もあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、和解については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** 今、報告を受けたところですが、市の公有財産を消滅をしたと、したがって市民に対して負担を負わせたという私は理解をしております。

そこで、当局は消滅せしめた団体に対して、その見返りを求めているのかどうか。市民に対してマイナスの負担分をどう補おうとしているのか、その議論はなされたのかどうか御質問を申し上げます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** その点についてはですね、協議会、休憩にして、突っ込んだ話、そういうことについては、いろいろ説明を受けたところです。

市が補助をしている団体が市にそのまま返還するだけではないかとか、いろいろな質疑も出たところですが、それは協議会の中でしたので、報告としてはいたしませんでした。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

## 日程第5 議案第44号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第44号、財産の取得についてを議題とします。

議案第44号は、志布志市土地開発公社からの財産の取得の議案であり、志布志市土地開発公社の理事及び監事は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、これより退場いたします。

議長の職務を副議長にお願いいたします。

（上村 環君・西江園 明君・鶴迫京子君・毛野 了君・丸崎幹男君 退場）

○副議長（林 勇作君） おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

議案第44号は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任副委員長（金子光博君） 地方自治法第117条の規定により委員長が除斥されましたので、私から御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第44号、財産の取得について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月17日、審査に資するために現地調査を実施した後、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、委員長が買収の相手方である志布志市土地開発公社の理事であることから、委員会条例第18条の規定により除斥となったため、委員7名により審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案は、本年度実施する市営松波住宅の建て替え用地として、若潮酒造と県営住宅若葉団地に隣接する土地5,806.79㎡を志布志市土地開発公社から5,458万円で購入しようとするものである。

松波住宅については、政策空き家及び建て替え用地確保等の状況から、現地建て替えは入居者の移し替え計画が厳しく、別地建て替えとなったところであり、現松波住宅の跡地については、市街地に近く、都市公園である志布志運動公園に隣接していることから、スポーツ公園ゾーンとして運動施設の機能拡充を図るほか、これに伴う宿舎や駐車場等の整備として幅広く利用が見込まれる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、1㎡当たり9,400円という価格が高いのか安いのか、担当課としてどのような判断をしているかとただしたところ、不動産鑑定による評価額であり、補助対象ということで、購入にあたっては鑑定評価が必要条件である。近隣の若潮酒造に譲渡した金額も大体この価格であり、通常の価格ではなかろうかと考えているとの答弁でありました。

22年度は、何棟の住宅建設に着工する予定かとただしたところ、約5,800㎡に最終的に6棟30戸という形で考えており、22年度は1棟6戸を計画しているとの答弁でありました。

家賃収入に対する補助についてただしたところ、家賃低廉化事業に伴う、近傍同種家賃等から本来家賃との差額に対する家賃対策助成があり、1戸当たり10年間で200万円程度の差がつくので、



30戸とした場合に6,000万円程度は交付金として別枠で入ってくる計算になるとの答弁でありました。

この土地については、観光的なルートの会社、研修施設にしたいというような港湾商工課等の計画も聞いているが、買収するに当たり、港湾商工課なりとの打ち合わせはなかったのかとただしたところ、本来なら建て替えであるため、元の場所に建てるということが基本になると思うが、今回の松波住宅については、政策空き家が進んでいないこと等のため現在地での建て替える土地がないことと、平成17年、旧志布志町時代の構想に公営住宅団地としての建て替えの位置が示されており、その構想にのっとりこの場所に建て替えを計画したところであり、港湾商工課と直接ここに建てるということでの協議はしていないとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

引き続き、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第44号、財産の取得については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○副議長（林 勇作君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（林 勇作君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（林 勇作君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（林 勇作君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

地方自治法第117条の規定により、議長が除斥の対象となった議案第44号が終わりましたので、ここで議長と交代をいたします。

しばらく休憩します。

（上村 環君・西江園 明君・鶴迫京子君・毛野 了君・丸崎幹男君 入場）

○

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○

## 日程第6 議案第45号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 再開します。

日程第6、議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、6月17日、委員7名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、財務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、地方債補正として、公営住宅建設事業と防災対策事業で合計1億3,660万円追加し、一般単独事業、過疎対策事業、臨時財政対策債は、総額で4億2,010万円増額変更している。全体では5億5,670万円増額し、総額19億5,580万円とするものである。

歳入では、18款、繰入金、4目、施設整備事業基金繰入金を710万2,000円増額し、小中学校耐震補強実施設計予算の財源に充当する。

10款、1目、地方交付税は、総額4億3,735万2,000円の増額補正である。

歳出では、2款、総務費、1目、一般管理費、18節、備品購入費95万円は、公用車更新事業の軽自動車1台分である。

3目、財産管理費、15節、工事請負費382万円は、市庁舎誘導灯改修事業のLED誘導灯への取り替え79か所分の工事請負費286万2,000円と、庁舎トイレ改修工事請負費95万8,000円の合計である。

14款、1目、予備費として、口てい疫対策費に千五、六百万円の充用予定で、ほかの災害を考え1,500万円増額して、補正後の総額を3,500万円とするものであるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、公用車更新の目安と、廃棄するときの残存価格に対する考え方はとただしたところ、年数で15年、走行距離で軽自動車10万km、普通車で15万kmを目安としている。また、廃棄処分も購入経費に計上している。まだ乗れるときは公売にして、一般競争入札で売却しているとの答弁でした。

また、更新、修理、車検などの維持管理は、町別に配慮して地域割りにて入札されているか。そのことで市長の指示はなかったかとただしたところ、修理、車検は各地域でしている。更新については市内業者優先で指名入札して、地域割りはしていない。市長の指示は特になかった。本年度は約18社程度の入札であるとの答弁でした。

次に、市庁舎誘導灯改修事業について、79か所の取り替え分は、廃棄か、再利用するのか。また、LED球の耐用年数とこれまでの交換時期との差はとただしたところ、LED本体で交換しなければ対応ができないので廃棄となる。耐用年数は7年で、これまでは平均1年に1回の交換であったとの答弁でした。

また、通常の電灯へのLED利用など今後の取り組み、考え方をただしたところ、CO2削減効果や費用対効果として電気代は削減になるが、電球1個当たりコストにより、まずは非常灯から検証して年次的にやっていく。事務用には照度が落ちることもあるので検討していくとの答弁でした。

次に、庁舎トイレ改修のトイレ内ベビーチェアやおむつ交換台等設置は、本庁1階だけか。また、トイレの洋式化に合わせて1階に1か所だけでもウォシュレットを付ける考えはないかとただしたところ、本庁別館は設置してあるので、本庁舎の福祉課前と税務課前の2か所設置し、一部を改修して洋式化もする。ウォシュレットについては、予算内であれば検討してみるとの答弁でした。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、1目、税務総務費の7節、賃金は、地籍関係土地台帳の電子化作業のための臨時職員雇用1人分の賃金である。

2目、賦課徴収費、18節、備品購入費では、固定資産に係る実地調査用の公用車1台分155万5,000円であるとの説明がありました。

質疑として、公用車の普段の手入れはどうしているか。また、全庁的な取り扱い、点検マニュアルはあるのかとただしたところ、悪路走行後のタイヤ回り等の点検はしているが、エンジンルームなど細部までは点検していない。全庁分については財務課で管理し、各課管理の公用車は担当課で管理しているとの答弁でした。

次に、臨時職員以外の地籍調査のための正職員は何人とただしたところ、地籍調査に配置する正職員は1人で、松山支所にはパート1人を派遣しているが、データは本庁が一括管理している。今は土地台帳の取り込みであり、昨年からの要約書作成で法務局と一致させる作業は終わったが、その中で不突合部分のエラー修正に内容の分かっているパート職員を従事させているとの答弁でした。

次に、総務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳出では、2款、総務費の1項、1目、一般管理費の報酬25万3,000円は、補助金事業仕分けに伴う外部評価者の行財政改革推進委員会委員報酬、10人、4回分の増額補正である。9節、旅費8万2,000円は、委員の費用弁償、13節、委託料76万5,000円の増額補正は、コーディネーターの委託料である。

9款、消防費、1項、2目、非常備消防費の負担金補助及び交付金の消防団員弔慰救済基金433万3,000円の増額補正は、21年度末の退団者が松山方面隊7人、志布志方面隊7人、有明方面隊3人、計17人分の弔慰救済基金積立金の不足分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、事務事業外部評価事業の内容と仕分け対象の補助金は幾らかとただしたところ、事業仕分けの時期は8月下旬、10時から17時まで、土曜日か日曜日、志布志支所か文化会館での実施で調整中である。

補助金は、平成20年に策定した「補助金制度等に係る指針」に基づき各課で評価実施済みであるが、今回は外部評価者として行財政改革推進委員10人を2班に分けて、5人、指導員まで入れて1班6人体制とし、各課から1件ずつ、12事業を2班に分けて6事業ずつ計画している。

行政評価は各課で実施済みなので、仕分け対象の12事業の選定には、補助金額が30万円以上の事業、事業実施にあたり事業の範囲、経費等について市の裁量余地のある事業、外部の視点から意見を聞く必要がある事業、これら三つの条件を満たす補助事業を事業仕分けに載せる計画をしているとの答弁でした。

また、推進委員には事前に事業内容の資料が行くのか。また、12事業選ぶのにも加われるのかとただしたところ、仕分けに挙がる12事業分の勉強会を事前に2回ほど行う予定で、選定にも加われるとの答弁でした。

次に、外部評価委員が事業の中身を理解して正しい判断が下せるのか。判断を下す責任の重さ、受けた側の担当課のモチベーションの低下など、また、その判断どおりになるのか、行政側の判断が加わる余地も残っているのかとただしたところ、外部評価の活用、公表は、1事業ごとに多数決をとり、結果は行財政推進本部会議で議論して、事務事業の必要性について市の方針を決定する。本部会議で、評価会議の結論どおりではなく、変わる場面も予測される。そういう結果が想定される場合にも、外部評価委員による評価なので結果は尊重するとの答弁でした。

さらに、事業の中身を具体的に説明しないと、補助事業は難しく、大変なことになるのでは。受ける側の補佐、係長の考えはとただしたところ、外部評価委員に補助事業の目的や内容など詳細な説明もしないと、評価委員も意見が言えない。関係課が協議した上で1事業ずつ、三つの条件を満たす補助事業を提案してくると思う。各課が協議をした上で上がってきた事業を事務事業評価会議で絞り込むとの答弁でした。

また、仕分け人に対しての補助金を受ける団体は同じテーブルに着くのか。かかわりはどうなるのかとただしたところ、同じテーブルには着かない。会場は一般公開で、かかわりはできない。受け答えは所管課の課長、並びに担当者であるとの答弁でした。

現場の声である肉声が大事であり、関係団体と仕分け人とやるべきと思うが、そのようにする判断根拠はとただしたところ、関係団体は必要性を分かっているのでは、市民目線での判断をするためである。各団体とのやり取りでは收拾がつかないのではと考えるとの答弁でした。

この答弁を受けて、收拾が逆につかなくなるのでは。大きなことになる。魂が入っていない事業であるという意見がありました。

次の質疑として、消防団員弔慰救済負担金の内容はとただしたところ、合併以前の旧町ごとの弔慰救済規定により17年12月末までに退団したとみなしての積算である。

平成18年までの団員は405人で、旧町ごとに積算方法が違う。原資は団員搬出金と後援会費助成金と町助成金である。後援会からの基金積み立てが40万円の3町で120万円ほどしかない。

後援会費は、有明600円、松山1,000円、志布志は校区、分団ごとに違う。公民館から出している所もある。後援会費の在り方も統一できていない。検討しているが進められてない。

また、弔慰救済負担金は、平成17年12月末までの在籍者が退職するまでは毎年発生するとの答弁でした。

後援会費は早急に統一を図るべきだが、分団に投げ掛けても難しいのかとただしたところ、後援会一本化は難しい。志布志地区の統一化を先にしてとの声もあった。街地区、中央、田之浦、八野、潤ヶ野地区との格差がある。協議をしている。もう少し時間が欲しいとの答弁でした。

さらに、なぜ後援会があるのかという考え方の人もいる。後援会に規定があるのかとただしたところ、旧町時代は、各町で弔慰救済規定があった。合併後は廃止で、平成18年からは国の退職金を活用するシステムになったとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁がありました。これら、事業仕分け等総務課分の案件については、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至ったため、審査日程の最後に総括質疑を行うことになりました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入の15款、県支出金、1目、総務費県補助金の市町村合併特例交付金交付事業358万5,000円は、今回で残金0円となり、すべて入り、電源立地地域対策交付金事業450万円も最終年度となる。

18款、繰入金、15目、ふるさと志基金繰入金440万円は、図書館のテラス屋根ふき改修事業やしおかぜ公園管理業務事業に充当するものである。

歳出では、2款、総務費、4目、企画費、13節、委託料は、24年度から28年度の後期振興計画作成のための市内アンケート調査3,000件分の調査委託料94万8,000円と、森山団地の道路等の登記2筆分の15万円である。

15節、工事請負費50万円は、森山団地車止めの分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、自治会運営助成金は昨年と同額の予算かとただしたところ、実績に応じ昨年とほぼ同額であるとの答弁でした。

また、自治会統合推進事業の内容はとただしたところ、予算は40万円を座置きとしている。統合した自治会数引く1に20万円を掛けたものと、世帯数×2,000円で補助金を出すものである。二つの自治体で50世帯と50世帯の集落が統合する場合、40万円の補助金となるとの答弁でした。

また、統合したくても相手方がいるので方法が分からなかったり、調整に戸惑うと思うが、行政として集落にどう対応するのかとただしたところ、問い合わせがあれば、可能であれば相談に乗る。今のところ問い合わせはまだないとの答弁でした。

また、40万円座置きされた根拠は何かとただしたところ、市内には390の自治会がある。高齢化

も進み、行事もできない小さい集落の所は行政としては統廃合を進めていきたいという考え方の座置きである。話のある所には話を持っていき、補助制度のことも機会あるごとに集落に説明をしていくとの答弁でした。

次に、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳出の2款、1項、総務管理費、6目、情報管理費688万8,000円の増額は、地域情報通信基盤整備推進事業に係る嘱託職員1人分、臨時職員3人分の報酬と旅費、通信運搬費、印刷代などである。

同じく5項、統計調査費、1目、統計調査総務費10万1,000円の減額は、4月1日付け職員異動に伴う人件費であるとの説明でありました。

質疑として、技術支援できる嘱託職員の業務内容は。また、報酬が低いと思うが、どうやって決めたのか。また、期限切れの9か月後はどうなるのかとただしたところ、業務内容は、発注者と受注者との間のアドバイスや工事中の技術的チェックも含めての支援になる。

報酬は、市の臨時職員等の賃金表で教育委員会関係のICT指導者の月額17万2,000円に準じた。

また、国の事業の期限は来年3月までである。その後のことは市長と協議するとの答弁でした。

また、来年度以降も影響が続く大型プロジェクトでもあり、今後の管理体制ということであれば、情報管理課で新たな採用とはならない状況の中で、技術支援となる専門的知識のある人の嘱託採用はひっすである。今後、市長と協議してもらいたいとただしたところ、市長と今後のこととして協議の上、検討したいとの答弁でした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入では、15款、2項の県補助金、10目、商工費県補助金のふるさと雇用再生特別基金事業414万5,000円は、国の緊急雇用経済対策事業としての補助金で、特用林産面積拡大推進事業に充当する。

同じく、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業1,686万7,000円は、離職者のための短期的なつなぎの雇用を行うものである。

次に、地方消費者行政活性化基金事業255万4,000円は、消費生活相談業務の強化を図るための事業に充てるものである。

また、16款、2項の財産売払収入、1目、不動産売払収入717万5,000円は、尾野見工業団地の土地売払収入である。

歳出は、7款、2目、商工業振興費、総額で2億8,074万6,000円の増額は、緊急経済対策事業や工場等を新設した企業への補助金である。

主なものとして、報酬126万5,000円は、新たに増員する消費生活相談員の報酬である。

賃金198万5,000円は、プレミアム商品券発行事業に伴う3人の臨時職員分である。

次に、19節、負担金補助及び交付金の商工業振興対策事業の1,000万円は、8月に償還期限が切れる高度化資金償還金のうち、見込まれる不足額を志布志まちづくり公社に補てんするものである。また、志布志まちづくり公社に係る財源としては、オラレまちづくり基金から全額充当予定

である。

また、緊急商工業資金利子補給金交付事業及びプレミアム商品券発行事業にも、それぞれ100万円ずつオラレまちづくり基金から充当予定である。

概略、以上のような説明がありました。

質疑として、消費生活相談員設置事業で1人増員の2人体制での取り組みは募集を掛けるのかとただしたところ、来年3月までの雇用で、今まで雇用されている人が消費生活コンサルタントの資格を取るために2か月休みのため、今来ている人を3月までと、従来の人との2人体制になるとの答弁でした。

また、2人体制になるので、消費者生活相談室を設け、常時そこで相談ができる環境をつくれなから。今の社会状況の中で、行政が消費生活相談員を配置しているという情報が流れれば流れるほど利用者が増えていく。今の段階で需要があるので、部屋の確保をすべきであるがとただしたところ、港湾商工課内での相談となると、工夫はしているが、プライバシー確保が難しい。室等相談しやすい環境をどうやってつくるか、いろいろな形での検討をしている。

相談件数は、市の受付分が設置前は30～40件台であったが、昨年度実績で95件、県の消費生活センターに直接行かれたのが150件くらいある。合わせて志布志市から250～260件ほどの相談がある。相談しやすい環境ができると市民の相談も増えるので、来年いっぱいであれば国の基金等を活用し運用ができるので、その中で実現していきたいとの答弁でした。

次に、プレミアム商品券発行事業の商品券の流れと、市が商店の口座に振り込むまでどれくらいかかるかとただしたところ、昨年と同じやり方で、市が主催し、20%のプレミアムを付けて、1人3万円まで、商品と交換する。商店が商品券を商工会に持参し、商工会で取りまとめた分を市に請求する。市が確認後、商店口座に振り込む流れになる。商工会は1週間程度で取りまとめ、市からの振り込みは1週間以内に行っている。よって、3週間ほどで現金化となるとの答弁でした。

また、商店から銀行という流れで即、1日で現金化している所もあるが、商店主は即現金が必要と考える。多額の場合、3週間もかかれば大変である。商工会を使わなければならない理由があるのかとただしたところ、商工業振興の観点から、商工会が間に立った形での提案しか頭になかった。実施までに実現可能であれば検討したいとの答弁でした。

次に、歳入の尾野見工業団地売払収入の詳細な説明をとただしたところ、尾野見工業団地造成は平成8年に分譲が始まり、平成17年に有限会社太南農場、太久保酒造に販売されている。同系列会社の有限会社中山信商店からの申し出があり、6筆、7,795㎡、717万5,830円である。取得後は、かんしょの集荷、かんしょ貯蔵庫、加工施設等に利用し、併せて一次産業、農産物等の地域活性化になるということで、単価等不動産運用委員会を経て契約に至ったとの答弁でした。

また、6筆、7,795㎡は、団地造成部分以外も含まれているのか。山は入っていないのかとただしたところ、区画分と付随する水路、道路等も含む。山は入っていない。山も合わせて取得するが、団地造成部分の土地のみが港湾商工課である。契約は、団地と山は別々の契約になる。山に

については、松山支所の地域振興課で契約手続きをすることになっている。

企業立地促進補助金等交付事業での(株)南光と(株)堀口園の新規雇用者の予定は。また、今後の採用計画があるのかとただしたところ、(株)南光は(株)ウラカワの工場閉鎖に伴い、新たに(株)南光志布志工場として稼働。18人中、地元採用が8人である。事業を展開して、12人が18人に増えている。

会社の前に7,000㎡の(株)南光の土地があるが、増設なり、関連の他のパートナーの企業も含めて、誘致をお願いしている。事業展開する中で雇用したいという気持ちを持たれている。

(株)堀口園は、てん茶工場の新設での新規雇用は5人である。系列の茶園面積は20町歩あり、今後4ラインにしたいので3人くらいは雇用したいとのことである。

企業誘致は、茶やうなぎ等地元密着型の誘致を図り、雇用の確保を図りたいとの答弁でした。

以上で各所管課への質疑を終了し、次に、市長への総括質疑を行いました。

まず、質疑として、事業仕分けは12事業だけやるのではなく、公平にゼロベースでやるべきだと思うが。また、外部評価者と担当者も事業を熟知していない中で、事業者を除いてやるこういうやり方では会場は、公開なので、事業者も来る。廃止になった場合、担当者は答えられない場面もあると思う。想定外の質問を受けたとき、会場の事業者はどんな立場になるのか。事業者も交えて、即断した方が良いのではないか。また、そのときの一般市民は、結果の在り方に納得するのか。もっとやり方を工夫すべきではとただしたところ、直接補助を受けられる人を査定することは状況的に難しいので、今回、担当がその立場になって仕分けを受ける。すべて仕分けするには仕分け対象になる事業量が多いので、12事業抽出し、取り組む。廃止、削減となれば、現場は厳しい状況になると考えるとの答弁でした。

次に、事業に110万円かけてやらなければならない理由はとただしたところ、この取り組みによって財政改革に寄与すればよいとの答弁でした。

また、本気で行政改革をやろうと思えば、こういうやり方では補助金の見直しはできない。大学の先生など市外の人にさせ、公開せず室内でやるべきだ。市内の人は皆つながりがあり、顔を見れば補助金のカットはできない。市長にはマイナスになる。方法を考えるべきと思うが。

さらに、今回のやり方は、市長として職員がかわいいと思えばやってはならないと思う。長期化、既得権化したのは担当のせいではない。中には強い団体もある。それを断ち切るには、首長のリーダーシップしかない。行革、事業評価に基づき、本年度マイナス10%、一律カットするというやり方しか効果がない。

各課が持っている団体の活動内容、補助金の額は妥当か、常に課長、担当職員が合議し、団体と接して予算要求して今やっていると思う。しっかりやっていないという前提でやるとしたら、初めてということで新聞社等メディアが来て、その中で職員をつるし上げた格好になるのでは。こういうやり方はマイナスのやり方であり、もう少しやり方を考えられないかとただしたところ、現場は非常に厳しいものになると感じている。委員の言われたように、そういう展開になる可能性もなきにしもあらずと思う。

補助金の見直しがいい形でできないもどかしさがある。評価会議という形にすると見直しガス



ムーズにいくのではと考へての提案である。内容は、見直しを重ねたいとの答弁でした。

さらに、補助金の見直しは検証すれば分かる。補助金を切るのは勇気がないとできない。選挙とか考へるとできない。市長が腹をくくってやらなければだれもできない。外部評価会議をしないと補助金の見直しができないような消極的な姿勢では、うまいまちはつukれないとただしたところ、補助金の見直しは、正直言つて選挙前にはできない。更に中身を詰めて取り組みをしたいとの答弁でした。

以上で、すべての課及び総括質疑を終結し、委員からは修正案としない理由として、次のような意見がありました。

課設置条例は否決であるが、補正予算の中に課設置に向けた推進事業として、301万1,000円予算措置されている。本来ならば修正していかなければならないが、議論の中で、課設置に向けてしばらくの間、準備、助走期間として体制を整えるべきだという意見もあったので、そのための旅費や報償費等としてもらえれば、このままでいいのではと考へる。

また、この事業仕分けのやり方はあまり好ましいものではないという意見が多かったことに対して、市長はこのことについても、内容を見直してどう取り組むか検討したいということであったので、特に修正をせずに、予算はこのままでいいのではないかとの意見がありました。

引き続き、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第2号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長(上村 環君)** 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長(西江園 明君)** ただいま議題となっております議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第2号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課、給食センター分について報告いたします。

教育総務課、学校教育課、給食センター分については、同時に審査をいたしました。

執行部の説明の主なものは、教育総務課分は、繰越明許費の説明と、歳入の主なものとして、香月小学校前の国道の歩道拡幅に伴う不動産売払収入と補償費で、歳出の主なものは、小学校と中学校の耐震工事に伴う実施設計の委託料である。

学校教育課分は、理科支援員等実践研究事業とスクールカウンセラー配置事業の減額が主なものである。

給食センター分は、旧志布志学校給食センターの解体に要する経費が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、理科支援員等実践研究事業が6月の補正で全額が減額になった理由についてただしたところ、昨年と同様に志布志小学校と香月小学校への配置を県へ予算要求をしていたが、2年連続での同一校への補助は認められないとのことと、両校ともに理科専科教員が配置されたことにより減額補正するものであるとの答弁でありました。

また、スクールカウンセラー配置事業の減額についてただしたところ、スクールカウンセラーの訪問回数を20回で計画していたが、県からの内示が18回分であったことから2回分を減額補正するものであるとの答弁でありました。

この二つの事業につきましては、各委員から、必要だから当初予算で計上しており、県からの内示がゼロであったり、減ったからといって簡単に減額してよいほどの事業だったのかとの厳しい意見を踏まえ、主に次のような質疑がなされました。

理科支援員等実践研究事業は、大規模校に専科の先生が配置されたのであれば、学校格差をなくす意味からも、ほかの中小規模の学校へ変更するなどの検討はなされたのかとただしたところ、理科支援員は学校規模は問わないが、今回は認められなかった。また、理科より音楽など他の専科を希望する学校の事情もあるが、今後は十分検討したいとの答弁でありました。

スクールカウンセラー配置事業も、今後どのような問題が発生するか分からないのだから、不足分は市の単独費でも計上すべきではないかとただしたところ、今後、市単独費が必要であれば検討したいとの答弁でありました。

旧給食センターに残っている備品の取り扱いについてただしたところ、今まで2回公売をしたが、売れない物が残っているので、くず鉄として処分したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課、図書館分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、ふるさと志基金繰入金として440万円、スポーツ振興くじ助成金として1,102万5,000円、社会教育債が1億2,080万円である。

歳出の主なものは、文化会館費で、文化会館リニューアル事業でホール棟の空調設備及びトイレの改修に伴う業務委託料と工事請負費、また図書館費で、故崎田名誉市民の遺族からの寄附による図書購入費、体育施設費で、しおかぜ公園の管理業務委託料と備品購入費及び松山の城山総合公園の夜間照明施設の設置工事費の経費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、しおかぜ公園の備品購入にふるさと志基金を充当しているが、ふるさと志基金を寄附していただいた人たちにもっとPRできるものへ活用するという発想はなかったのかとただしたところ、ふるさと納税の用途指定が教育用であった分であることから、サッカーゴールの購入に充てたとの答弁でありました。

また、このしおかぜ公園の管理については、多くの委員から質疑が出されました。

その主なものは、なぜ県の施設を市の一般財源で管理するのかという点であり、これに対して、過去に旧志布志町長名で要望書も提出されており、市も要望した施設であることからとの答弁で

ありました。

また、公園の主な使用目的と年間維持費についてただしたところ、公園を使用する競技はサッカーとグランドゴルフを考慮しており、年間の維持費は、800万円から900万円を見込んでいるとの答弁でありました。

また、県は、市に管理をさせておきながら、今後、市の利用計画に横やりをいれるようなことはないのかとただしたところ、今後のことについては協議をしていくが、そのようなことにはならないと思われるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、環境衛生費で、「緑の分権改革」推進事業と太陽光発電システム設置事業である。

「緑の分権改革」推進事業については、地域内循環型社会の構築と排出される二酸化炭素を1990年比25%削減することを協議する研究会を設立する。内容としては、チャレンジ25・紙おむつ・生ごみ等利活用に関する研究会の設置と環境政策パンフレットの作成である。

また、太陽光発電システム設置事業は、専用住宅用太陽光発電システムを設置する際、補助を行い、二酸化炭素25%削減を図る「チャレンジ25」の取り組みの一環として事業を推進するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「緑の分権改革」推進事業で設置する計画の研究会の内容と結論は、いつごろ出す予定かとただしたところ、埋め立て処分するごみの半分にあたる1,000 tが紙おむつであるので、これを再利用できるよう固形燃料化する方法を研究する会と、チャレンジ25を達成するための会である。今年度中に結論を出す予定であるとの答弁でありました。

太陽光発電システム設置事業で、何件ぐらいの補助を予定しているのかとただしたところ、衛生自治会が昨年まで補助していたが、昨年の実績が30件であり、今年度も既に4件の申請があるので、昨年度並みの30件ぐらいを予定しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費県補助金は、保育所緊急整備事業に充当されるものである。

歳出の主なものは、児童福祉総務費は、乳幼児医療費助成事業拡充に伴う経費の増額、保育所費では、保育所緊急整備事業でひばり保育園の建て替えに対する補助金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ひばり保育園の建て替えについて、民間移管する時に建物は無償譲渡しているのだから法人の責任で改修すべきではないかと思うが、事業費の4分の1を市が負担する理由についてただしたところ、安心子ども基金を活用する事業であり、この事業では事業費

の4分の1を市が負担するよう義務付けられているとの答弁でありました。

今後、他の法人から建て替えの計画が示されたときも同様に補助するのかとただしたところ、この基金事業は今年度までであるので、市独自の制度を設けるべきか協議したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費県補助金で、小規模多機能ホーム開設準備経費の助成で、この分は、歳出では老人福祉費で補助金として、県からの補助金をそのまま支出するものである。

歳出の主なものは、社会福祉総務費で国保特会へ法定外繰出金5,000万円、予防費の扶助費で、小児用肺炎球菌の感染予防ワクチン接種費用の助成である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年の2月から5月までの間の小児用肺炎球菌ワクチンの接種状況についてただしたところ、各小児科に問い合わせたところ、小児科1か所当たり4件ほど接種された方がいるとの答弁でありました。

小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成について、予防接種は何人ぐらいを予定して予算措置をしているのかとただしたところ、対象者860人で、接種率は2割を予定して予算措置したとの答弁でありました。

小規模多機能ホームとは、どのような施設であるのか。また、今回開設経費の助成をする施設は何人ぐらいに対応できるのかとただしたところ、デイサービスなどと似ているが、基本的に通いを中心として、同じ場所で同じサービス提供者がデイサービスなどの各種サービスを提供するので、受ける人からは喜ばれる施設である。また、今回の施設の利用定数は25人であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となっております議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、6月17日、委員全員の出席の下、審査に資するために公営住宅ストック活用事業予定地、夏井漁港整備事業予定地、志布志漁協大型製氷機整備事業予定地、弓場ヶ尾地区排水対策構想設計書作成事業予定地の現地調査を実施した後、執行部から関係課長ほか担当職員の出席

を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず畜産課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、畜産課所管の歳出は畜産業費の5,635万3,000円の増額で、主な内容として、県地域振興公社営事業負担金は、事業制度変更による事業費等の見直しにより、畜産基盤再編総合整備事業が1,232万5,000円の増額、資源リサイクル畜産環境整備事業が302万7,000円の減額となり、差し引き929万8,000円の増額となった。

優良種畜保留導入事業の拡充対策600万円は、子牛展示に出場しない、優秀牛の平均価格以上の子牛を新たに対象として、優秀牛と同額の3万円の支援をしようとするものである。

地域内一貫生産対策事業2,000万円は、曾於家畜市場から市内産子牛を導入する肥育農家に対して、5万円を限度に導入額の1割を支援しようとするものである。

全共出品強化対策事業400万円は、平成24年に長崎県で開催される全国和牛能力共進会の第7区の種雄牛として本市の「鉄平号」が選定されており、優秀な種雄牛であることを全国にアピールし、その後の市内産子の価格向上を図るため、1頭当たり2万円の交配支援を行おうとするものである。

口蹄（てい）疫子牛緊急支援事業1,416万円は、先の臨時会で5月競り市分までを措置していたが、6月競り市の中止決定に伴い、6月出荷予定分について計上したところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、口蹄（てい）疫子牛緊急支援事業は、競り市が7月まで中止になった場合はどうするのかとただしたところ、7月以降については動向を見極めながら、適切な措置で9月まで延ばすことがない段階での農家支援に取り組みたいとの答弁でありました。

口てい疫に伴う国の子牛出荷遅延に係る費用支援についてただしたところ、競り市出荷予定月の翌々月の一日から競り市開始までの期間に対して、1日400円を支援するという概要になっているとの答弁でありました。

全共出品強化対策事業については、5月14日から11月13日までに授精したものとあるが、口てい疫により事業達成への影響はないものかとただしたところ、当然口てい疫が終息しないと推進をする期間が短くなるので、対象の授精頭数が確保しづらくなるという懸念は持っている。農家への早めの推進に取り組みたいので、早い終息を願っているところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、農業総務費の主なものとして、やっちくふるさと村施設修繕等事業の修繕費126万7,000円は、平成8年4月の開館以来14年を経過していることから、経年劣化に伴う外壁等の修繕、ふれあい広場の遊具修繕等を行おうとするものである。

農業振興費の主なものとして、経営体育成交付金事業は、新規就農者の初期投資を軽減するため、22年4月以降の新規就農者に対して農業機械施設の導入費用の2分の1を助成する事業が創設され、対象者5名のうちトラクターを申請予定の3名に補助しようとするものである。

園芸振興費の主なものとして、環境にやさしい農業推進事業500万円は、ピーマン、いちご、なすの施設園芸に対し、天敵昆虫の導入、害虫侵入防止資材の導入に助成を行い、農薬の使用低減、農薬散布省力化を図り、環境にやさしい農業の実践に資するために計上したところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふるさと村の開業はいつごろになる予定かとただしたところ、6月12日の土曜日をオープンの日として準備を進めてきたが、口てい疫の影響があり、大々的にオープンして、おいでくださいということははばかれるということで、口てい疫の終息のめどが立つまでオープンを延期しているところであり、今しばらくはめどが立たない状況であるとの答弁でありました。

天敵を導入した環境にやさしい農業推進事業により、農薬はどのくらい減らせているものかとただしたところ、ピーマンの例では、慣行農法では病害虫の駆除のために化学殺虫剤を21回ほど散布しているが、12回に軽減されるということで、農薬散布にかかわる農家自身の健康被害、作物への被害、また化学殺虫剤の散布回数も少なくなり、管理作業が十分にできるようになるとの答弁でありました。

22年度から始まる経営体育成交付金事業については、新たに申請が出てきた場合でも、年度内に事業ができるのかとただしたところ、22年4月以降の就農者で、就農計画書が県知事に認定された認定就農者が対象なので、ある程度限定される方々になり、新たに申請が出てきた場合、次年度以降の予算になると思うとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について御報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、農地整備費の委託料2,300万円は、農業・農村活性化推進施設等整備事業による有明地区の草野地区排水路整備に伴う登記事務委託、志布志地区の弓場ヶ尾地区排水対策構想設計書作成委託と中山間地域総合整備実施計画書作成委託、工事請負費2,771万円、公有財産購入費120万円、補償補填及び賠償金210万円は、有明地区の草野地区排水路整備に伴う経費である。

治山費1,696万円の増額は、県費単独補助治山事業で松山・有明地区をそれぞれ1か所、県営治山事業で有明地区1か所を計画している。

水産業総務費の主なものとしては、工事請負費1,700万円が夏井漁港の消波ブロック設置事業と階段の改修工事を計画している。

水産業振興費の主なものとしては、負担金補助及び交付金で漁協の大型製氷機整備事業費6,236万5,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特用林産面積拡大推進事業の優良品種の穂木についてただしたところ、非常に高値で取り引きされている八丈島のさかきの穂木を2万本導入する計画であり、昨年100本程度試験をしたが、今のところ生育は順調ということで、こちらでも生産できるのではない

かと考えているとの答弁でありました。

種子島周辺漁業対策事業には、一般の漁業者に対する事業はないのかとただしたところ、種子島でのロケット打ち上げによる周辺近海で操業される漁業者への影響を緩和するために助成が行われるもので、直接個人の漁業者に対する支援ではなく、共同利用施設を整備するような形で側面的な支援を実施する事業であるとの答弁でありました。

夏井漁港整備事業については、補助事業はなかったのかとただしたところ、県の担当課等とも協議したが、億単位の工事でなければ補助事業は実施していないということで、財務課とも協議しながら、長年の地区の方々の願いを早く解消するために、今回は一般財源でお願いをしているところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は当初の骨格予算に4億5,432万7,000円を追加し、建設課関係予算が15億3,138万7,000円となり、昨年度と同額程度の予算確保となった。

歳出の主なものとして、道路維持費では、委託料で県の雇用対策事業を活用した高所伐採委託事業1,085万円を計上している。

道路新設改良費の新設改良事業は、1億9,720万円を追加し、このうち新規事業として水ヶ迫線3,018万9,000円を計上している。

都市計画総務費の危険廃屋解体撤去事業600万円は、危険廃屋等を排除し、市内の景観及び住環境の向上並びに市民の安心・安全の確保を図ることを目的として、危険廃屋等の解体及び撤去に係る費用の3分の1、上限30万円を補助しようとするものである。

住宅建設費の工事請負費1億7,500万円は、松波団地1棟6戸、肆部合団地1棟4戸の建設工事、公有財産購入費5,500万円は、松波団地の別地建て替え用地の購入費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高所伐採委託事業について、雇用する人数と期間、また委託先をただしたところ、予定としては、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で失業者の方を6人、6か月雇用してもらうということで、ふるさと協議会に委託したいと考えているとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業に関して、実際に危険廃屋といわれるような所が何箇所ぐらいあるか調査を行ったのかとただしたところ、3年ということで要綱を組んだが、実際にどの程度あるのか企画政策課の方で自治会等にお願ひし、今調査をしているところであるとの答弁でありました。

かなりの事業量が計上され、繰越明許費もかなりあるということで、年度内に消化しきれぬのか懸念もあるが、どのような見通しを持っているかとただしたところ、継続部分については即取り掛かれるような態勢で、今鋭意発注に努力している状況である。基本的には単年度予算ということで、補正した分についても年度内完成を目標に努力していきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第45号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** まず教育委員会の方で2点、それから保健の方で1点お伺いをします。

今回、しおかぜ公園の管理業務事業ということで補正が組まれたようでございますが、県より管理委託を受けるということで、補正が組まれております。

管理委託を受けることで、該当地の事故あるいは災害等の管理責任というのが当然出てくるだろうと。そこら辺の対策が講じられておるのかどうか、それが文教委員会で議論になったのかどうか、その点がまず1点。

それから、松山の城山公園の事業が入っております。聞くところによりますと、このテニスコート、利用度が大変高いということは伺っておりますが、大方が市外の利用者であると、地元の方の利用が非常に少ないということ承っております。

そういう中にこの多額な金を投じていくということは是非か議論の分かれるところではあると思いますが、その利用状況がどういうふうになっておるのか委員会で協議がされたら御報告をいただきたい。

それから、国保会計へ繰り出しが5,000万円入っております。今回で今年度3億7,500万円のトータルの繰り出しと。一般会計から国保へ金を繰り出していく、そのことが国保会計の独自性というものから見ていいのかどうか、国保の見直し、税の見直しというのも視野に入れて議論がされたかどうか、その点についてお伺いしておきたい。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** まず、1点目の事故の責任の所在という点について、そういう事故とかうんぬんということについては、具体的な質疑というか、協議はなされませんでした。

ただ、従来どおり公社に委託すれば、そこが保険に入っておりますので、というふうに理解したところです。

次に、松山の公園の利用者の内訳を今言われましたけれども、それについては、そこまで具体的なことについて、利用者の内訳、今おっしゃった市外の人が多いとかということについての議論はありませんでした。

それと、3点目の国保の会計の在り方については、この件については、法定外繰り出し、そして基金の今回約1億円ある分から5,000万円取り崩してと、こういう在り方については、いろいろ質疑がなされたところです。法定外からこうやって繰り出すのがいいのかとか、そういう点については議論があったところです。

以上です。

**○24番（野村公一君）** まず、しおかぜ公園の管理責任でございますが、委託を受ける管理公社、



ここが保険に入っているからそれで対応するみたいな今説明のようですが、私が申し上げているのはそれではなくて、管理委託という仕事を県から市が受けるわけですね。そうすると、その敷地は全部市に管理責任が出てくると。それを管理委託、ほかのところの団体にさせるということじゃなくて、市に管理責任が出てきたときに、事故や災害が起きた場合、どう対応していくのか、そのしっかりした所管課の詰めができてるのかということをお伺いをしたいわけで、教育委員会との協議の中でそれが出なかったのかどうか。私はすごく大事なことだろうと思うんですがね。管理公社の保険、それでは私は違うと、それは違うというふうに思うんですが、再度お聞きをしてみたい。

それから、松山のこのテニスコートの問題です。1,600万円金をかけて整備をしていくわけです。

もちろん市内市外を問わずお客さんを導入をしていくという姿勢は、私は大事だろうと思うんですよ。ただ、市外の方がいっぱい入って1年に1か月使われるより、わずかな人でもいい、1年12か月地元の人が使われるという方が、私は市の姿勢としては正しいんじゃないかと。

したがいまして、ここの利用状況がどうなのかということは、私はこの補正予算の中で非常に大きな問題点だろうというふうに思うわけですね。

そのことが協議されずに補正予算を組んだということに少し疑問を感じるんですが、併せて議論がなかったというのであれば、委員長が知り得ている範囲内でも結構ですが、御報告をいただきたいというふうに思います。

それから、国保の繰出金ですが、今回で国保会計47億円の中のおおよそ9%ぐらいは一般財源が出ています。いつまでも一般会計に国保がおんぶをするわけじゃなくて、国保は独自のやっぱり事業体制として整えるべきだというふうに私は思っているんですが、その持ち出しに関係して文教委員会では議論がされなかったものかどうか、もう一度ひとつお伺いしておきます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** まず1点目の、市が管理することによって、ちょっと1回目は私が勘違いをして答弁申し上げましたけども、県から市にして、市が管理するようになった、その場合の事故のことについて、具体的に事故うんぬんの責任についての議論はありませんでしたけども、ほかのことを含めて協議は今後していくという、ほかの件もありましたので、それも含めて協議されるものと思いますけれども、それはもう私が思うことでありまして、具体的に事故についてはございませんでした。

それから、2番目の城山の公園のことについては、今御指摘が議員の方からありましたように、その内容については、このことについては議論はなく、そして委員長が知り得るところという御質問もありましたけども、私も申し訳ないですけども、この件については不勉強で、このまま終わってしまったところでございます。

それから、3点目の、確かに今おっしゃいましたように、特会の在り方についてはなされまして、法定外から繰り出す整合性とかについてはいろいろ議論があったところです。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

#### 日程第7 議案第46号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第46号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第46号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、国庫負担金、国庫補助金及び各交付金は、額の確定による増減である。

一般会計繰入金は、5,000万円を計上している。これは、前期高齢者交付金の減額分や不確定要素の大きい医療費に対する予備費確保のため、基金の取り崩しで調整することになっているが、それでも財源不足が生じることからの措置である。

歳出の主なもの、賦課徴収費で、徴収対策用公用車として軽乗用車の購入費を95万円計上している。

予備費は、歳入で説明申し上げましたように5,730万6,000円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公用車を特別会計で購入しなければならない理由についてただしたところ、今回の補正で一般会計でも別に1台分の購入費を計上していることから、国保特会で計上するものであるとの答弁でありました。

基金の残高についてただしたところ、5月末では1億670万円だが、今回5,000万円取り崩すことにより、5,670万円になる予定であるとの答弁でありました。

繰り入れについては、基金の取り崩しと法定外からの5,000万円ずつではなく、法定外から1億円という考えもあると思うが、基金としてはどのくらい必要なかとただしたところ、条例上は保険給付費の月平均の3か月分に相当する額であり、約9億円になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** 先ほど一般会計の方で御質問を申し上げましたが、ひょっとして国保の予算の中で議論があったかもしれませんので、再度お伺いをしてみたい。

今回、一般会計からの繰り出し、総体のおおよそ8%と。このことは、国保の税の見直しを含めてしっかりと議論がされていくべきだろうと私は思われるんですが、そのことが当局との間で協議がされたのかどうか、併せてお伺いしておきます。

**○議長（上村 環君）** 文教厚生常任委員長、答弁できますか。

[西江園明君「整理しますので、午後からにしてください」と呼ぶ]

**○議長（上村 環君）** ここで昼食のため休憩いたします。

○

午後00時01分 休憩

午後1時09分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** 国保特会の運営のことについて議論がなされたかという御質問ですけれども、執行部の方としては、国保運営の原則に立ち返って保険料と国費で運営できればという思いで当初予算は組んだが、今回は平成20年度分の前期高齢者交付金のはじめての精算と景気の落ち込みが予想される状況を考慮して、市長を含め執行部で協議をして、保険料を上げることは厳しいとの判断から法定外の5,000万円の繰り入れをお願いしたという執行部からの答弁はありました。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

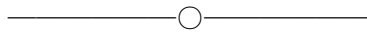
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



### 日程第8 陳情第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について

○議長（上村 環君） 日程第8、陳情第11号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第11号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、執行部から教育長、教育総務課長、学校教育課長の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、陳情に対して補足すべき説明はないとのことで、早速質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国庫負担の2分の1と3分の1による差で市への影響はあるのかとただしたところ、国庫負担は県費負担教職員に関するものであり、都道府県には影響はあるが、市に直接的な影響はないものの、国庫負担を2分の1に戻していただきたいとの答弁でありました。

小学校、中学校では、どのくらいの児童及び生徒数が適切かとただしたところ、小学校は1学級20人以上でクラス替えができる2学級、中学校は部活動の関係から1学級30人以上で2学級の人数が望ましいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

当局からも意見書を提出していただきたいということも踏まえて、採択して意見書を提出すべきである。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第11号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

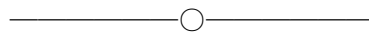
以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

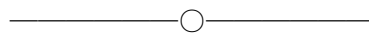
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから採決します。  
お諮りします。陳情第11号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。



○議長（上村 環君） お諮りします。  
日程第9、議案第47号及び日程第10、議案第48号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号及び議案第48号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



### 日程第9 議案第47号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第47号、財産の取得についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。  
議案第47号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、フィールドサーバシステム及び畜産情報システムを買収するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、フィールドサーバシステム及び畜産情報システムをアグリコミュニティ事業用として指名競争入札により、3,643万5,000円で島根県松江市北陵町43番地の株式会社ワコムアイティから買収するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○17番（岩根賢二君）** ただいまの説明だけでは到底理解ができませんので、質疑をさせていただきます。

本来なら産業建設常任委員会に付託になるべき案件かなと思いますけれども、最終日に提案ということで即決ということでございますので、気になっているところを質疑をしたいと思います。

まず、この入札は指名入札ということでございますけれども、何社に指名をしたのか。

それと、落札業者であります株式会社ワコムアイティの会社概要、並びに当該事業に関する実績というものがあれば示していただきたい。

3点目に、このシステムの買収をした後、具体的にはどのように運用されていくのか。その計画はどうなっているのか。

4点目、導入後に保守管理等も必要になってくると思いますが、その保守管理の体系あるいは所要経費はどうなっているのか。今朝ほどの全員協議会では、新たな市としての負担は生じないということでしたけれども、やはりこういうICT関係でございますと、日々進歩いたしておりますので、これが10年、20年そのまま使われていくということではなかろうかと思っておりますので、そういう改善等が生じた場合にはどこが負担をしていくのか、その点についてもお答えをお願いいたします。

それと、5番目に、今朝ほど全員協議会の中では説明がりましたが、仮契約が6月11日となっているが、なぜ最終日に提案となったのかということにつきましては、若干の説明はございました。議案の成案に相当な日数を要して16日ようやく出来上がったということでしたが、その点がちょっとメモをする時間がございましたので、再度説明をお願いいたします。

以上、5点でございます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まずはじめに、入札は何社で行われたかということについてのお尋ねでございますが、入札につきましては2社で入札を執行したところでございます。

本事業は、単なる機器の納入ということではなく、ICTや電算機器、畜産や農業に関する知識、ホームページ等の作成など、幅広い技術と個々の機器を組み合わせ、システム化する総合的な能力が求められております。その中で、市に対し入札参加資格申請がなされておりました2社、ワコムアイティと富士電通株式会社を指名したところでございます。

次に、ワコムアイティの会社につきまして、当該事業に関する実績というようなことですが、株式会社ワコムアイティは、島根県松江市に平成5年に設立され、自治体のホームページ、土木管理、販売管理、生産管理など多数の独自のシステムを開発し、畜産関係においても分べん監視システムにおいて実績のある会社です。

県内では、鹿児島大学農学部農場、県内農家には70件の納入実績があり、近くではJAあおぞら肉用牛繁殖実験センターに平成21年4月、職員が携帯電話やパソコンで監視できる分べん監視カメラシステムを導入しております。

次に、買収後の運用計画についてのお尋ねでございますが、平成22年5月10日、農業者、農協、酪農組合、情報管理課等で構成する志布志市アグリコミュニティ事業推進協議会を設立し、フィールドサーバの設置箇所、事業推進策について検討をいただき、今後の気象データの活用等の啓発もお願いしたところでございます。

まず、フィールドサーバシステムは、農家の経営安定を図るべく、市内ほ場に気象把握用のフィールドサーバを3台設置し、温度、湿度、日照、土壌温度の情報を市役所に蓄積し、今後の作物栽培管理の基礎データとして提供します。

さらに、市内農畜産物の消費拡大を図るために、ピーマン、いちご、メロン、茶のほ場にライブカメラ6台を設置し、情報を市役所に集約しながら、安心・安全な農畜産物の情報をインターネットにより全国に情報発信し、志布志市のブランド化を進め、農家所得の向上につなげていきます。市で管理していく計画でございます。

次に、畜産情報システムは、市内全酪農家13戸に分べん時の安全性向上と労力の負担軽減を図るべく、各農家の牛舎に分べん監視カメラと受信用のパソコンを整備します。

これは、牛舎から離れた畑等での作業中や夜間に分べん予定牛の様子を携帯電話やパソコン画面で把握し、分べん兆候や異常分べんをいち早く確認し、適切な処置を講じることにより分べん時の安全性向上につなげるものです。

次に、乳用牛の発情兆候及び出産後の疾病発見と効率的な授精業務の確立を図るべく、各農家への発情発見装置と酪農組合に集中管理の機器を整備します。

これは、牛が発情すると歩数が増える行動に着目して、分べん後授精時期が近づいた牛の足首に発情兆候を把握する万歩計のような発信器を装着し、自宅のパソコンや携帯電話及び酪農組合のパソコン画面で発情兆候を確実に把握し、農家と酪農組合双方の協力で授精適期での授精実施と酪農組合の人工授精業務の効率化を図りながら、受胎率の向上及び疾病の発見につなげるものです。

次に、保守管理の体系や所要経費ということについてのお尋ねでございますが、保守管理につきましては市の備品で管理いたします。年間の維持管理費用としまして、年間予定では、通信運搬費、ポータルサイト管理委託料など約120万円程度を想定しております。

なお、畜産のシステムにつきましては、市内の13酪農家と酪農組合に無償貸与の計画ですので、維持費用については酪農組合、各農家で負担していただく計画であります。

次に、契約についてですが、仮契約につきましては6月11日となっているが、なぜ最終日に提案となったのかということについて、今朝ほど報告したとおりでございます。

入札執行から契約締結については、財務課で執行しております。11日に仮契約を締結後、議案送付が23日になり、最終本会議での上程になりましたのは、仮契約書に付します仕様書の中のシ

システム運用保守の期間が3月末に設定されておりましたが、これでは口てい疫の影響でシステム導入が遅れた場合に保守管理期間が短くなる恐れがあったため、納品後6か月をシステム運用期間とする旨の申し出をしまして、契約相手方にもこれを了承いただき、変更後の仕様書の提出が16日となりまして、主管課、農政課に契約手続き完了の事務連絡が届いたのが16日でありました。その後、議案の成案作業に取り掛かりましたが、審査等に日数を要しまして、23日に議案の送付ということになったところでございます。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** ただいまの答弁の中で、フィールドサーバの方に関しては市が管理していくと、それで経費も負担するということでしたね。畜産に関しては、13戸の農家でやるということでしたが、その辺の不平等性というのはいないんですか。

それと、先ほど第1回目で質疑をいたしました、今後そういうICの改良といいますか、そういったことが生じるかと思いますが、その点についての答弁がございませんでしたので、その点をお願いいたします。

それとですね、提案が若干仮契約日から遅れたということに関しては、当然6月議会にということと考えておられたと思うんですけども、このだんだんだんだん遅れてきたということについて、議会側に対しての実はこうなんですよねという、そういった途中での経過報告といいますか、そういったことはなされていたのかどうか、その点を確認いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

フィールドサーバにつきましては、市で管理ということで、年間の管理が120万円程度ということで想定しております。これにつきましては、全体の農家にこの情報については提供するというようなことでございまして、この分については市で管理すると。

そして、畜産のシステムにつきましては、今回酪農家をモデル的に選定したわけですが、酪農家御自身が活用されて経営改善が図れるということで、今後このやり方が全市的に畜産農家に波及していくためのモデル的な事業でございますので、そのような意味でこのシステムにつきましては、当事者の農家に負担していただくというようなことの計画でございます。

当然、こういった機器につきましては、日進月歩というようなことでどんどん新しい機種が普及されている状況でございます。このことにつきましても、今後そのようなものを積極的に取り入れながら、別途また新しい補助事業等がありましたら、そういったのを活用しながら取り組みを進めていきたいとは考えております。

それから、契約につきましては、今朝もお話を申し上げましたようなことで、事務事業に手間取ったということで、本来6月の当初で提案すべき内容だったところでございます。

この地域協議会の設置というものがまずされなければならなかったということがございまして、その開催をしながら、改めて先ほども申しましたような仕様書の内容についての変更というのを重ねまして、指名がされて入札というようになりまして、契約が遅れてしまったということでございます。



このことにつきまして、私どもも十分議会の方に事前に御相談しながらするべき内容だったということにつきましては、反省をしております。誠に申し訳ございません。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** ちょっとよく分からないから教えてください。

このフィールドサーバシステム、これはそれぞれ農家がされるんでしょうが、モデル事業という事です。どれぐらいの農家がされるのかですね、お願いします。

この畜産情報システムについては、13戸の農家とそれぞれ酪農協同組合ですかね、そこをされるということでありました。1点目はそれが一つです。

二つ目は、回線は、今回志布志がICTのそれで整備をしますね、光ファイバーケーブルを。すべての行政情報端末等を含めてやるわけで、その回線を利用してやられるんですかね。それともNTT回線を何か利用してやるのかということをお願いします。

そして、三つ目に、この契約ですけど、仮契約書の中で、第8条第2項ですね、ここに委託業務の終了届を受領したときは、10日以内に乙又はその代理人の立ち会いの下に、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならないと、志布志市がですね。ただし、乙、ワコムアイティ又は代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査ができるというふうになっているんですが、志布志市にこうした専門的な検査をできるだけの技術を持った、スキルを持った職員がいるのかどうかというのが1点です。

で、欠席のまま検査ができると、こういったことが果たしてどうなんですかね。欠席のまま検査ができるというふうにしたその理由を教えてください。

そして、4点目に、業務委託料の支払いということで、この畜産情報システムの方は業務委託料120万円というふうに先ほど答弁があったんですが、上の方のこのフィールドサーバシステム、ここについては、この委託料とかそういったのは発生しないものなのかどうか、ちょっとお願いします。

**○畜産課長（中崎章文君）** お答えいたします。

畜産関係のシステムにつきましては、回線につきましては、光ファイバーが充実する前に運用が開始できますので、携帯の回線を使いまして運用を開始すると。そして、光ファイバーが整備された後については、そちらの方に移行するというようなことで予定をいたしております。

**○農政課長（上原 登君）** フィールドサーバシステムの場合、どれぐらいの農家が活用されるのかということですが、フィールドサーバ、気象ロボット装置でございますので、市内3か所に気象ロボットを配置し、その情報を市の方で蓄積をし、先ほど申し上げました温度、湿度、日照、土壌温度の気象データを市のパソコンから配信をするというものですけれども、農家さんの方はこの市のホームページにアクセスをしていただいて、自分のほ場が気象ロボットの地点からどれほど離れている、そこと何度温度が下がるのだという把握をしていただいて自分の栽培管理に利用していただくということで、何軒の農家が直接利用されるということでは現在把握していないところでございます。地域協議会の中でそれらの活用を推進をさせていただくという

ことで考えております。

また、これらのデータにつきましては、携帯電話回線で市の方に情報をつなぐということで想定いたしております。

製品の検査につきましては、原課の方ではなかなか検査が難しい部分がございますが、情報管理課と提携をしながら検査をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（上村 環君）** しばらく休憩いたします。

○

午後 1 時 36 分 休憩

午後 1 時 38 分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 再開いたします。

**○財務課長（溝口 猛君）** 仮契約書第 8 条でございますが、検査において乙又はその代理人が立ち会えないときは、欠席のまま検査できるという条項でございます。これは、市の標準書式でもそういうふうに定めております。

検査当日、相手の都合で相手方が出席しなかった場合は、そのまま検査を行うと、ただし検査の結果については、相手方は異議申し立てができないというような形にしているところでございます。

**○農政課長（上原 登君）** 先ほど市長の方から年間の維持経費が 120 万円ほどかかると御説明申し上げましたが、この 120 万円の経費につきましては、フィールドサーバの維持運営に係る通信運搬費、電気代、そういったものを含めまして 120 万円ほど年間必要であろうというふうに見込んでいるところでございます。

なお、畜産情報システムにつきましては、各 13 農家、それから酪農組合の方でそういった電気、通信費については負担をいただくので、市では発生しないということで考えております。

**○19番（小園義行君）** 当面は携帯の回線等々を利用してアクセスしたり、いろいろやるんだということ。後では光ファイバーに変わっていくというような答弁でしたね。それはよく分かりました。

ただ、この検査のですよ、これ立ち会わないことはないでしょうけど、欠席のまま検査ができるということはですよ、だから先ほど質疑をさせていただきましたけど、我が市にこうした精通したですね、スキルを持った職員の方が実際におられるんですかね、これ。いかがですか。これはもう字面は、今課長がおっしゃったとおり、そのとおりよく分かりますけど、そういった専門の方がいない状況の中でも、いない状況で、中身がよく分かるという、そういう精通したスキルを持った職員の方が実際本市におられるんですかね。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** この検査についてでございますが、一応情報管理課の方にも協力が求められておるところでございます。

情報管理課としまして、仕様書に基づく機器が納入されているか、それから全体システムとし

て使うことができるか、仕様書どおり稼働できるか、そういう部分について検査をしていくつもりでおります。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○3番（西江園 明君）** 先ほどの市長の答弁の中で、私今朝ほどの全協の中で3月の時の説明の確認という意味で、市に維持費、将来負担は発生しないのかという確認という意味でしたら、先ほどの答弁の中では、片方はないけど、それについては年間維持費120万円が発生するというふうに、私は今初めて今議会で聞いたわけですけども、今朝ほどの私の質問がもうパソコンとかうんぬんということだったから、まあ余計ごちゃ答えんかったというふうに理解していいんですかね。

というのは、私はもうこの事業については、発生せんたつと。しないのかという確認で質問したら、発生しないという答弁だったんですけど、ここで聞いたら120万円、年間維持費が発生すると。これはずっと永久的に発生するわけですから、その辺のちょっと今朝の答弁との整合性について、もう1回お願いします。

**○畜産課長（中崎章文君）** お答えいたします。

今朝ほどの全協の中におきましては、議員の方から、畜産課の関係についてはというふうな前置きがあったかと思っています。したがって、畜産課分については市としての費用は生じないということで御答弁申し上げたところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** 大方事業の内容というのは理解をするんですが、確認だけをさせていただきたいと思うんですが、今回この事業を取り組んでいく中で、フィールドサーバを市内に3か所設けていくんだということで、その3か所が市内全域の対象者に活用がされる可能性があるかどうか。設置をしてからこの地域が利用できないとかという障害があってはまずいと。したがって、しっかり平等に権利が受託できるかどうか、そこを確認をしておきたいというふうに思います。

それから、今回酪農家13世帯が対象で行うわけですが、よかれと思ってこのシステムを導入をされたんだろうと。であれば、和牛の飼育農家、ここらを将来どうお考えになっておられるのかですね、その見通しをひとつお伺いをしておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この事業につきましては、農業者、それから農協、酪農組合、情報管理課、そしてまた担当の方等で志布志市アグリコミュニティ事業推進協議会を設立しまして、このフィールドサーバの設置箇所について十分検討いただきながら設置するということになります。ということで、今お話がありましたように、市内全域が平等な形で対象になるような地域を選定してサーバが設置されるというふうに考えます。

先ほどもお答えしましたが、今回モデル的に酪農家につきましてこの事業については御協力を

いただきながら、事業の進ちょく内容につきましてデータ等を集積させていただきながら、この事業の成果が上がるように一緒になって取り組むところでございます。

当然、このことが酪農家の労力軽減、そしてまた速やかに分べんの兆候が確認できるとなれば、経営効率の効果というものが図られてくるということになりますので、そのことでもって地域の和牛の生産農家の方々も注目される内容になるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そのことがきっちり成果として出てくるとなれば、地域の和牛農家にもこのことについては更に普及をさせていきたいというふうには考えます。当然市でも積極的に取り組むところでございますが、有利な事業等を模索しまして導入を図ってまいりたいと考えます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○9番（毛野 了君）** ちょっと市長にお尋ねをいたしますが、今の答弁で、和牛農家をどうするのかという御質問でしたので、今の答弁を聞いてみると、なかなか前向きじゃないような答弁ですが、この納品業者を選定した根拠というのは、JAあおぞらさんの肥育センターでよかったということで、それと県下で何箇所か実績がありますから導入いたしましたということですから、実績をもう認めてるわけでしょ。これ、ぜひ9月ぐらいの補正で組むぐらいの気持ちでやらんと駄目ですよ。

ぜひ前向きな姿勢で取り組んでください。ひとつ要望しておきます、これは。

終わります。

**○議長（上村 環君）** 答弁は。

**○市長（本田修一君）** はい、ありがとうございます。

財源等の問題もあろうかと思っておりますので、そのことも十分協議会、また農家の方々の御意見等も賜りながら、積極的に進めてまいりたいと思っております。

**○2番（下平晴行君）** 1点だけお願いいたします。

このICT事業が、いわゆる23年からは実施できるわけですよ。早めにこの事業を導入されたというのは、恐らくこの回線がダブってくると思うんですね。これを早く実施したいということだけで、その経費の部分がどうなのか、もうちょっと考えて取り組むべきじゃなかったのかという気がするんですが、そこ辺はどうなんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回、フィールドサーバ等のネットワークの関係でございますが、現計画におきましては、まず携帯電話カードでスタートをするというような計画でございます。その後、光ファイバー等が整備された以降に光ファイバーの方に移行するというところで計画をしております。

ですので、その費用等について重複するということはないというふうに考えております。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○11番（本田孝志君）** ちょっと教えてください。

初歩的なことですが、これに各農家、市民の人たちがアクセスした場合ですね、料金等は発生するものでしょうか、どうでしょうか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** フィールドサーバにつきましては、インターネットのホームページから公開するということになります。それで、市民の皆様方は、自宅でインターネットを見れる環境があれば無料で今回整備するホームページを御覧いただけるということになります。

**○11番（本田孝志君）** いや課長、市民がですよ、アクセスした場合、料金が発生するかということなんですよ。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 市民の方々がインターネットを使う場合に、既にその環境があるということであれば、プロバイダー等にもう既に契約をしてある方につきましては、新たに発生するということはないというふうに考えております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、可決されました。

—————○—————

#### **日程第10 議案第48号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第3号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第10、議案第48号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、口蹄（てい）疫子牛緊急支援事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,456万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億4,777万9,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を3,456万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の農林水産業費は、口蹄（てい）疫子牛緊急支援事業に係る補助金を3,456万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○畜産課長（中崎章文君）** ただいまの補正予算に係ります支援内容について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料を御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

1号補正及び2号補正により6月の子牛競り市延期までを措置いたしておりましたが、県内の競り市開催については、県経済連の理事長が記者会見され、都城の清浄化だけでは判断できない、川南町などの状況を見ながら検討するとの方針を示し、再開へ向けた協議段階に至っていないとして6月25日に予定されていた協議が中止されたところであります。

現在のところ、競り市再開の協議ができない、再開されても競り市の正常化は10月までかかるとの意見もあり、これらを踏まえ今回の追加補正で、出荷予定の4月から9月分が8月から10月に出荷見込みと想定し、口蹄（てい）疫子牛緊急支援事業の追加措置を行うものであります。

なお、これまで支援月数は3か月を限度としておりましたが、4か月以上となることも考えられるので、競り市延期全期間を対象とするよう併せて措置いたしたところであります。

また、予算外ではありますが、防疫の強化策として蕨（わらび）野と港湾においては、上下左右4方向から消毒液を噴射するゲート方式に改善、強化いたしたところであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 日程第11、発議第7号につきましては、会議規則第39条第2項の規定に

より、委員会への付託を省略します。

○

**日程第11 発議第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について**

**○議長（上村 環君）** 日程第11、発議第7号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました発議第7号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第11号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であり、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があることから、教育予算に関する事項の実現について格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、菅直人、内閣官房長官、仙谷由人、文部科学大臣、川端達夫、財務大臣、野田佳彦、総務大臣、原口一博でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、原案のとおり決定されました。

○

**○議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました発議第7号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

#### 日程第12 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第12、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

#### 日程第13 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第13、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申し出につきましては、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

—————○—————

#### 日程第14 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第14、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されましたすべての案件を終了しましたので、



これをもって議事を閉じ、平成22年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

午後2時03分 閉会